

令和 4 年

第 8 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 4 年 12 月 5 日

閉 会 令和 4 年 12 月 14 日

大 津 町 議 会

令和4年第8回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2 月 5 日	月	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明、議案審議、委員会付託	
1 2 月 6 日	火	午前10時	委員会	各常任委員会	
1 2 月 7 日	水	午前10時	委員会	各常任委員会	
1 2 月 8 日	木		休会	議案等整理	
1 2 月 9 日	金	午前10時	本会議	一般質問	
1 2 月 1 0 日	土		休会	議案等整理	
1 2 月 1 1 日	日		休会	議案等整理	
1 2 月 1 2 日	月	午前10時	本会議	一般質問	
1 2 月 1 3 日	火	午前10時	本会議	一般質問	
1 2 月 1 4 日	水	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	
会 期				1 0 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 専決事項の報告（1件）
- 財政事情公表
- 定期監査報告
- 令和4年度大津町教育委員会点検・評価報告
- 令和4年9月例月出納検査の結果について
- 令和4年10月例月出納検査の結果について
- 令和4年11月例月出納検査の結果について

令和4年第8回大津町議会定例会会議録

令和4年第8回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

令和4年12月5日(月曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 西 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦																																				
欠席議員	16 番 桐 原 則 雄																																				
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 府 内 淳 貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金 田 英 樹</td> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>中 井 雄 一 郎</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>佐 方 美 紀</td> <td>総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長 兼 法 制 執 務 係 長</td> <td>吉 良 元 子</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>田 邊 嵩 博</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 部 長</td> <td>木 村 欣 也</td> <td>教 育 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 部 長</td> <td>坂 本 光 成</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>産 業 振 興 部 長</td> <td>田 上 克 也</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>百 田 止 水</td> </tr> <tr> <td>都 市 整 備 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>梅 田 博 隆</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記</td> <td>村 山 博 徳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>大 塚 昌 憲</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金 田 英 樹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎	副 町 長	佐 方 美 紀	総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長 兼 法 制 執 務 係 長	吉 良 元 子	総 務 部 長	藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博	住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美	健 康 福 祉 部 長	坂 本 光 成	教 育 部 長	羽 熊 幸 治	産 業 振 興 部 長	田 上 克 也	教 育 部 次 長	百 田 止 水	都 市 整 備 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆	総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記	村 山 博 徳			総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲		
町 長	金 田 英 樹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎																																		
副 町 長	佐 方 美 紀	総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長 兼 法 制 執 務 係 長	吉 良 元 子																																		
総 務 部 長	藤 本 聖 二	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博																																		
住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	教 育 長	吉 良 智 恵 美																																		
健 康 福 祉 部 長	坂 本 光 成	教 育 部 長	羽 熊 幸 治																																		
産 業 振 興 部 長	田 上 克 也	教 育 部 次 長	百 田 止 水																																		
都 市 整 備 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆																																		
総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記	村 山 博 徳																																				
総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲																																				

会 議 に 付 し た 事 件

議案第68号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第69号	大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
議案第70号	大津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第71号	大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
議案第72号	大津町下水道事業受益者負担金審議会条例の一部を改正する条例について
議案第73号	熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本縣市町村総合事務組合同約の一部変更について
議案第74号	大津町運動公園ほか8施設の指定管理者の指定について
議案第75号	令和4年度大津町一般会計補正予算（第9号）について
議案第76号	令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第77号	令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について
議案第78号	令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
議案第79号	令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 4 年 1 2 月 5 日 (月) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 総務常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 7 議案第 6 8 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 9 号 大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 0 号 大津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 7 1 号 大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 7 2 号 大津町下水道事業受益者負担金審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 7 3 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本県市町村総合事務組合同約の一部変更について
- 日程第 1 3 議案第 7 4 号 大津町運動公園ほか 8 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 4 議案第 7 5 号 令和 4 年度大津町一般会計補正予算 (第 9 号) について
- 日程第 1 5 議案第 7 6 号 令和 4 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 6 議案第 7 7 号 令和 4 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 7 議案第 7 8 号 令和 4 年度大津町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 8 議案第 7 9 号 令和 4 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算 (第 3 号) について
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 1 9 議案質疑
議案第 6 8 号から議案第 7 4 号まで 一括質疑
議案第 7 5 号 質 疑

議案第76号から議案第79号まで

一括質疑

日程第20 委員会付託

議案第68号から議案第79号まで

午前10時00分 開会

開議

- 副議長（坂本典光） 先ほどお伝えしたとおり、桐原議長より欠席の届出が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により私が議長の職務を行います。よろしくお願いたします。
- ただいまから令和4年第8回大津町議会定例会を開会します。
- 本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 副議長（坂本典光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番、荒木俊彦議員、1番、大村裕一郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定

- 副議長（坂本典光） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。
- まず、議会運営委員会の報告を求めます。
- 津田議会運営委員会委員長。
- 議会運営委員会委員長（津田桂伸） おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について、報告します。
- 当委員会は、11月25日午前10時から、役場委員会室において、桐原議長にも出席を願い、令和4年第8回大津町議会定例会について審議いたしました。
- まず、町長提出議案の12件について、執行部から説明を求め、協議いたしました。
- また議事日程、会期の日程、その他の議会運営委員委員会、全般について協議いたしました。
- なお、一般質問については、12名ですので、1日目は、通告の1番から5番まで、2日目が、6番から10番までの順で、3日目が11番から12番までの順番で行うことにしました。
- 会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から12月14日までの10日間といたします。
- なお、今回もマスクの着用や、室内での換気を行うなど新型コロナウイルス感染予防のための措置を行うことを申し合わせます。
- 以上、桐原議長に答申いたしました。

これで議会運営委員会報告を終わります。

議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（坂本典光） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から12月14日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○副議長（坂本典光） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4から日程第6まで一括上程

○副議長（坂本典光） 日程第4 総務常任委員会所管事務調査報告について、日程第5 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について及び日程第6 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告についての3件を議題とします。

総務常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会広報編集特別委員会委員長から所管事務調査報告の申出がっておりますので、この際これを許します。

荒木総務常任委員会委員長。

○総務常任委員会委員長（荒木俊彦） それではただいまから令和4年度総務常任委員会所管事務調査について、御報告を申し上げます。

当委員会の所管事務調査は、令和4年11月8日から10日間2泊3日で埼玉県川越市、それから同じく日高市、そして群馬県の藤岡市の3か所において事務調査を行ってまいりました。最初に初日の11月8日、埼玉県川越市議会におきまして、川越市議会ハラスメント根絶条例についてを研修を行ったところであります。川越市議会におきまして、平成30年の9月、議会事務局女性職員から議員によるセクハラ、パワハラ行為に対する厳重注意及び再発防止の対策について弁護士を通じて議長に申出があり、その後記者会見がなされたそうでありました。対象とされた議員はセクハラ、パワハラ行為を否定をされたそうでありましたが、令和4年1月、対象議員が名誉棄損で提訴いたしました。議員側が敗訴をいたしております。同年10月高裁で議員がハラスメントを認めて謝罪、慰謝料を支払うことなどで和解が成立したそうです。平成30年9月におきまして、会派代表者会議で一刻も早い対応が必要と合意がなされ、第三者委員会を設置することになり学識経験者、

弁護士2人の3人による委員会で聞き取り調査などを15回行い、11月末に16回目で報告書を議長に提出がなされ一部の行為がハラスメントに該当するとの報告がなされたそうであります。その結果、平成31年3月議会におきまして川越市議会ハラスメント根絶条例が可決制定がなされております。この研修において参考になったこととして、川越市ではこうした職員の勇気ある告発で条例制定に結び付いたものと思われまます。令和4年4月から民間の中小企業でもハラスメント防止対応が義務化されたところでありまます。また我が町の近隣自治体の菊陽町や熊本市でもハラスメントが問題になっております。大津町町議会でもハラスメントの予防と対処について明確なルールが必要と考えられると思ったところでありまます。

続きまして、翌日11月9日、埼玉県の日高市におきましてメガソーラーに関するトラブルと規制条例について研修を行いました。日高市における太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例制定までの経緯、住民の声などをお聞きしたところでありまます。日高市内ではいわゆるメガ、1メガ未満の太陽光発電設備が2か所あるそうでありまます、いずれも山林ではなく平地において2か所あり、その後新たに市の景勝地でありまます日和田山近くの山林15ヘクタールに11メガワットの太陽光発電所計画が持ち上がり住民の反対運動もあつて、令和元年8月に日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例が制定されたものでありまます。この件においていわゆるメガソーラーの開発業者による規制訴訟が行われ日高市の条例第11条で、50キロワット以上の太陽光発電設置について市長の同意を求めております。更に市が指定した保護区域内での設置には、市長は同意をしないとされてるわけではあります。これに対して開発業者が設置規制は営業の自由を侵害するとして裁判を起しましたが、訴えは却下されました。

主な理由は、業者の計画は県の林地開発の許可を得ていないので事業実施の要件を満たしていないとなつております。裏を返せば業者からすると林地開発などの要件を満たしていれば市長の同意は法的拘束力がないと解釈しているようでありまます、結果的に業者は事業を強引に進められない状況となつております。

条例の特徴として規制区域が明確になっているということでありまます。土砂災害特別警戒区域など危険地域のほかに森林保全区域990ヘクタール、観光拠点区域30ヘクタールが特別保護区域に指定がなされこの区域にメガソーラーの設置を市長は同意をしないとはっきりと明文化されてる点でありまます。また、発電設備の適正な設置、維持管理の責任、撤去の責任まで条文に示されております。参考になったことといたしまして、日高市でのメガソーラー設置裁判で条例による設置規制は法的拘束力がないかもしれまませんが、住民や行政を無視するような強引な開発を許されないというかなり強力な歯止めになっているという点でありまます。大津町でも特に北部河川の上流域でこれ以上のメガソーラーによる山林開発は認めないという厳しい条例が必要だと思われたところでありまます。FIT法による再生可能エネルギー優先政策は理解できるところではありまます、メガソーラー設置による利益は一般町民が支払う電気料金が原資となっているものでありまます。住民が土砂災害の危険にさらされたり、公共の景観を壊されたり、動植物の生存を脅かすような開発は公共の福祉の観点から許されないと思うところでありまます。法律による規制が追い付いていないので

あれば地方自治体が率先して条例などで規制するのは当然のことと思われます。日高市は特別保護区域として森林保全区域、観光拠点区域をしておりますが、ここには50キロワット以上のソーラー発電は規制がなされその広さは11.5平方キロメートル、市の全体の面積が約48平方キロメートルでありますから、市全体の24%に当たる面積をこうした規制の対象としているところであり、住民の不安や意見に応じて法律の不備を補うために厳しい条例を制定した行政と議会に敬意を表してきたところであります。

続いて3日目、11月9日、群馬県藤岡市におきまして路線バス「めぐるん」について研修を行ったところであります。藤岡市は、面積が我が大津町の2倍の広さということで、相当広く東西に細長い地形であります。そして東側の八高線周辺に人口が集中している市であります。路線バスは藤岡市を拠点として5路線6系統がございました。その中でめぐるん市内循環線を中心に説明をお願いしたところであります。

こちらの地図が藤岡市の中心市街地を右回り、左回りいわゆる山手線のように巡回バスが約1時間に1回、右回りであるいは左回りに循環をするそういうバス路線となっております。運行距離は16.4キロメートル、この間に31か所のバス停があり1周すると50分、そして10分間休憩してまた次の便がでるといことで運賃はどこまで乗っても100円であります。車両は市が市内のタクシー会社に対応しハイエースの10人乗りが使用されております。こちらがめぐるんのバス停の看板と、右側がこのハイエースの10人乗りのめぐるんバスであります。委託費用として、令和3年度で2千118万円、利用客が1万8千514人とされました。1便当たり2.8人が乗車されているそうですが、コロナ以前は約1便当たり4人が利用されていたそうです。その他の4路線は委託費用が3千817万円となっております。この右側のめぐるんに実際に我々事務局も含めまして7人乗車をしましたものですから、途中で利用されている市民の方が乗れないという事態が発生しまして、そういう定員以上に利用客が来た場合は、会社の方でタクシーを準備をして、そのタクシーで同じく100円の値段で目的地まで乗車できるという仕組みになっているようであります。こうした座学の後に、防災公園と走行視察をいたしました。公園の遊具が子供さんが遊べる遊具であります。防災対応として国の財源補てん対象にされているそうです。また空き地には250戸の災害公営住宅などを建築できる広さがあります。公園では親子の遊ぶ姿があり、大津町でも運動公園などいざというときの防災公園に位置づけたらよいと感じたところであります。

参考になったこととして、めぐるん市内循環線に乗車体験をし藤岡駅から市役所まで5バス停、左回りに乗って市役所前で下車、それで7分後に右回りに乗車をして元の藤岡駅に帰ってきたということであります。大体500メートルぐらいのバス停からの距離でありますので、バス停まで歩いても普通の方はあまり苦にならないと思われます。ハイエースワゴンが普通車で小回りがきき、乗り降りにあまり時間がかからないため一般の大型バスに比べてスピーディーに感じたところであります。大津町の中心市街地は東西約8キロメートルあります。巡回バスを走らせるとしたら20から25キロメートルほどの運行距離になるのではないかと考えられます。ただし大津町は北側が

坂道になるため、巡回路線のコースがかなり難しいと考えられます。試験運行でこれから工夫をしていく必要があると思われると感じたところであります。

以上で、総務常任委員会所管事務調査についての報告を終わらせていただきます。

○副議長（坂本典光） 豊瀬文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（豊瀬和久） 皆様、おはようございます。ただいまから令和4年度の文教厚生常任委員会の所管事務調査について報告をいたします。

当委員会は、令和4年11月14日、月曜日から11月15日、火曜日の2日間、埼玉県和光市、東京都世田谷区、東京都渋谷区において所管事務調査を行いました。

まず1日目が、埼玉県和光市で認定こども園や市民プールを併設したPFI公民連携による和光市広沢複合施設「わびあ」について視察をしました。和光市は東京都に隣接することからベッドタウンとして人口が増え約11平方キロメートルの面積に8万4千人の人口となっています。本町と同じように本田技研工業の工場建設によって工業都市として発展し、国や民間の研究研修施設などの立地が進んでいます。複合施設わびあの施設及び管理運営の状況につきましては、市が所有設置する施設として、児童センター、市民プール、保健センター、学童クラブ、防災備蓄倉庫、そして民間が所有設置する認定こども園、児童発達支援センター、カフェなどを備えた温泉施設、診療所、駐車場があり管理運営の状況としては児童センター、市民プール、学童クラブに関しては指定管理者が管理運営をされており保健センターと防災備蓄倉庫のみを市が直接管理運営をされている状況です。このような複合施設をつくるに至った経緯については、平成24年に総合児童センタープール等において大規模な漏水が発生し、多額の修繕費用が見込まれることにより長期間プールの使用が停止されていたことや総合児童センターの本館の老朽化、それとともに保育ニーズが増加していたことから建て替えの検討が行われたとのことでした。しかし単純な建て替えでは施設の維持ができないため民間の資金やノウハウを活用し、全ての施設を一体的に整備するPFI公民連携による複合施設としての整備で検討が進められました。PFI事業が適切かどうかを判断する導入可能性調査では、PFI事業における最も重要な考え方の一つであるVFMという支払いに対して、最も価値の高いサービスを提供するという考え方では、従来発注の公共事業で整備運営を行った場合の57億5千900万円と比べると、総事業費が約8.2%、5億円削減できるとともに民間施設から市が受け取る定期借地代が年間約2千万円の歳入増、立体駐車場や広場は民間企業が整備運営を行うため財政負担はないなどの結果が出ています。PFIによる事業の実施により民間の資金やノウハウを活用することによって施設整備に係る費用を削減し、サービスの向上が図られているとともに、事業会社の一括化により問合せ窓口も一本化され施設同士の連携も取りやすくなっているとのことでした。本町におきましても、認定こども園を含む複合施設の整備にあたっては、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより町が直接実施するよりも効率的かつ効果的にサービスを提供できる事業については、PFI手法も検討していくべきではないかと思いました。

次に、東京都世田谷区で都立砧公園みんなの広場の視察について御報告いたします。東京都では個性の豊かな人や文化の違いがある人など誰もが互いの違いを理解しながら交わり支え合う社会の

実現に向けた取組を進めています。その一つとして多様な子供たちが共に遊び楽しむことのできる公園の整備に取り組んでいます。その第1号として一昨年3月都立砧公園にみんなの広場がオープンをしました。ユニバーサルデザインを取り入れた遊具のあるインクルーシブ公園です。東京23区の中でも大きな敷地面積の砧公園は公園内に野鳥の様子を観察できるバードサンクチュアリや野球場やサッカー場などのスポーツ施設、美術館、レストランなどもあり1日中楽しめるスポットとして地域の人々からも利用されている。この公園の一角の約3千200平方メートルが令和2年3月みんなの広場として生まれ変わりました。誰もが楽しめるようにこだわり抜かれた遊具の数々や怪我や事故のリスクを減らすため地面はクッション性に優れたゴムチップ舗装、アスファルト部分は滑りにくい舗装でほとんど段差がなく、車椅子でも園内をスムーズに移動できるようになっています。また寝そべることができる幅広のベンチや子供の急な飛び出しや動物の進入などを防ぐために、広場全体を白いフェンスで囲ってありました。このようなみんなの広場で遊んでいる親子の声がパンフレットに掲載をされていました。周りの目を気にしたり、子供を連れて移動する大変さを考えると本当にしんどいです。公園にすら来られない親子もいっぱいいると思うので、そうした人たちの思いも聞いてもらえるとうれしいです。また友達の弟が障害があるらしいけどだから何って感じ。いつも公園に遊びにいくとその子も入ってみんなで一緒に遊んでいるよ。など様々な事情を抱えた人がいらっしゃいます。このような多くの方々をもっと居心地よく過ごせるために利用者の声を聞くモニタリング調査を実施していて、フェンスも扉も白1色だから出入口が分かりにくいという声に対し、門扉に色を塗ったらいいじゃないかというアイデアがでて、何色がいいかと聞いたところ、目立つ色、自然に合う色という意見や見ると違う色だと今日は何色の扉で待ち合わせしようと言えるといった声を生かして、出入口の色がオレンジ、緑、青の3色になっていました。このように利用者の意見を聞き、その中から出たアイデアを取り入れ公園を運営されているそうです。

本町においても子育て世帯が増加しており、子供が安心して遊べる場の整備が必要となっています。誰もが歓迎される公園、多様な子供が生き生きと遊べる公園を整備することにより、お互いを尊重し支え合う社会づくりにもつながるのではないかと感じました。

最後に東京都渋谷区において、まちのこども園代々木公園の視察について御報告いたします。まちのこども園代々木公園は国家戦略特区を活用した都立代々木公園内にある認定こども園で園舎は広大で緑豊かな代々木公園原宿門に入ってすぐの所にあり、最寄り駅もJR山手線原宿駅から徒歩4分とアクセスしやすい恵まれた立地の中、公園の広大な広場を園庭代わりに利用できることなど公園内にあるメリットを感じました。子供は社会や文化の中で育つということを基本理念に町ぐるみの保育を提唱し、地域に開かれたこども園として0歳児を含む128名の園児を受けられています。まちのこども園の特色でもある誰もがアクセスできる地域社会との接点である代々木公園は、年間約1千万人の国際色豊かな利用者が行き交い多様な自然環境、歴史、文化が育まれています。本町においても認定こども園を含む複合施設の整備を検討しており、その整備においては、公園の隣接地などを活用し、地域に開かれた施設として整備することも検討していくべきではないかと感じました。

以上で、文教厚生常任委員会の所管事務調査についての報告を終わります。

○副議長（坂本典光） 三宮議会広報編集特別委員会委員長。

○議会広報編集特別委員会委員長（三宮美香） 皆様、こんにちは。ただいまより議会広報編集特別委員会所管事務調査について説明をします。

令和4年9月21日、東京都シェーンバッハ・サポーにおいて全国町村議会広報研修会が開催され、編集委員5名と議会事務局員1名で参加をさせていただきました。

9月でしたので、101号の議会だよりに既に掲載をさせていただいております。

テーマとしては、1 絶滅危惧から持続可能な議会広報。2 住民に伝わる情報発信と広報誌作成のポイント。3 優秀議会広報が教えてくれることと題して説明を受けています。

住民に情報が伝わる広報誌とは、1 住民参加による共感、2 写真と文字のバランスを考えた見やすさ、3 タイトルや見出しを工夫したわかりやすさを意識して編集することが重要と理解をしました。

今回の研修を通して議会だよりの内容を常に見直しながら、ブラッシュアップさせていきたいと考えております。

以上、議会広報編集特別委員会所管事務調査報告を終わります。

○副議長（坂本典光） これで総務常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会広報編集特別委員会委員長の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時52分 休憩

△

午前11時00分 再開

○副議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議案第68号から日程第18 議案第79号まで一括上程・提案理由の説明

○副議長（坂本典光） 日程第7 議案第68号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから日程第18 議案第79号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についての12件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様おはようございます。

今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

まず、議案第68号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、関係する条例を整備するため、条例を制定しようとするものです。

次に、議案第69号、大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例については、人口増

加や権限移譲等による行政需要の増大に適切に対応し、質の高い行政サービスを提供できるよう職員の定数を改め、最適な組織体制を整備するため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第70号、大津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第71号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法第288条の規定により、令和5年3月31日をもって菊池環境保全組合が解散し、その全ての事務を菊池広域連合が承継することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第72号、大津町下水道事業受益者負担金審議会条例の一部を改正する条例については、大津町下水道事業受益者負担金審議会の所掌事項を追加し、下水道事業運営全般を審議する審議会を設置するため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第68号から第72号までの案件については、条例の制定及び一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第73号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、熊本県市町村総合事務組合を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第74号、大津町運動公園ほか8施設の指定管理者の指定については、大津町運動公園ほか8施設の管理及び運営を、効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するものであり、指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第75号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第9号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億7千620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、172億2千770万2千円とするものです。

歳入では、国庫支出金3千426万3千円、県支出金1千104万4千円、寄附金2億円、繰入金2億100万円、諸収入79万3千円、町債2千910万円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、総務費2億1千15万4千円、民生費3千254万2千円、衛生費2千330万1千円、商工費、7千604万2千円、土木費6千433万8千円、消防費72万円、教育費5千734万3千円、予備費1千336万7千円をそれぞれ増額し、議会費5万円、農林水産事業費155万7千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第76号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、30億5千99万2千円とするものです。

歳入では、県支出金75万6千円を増額し、歳出で、総務費3万9千円、保険給付費75万6千円、諸支出金45万8千円をそれぞれ増額し、予備費49万7千円を減額するものです。

次に、議案第77号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、歳出で、収益的支出の営業費用を534万9千円増額するものです。

次に、議案第78号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、収益的収入の営業収益282万9千円、資本的収入の企業債6680万円、補助金9千61万9千円、負担金及び分担金462万1千円、資本的支出の建設改良費1億6千486万9千円をそれぞれ増額し、収益的収入の営業外収益122万3千円、収益的支出の営業費用122万3千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第79号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、収益的支出の営業費用254万2千円を増額し、収益的収入の営業外収益18万1千円を減額するものです。

議案第75号から議案第79号までの案件については、「令和4年度、一般会計各特別会計及び、各事業会計の補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長から、詳細を説明させていただきます。

○副議長（坂本典光） この際、念のため申し上げます。各部長の説明は、議案第68号から、議案第74号まで。議案第75号から、議案第79号まで分けて説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆様、おはようございます。

私のほうからは議案68、69、70そして73の4本について御説明を申し上げます。

まず議案第68号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明をいたします。

議案集は1ページから12ページ、説明資料集は1ページから22ページになります。

説明資料集の1ページをお願いいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整備を行うため大津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ほか10本の条例の一部改正をし、大津町職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものでございます。地方公務員法の一部を改正する法律の概要としましては、国家公務員の定年の引上げに伴いまして地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げることを踏まえまして、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講じるものとなっております。同様の措置といたしまして組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため役職の定年制の導入、それから60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる制度の導入。当分の間60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準に設定すること。任命権者は当分の間職員が60歳に達する日の前年度に60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務

の意志を確認するよう努めるものとする情報提供意思確認制度の新設などが主なものになります。

説明資料の3ページをお願いいたします。新旧対照表により御説明をいたします。

大津町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の改正に伴う引用条項を改めるもので、人事行政の運営の状況に関する報告の対象外職員について再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員へ改正するものです。大津町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の改正に伴う引用条項を改め再任用の短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改正するものです。

また、定年前再任用短時間勤務職員の給与に関し規定をするものになります。

5ページをお願いいたします。大津町職員の公休に関する条例の一部改正につきましては、公休の種類及び自由にいわゆる役職定年制による後任等に伴う公給等を新たに規定するものになります。

6ページをお願いいたします。附則で施行期日を第1項とし、大津町一般職の職員の給与に関する条例、附則第4項における読替規定及び役職定年制による後任に伴う公休の場合の取扱いを新たに規定するものになります。職員の懲戒の手續及び公開に関する条例の一部改正につきましては、定年年齢の引上げによりまして60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の職員の給与月額が当該職員の受ける給料月額の7割措置とされることに伴いまして、減給する場合の基準の給料月額等について減ずる額が、現に受ける給料額の10分の1を超える場合は当該額を減ずるものと規定するものです。

7ページをお願いいたします。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、公益法人等への職員派遣について定年退職の特例として引き続き勤務している職員及び役職定年による後任等の職員及び管理監督職への任用の制限の特例として、引き続き管理監督職を占める職として勤務している職員を派遣の対象外として規定するものです。職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正につきましては、職員の1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振り、年次有給休暇に関する事項に関して再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へと改正するものになります。

10ページをお願いいたします。職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業や育児短時間勤務をすることができない職員として定年退職の特例として引き続き勤務している管理監督職を占める職員を規定し再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改正をするものです。

13ページをお願いいたします。大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の改正に伴う引用条項を改め、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改正することが主なものとなります。

19ページをお願いいたします。附則の第4項において60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の職員の給料月額について当分の間、当該職員の職務給及び号給に応じた額の7割とすることを定めるものです。附則の第5項で給料月額7割の適用外とする職員の規定、20ページから21ページにかけて第6項から第9項については、当分の間、後任前の給料月額の7割と後

任後の給料月額の7割との差額を調整額として支給する等を規定するもので、第10項で施行に関し必要な事項は附則で定めるとしております。

22ページをお願いいたします。技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につきましても、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員へ改正し、併せて地方公務員法の改正に伴う引用条項を改めるものになります。一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正につきましても地方公務員法の改正に伴う引用条項を改めるものになります。

議案集の10ページをお願いいたします。附則の第1条で令和5年4月1日から施行することとしております。第2条で暫定の参与職員等の用語の定義を規定し第3条以降でそれぞれの条例において暫定再任用等の取扱いについて経過措置を規定するものになります。

続きまして、69号、大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案集は13ページ、14ページ、説明資料集は24から26になります。職員の定数につきましては、条例で任用可能な職員数の上限を規定しているものですが、今回人口の増加や権限移譲等による行政需要の増大に適切に対応し、質の高い行政サービスを提供できるよう職員の定数を改め最適な組織体制を整備するために条例の改正をお願いするものです。

説明資料の24ページをお願いいたします。改正の背景といたしましては、人口の増加や行政需要の増大に伴い職員が行う事務も増加、複雑化しておりまして、令和3年度から本年度にかけて業務の棚卸し、業務プロセス等の調査分析、組織の課題や問題点を可視化し、業務の改善を推進するための業務量調査を実施し、大津町と人口や産業構造が類似する類似団体と比較をしたところ、現状の定数219に対して33人が不足しているという分析結果が示されております。

またその中で、不足する職員数に応じた業務時間の中で、そのうちの約3割分は正職員として本来担うべき業務の整理、それからアウトソーシングの活用、ICT技術の導入、事業の廃止縮小等によりまして業務改善が可能という分析の結果を踏まえまして、不足すると示された職員数の33人の7割に当たる23人を現在の定数に加えるものになります。今回の定数の改正を踏まえまして業務改善への取組を進め、住民への行政サービスの向上そして住民満足の向上へとつなげてまいりたいと思っております。

説明資料集の26ページをお願いいたします。新旧対照表になっておりますけれども、職員の定数を町長部局を178人から197人に、教育委員会部局を33人から37人に変更し、合計を219人から242人に改正をするものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第70号、大津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は15ページから29ページ、説明資料集は24ページから36ページになります。説明資料集の27ページをお願いいたします。地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、定年が段階的に引き上げることに伴いましていわゆる役職定年制、それから定年前

再任用の短時間勤務制、それから情報提供意思確認制度の導入、暫定参与制度の措置並びに60歳以降の職員の給与の取扱い等規定するものになります。

30ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明をいたします。

総務省から示されました改正定年条例の例では、本則を後ろ盾にして定年制度それから管理監督職の職務上限年齢、役職定年制ですけれども、それから定年前再任用短時間勤務の3つの制度について定めることとしているため題名の次に目次を新設をするものになります。第1条は地方公務員法の改正に伴う引用条項を改正するものになります。第3条は定年年齢を定める規定で定年の引上げにより職員の定年年齢を現行の60歳から65歳に改めるものです。第4条は所要の規定の整備を行うものですが、新たな改正としましては第4条をたたき台として管理監督職を占める職員の勤務延長についての規定を追加するものになります。

32ページをお願いいたします。第6条以降は、地方公務員法の改正に伴い新設する規定になります。それから合わせまして、第6条は管理監督職の勤務上限年齢制、それからの対象となる管理監督職を定める規定になります。第7条は役職定年が適用される年齢を定める規定で、役職定年が適用される年齢は国家公務員等の均衡の観点から60歳と定めるものになります。第8条は役職定年を行うにあたって遵守すべき基準を定めるものになります。第1号の基準は当該職員の人事評価の結果または勤務の状況及び職務経験等に基づき、標準職務遂行能力及び当該後任等をしようとする職員についての適正を有すると認める職に後任することとするものです。第2号の基準は、できる限り上位の職制上の段階に属する職に後任することとするものです。第3号の基準は、当該職員を後任するときの職位はやむを得ないと認める場合を除き当該職員よりも役職定年前に上位の職にあった職員が後任するときの職員に比べ同じ職かまたは代えの職位とすることとなるものです。

3ページをお願いいたします。第9条は管理監督職、勤務上限年齢いわゆる役職定年制による後任と及び管理監督職への任用の制限の特例を定める規定です。

36ページをお願いいたします。第10条は異動期間の延長等に係る職員の同意の規定になります。第11条は異動期間の延長申請が消滅した場合の措置の規定です。第12条は定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定になります。

37ページをお願いいたします。第13条は組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定になります。第14条は条例の実施に関して必要な技術的細目的事項は規則に因することを規定しております。

38ページをお願いいたします。附則の第3項は現行の定年年齢が60歳の職員に対する定年の段階的引上げに関する経過措置になります。附則の第4項は情報提供意思確認制度に関する規定になります。

議案集の22ページをお願いいたします。附則の第1条で施行期日を令和5年4月1日としております。附則の第2条以降については、経過措置に関する規定などとなっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

最後に、議案第73号の熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本

県市町村総合事務組合同規約の一部変更について御説明をいたします。

議案集35ページ、それから説明資料は44ページになります。職員の退職手当等の事務を共同処理する熊本県市町村総合事務組合同規約に関し、組合の構成団体であります菊池環境保全組合が令和5年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本県市町村総合事務組合から脱退するため規約変更の同文議決が必要となるものです。

説明資料の45ページをお願いいたします。別表の第1で組合を組織する地方公共団体の表、それから46ページの別表第2で組合の共同処理する事務の第3条第1号に規定する事務の項、並びに47ページの第3条第9号に関する事務の項中、菊池環境保全組合を削除するものになります。改正後の規約の施行日は令和5年4月1日としております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○副議長（坂本典光） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。議案第71号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案集は30ページ、説明資料集は40ページをお願いします。

今回の条例改正は、菊池環境保全組合が解散し、その全ての事務を菊池広域連合が承継することに伴い、条例の一部を改正しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料集の40ページをお願いします。

1. 条例改正の目的は、菊池環境保全組合が解散し、その全ての事務を菊池広域連合が承継することに伴い、「大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例」中の「菊池環境保全組合」を「菊池広域連合」に改めるものです。

2. 統合の経緯につきましては、本年6月の大津町議会定例会におきまして議決いただきました「環境保全組合の解散」「組合の解散に伴う財産処分」等において説明しましたとおり、事務の集約による効率化と規模拡大による管理運営能力の強化等を目的として菊池環境保全組合の管理者会議、議会の議決等を経て解散・統合を決定しております。

その後、8月1日に環境保全組合から県知事に組合の解散届が出され、8月22日には菊池広域連合規約の変更に関する県知事の許可が下りております。

説明資料集41ページの新旧対照表をお願いします。

第13条中、「菊池環境保全組合」を「菊池広域連合」に、同条及び第18条中、略称規定の「組合」を「広域連合」に改めています。

なお、議案集31ページの附則において、施行日は統合の日となる令和5年4月1日と定めております。

説明は以上になります。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○副議長（坂本典光） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） こんにちは。議案第72号、大津町下水道事業受益者負担金審議会条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集32ページから34ページ、説明資料集42ページから43ページを御参照ください。

今回の改正は、下水道及び農業集落排水使用料の見直しを検討するにあたり、下水道事業運営全般を審議する場として機能するよう、既存の「大津町下水道事業受益者負担金審議会」の役割を拡大すべく、条例の改正をしようとするものです。

説明資料集42ページ（新旧対照表）をお願いいたします。

第1条につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業の円滑な運営を図るため、審議会の名称を「大津町下水道事業受益者負担金審議会」から「大津町下水道事業運営審議会」に改めるものです。

第2条につきましては、下水道管理者である町長の諮問に応じ、審議会で審議する事項を「下水道事業使用料」「受益者負担金及び分担金」「事業運営」「その他管理者が必要と認める事項」に拡大するものです。

第3条につきましては、委員を「受益者代表」「学識経験者」「町議会議員」「その他管理者が適当と認める者」から管理者が委嘱する15名以内と定めております。

43ページをお願いいたします。第5条につきましては、審議会は会長が招集し、議長になると定め、会長選任前には、管理者が招集するとしています。

また、附則第1条において、施行期日を公布の日から施行するとし、第2条において、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っており、別表中の「大津町下水道事業受益者負担金審議会」を「大津町下水道事業運営審議会」に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○副議長（坂本典光） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） こんにちは。それでは、議案第74号、大津町運動公園ほか8施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

議案集は37ページ、説明資料集は48ページをお願いいたします。

大津町運動公園ほか8施設の管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために指定管理者を指定するものです。

説明資料で御説明させていただきます。1番、対象施設は大津町運動公園ほか8施設となります。2番、目的は体育施設等の管理運営を行うにあたり効果的効率的な運営を行い町民の健康づくりからアスリート育成までのプログラムの提供、更に青少年健全育成、高齢者、障害者等の健康福祉や地域振興なども含め、あらゆる角度から利用促進と地域の活力を積極的に活用できる団体を指定管理者と指定するものです。3の（1）指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。（2）指定管理料につきましては、各年1億3千99万円、5年間の合計が6億5千495万円です。次に4（1）指定管理候補者の選定につきましては、公募を実施し11月9日に開催されました大津町指定管理者選定委員会より事業計画書や管理

運営方針、資産状況などの書類及びプレゼンテーションなどを実施し、これまでの実績なども含めて総合的に評価したものです。

次のページの（２）は、指定管理者選定委員会の設置についてです。申請者は大津つなぐプロジェクト様の１社のみでした。審査の結果、大津つなぐプロジェクト様が総得点７００点中５６９点となっております。５番指定管理者候補者につきましては、審査結果を踏まえまして申請者の大津つなぐプロジェクト様となっております。構成団体代表者として株式会社ルネサンス、構成団体としてNPOクラブ大津、一般社団法人ロアッソ熊本スポーツクラブ、株式会社グッドスタッフ、東洋グリーン株式会社の５社となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○副議長（坂本典光） 次に、議案第７５号から議案第７９号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 令和４年度の大津町一般会計補正（第９号）について説明を申し上げます。

今回の補正は今年度の人事異動に伴います各種職域手当の補正、それから共済費の負担金率の改定等に伴う減額補正、新たな工業団地整備に係る基本計画の策定業務委託、工場等振興奨励補助金、それから町道杉水中谷線の整備事業、大津中学校長寿命化改修工事に係る増額補正などが主なものになります。

補正予算書の１ページをお願いいたします。合わせて別紙補正予算の概要を御参照ください。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ４億７千６２０万円を追加し、予算の総額を１億７千２億２千７７０万２千円とするものです。

第２条で債務負担行為の追加を第３条で地方債の変更をいたしております。

７ページをお願いいたします。第２表の債務負担行為の補正ですけれども、こちらは来年度から降車本体の工事を開始することとしております大津中学校の長寿命化の改修工事、それから護川小学校の屋根の改修工事の際に必要な仮設校舎等のリースに係る債務負担行為になります。大津中学校分については、期間を令和５年度から７年度までとし、限度額を４億７００万円としております。護川小学校については、期間を令和５年度から６年度までとし、限度額を８千４６万５千円としております。

８ページをお願いいたします。第３表地方債の補正ですけれども変更などの道路ストック事業につきましては、今回補正で計上しております町道杉水中谷線の整備事業に係るものになります。

それでは、歳出から主なものを説明していきます。

１６ページをお願いいたします。款２、項１、目５財産管理費、節１４工事請負費は旧包括支援センターの貸付けに係る外壁塗装などの外部補修の工事費になります。目６企画費についてはふるさと寄附金の増加に伴うもので節３職員手当、それから節１１役務費関係、それから１７ページに入りまして節１２の委託料で返礼品の発送業務に係る委託料を計上しております。目１１地域づくり推進費、節１８負担金４のくまモン活用地域資源創出事業負担金は、熊本県においては県全体がくまモンの魅力あふれる場所となることで世界中から人、物、企業が集まるくまモンランドの構築

を目指しておりました、くまモンとのコラボレーションということで地域活性化につなぐ新たな観光名所の創出を目的とする事業でございまして、ビジターセンターのところですがけれども6月補正で事業費を計上いたしておりましたけれども、今回事業内容の変更に伴いまして増額補正を計上いたしております。続いて目15国際交流費については、県の補助事業を活用した外国人住民との多文化共生のまちづくりを目指す事業でございまして、節7報償費でやさしい日本語講座の通訳講師謝礼を計上いたしております。節13使用料及び賃借料で、多言語通訳システム使用料、節17備品購入でA I通訳機の購入費を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。項2、目1税務総務費は6月補正で計上いたしておりました固定資産税の課税誤りに伴う過誤納還付金についての必要増額分を計上いたしております。節3職員手当等で還付事務に必要な職員の時間外勤務手当を節22償還金利子及び割引料で追加で必要となる過誤納還付金を計上いたしております。

次に20ページをお願いいたします。目3後期高齢者医療費、節18負担金で令和3年度の後期高齢者医療広域連合負担金の額の確定に伴う増額補正を計上しております。

次に21ページをお願いいたします。項2、目1児童福祉総務費、節1報償については公立保育園等の再編検討委員会の委員報酬、節3職員手当については民営化に伴う事務関係の職員の時間外勤務手当、節8旅費については、検討委員会についての視察研修等の費用弁償それから普通旅費になります。節12委託料で行政バスの行政バスの運転業務委託料を計上いたしております。節18負担金補助及び交付金については、保育補助者雇い上げ強化補助事業の活用施設の増加等に伴う増額補正になります。節22償還金利子及び割引料については、過年度の事業費確定に伴う教育保育給付費負担金こども子育て支援交付金等の各種子育て支援関連の過年度負担金補助金の返還金を計上しております。

22ページをお願いいたします。目7新型コロナウイルス感染症対策費、節18負担金補助及び交付金で県の補助事業活用し光熱費等の物価高騰の影響を受ける私立保育所等への補助金で私立保育所等物価高騰対策事業補助金を計上しております。

23ページをお願いいたします。目9新型コロナウイルス感染症対策費、節10需用費については新型コロナウイルスワクチン接種に関する記事の広報及び生涯学習情報誌の印刷製本費分になります。

24ページをお願いいたします。節22償還金利子及び割引料については、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金それから接種対策費国庫負担金の額の確定に伴う返還金になります。款6、項1、目1農業委員会、節18負担金補助及び交付金については県の補助事業を活用した耕作放棄地解消事業補助金を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。目9農業集落排水費、節18負担金補助及び交付金については今年度の人事異動に伴います農業集落排水事業補助金の減額補正となっております。

26ページをお願いいたします。款7、項1、目3観光費、節18負担金補助及び交付金については、都市対抗野球応援団派遣事業の実績の確定による補助金の減額補正になります。それから目

4 企業誘致推進費、節 1 8 負担金補助及び交付金については、今年度操業を開始いたします企業 1 社に対する工場等の振興奨励補助金になります。目 8 工業団地整備事業費については今年度適地調査を実施しました新たな工業団地の整備に向けた事業費を計上いたしております。

節 3 職員手当等で職員の時間外勤務手当、節 1 0 需用費で必要となる消耗品関係、節 1 2 委託料で工業団地の基本計画の策定業務委託料を計上いたしております。

2 7 ページをお願いいたします。款 8、項 2、目 3 道路新設改良費については、町道杉水中谷線の道路改良及び門出 2 号線、それから東海大学の農学部生が通学しますバスの展開路の改修工事費用を計上いたしております。節 1 1 役務費では杉水中谷線の登記の手数料、節 1 2 委託料で門出 2 号線の改修に係る測量設計の業務委託、節 1 4 工事請負費で 2 路線の道路改良工事費を計上いたしております。

2 8 ページをお願いいたします。節 1 6 公有財産購入費で杉水中谷線の改良工事に係る用地費、節 2 1 保障補填及び賠償金で保障費を計上しております。項 3、目 3 公共下水道費節 1 8 負担金補助及び交付金については、今年度の人事異動に伴います公共下水道事業補助金の減額補正になっております。

2 9 ページをお願いいたします。款 9、項 1、目 4 水防費、3 職員手当等については災害対応に係る管理職員の特別勤務手当及び職員の時間外勤務手当になります。

3 0 ページをお願いいたします。款 1 0、項 1、目 4 新型コロナウイルス感染症対策費、節 1 7 備品購入費については町内小中学校全クラス分のリモート授業用スピーカーフォンの購入費用になります。項 2、目 1 学校管理費、節 1 7 備品購入費については、新年度における小学校のクラス通の増加に対応するための児童用の机や椅子を購入するためのものになります。

3 1 ページをお願いいたします。項 3、目 1 学校管理費、節 1 7 備品購入費については、大津北中学校のクラス増加予定に伴いまして生徒用の机椅子等の購入費になります。目 3 学校建設費、節 1 4 工事請負費で大津中学校のプレハブ設置に伴う樹木伐採、それから仮の駐車場、仮の駐輪場設置等の附帯工事に係る費用を計上いたしております。

3 3 ページをお願いいたします。項 6、目 2 体育施設費、節 1 0 需用費については総合体育館の照明器具や北側駐車場の補強の修繕料などになります。また目 3 学校給食費、節 1 0 需用費については給食センターの電気料金の増加に伴う光熱費の増になります。款 1 3 予備費で所要の財源を調整いたしております。

次に歳入の主なものを御説明いたします。

1 2 ページをお願いいたします。款 1 5、項 2 衛生費国庫補助金、節 2 衛生費補助金はワクチン接種関連記事の広報費用に関する新型コロナウイルスワクチン接種体制の拡幅事業費の国庫補助金の補正になります。項 3 土木費国庫補助金、節 1 道路橋梁費補助金は町道杉水中谷線の道路改良工事に係る社会資本整備総合交付金になります。項 4 教育費国庫補助金については新型コロナウイルス感染症対策に係る学校保健特別対策事業費補助金の追加交付分でございます。節 1 小学校費補助金で小学校分、節 2 中学校費補助金で中学校分をそれぞれ計上いたしております。款 1 6、項 2、

目1 総務費県補助金、節1 総務費補助金で多言語通訳システム導入等に係る多文化共生環境整備支援事業に関する補助金を計上しております。目2 民生費県補助金、節3 児童福祉費補助金については保育補助者雇い上げ強化事業に係る保育対策総合支援事業費の県費補助金及び私立保育園等への物価高騰対策事業費に係る物価高騰対策事業補助金を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。項4 農林水産業費県補助金、節1 農業委員会費補助金については歳出の款6で説明しました耕作放棄地解消事業に係る補助金になります。項6 教育費県補助金、節3 幼稚園費県補助金は公立幼稚園のコロナウイルス感染症対策に対して交付される熊本県の公立幼稚園緊急環境整備費補助金の補正になります。

14ページをお願いいたします。款18、項1、目1 一般寄附金はふるさと寄附金の増加見込みによる補正になります。款19、項2、目3 大津町工場等振興奨励基金繰入金は、工場等振興奨励補助金の交付に伴い繰り入れるものでございます。目4 財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴う財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものになります。

15ページをお願いいたします。款21、項5、目2 雑入は老人ホーム跡地貸付けによる下水道受益者負担金一括納付報奨金を計上いたしております。款22、項1、目2 土木債については、杉水中谷線の道路改良工事に係る地方債で第3表を地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） こんにちは。私からは議案第76号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものは、傷病手当金の増額、事務手数料及び令和3年度特別交付金の額の確定に伴う償還金となります。

予算書の1ページをお願いいたします。補正の概要は、9ページになります。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億5千99万2千円とするものです。

歳出から御説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1 一般管理費、節12 委託料は、交通事故等に伴う第三者行為損害賠償額に対する事務手数料を3万9千円増額計上するものです。

款2、項6、目1 傷病手当金、節18 負担金補助及び交付金は、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがある被用者に対して収入が得られない場合に支給するもので、申請者の増加に伴い75万6千円を増額計上するものです。

款9、項1、目3 償還金、節2 償還金利子及び割引料は、令和3年度特別交付金の額の確定に伴う県への返還金で、特定健診未受診者への受診勧奨や保健指導等に対する交付金分として45万8千円を増額計上するものです。

予算書の10ページをお願いいたします。

款10、項1、目1の予備費で、財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書の8ページをお願いいたします。

款4、項1、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金は、先ほど歳出で御説明いたしました、傷病手当金の増額補正について、全額を交付金として受け入れるものです。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（坂本典光） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 私のほうから議案第77号、78号、79号について御説明させていただきます。

まず、議案第77号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。補正の概要は9ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第1項「営業費用」は、共済費の補正に伴い工業用水道事業対象職員の人件費分の減額と工業用水道施設の電気代の増額をするものです。

2ページをお願いいたします。第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、共済費の補正に伴い工業用水道事業対象職員に係る人件費分を減額するものです。

説明書により、詳細を御説明いたします。説明書の2ページをお願いします。

収益的支出、款1、項1、目1原水費は、工業用水道施設4か所の水源地の電気代の高騰により動力費を554万円増額し、款1、項1、目3総係費は、工業用水道事業対象職員人件費分を共済費の補正に伴い19万1千円減額するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第78号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正の概要は、10ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第1項「営業収益」を下水道使用料の収入実績見込みにより増額し、収入の第2項「営業外収益」を、収益的収支対象職員の共済費の補正に伴い人件費を減額し、支出の第1項「営業費用」で人件費を減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1項「企業債」と第3項「補助金」、第4項「負担金及び分担金」は、浄化センター汚泥棟内にあります汚泥脱水機の改築事業に伴い増額し、支出の第1項「建設改良費」は、汚泥脱水機の改築事業に伴い増額し、また、資本的収支対象職員の共済費の補正に伴い人件費分を減額するものです。

第4条債務負担行為の補正ですが、大津町浄化センター改築工事事業委託は、汚泥脱水機の改築事業でございます。今回の補正予算と併せて、令和5年度から令和6年度までの2年間で実施しようとするもので、2億7千万を限度額としております。

第5条、企業債の補正として、汚泥脱水機の改築事業に伴い限度額を増額補正するものです。

3ページをお願いいたします。

第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、共済費の補正に伴い減額するものです。

第7条、他会計からの補助金の補正は、共済費の補正に伴い人件費分を補正するため、記載のとおり、金額を改めるものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項1、目1下水道使用料を収入実績見込みに伴い282万9千円増額し、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の共済費の補正に伴い人件費分を122万3千円減額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費は、収益的収支対象職員の共済費の補正に伴い人件費分を122万3千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。

資本的収入は、汚泥脱水機の改築事業に伴い款1、項1、目1建設改良債を、6千680万円、款1、項3、目1国庫補助金を9千75万円、款1、項4、目1受益者負担金及び分担金を462万1千円をそれぞれ増額し、款1、項3、目2他会計補助金は資本的収支対象職員の共済費の補正に伴い人件費分を13万1千円減額するものです。

資本的収支、資本的支出、款1、項1、目1建設改良費は、大津町浄化センターの汚泥棟にあります汚泥脱水機の改築事業のために1億6千500万円増額するものです。

汚泥脱水機につきましては、ストックマネジメント計画において、令和5年度より2か年で実施予定でありましたが、今回、国の補正予算を活用し、事業を前倒しして実施する予定としております。

また、資本的収支対象職員の共済費の補正に伴い人件費分を13万1千円減額するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第79号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正の概要は、11ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項「営業外収益」は、農業集落排水事業対象職員の共済費の補正に伴い、人件費を減額するものです。支出の第1項「営業費用」は、マンホールポンプと各地区にある浄化センターの電気代の増額と総係費の人件費分を減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、共済費の補正に伴い農業集落排水事業対象職員に係る人件費分を減額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正は、共済費の補正に伴い農業集落排水事業対象職員に係る人

件費分を補正するため、記載のとおり、金額を改めるものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

説明書の1ページをお願いします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金を共済費の補正に伴い農業集落排水事業対象職員の人件費分を18万1千円減額し、収益的支出、款1、項1、目1管渠費は、マンホールポンプの電気代の高騰により光熱水費を44万5千円増額し、款1、項1、目3処理場費は、各地区にある浄化センターの電気代の高騰により光熱水費を227万8千円増額し、款1、項1、目4総係費は、農業集落排水対象職員人件費分を共済費の補正に伴い18万1千円減額するものです。

以上で説明を終わります。

よろしく御願いいたします。

○副議長（坂本典光） これで提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩します。午後1時から再開いたします。

午後0時02分 休憩

△

午後1時00分 再開

○副議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田議員より早退の届けがあつていますので、御報告いたします。

日程第19 議案質疑

○副議長（坂本典光） 日程第19 議案質疑を行います。

まず、議案第68号から議案第74号までの7件を議題とします。質疑ありませんか。

山部議員。

○7番（山部良二議員） 74号までオッケーですかね。

○副議長（坂本典光） 74までですね。

○7番（山部良二議員） それでは、議案第74号関連について質疑したいと思います。

今回の指定管理者選定についてですけど、一つ懸念材料としては、どうしても民間になるわけだから、収益性が重点的に置かれる可能性があつてパートや派遣労働など非正規雇用が当然増えてくるのではないかと考えております。どうしても利益を上げるには人件費の削減ちゅう問題が一番出てくると思いますので、それに関して不安定で劣悪な環境での条件での労働などが今までも指定管理者を導入している市町村で起こっているという話を聞いておりますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（坂本典光） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、山部議員の御質問にお答えします。

指定管理が始まって非正規雇用とか不安定な労働があるんじゃないかという御質問だったかと思

います。確かに指定管理移行しまして確かに経費の削減についてもいろいろな取組も考えられては
おられます。そういった中でいろいろ人材をマルチジョブ化によるサービスの向上ということで窓
口相談でありますとか、清掃作業でありますとか、スポーツの指導と言うような所のマルチジョブ
化とかそういったところの取組はされようとしておられます。

ただ、今後も私たちもそういったところを継続的に将来的に運営していただくためには働く人も
大事になってくると思われまます。指定が始まりましたらしっかりチェックしながら管理運営の方法
は確認をしていきたいと思っております。

○副議長（坂本典光） 山部議員。

○7番（山部良二議員） 当然これからモニタリングはやっていくと思うんですけど、その中で労働
条件の点検、要は管理体制、モニタリングの点検で第3者委員会がやるのか、どういう条件なのか
大きく関わってくるかなと思っておりますが、結局労働条件が悪くなれば当然市民にとって市民サービス
の低下に直結するのは間違いないと思っておりますので、モニタリングの時のどういう体制があるのか教
えていただけたらと思っております。

○副議長（坂本典光） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） モニタリングの体制ということでございますけれども、今現在4階層にお
けるモニタリングの業務改善という形で計画をしております。

4階層と言いますのは、まずは自分たちでいろんな業務の内容についての確認ですとか、そうい
ったところをやっていくという部分と、それから行政、町の担当課が入って毎月1回は運営会議と
いう形で運営の状況をしっかり見ていきたいと思っております。別に学識経験者によるモニタリン
グというものも考えておられまして、大学の先生ですとかそういったところに入ってもらってチェ
ックをしてもらおうという体制です。あと一つは利用者の方々の意見をしっかり聞くという体制をと
っていくということで、利用される方、それから大会を計画される方の意見、そういったところも
しっかり踏まえてモニタリングをやって業務改善につなげていくというところなんです。あと、町のほ
うで指定管理者にした場合には、必ず外部有識者によるモニタリングをするようになっております
ので、そういったところで複層的に監視体制はとっていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（坂本典光） 山部議員。

○7番（山部良二議員） もちろん今言われたことはしっかりやっていただきたいと思っておりますが、や
っぱり労働条件に関する一人一人の調査、それとかストレスチェックなどもやる必要があると思
いますが、その点についてお願いします。

○副議長（坂本典光） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 私たちも先ほど言いましたように運営の内容、雇用の内容そういったと
ころもしっかり見ていきたいと思っております。なので、今言われました労働条件に関する部分ですとか、
職員さんのストレスチェック体制そういったところもしっかり見ていきたいと思っております。

○副議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。山本議員。

○8番（山本富士夫議員） 議案第69号の天津町職員の定員に関する条例の一部を改正する案ですが、今度増やすということになってますけども、私が見た感じでは23名ぐらいの定員増で果たして福祉課とか夜遅くまで業務をされているというのが私の感じなんですけれども、こういう福祉課、特に業務の複雑化しているところについては、専門職をもっと増やすとかそういう部分での定員増とかも別に考えられる予定はないのですか。

○副議長（坂本典光） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 定員増についての考え方のお話ですけども、今回23名ということをお願いしておりますけれども、これは昨年度と今年度で業務量改善をさせていただいて調査をしております。その中でコンサルが客観的にみの中で23名がこの自治体では不足しているというところが出ておりますけれども、それを踏まえまして23名と併せて業務改善という形の中でアウトソーシングであったり、ICTの活用、今回は全ての事業についてそれぞれの職員が業務の洗い出しをしておりますので、その中で業務の改善あるいは廃止等あたりについても検討していきたいと思っております。ただどうしてもおっしゃいますように、人口増あるいはいろんな行政需要が膨らんでおりますのでそれについては、今の23人が妥当かどうかというのは今後定年制も今回提案しておりますけども、令和13年度に全ての定年制の組織がきちんと固まります。その固まった時点で242人という構成を考えたときにそこでいいのかというのは改めて検討していきたいと思っております。そして必要な職員についてはできるだけ前倒しで採用していきたいと思っておりますし、一方ではおっしゃいますように、より専門性がある職員等については今後社会人枠等も含めているような形の採用ができるように前倒しで検討していきたいと思っております。

○副議長（坂本典光） 山本議員。

○8番（山本富士夫議員） 職種によって残業がある職種とない職種とがありますので、そういうのも大体見直して、残業をなるべく少なくして、早めの帰宅ができるような環境をつくっていただきたいなと思います。

以上です。

○副議長（坂本典光） ほかにありませんか。

佐藤議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうからは72号と74号についてお尋ねをしたいと思います。

まず、72号下水道関係の話ですけども、情報の変更の中で町長を管理者の権限を行う町長というふう書き換えるというものがあります。これはルールとしてはそれで正しいと思うんですけどもこうした時に、ほかの公営企業に関する条例ですね、この中にはまだ町長という記述がずっと残っているわけです。そうすると今回改正する条例と他の条例の間に若干の齟齬が出てくるということになりますので、これはできれば一括でほかの公営企業関係の条例も管理者としての町長と読み替えるという手続をしたほうがよかったのではないかなと思うところで、その辺はどういうふう考えられたのかということがまず1点。

それからもう一つが今回15人に数を減らすとなっております。元々の条文は20人以下という

ことですので、15人ということであれば委嘱する人数を15人にすればいいことであって、なぜわざわざ上限を減らすのかというその意味についての説明がなかったかと思しますので、上限値を減らす理由というものは何なのかということについてお尋ねしたいというのが72号関係でございます。

それから74号に関してなんですけれども、私もこれは非常に問題意識を持っておりまして、この土日にしっかりと確認しようと思ひまして、金曜日の全協で提示された資料ですね。事業計画の概要という資料があったかと思うんですが、資料を確認しようとしたところ消えてたんですね。最後のほうに確かに著作権の関係で消しますみたいなことを言われたんで、あれ多分私はその時思ったのは議会の会期が終わってからだと思ったんですよ。見てみたら消えてたんで、今日消すんだっただということ非常にびっくりしたんですけれども、要は今回の指定というものが本当に妥当なのかというのを確認するためにはどういう事業計画であったのかというのを確認する必要があると思ひます。そうした中で、何で事業計画書を見せただけなのかなということについてお尋ねをしたいと思います2つの議案について3つお尋ねしました。

○副議長（坂本典光） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 佐藤議員の質疑に御説明いたします。

一つ目が今回町長の管理者ということの条文の訂正についてなぜ一括でやらなかったことかについてまず御説明いたします。

今回下水道については審議会の条例を出しております。その中でそのほかにも下水道条例の中でいろいろ修正が必要な部分がございます。それについては今回審議会にも説明した上で改めて議案に提案してはどうかということで考えております。

それと二つ目ですが、審議会委員の定数を20から15名に減らした理由については、構成は学識経験者、受益者代表、町議会を想定しておりまして委員の数には前回受益者負担審議会の実数が13名だったことや近隣の市町村の人員、そのほかの新議会の実人員を参考にして15名という数を挙げております。

以上でございます。

○副議長（坂本典光） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 全協のときの資料についての御質問だったと思ひます。

一応こちらのほうから資料配付について打診しましたところ、申請人のほうから見ていただく分はということで配付はすみませんが著作権の関係があるので控えてくださいと申出がありましたので、そういった形になりました。

以上です。

○副議長（坂本典光） 佐藤議員。

○10番（佐藤真二議員） 72号ですね。条例の改正に関して、審議会の意見を聞いてとおっしゃったと思うんですけれども今回出ている審議会というのは受益者負担金に関する審議会として条例をうんぬんする立場ではないと思うんですね。ですからそこに何で意見聞かなきゃいけないのかという

のがちょっと理解できなかったのでお答えをいただきたいんですが。

それから指定管理者の話ですけれども、何かちょっと思い違いがあるのかな。誤解があるのかなと思うんですけれども。著作権の関係で公開はできないと言われたと思うんですけれども、その根拠となる著作権法の規定というのはどのようなものなののでしょうか。少なくとも地方自治体に対して提出したものについては、これは公表されることを前提としているという条文が著作権法の中にはあります。その場合は特段の別段の言葉は忘れましたが、何らかこれは公開しないでくださいねという条件をあらかじめつけた場合には、公表については別の次元で検討するというふうになっているんですけれども、公表していけない理由というのはないと思うんですね。それで何で見せてもらえないのかなというのが引っかかるんですけれども、その点について再度お答えを願いたいと思います。

○副議長（坂本典光） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 佐藤議員の再質疑に対して御説明します。

先ほどの御説明の中で今回条文の改正については、監査から指摘のあった部分の条文とかそのほかいくつかありましたので、審議会にも説明した上でそのほかに必要があれば一括してやりたいなということで考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本典光） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員の質問にお答えします。

今回資料として提供することについて申請人の確認をとったということです。詳細については確認をしておりません。

○副議長（坂本典光） しばらく休憩します。

午後 1 時 1 8 分 休憩

△

午後 1 時 2 0 分 再開

○教育部長（羽熊幸治） 一応目的外に使うために確認をとらせていただいたというところですが。資料としての配布じゃなくて見せるだけになるということで、いろんな部分で使われる部分ということで向こうからの申出があつてそういった形になっております。すみません。

○副議長（坂本典光） 佐藤議員。

○10番（佐藤真二議員） 誤解の一番大きなところは、議会というのは町の一つの機関だということなんです。町に対してこのような提案をしますということで提出された資料です。それを町の機関の一つである議会が見せられないという理由はそもそもないんですね。そこを勘違いしていただいては困るなど。そういった元々の提案書、事業計画書を見ずにここで賛成反対を議論しろということ自体がそもそも無理な話なんです。ですからその考えを改めていただいて、きちんと事業計画書を我々に提示して、更に言えば審査会の協議の結果、こういったものをきちんと提示した上で議論を求めるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○副議長（坂本典光） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） おっしゃいますように議会の審議に必要なものについては、必要な資料を当然提示すべきだと思いますので、当然議会の開会中についてはそういった審議をしていただくためには必要だと思っておりますので、そこについては提出できるようなことで検討していきたいと思っております。またあわせまして、指定管理者選定委員会も私どもも持っておりますので、必要な情報については委員会審議あたりでも審議していただけるように提示をしていきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 1点補足をさせていただきます。

先ほど部長のほうから先方に確認したところ事情があってというお話だったんですけども、当初先方も見せるのも厳しいというお話があったんですけども、私のほうからそれでは審議ができないので見せられるように協議してくれというお話をしてくれとお話をしました。その中で先方から出たのは、やはり提案書自体に様々なノウハウですとかそういうものが入っているので、見せるのは構いませんけれども外に出るような形、もちろんそういった形は厳しいということで一旦こういう形になっているのですが、今先ほど総務部長からあったとおりのより深い審議ができるように先方に再度かけあってそのような形をとらせていただいたと思います。

○副議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂本典光） 質疑なしと認めます。

次に、議案第75号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木議員。

○15番（荒木俊彦議員） 予算書の21ページですが、目1の児童福祉総務費の節18の補助金で保育補助者雇い上げ強化事業補助金1千68万1千円が計上されております。保育補助者ですから多分資格のない無資格の人を雇い上げるということだと思いますが、財源の内訳は県の支出で934万6千円ということで、差がありますので、一般財源から上乗せをして補助金を支出されるということだと思うんですけども、何人分、一人当たりどのくらいの金額で計上されているのかお尋ねをします。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 荒木議員の御質疑に説明をさせていただきます。

この補助金でございますけれども、今議員からありましたように保育補助者ということで保育士の資格を目指している方、その方を任用いたしまして、この事が保育士の負担軽減でありますとかまたはその後保育士になっていただくことで保育士不足の人材確保にもつながるといった事業でございます。

今回、申請につきましては、見込みを当初の見込みよりも、実際そちらの増えているということで補正をお願いしているところでございます。一応、令和4年度の見込みとしましては対象が8園、

それに対して18人の雇用ということで見込んでおりますので、その分が今回の補正の内容ということになります。

○副議長（坂本典光） 荒木議員。

○15番（荒木俊彦議員） これから補正するわけですから月割りでの補助になるかと思うんですけど、保育補助者というのはどれくらい賃金として支払われるのか気になるんですけど、補助者ですから経験年数とかじゃなくて一律に1人当たり幾ら、年額で幾ら、月割りで幾らという基準があるかと思えますけれども、それをお聞きしたいということです。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 荒木議員の再質疑に御説明させていただきたいと思います。

基準等につきましては、申し訳ありませんが手元に資料が持っておりませんので、委員会等で詳しく説明をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○副議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久議員） 補正予算の概要の1ページの一番下になります。

国際交流費の新規の事業で、13使用料及び賃借料、多文化共生環境整備事業で多言語通訳システム使用料ということで導入費用の基本料とライセンス料、それと17の備品購入費で同じく新規の多文化共生環境整備支援事業のAI通訳機を2台ということになっておりますけれども、この多言語通訳システム使用料とAI通訳機というのは、どこで、どのような使い方をして、どのような効果を期待しているものなのかをお伺いしたいと思います。

○副議長（坂本典光） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 多言語文化ということでAIであったりとか、遠隔の操作の通訳機ということで住民課あたりで、まずはいろんな方たちが各外国からこられておりますので、そこで十分対応できるということで、普通にAIを使ってやり取りをやるというようなやり方もありますし、一方では住民の方から福祉的な相談、あるいは住宅の相談いろいろあるかと思えます。そういった場合については直接通訳の方が間に入って画面で、直接相手とやれるという仕組みづくりもありますので、そういった2段階構えで住民対応をやっていきたいと思っております。

○副議長（坂本典光） 豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久議員） 具体的にわからなかったんですけども、このAI通訳機というのとシステム基本料とライセンス料、これは別の使い方なんですかというのが1点と、こういう言われたように、必要な人は限られていると思うんですけども、こういうAI通訳機というか、いろんな福祉的なものに対応されるものというのは、必要な人にとっては大変に助かるような機械だと思いますので、それが役場に設置をされているとかそういう周知ですね、多くの人は必要ないと思うんですけども、必要な人にとってみたら大切な機械だと思いますので、これを必要な人にどう周知するのか、しっかりそういう機械を入れたならばこういう機械が役場であって、来ていただいたらいろんな相談に機械を使って適切に乗ることができるという情報を必要な人に届けないといけな

と思うのですが、どういふ方法で必要な人にAI機とか、こういうシステムが導入されたといふことを伝えられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○副議長（坂本典光） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 必要な人に必要な支援をといふことですが、こういった仕組みについては、まずいろいろな方々が窓口に来られた時に総合窓口等もありますので、そちらでしっかりと案内をしていくといふことと、AIで例えば外国語で話されてそれを翻訳して返すといふこともありますし、あるいは町民の相談については直接通訳が間に入るビデオモニター的なものもありますので、そういった取組をやっていきいたいといふこと。ただそういった取組をやっていることについては、町の広報あたりいろいろな情報ツールがありますので、外国の方が見られるようなツールを使ってこういう制度周知についてはしっかりと努めていきたいと思っております。

○副議長（坂本典光） 豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久議員） システム使用料と基本料とライセンス料の分、これと下のAI通訳機といふものの関係性ですね。

○副議長（坂本典光） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 具体的にはポケットクといふのがございまして、それを使ってやり取りをするといふような翻訳機になります。その分についての予算化をしております。

補足しますと1個がそれで、もう一つが先ほど言いましたようにモニターを使っていわゆる通訳ができる人が間に入って会話をするといふ二通りありますので、それを予算化しております。すみません、説明が不足して。

○副議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

山部議員。

○7番（山部良二議員） 先ほどの荒木議員がおっしゃっていた保育補助者雇い上げ強化事業について質疑したいと思います。

支給条件の中に一定の研修を受講している方というところがありますけれども、研修内容について教えていただきたいのですけれど。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の御質疑に説明させていただきます。

研修内容といふことですが、今回この事業の条件としまして、県の子育て支援員の研修を受講しているといふことが一つの条件になっております。もう一つは保育に関する40時間以上の実習を受けたものといふことで、このどちらかを受講した方が補助の対象といふことになっております。

研修内容ですが、県のほうでカリキュラムを組んでございまして、その中で基本研修、専門研修と別れてございまして、主にはやはり保育士としての資格を目指す方向け、あるいは補助的な保育園の中で業務をするにあたって当然必要なそういった内容の研修になっております。このカリキュラムを受講した方が今回任用の条件といふことですが、県のほうがカリキ

ュラムは県が組んでいるプログラムという形になります。

○副議長（坂本典光） 山部議員。

○7番（山部良二議員） 今日もニュースであってましたけど、保育園でのあまりにもひどい虐待があっております。この研修の中には、虐待についての研修などが当然必要になってくるのではないかと思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の再質疑に説明させていただきます。

プログラムの中にカリキュラムが先ほど基本研修、専門研修と申し上げましたが、このカリキュラムの中に児童虐待や社会的養護の科目というものもございまして、そちらも研修プログラムの中に含まれております。ですから当然カリキュラムの中に、その項目もございましてその辺を十分習得いかした上で、保育補助にあたるという形になっていくかと思っております。町としましても町内の各園について適切な保育がなされますように努めてまいりたいと考えております。

○副議長（坂本典光） 山部議員。

○7番（山部良二議員） 補助の中に保育日誌の記入というところがあるんですよね。もし本当に保育士が虐待を行った場合、補助の方がそれをちゃんと書けるのかなという心配があるんですよ。その辺に対するあれはあるかなと思ってからお聞きしたいと思っております。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の再々質疑に説明させていただきます。

当然保育士補助という形でございますけれども、保育に携わるということでございますので、そこはその現場の責任者の園長でありますとか、保育士、そういったところの中でそういった指導の下、管理監督の下で行うということになってまいりますので、その辺は十分理解した上で保育業務にあたっていただくという形になるかと思っております。

○副議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

佐藤議員。

○10番（佐藤真二議員） 2点、3点お尋ねしたいと思います。

まず予算書の7ページですね、債務負担行為の中に、護川小学校の仮設校舎の賃借料があります。先ほどのお話ですと屋根の改修をするために一時的に仮設校舎が必要になるというお話でしたけれども、これについて私たち個人的にちょこちょこ聞いたところにはありますけれども、議会としてきちんと説明を受けたという経緯がないんですね。個別施設計画の中では、護川小学校は屋根も含めてB評価、特にいじる必要がないので何年だったか忘れちゃったけど、空調機の改修か入替え程度で済むという内容になっていた。個別施設計画で聞いていることが護川小学校についての条件です。

それに対して、今回いきなり屋根の改修が必要だと何の説明もないままに出てきているということに非常に違和感を覚えるわけですね。どの段階でどのように説明されるのか。多分恐らくこの後工事費とかの話も出てくるはずですが、そういったことどのように説明して進めていかれるつもりなのかということをお尋ねしたいと思います。

それから健康福祉課のところかな。コロナウイルスの健康福祉課の中で、広報おおづと生涯学習情報誌の掲載料というのが出てきます。このやり方って従来のやり方ではない、そもそもこの二つについては予算があって、生涯学習情報誌については追加的な情報については単価を求めるというのはあるのはありますけれども、コロナウイルスの関連というのは、町がそもそも主体的に発信するものであって、それに後追いで予算を割り当てるといのはどうなのかなと。もし今回の交付金、補助金なのかな。補助金の中で、そういった使い方がオッケーなんですよというお話があるのであれば、いつも言われるような、既に終わったことにお金を振り向けるんじゃないくて、今から周知すべきこと、今から広報すべきことに振り向けるべきではないかと思うわけです。ですからそういった使い方というのは考えられなかったのかというのが二つ目です。

それからもう1点が予算書で言いますと、26ページになってきます。

工業団地の整備事業費というのがあります。これが商工費の中に入っているわけなんですけれども、全協でお話しました南部工業団地の水道に関して、この仕事ってどこがやるんですかねという話をしたかと思いますが、これも一緒だと思うんですよ。確かに適地の選定とかその辺までの間にはいろんな企業さんのニーズとかそういうものを踏まえて選定するにあたっては産業振興部のほうである程度見ていく分というのはあるかと思いますが。実際場所が決まって、そこから先、実際に整備していくという段階になったら、そこの専門性というのは逆に都市整備部のほうが持っているのではないかなと思うわけです。ですからこの仕事っていうのは、ここから先の分ですね。少しでも企業誘致課を身軽にするために手放して専門の部署に移すべきかと思いますが、その辺に関してはどういうお考えかということをお尋ねしたいと思います。

○副議長（坂本典光） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員の債務負担の関係の質疑にお答えいたします。

今回、護川小学校の仮設校舎ということで負担行為をあげさせていただきました。護川小学校は全体的に瓦屋根をふいている校舎でございまして、以前から雨漏り等が発生はしておりました。ただ部分的な補修を議会にお願いをして対応をしていたところでした。昨年度、非常にその状況が雨漏りの状況がひどくなり、今年度当初予算で設置業務委託費を735万円計上させていただいたところです。これにつきまして、確かに当初予算の分では、委員会等には説明をしておりますが、全協とかの部分では、全体的な説明ができていなかったと思います。これにつきましては申し訳ございませんでした。来年度、仮設校舎を建設しまして、4教室を設置しまして工区を3工区に分けながら入替えをしながら工事を進めていくということになります。

内容的には以上になります。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の質疑に説明させていただきます。

今回ワクチン関係の広報関係の印刷製本ということでございますけど、これにつきましては感染が確認されて間もない昨年度あたりは強い行動制限等もあっておりましたので、行事等の自粛でありますとか、そういった形で広報誌自体に掲載する情報というのが減ってきておった状況がござい

まして、ページ数にも余裕があったということでありました。

ところが、今年度からは行動制限あたりも緩和されておりました感染前の状況に少しずつ戻ってきている状態もあるということで、広報でお知らせする情報料については逆に昨年度よりも増えてきているという状況でございます。このような状況の中で、新型コロナウイルスワクチンの接種の情報提供啓発につきましては、継続しての初回接種や小児接種、3回目、4回目と接種がございまして、オミクロン株の対応ワクチン、あるいは乳幼児への接種などお知らせする情報がかなり多様化してきているということで情報量も増えてきております。

そういうこともございまして、今年度の掲載分につきましては、今回対策室のほうで予算を確保しようということで今回補正計上させていただいたところでございます。御指摘のところでございますけれども、今後も引き続きワクチン接種を推進していくということで進めておりますので、その情報の提供につきまして今回の体制整備の補助金の該当になるというところについては、その補助金を活用しながら引き続き接種の広報を進めていきたいと考えております。

○副議長（坂本典光） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 佐藤議員の御質疑について御説明いたします。

今回補正させていただいてます1千505万2千円のうち主なものは基本計画策定の2千430万円約95%ぐらいが委託料ということになっております。先の全員協議会の中でも工業用水の課題についての御指摘がございましたけれども、現在、基本計画ということで款7の商工費の中の目4企業誘致推進費ということで計上させていただいております。ここが進んでまいりますと特別会計を組んで、また事業にとりかかっていくということになるかと思っておりますので、御指摘の点については現状でなかなか答えられるところではございませんけれども、組織体制も含めて特別会計に移る段階で、今から検討していく課題かなと考えているところでございます。

○副議長（坂本典光） 佐藤議員。

○10番（佐藤真二議員） 今回の工業団地の件については、次の機会に考えられるということで、それまでの間しっかり連携を取っていただきながら動いていただければと思います。

それから広報に関してなんですけれども、言ってしまうとこの予算というのは、既に支出したものに對しての予算を今取っているという形になっていると思うんですよ。本当にそれでいいのかなというところがありまして、実際のページ数というのが、もともと予定していたページ数から追加してページ数を増やしましたというならわからんでもないですけども、これが実際そうなのかどうか私今この段階でわかりませんけれども、そういうものであれば支出したものに對しての予算を今とるという形になって少しおかしな形なのかなと思うところです。

それからもう一つが、護川小学校の件ですね。設計の予算が出てたというのは確かにわかるんですよ。わかるんですけども、これまで従来のパターンでしたら設計がある程度できたところで、こんなやり方やっていきますよというものがきちんと間に入っていたと思うんですね。それを踏まえた上での予算化、債務負担行為化という形になってくるかと思っておりますので、その順番はきちんと踏まえていただきたいなと思うところです。

お尋ねについては1点だけかな。お願いします。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の再質疑に答えさせていただきます。

今回、広報の経費につきましては国の体制整備関係の補助金を活用したいと考えております。こちらについては、今回の経費につきましては、こちらの対象になるということでございますので、今年度分のこの補助金の対象経費の一つということで計上させていただきたいと考えております。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 佐藤議員の再質疑に説明させていただきます。

現在、本年度分が12月号までで、トータルで使いましたページ数が12ページということでございまして、今回の予算につきましては本年度の未発行分がまだございますので、その辺も見越した上での計上という形になっておりますので、ページ数については昨年よりもかなり増えているという状況でございます。

○副議長（坂本典光） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 広報についての財源充当のお話ですけれども、広報それから生涯学習情報誌については、当初予算の中である程度の見込みということで一般財源化で支出をすることで予算化しております。先ほど部長がおっしゃいましたように、コロナについては皆さん御案内のとおり想定以上にコロナの感染拡大が広がりまして、やはりいろんな形で住民にお知らせする機会が増えておりますので、そういった形も含めて、先ほど担当部長が申し上げたように、当初見込みを上回るようなページ数もあったということで、なおかつ今回の国の交付金の対象になるということで、それも含めて財政としては、そういった形で予算を調整したところでございます。

○副議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂本典光） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号から議案第79号までの4件を議題とします。質疑ありませんか。

時松議員。

○3番（時松智弘議員） 議案第78号について質疑をいたします。

予算書を見させていただいて、予算の概要の説明10ページですけれども、浄化センターの中において汚泥脱水機の更新事業。これを行っているということで下水道処理の能力あるいは技術というものは、なかなか新味というか新しい技術というのはなかなかないところなんです。この汚泥脱水機を更新するにあたり従来のものを設置するのか。それとも何か技術的に向上したものがあるのかお尋ねをします。

○副議長（坂本典光） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 時松議員の質疑に対して御説明いたします。

汚泥脱水機について御説明ということで、今回導入しています汚泥脱水機は、ほかの脱水機との比較検討をしております。その中で汚泥減量化につながる含水率の減少が期待されるほか、部品

点数が少なくメンテナンスが良い機器の選定を行っておりますので、今までよりも維持管理費等の費用が少ないということで機械の更新を考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本典光） 時松議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

今メンテナンスの点をおっしゃられたんですが、この下水道処理事業で一番赤字を生むものは何かと考えたときに人件費がもちろんですね、その次に様々出てくるんですけども、この脱水機というのは何をするためのものなのかということをおっしゃることを皆さんに、これを傍聴されている方はびんと来ない方もいらっしゃると思いますので、要は下水道というのは水分を含んでいるごみの塊なんです、それを要は洗濯機の脱水層みたいなところに入れますと、中の部分に綿状のものがどンドンたまっていくと。それをどのようにして処理をするのかというと産業廃棄物として処理をしなければいけない。その量をしっかり減らしていかなければいけないと思うんですね。下水汚泥の産業廃棄物のものの中の割合、日本国内で出る産業廃棄物の18%が下水の汚泥と言われている。そしてその処理費というのは、実は九州内には熊本県内には産業廃棄物を処理する会社はないんですね。宮崎県の九州北清という会社。長崎県のハラサンギョウという会社、そして九州を飛び出て八光海運という会社がそれをやっているんですけども、そちらにどンドン、どンドン委託をする形になっていけば住人が増えていく下水道の係増しの経費ってどンドン上がっていくんですね。ですから脱水機ですね、これを導入するにあたって、更に産業廃棄物を縮減するような仕組みがちゃんとできているというのが核心なんですけれども、そちらをお尋ねします。

○副議長（坂本典光） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 時松議員の再質疑に対して御説明いたします。

汚泥脱水機については、今回比較については現在ベルトプレス脱水機、ベルトを使って脱水をする装置がついております。これは、20年前はこのベルトプレス機が主力だったそうです。今回導入する圧入式スクリープレス脱水機3型については、スクリー脱水ということで部品の点数は少なくのっております。それと減価償却含めた維持費も安価となり省エネが期待され、現在苦慮しているベルトのろ過、巻き込まれるリスクや維持管理について管理期待ができることとなっております。

それと議員おっしゃる処分についてが、含水量計器という含水率がありますが、それについてもベルトプレス機については80%、スクリー式になると78%以下ということで含水率についても少なくなっており、計器の処分量についても少なくなっておりますので、年間を通じると処分品についても少ない量で処分費が出るということで今回機械の更新を考えております。

以上でございます。

○副議長（坂本典光） 時松議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

ただいま説明がありましたとおりで、産業廃棄物の排出の抑制にはなっていると、そして人件費

や施設の維持管理費の縮減につながっているというところなんです、ただいまの中で一つだけ縮減できていく部分があるんですよ。それはなぜかと言いますと、先ほどベルト式での要は下水の汚泥処理を遠心分離でやりますよというところ、これは電力が実は上がるというのが、国土交通省の資料とかそういうところを見るとあるんですけども、例えばそういった下水道の施設というのは広大な敷地が必要になりますね。再生可能エネルギーの導入などで、事業者自らが電源を確保して更に電源を確保するということは、排出CO₂減らすということじゃないですか。熊本連携中枢都市圏が取り組んでいる電力の自給化というところができるのではないかと思います、そういったことも検討というか、研究というのはできるのかどうかお尋ねします。

○副議長（坂本典光） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 時松議員の再々質疑に対して御説明いたします。

議員御指摘の電力量については御指摘のとおり、スクリー式のほうが若干電気代は高くなっております。ただ部品点数等が少なくなっておりますので、部品の維持管理については少なくなるような状況であります。

ただ電力自給については、今のところは検討しておりませんが、それについては下水道事業団あたりでそういった検討も必要かなという課題は出されておりますが、今のところ内部ではそういった検討の状況には至っておりません。

以上でございます。

○副議長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20 委員会付託

○副議長（坂本典光） 日程第20 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第68号から議案第79号までをお手元に配付しました議案委員会付託表案のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時57分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和4年第8回大津町議会定例会会議録

令和4年第8回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

令和4年12月9日(金曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦																																				
欠席議員	16番 桐原 則雄																																				
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英樹</td> <td>会計管理 者長</td> <td>中井 雄一郎</td> </tr> <tr> <td>副町長</td> <td>佐方 美紀</td> <td>兼 会計課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖二</td> <td>総務部総務課主幹 兼 行政係長 兼 法制執務係長</td> <td>吉良 元子</td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>木村 欣也</td> <td>総務部財政課長</td> <td>田邊 嵩博</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>坂本 光成</td> <td>教育 長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長</td> <td>田上 克也</td> <td>教育 部長</td> <td>羽熊 幸治</td> </tr> <tr> <td>都市整備部長 併任工業用水道課長</td> <td>村山 龍一</td> <td>教育 部次長</td> <td>百田 止水</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長 選挙管理委員会書記</td> <td>村山 博徳</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>梅田 博隆</td> </tr> <tr> <td>総務部財政課長</td> <td>大塚 昌憲</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英樹	会計管理 者長	中井 雄一郎	副町長	佐方 美紀	兼 会計課長		総務部長	藤本 聖二	総務部総務課主幹 兼 行政係長 兼 法制執務係長	吉良 元子	住民生活部長	木村 欣也	総務部財政課長	田邊 嵩博	健康福祉部長	坂本 光成	教育 長	吉良 智恵美	産業振興部長	田上 克也	教育 部長	羽熊 幸治	都市整備部長 併任工業用水道課長	村山 龍一	教育 部次長	百田 止水	総務部総務課長 選挙管理委員会書記	村山 博徳	農業委員会事務局長	梅田 博隆	総務部財政課長	大塚 昌憲		
町 長	金田 英樹	会計管理 者長	中井 雄一郎																																		
副町長	佐方 美紀	兼 会計課長																																			
総務部長	藤本 聖二	総務部総務課主幹 兼 行政係長 兼 法制執務係長	吉良 元子																																		
住民生活部長	木村 欣也	総務部財政課長	田邊 嵩博																																		
健康福祉部長	坂本 光成	教育 長	吉良 智恵美																																		
産業振興部長	田上 克也	教育 部長	羽熊 幸治																																		
都市整備部長 併任工業用水道課長	村山 龍一	教育 部次長	百田 止水																																		
総務部総務課長 選挙管理委員会書記	村山 博徳	農業委員会事務局長	梅田 博隆																																		
総務部財政課長	大塚 昌憲																																				

一 般 質 問

1 番 豊 瀬 和 久 議員 p 57～ p 69

1. インクルーシブ防災について

(1) 障がい者や高齢者の方々などが被害を受けないために安全な場所での居住や、家屋の耐震化と家具の転倒防止などの対策が重要であり、災害時にも誰も取り残さない地域社会をつくっていく必要があると思うが、建築年数の古い町営住宅の耐震や暴風雨時の状況及び対策についてどのように考えているのか。

2. 上井手沿いの樹木（竹）等の伐採について

(1) 上井手公園近辺の川岸に樹木（竹）等が著しく生い茂っている。その結果、樹木が上井手の流水阻害を引き起こし、洪水時に水位が上昇し氾濫の恐れがある。また、樹木が倒木し流木となって下流の堰や橋梁に引っかかり支障を招くことも想定される。このような大雨時の災害に対する地域住民の皆さまの不安を解消させるためにも、早急に、樹木（竹）等を伐採するなど適切な河川管理をするべきではないか。

2 番 山 本 富二夫 議員 p 69～ p 79

1. 学校給食の無料化に、なるべく早めに取り組む時期に来ている（工夫しても食にお金を回せない家庭が増加傾向ある）

(1) 10月21日、熊日新聞で宇城市が小中学校給食費を2024年4月をめどに無料化するという記事が掲載され、その財源の一部にはふるさと納税の一部などを見込むとのこと。菊陽町新町長は選挙の際に掲げた「政策提言集の具体策」の中で「子育て世代の負担の軽減」として「学校給食の無償化」「認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の無償化」に取り組むとされており、その財源として「ふるさと納税」の増収策を練るとうたわれている。菊陽町も早期に学校給食費の無料化に手を付けるであろうと考える。その他市町村も取り組みを始められると思われる中、大津町としても学校給食費無料化に向けて取り組む考えはあるか、また無料化に向けた財源確保の取り組みを検討する考えはあるか、町長の考えを問う。

2. 子ども食堂の運営に対し、何らかの助成金や調理・食事のできる場所、物資などについて、町として応援すべきではと考えるがいかかが。

(1) 熊本県内には今現在130ヶ所の子ども食堂があり、大津町内でも3ヶ所

で子ども食堂が登録・運営されている。今の物価高騰の中、食料などの値上げラッシュで厳しい経営を強いられており、多くの方々からの善意で経営が保たれている状況にある。町独自の助成金などを検討できないか。

- (2) 子ども食堂の運営においては場所の確保が難しく、新たに運営をしたくても場所探しが課題の一つになっている。町として場所の確保に向けた支援ができないか。(地域の公民館の利用を支援するなど)

3 番 田 代 元 気 議員 p 79～ p 86

1. 県営野球場の誘致について

- (1) 熊本県議会 9 月定例会閉会後の知事の会見において、藤崎台球場の移転について検討する時期がきた旨の発言がなされた。本町において、地の利を活かし、積極的に誘致すべきと考えるが、町の考えを伺う。

2. 小児予防接種の助成について

- (1) 小児予防接種には定期接種と任意接種があるが、特に任意接種のワクチンには高額なものがある。町長の選挙公約に子育て支援・教育環境日本一とあるが、子育て世帯への支援や負担軽減の観点から任意接種ワクチンについて助成する考えはないか。

4 番 山 部 良 二 議員 p 86～ p 97

1. 子育て支援・日本一を目指すために

- (1) 明治安田生命「子育てに関するアンケート調査」で現在の円安・物価高による子育て費用の負担についての調査があり、特に負担が大きい項目は「食費 58.4%・日用品おむつ代等 35.7%」となっています。また「シングルマザーサポート団体全国協議会」が行った調査で米などの主食が買えないことがあったと答えた人は、56%にのぼっています。本町取り巻く状況も物価高により困窮する子育て世帯が増えているのではないかと。以上踏まえ 2 点提案する

①緊急的かつ早急に所得に関係なく困窮する子育て世帯に「子育て世帯に対するフードサポートの実施」や本町独自の現金給付を実施するべきではないか。

②毎月 3,000 円相当の子育て用品(おむつ等)を一才まで届ける「おむつ定期便」を再度提案。

2. 公立保育園、保育士・幼稚園教諭処遇改善臨時特例給付について

- (1) 6月定例会議で田代議員から問題提起のあった町立保育園の職員も対象となっている処遇改善臨時特例給付が支給されない問題について再度問う。

3. 若者の起業支援について

- (1) 本町ではT SMCの進出などにより関連企業の誘致が動き始めているが、本来なら、地域経済のイノベーションの担い手として、若者の起業支援に力を入れる必要があるのではないか。どの産業に重点を置くのかは別として、規模は小さくとも、たくさんの企業を集め、起業する人を増やし、地域で新しいことにチャレンジできると言う雰囲気を醸成し「地域イノベーション・エコシステム」を構築することが、転入者や地域の若者が起業しやすい持続可能な地域経済活性化や循環の創造に繋がるのではないか。町長の見解を伺う

5 番 時 松 智 弘 議員

p 97～p 112

1. 熊本連携中枢都市圏の環境対策と町の施策の整合について

- (1) 2022年3月、「熊本連携中枢都市圏」ビジョンが示され、大津町を含む19の市町村が合意をしている。熊本市を核として人口減少・少子高齢社会にあっても、地域活性化、経済の持続可能、そして住民の安心安全な暮らしを営むため、相当の規模と中核性を備える圏域の市町村が連携し、一定の圏域人口を有する中活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するのが目標だ。数多くの施策目標の中で、2050年までに温室効果ガス排出100%削減＝実質ゼロを目指し、共同で計画を策定するとし、2021年3月「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」を定めている。

熊本連携中枢都市圏にある恵まれた自然環境を守り、未来へと引き継ぎながら、これらの自然から得られるエネルギーを圏域内で十分に活用し循環させることで、脱炭素化と持続可能で豊かな都市圏を実現する事を基本理念としている。以上の観点から

- ①上記「基本理念」に基づく大津町のエネルギー循環施策は。
- ②現在町が取り組む方向性が熊本連携中枢都市圏の構想と齟齬はないか。

2. 将来の人材確保を推進する大学等就学支援補助につて

- (1) 本年10月の九州地方知事会では人口減少が全国よりも大きい九州・山口でデジタルの活用や人への投資が重要であるとの認識の上、産学官の分野でのデジタルの人材不足をどうするか、九州の地方創生をどういう風にデジタルを活用しながら加速させていくかが課題となっていた。また先ごろ開催さ

れた大津町企業連絡協議会の講演においても同様の主旨、人材の確保に焦点が向くなど人的資本の蓄積は重要な課題ではないか。このデジタル社会への移行と推進にあたり、「人材の確保」をどうするか、かつての放漫経営のプロ野球球団のマネージメントのように「4番打者の他球団からの引き抜き」ばかりやっていると駄目だ。持続可能な経済発展と、今、地域振興の目玉となっている半導体開発やその周辺機器の製造分野において人材を確保に尽力する傍ら、人材を育成する取り組みを行わない手はないと考える。そのためには、広くエンジニアを育成することが重要であるが、理系の大学に進学するとすればその学費が文系大学に比し高額であることは周知の事実であり、せつかくの優れた人材が経済的困窮を原因に無為にその機会を失うことは将来への莫大な損失となる。政府は私学公立を問わず支援を行っているが、基礎自治体自らもそれに取り組むべきではないか。

以上の観点から

- ①理系人材の育成・確保、半導体関連産業振興をふまえ、町の施策は。
- ②大学等就学支援補助のため、奨学金を設立する考えはないか。

6 番 荒 木 俊 彦 議員 p 117～ p 127

1. 住民の安全・安心のためにメガソーラー規制の決意はあるか

(1) メガソーラー規制条例の早期制定が求められているが、町民の安全・安心のために、新規のメガソーラー規制と既存・工事中のメガソーラー設備の安全対策について、町長の決意をお聞きしたい。

①平川上流の山林開発による大型開発。

既存・工事中のメガソーラーの集中は、これ以上許してはならないと思う。

②矢護川上流の山林地域

③上井手上流域の山林

・既存施設との安全対策協定(業者・地権者、町・関係する自治会・住民など)

・工事中施設との安全対策協定(業者・地権者、町・関係する自治会・住民など)

2. 町民のための施設使用料の改善を求める

(1) 新型コロナ感染症の心配が続く中、町民の交流・文化スポーツ教養の振興の大切さが改めて大切であることが確認できたのではないか。町の公民館や関連する公共施設は本来町民のための施設であり、受益者負担はそぐわない住民の社会福祉向上のための施設であると思う。町の公民館などの施設使用

料が住民福祉に沿っているのか検討すべきではないか。例えば中央公民館、オークスプラザの使用料を30分間隔で設定する改善を求めたい。

7 番 坂 本 典 光 議員

p 127～p 139

1. スポーツの町大津

- (1) 町が取り組んでいるものとして、あるいは町の特徴として「スポーツの町大津」を大きくアピールしたらどうだろうか。これは荒木元町長が推進されたことである。つい先日大津高校サッカー部が全国大会2位の実績を挙げたし全日本バレーボール女子では古賀紗理那選手が活躍している。ごく最近では6大学野球の三冠王に輝いた萩尾選手の読売巨人軍入団が決まった。町民の間では剣道、弓道、野球、卓球、バスケットボール、バドミントン、テニスなどが盛んである。「婦人スポーツクラブ」や「クラブおおづ」もある。「クラブおおづ」では小学生から社会人まで盛んにスポーツを楽しんでいる。「スポーツのまち町大津」を町外にアピールしないともったいない。
- (2) 健康維持と医療費の削減を目的に高齢者のスポーツ大会を推進するべきではないか。
- (3) この度、町のスポーツ施設を指定管理者に任せることになっている。山村広場のテニスコートはコート面に亀裂している箇所がある。修理するべきではないか。

2. 職員採用について

- (1) TSMCの菊陽町進出で工事が急ピッチで進んでいる。工事は鹿島建設がうけているが、TSMCは通常の工期よりも早く完成するよう鹿島に要求しているようである。通常5、6年かかる工事を3交代制をとり、2年間で完成させるようである。IT企業だけでなく今の企業はスピード重視である。早く行動しないと世の中は次のトレンドに移ってしまう。今、大津町にとっては千載一遇のチャンスが巡ってきている。町職員の仕事量も増えると予想される。短期間に仕事をこなすためには職員を増やす必要があると思う。それも即戦力になる人材が必要である。中途採用で実力のある人を採用するべきだと思うがいかがか。

3. 大津町教育委員会点検・評価報告書について

- (1) TSMCの菊陽町進出で工事が急ピッチで進んでいる。工事は鹿島建設がうけているが、TSMCは通常の工期よりも早く完成するよう鹿島に要求しているようである。通常5、6年かかる工事を3交代制をとり、2年間で完

成させるようである。IT企業だけでなく今の企業はスピード重視である。早く行動しないと世の中は次のトレンドに移ってしまう。今、大津町にとっては千載一遇のチャンスが巡ってきている。町職員の仕事量も増えると予想される。短期間に仕事をこなすためには職員を増やす必要があると思う。それも即戦力になる人材が必要である。中途採用で実力のある人を採用すべきだと思うがいかがか。

8 番 佐藤 真二 議員 p 139～p 154

1. 新公会計制度の成果を行財政運営にどう活かすか
 - (1) 新公会計制度活用の取り組みの進捗状況。
 - (2) 行財政運営への具体的活用。
 - (3) 行政コスト計算書等の施設・部署別の把握。
 - (4) 行革推進係に成果活用を求めているかどうか。

2. 学校プラットフォームの体制に
 - (1) 学校プラットフォームが目指すもの。
 - (2) 必要な体制と、その構築に必要な資源や仕組み。
 - (3) 課題と対策

3. 広報計画の必要性について
 - (1) 町民・町内事業者、町外在住者等への情報発信とコミュニケーション手法について、乱立するメディアを整理し、戦略的に再構築する取り組みが必要と考える。

9 番 大村 裕一郎 議員 p 154～p 158

1. リカレント教育について（社会人の学び直し）
 - (1) 現在、大津町ではTSMCの影響により特需景気をむかえている。これは大津町にとって千載一遇のチャンスであるが、多くの乗り越えなければならない壁がある。その一つに労働力不足の問題がある。解決するためには2つの道筋があり「他市町村や海外からの労働力の流入を促す」もしくは「町内で働いている方の社会人の学び直しを促す」である。今回は「町内で働いている方の社会人の学び直しを促す」に焦点を当てるが、すでに厚生労働省や経済産業省、文部科学省では学び直しに関する支援や周知を始めている。町としても支援や制度等の周知を進めるべきではないか。

2. 町内の人口減少エリアや高齢化率が高いエリアへの対策について

- (1) 大津町全域を見れば人口は増加しているが、大津町北部や東部に関しては年々人口が減少し、高齢化率が軒並み高くなっている。このままでは地域の維持が困難になるのは明白であり、大津町北部や東部が農村地帯であることから、結果として町内農業の衰退をも招く恐れがある。農工商併進のまちづくりが行われてきた大津町において喫緊の課題であると捉えるが町長の考えを問う

10 番 面 川 秀 貢 議員 p 159～p 166

1. 国を挙げて推進するDX関連に対する町の姿勢について

- (1) 国を挙げて推進し、ウィズコロナ対策としても重要視されているDXキャッシュレスに取り組む事業所の支援、施策（国にも補助金等支援施策があるが、先進的事例として自治体独自のものもあっていいのでは）

2. 人材育成の為の基本姿勢について

- (1) TSMCの進出で人材育成も重要課題、国の人材育成機関である各種訓練校や中小企業大学校への受講について、事業所自身が費用負担をして従業員に受講させているところもあるが、従業員を積極的に派遣できる環境にする為、受講費用の助成等が考えられないか。

3. 本町で創業を検討している事業所に対する支援

- (1) 熊本県信用保証協会が事業所の保証をすることで金融機関から融資を受けられる金融商品があり、それら商品には、一般保証制度、県が保証協会に一定の出損金をすることで、保証付きで融資するという熊本県保証制度、同様に市町村が出損する事で保証付きで融資する市町村の保証制度があるが大津町独自の保証制度を創設できないか、また、保証付き融資の際、発生する保証料補助の創設は出来ないか。

11 番 永 田 和 彦 議員 p 173～p 185

1. 学校PTAについて

- (1) 東京都小学校PTA協議会が7月の理事会において日本PTA全国協議会からの脱退を決めた。また、都道府県、政令市単位などのPTA連合体や学校単位のPTAでも問題視している。義務教育上、保護者（会員）の不満は悪影響であり社会全体へと広がるのである。

2. 通学路の安全確保について

- (1) IT（情報技術）やAIなどを駆使したデータ分析での取り組みが始まっている。時代の進歩に合わせた対応が求められる。

12番 三宮美香 議員

p 185～p 192

1. 地域子ども食堂支援について

- (1) 町とソフトバンクが提携しDX関連を進めている。町民の福祉の向上を充実させるため、デジタルの力を有効に活用し食支援マッチングのプラットフォームができないか。例えば、大津町の地域子ども食堂の場合①物質やお金など社会貢献として提供する企業側、②地域子ども食堂を運営する側、③食堂の利用や情報・繋がり・ボランティア活動を求める側の3者は、現状ではそれぞれの情報をアナログのやり方をして繋いでいる。これらの情報をデジタル化し、大津町（例えば福祉課・子育て支援課）がハブとなった1つのプラットフォームを構築することで、広く住民へ情報提供できる仕組みができ、様々な角度からの住民参加も得られる。また、食堂の運営スピードアップとコスト削減が見込め、大津町の福祉の向上につながると考えるがどうか。

2. 駅周辺の整備とそこから波及するまちづくりについて

- (1) TSMC進出や来年の熊本空港建替、南阿蘇鉄道の接続、東海大学農学部に移転（阿蘇くまもと臨空校舎）などを見越しての駅周辺整備計画は、このタイミングを外せないという判断だと思うが、長年の懸案事項であったものがいくつかある（駅を挟んだ南北への道路や殆ど活用されていないビルなど）。それが解決されると考えているのか。令和4年度まちづくりアンケートの回答や第6次振興総合計画の中にも記載があり、大津町の今後を左右するという意味でも町民が注視している。今回、駅周辺整備計画業務委託をすす中で、町としての考え方を町民にはっきりと知らせるべきだと思うがどうか。

議 事 日 程 (第 2 号) 令和 4 年 1 2 月 9 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○副議長(坂本典光) それでは、本日の会議を開きます。

なお、永田議員より遅参の届出及び桐原議長より、欠席の届出があっておりますので報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 1 2 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、1 2 日が 6 番から 1 0 番まで、1 3 日が 1 1 番から 1 2 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○副議長(坂本典光) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久議員。

○9 番(豊瀬和久議員) 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様も、そしてインターネット配信やモニターで御覧いただいている皆様も、寒い中、朝早くから大変にありがとうございます。9 番議員、公明党の豊瀬和久です。

本日は、町民の皆様の大切な声をもとに質問をさせていただきますので、何とぞよろしく願いいたします。

現代の日本社会は、南海トラフ地震などのリスクに加え、人口減少や少子高齢化、気候変動に伴う気象災害の激甚化や 2 0 5 0 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするというカーボンニュートラルという大目標、東京一極集中の是正と地方の存続、エネルギー、食料、水の確保など多くの課題があります。それらに加え、コロナ禍の感染症対策、ロシアによるウクライナ侵略に伴う石油・天然ガス、食料危機、物価高と円安、明治用水の大規模漏水の発生、電力逼迫、通信障害など、これまで想像にもしてこなかったことが続発をしています。

また、本町においては、T S M C の進出や空港アクセス鉄道計画に伴う環境の変化にも対応する必要があります。社会の持続発展のためには、大局的な社会変化を考えつつ、身近な足元から対策を進める必要があります。私たちは、住まい、電気、ガス、上下水道、通信、食料、交通などに依存をしています。しかし、一度大災害が起これば大きな被害を受けることになります。切迫する災害に対して、足音の現実を直視して備えを行うべきではないでしょうか。

そのような観点から、まず 1 問目のインクルーシブ防災についてお伺いいたします。

インクルーシブ防災とは、障がい者や高齢者を含むあらゆる人を取り残さない防災という考え方です。SDGsが広まる背景で、誰も取り残さないや、ダイバーシティ多様性という言葉が至るところで見られるようになった現代では、災害時でも多様な人を想定する考え方が大切になっています。

2015年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議で、誰も置き去りにしないインクルーシブ、包容するという防災の考え方が提出されました。過去の災害でも障がい者や高齢者は健常者や若者に比べて死亡率が高くなっています。地震でいえば耐震性が衰える家屋に住む人の割合が高く、避難に時間を要し、持病のため避難後に体調を崩す人が多いからです。これを避けるには、被害を受けないための安全な場所での居住や家屋の耐震化と家具の転倒防止、食料や水の備蓄などの事前対策の促進、災害発生前後の早期避難の支援、災害後の避難時の環境づくりなどが重要になります。災害時にも多様性を尊重し、誰も取り残さない地域社会をつくっていく必要があります。

本町においても、本年9月18日に台風14号の接近による暴風警戒のため、大津町全域に危険な場所から全員避難するよう避難指示が発令されました。避難所が11か所を開設され、私の住む地域の避難所である人権啓発福祉センターにも15名が避難をされました。その多くが源場団地にお住まいの方々の、その時にお聞きしたことは、本来ならば外出するよりも自宅にいたほうが良いと思いますが、団地の耐震や老朽化の不安から非難をしてみましたということでした。

現在、源場団地は、管理戸数38戸に対して34世帯が入居されており、4戸が空き戸数となっています。

また、補助資料の写真を見ていただいてもわかるように、建築されてから45年が経過していますが、現在まで計画的かつ予防保全的なメンテナンスはあまり行われておらず、冊子ががたつくなど建て付けが悪い窓や雨よけのひさしが壊れているなどの老朽化、白蟻による被害などが急速に進んでおり、大雨や台風のときには、窓ガラスが割れそうになり、住民の方々が避難しなければならない状況にあるなど、安全性が確保できていません。

そのような中、町では団地ごとの事業方針と事業計画を立てるために公営住宅長寿命化計画を策定されています。それによると、源場団地は、集約建て替えの予定とはなっていますが、団地ごとの個別計画はまだ策定されていないので、事業スケジュールなど具体的な対策に関しては示されていません。

冒頭でも述べましたが、温暖化により気温が上がって災害が桁違いに多くなっており、そうした大きな行動変化に対して、今までと同じようなやり方、考え方では町営住宅に住む方々の安全と安心を確保することはできません。事前に事故を防止するための定期的なメンテナンスや耐震化、老朽化対策など、一つ一つ今何が必要なのかを切実に考えていくべきではないでしょうか。

具体的には、障がい者や高齢者の方々などが被害を受けないために安全な場所での居住や、家屋の耐震化とともに、地震による家具類の転倒、落下はげがの原因や避難救出・救護の障害になりますので、家具の転倒から居住者の安全を確保するために、家具転倒防止工事を行う費用を補助する

などの転倒防止対策を実施することで、災害時に誰も取り残さない地域社会をつくっていく必要があると思います。

全体的に老朽化が進んでいる現状の中で、避難指示を出した場合の影響についてどのように考えられているのか。また、建築年数の古い町営住宅のメンテナンスや耐震化、老朽化対策、家具転倒防止対策についてどのように考えていらっしゃるのか、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、おはようございます。それでは、豊瀬議員の御質問にお答えをいたします。

インクルーシブ防災は、障がい者や高齢者を含むあらゆる人を取り残さない防災対策という考え方であり、災害時でも多様な人を想定し、様々な視点から対応する必要があると考えております。

今回は、議員から御質問の町営住宅の耐用年数や暴風時の状況や対策について御回答をいたします。

町が管理している公営住宅等は、今年10月末現在で20団地、873戸ございます。

次に、公営住宅等の耐用年数の超過状況をみますと、現在、既に耐用年数を超過している住宅は310戸でございます。公営住宅法令に定められている耐用年数は、その年数が経過した場合の居住継続の可否を一律に定めた規定ではなく、建替事業の施工要件や公営住宅等の処分等の関係で規定されたものとなっております。

したがって、法的に直ちに居住継続の可否が問題となるわけではありませんが、住まわれる方の安全を確保するという意味でも、居住を続ける場合には、当然それに伴う修繕等は、事業主体である町が行っていく必要がありますので、今後も雨漏り、外壁の亀裂など緊急性があるものについては、迅速に対応をしていきます。

また、一方で、議員御指摘のとおり、老朽化した町営住宅が増えている現状もありますので、既存の住宅の状況を整理し、改善、建て替え、用途廃止を計画的、段階的に進めることで住宅の安全・安心を高めていきたいと考えております。

さらに、防災の対応については、防災交通課や福祉課など関係課が連携をとり、ハードとソフトの両面から誰も取り残さない防災に取り組んでいきます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 村山都市整備部長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） おはようございます。豊瀬議員の御質問について御説明いたします。

町が管理している公営住宅は、先ほど町長がお答えしたとおりですが、住宅種別でみると、公営住宅が16団地799戸、災害公営住宅が4団地74戸です。

建設年度では、昭和39年度建設の「木造平屋建」の住宅が最も古く、町は昭和42年度から昭和59年度にかけて「簡易耐火平屋建」の住宅を建設し、昭和48年度から昭和51年度にかけて「簡易耐火2階建」の住宅を建設しました。昭和53年度以降は、あけぼの団地などの「中層耐火

3～5階建」の住宅建設が主流となり、昭和59年度まで毎年度30戸から90戸を建設しました。

その後、平成28年熊本地震の発生による被災者居住支援のため、令和元年度には、災害公営住宅を4団地74戸を建設しました。

耐震性能は、昭和56年に建築基準法が改正され、新耐震基準が設けられました。それ以後に建設した431戸の住宅は耐震基準を満たしており、昭和55年以前に建設された438戸の住宅についても、熊本県において同様の住宅の耐震予備審査を行った結果、耐震基準を満たしております。

次に、名義人の年齢別の入居戸数は、65歳以上が382戸、約5割以上が高齢者世帯となります。

町営住宅の入居者の暴風雨時の避難については、各団地自治会や入居者個々の自主性に任せておりますが、都市計画課住宅係でも住宅の避難状況は、防災交通課と連携して行っております。

一つの事例として、先ほど議員がおっしゃいました、今年9月の台風14号の際に、町人権啓発福祉センターに近隣住民の方々10世帯15人が避難されました。その中には源場団地の入居者3世帯5人も避難されておりました。これは町の呼びかけに対して自主的に避難されたものです。

その他、暴風雨時の対策としては、台風接近の予報がある場合、事前に各団地の危険箇所倒木の恐れがないかなどの点検や、台風通過後に安全に留意した上で各団地を巡回し、入居者の安否確認や被害状況の把握に努めております。支障木などが発生している場合には、速やかに伐採を行っておりますし、また、住宅の修繕が必要な場合は、迅速に対応しております。

今年4月と9月の議会全員協議会において、大津町公営住宅等長寿命化計画について御報告させていただきました。その際に説明しましたように、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画期間の中で事業手法として、一定の居住性や安全性等が確保されている住宅は改善事業、また、耐用年数が超過し改善が不能な団地は建替事業、集約時を含んでおりますが、を検討し、原則として耐用年数を超過した老朽化のため改善が不可能な団地については用途廃止を検討いたします。

具体的な事業の開始時期や事業手法などは、今後、団地ごとに個別計画を策定して事業を進めてまいります。

なお、計画に伴う建て替えや移転が発生する場合は、入居者世帯に対して建て替え内容や入居条件等について説明会を開催するなど、丁寧に説明し、合意を得るように努力してまいります。

また、長寿命化計画改定の際に、現在入居されている世帯に対する説明と意見聴衆のため、団地ごとに公営住宅等入居者説明会を6月から10月にかけて開催し、御意見を伺いました。その中で、将来集約建替の予定としている団地では、「この年になって別の所に引っ越すのは厳しい」や「家賃が高くなるのは困る」、「建て替えでなく改修してほしい」などの意見がありました。このことから、長年住み慣れた環境からの変化を受け入れるのは、年齢的及び経済的にも厳しいという入居者の方々の現在の状況が伺われます。

将来の建て替えという町の実施方針はできるが、現実問題として、今できる範囲で改修、もしくは修繕してほしいという入居者の声だと思われまます。

移転に伴い本人が希望されるのであれば、他の団地への住み替えも可能です。しかし、将来、建

替事業を予定している団地を改修してしまえば、建替時期の再検討や建て替える団地などに改修する予算を投入するなどの問題が出てくると思います。

しかしながら、現在、雨漏りなどで不自由な生活をされているのであれば、当然、修繕等を行ってまいります。

今後、長寿命化計画を進めていく中で、建て替え、集約建替、大規模改修、用途廃止などの事業が団地ごとに行われてまいります。住まわれている方に寄り添いながら、計画の手戻りがないように事業を進めていきたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○副議長（坂本典光） 豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久議員） 本来はもっと早くですね、定期的なメンテナンスとか、もう今は建て替えをやるという段階で、さっき言われたように、今メンテナンスなんかすると費用がかかってもったいないということですね、言われてたんですけど、本来、10年前、20年前ぐらいに定期的なメンテナンスを計画的に行っておけば、今こんな話をしなくてもよかったですけど、今既に窓ガラスは薄い、サッシはガタついている。台風が来た時には、もう風で怖くて家にいられない状況ということでは言われてました。それで避難されているような状況で、私も家見に行きましたけど、もうサッシがガタガタして、夏は暑くて、冬は寒くてどうしようもないというようなことを言われているような状況だったんですね。だから、そして建て替え、集約建替もいつになるかまだわからない話ですから、当面はしっかり耐震化とか、老朽化対策に取り組んでいただきたいと思います。もっと前にするべきだったんですけど、やっぱりその予算の関係とか、いろんな費用面でできなかったことがあると思うんですけど、今後は、しっかりそういう修繕とか、そういう老朽化対策をするにあたって、やっぱりそれなりの費用がかかると思うんですけども、しっかりと予算を確保した上でですね、取り組んでいただきたいと思いますが、そのような費用面に関してはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○副議長（坂本典光） 村山部長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 豊瀬議員の再質問に対して説明いたします。

現在、公営住宅については、ストックの状況や状態の把握、結果を踏まえて、先ほどおっしゃいました予防、保全的な維持管理、管理方針に基づいて対応、改善策をさって、それに基づき維持・修繕等を計画に実施する予定ですので、当然、必要なものについては、修繕費なりで対応していきたいと思います。ただ、構造上、どうしてもできないものもありますので、その辺については、居住されている方に安心・安全で住まわれるような対策を行っていきたいと思っています。

以上でございます。

○副議長（坂本典光） 豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久議員） しっかりと修繕ができるように予算のほうも確保のほうよろしくお願いいたします。

それともう一つです。すみません、家具転倒防止工事ですね、そういう対策も必要と思うんです

けれども、そういう家具転倒防止工事を行う費用に対する補助とか、そういう希望される方ですね、そんなに大きなお金かかるわけではないと思うんですけれども、そういう転倒防止対策について、補助とかをしていくような必要があると思うんですけれども、その点については、どのようにお考えかお伺いいたします。

○副議長（坂本典光） 村山部長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 豊瀬議員の再々質問に対してお答え申し上げます。

議員がおっしゃいましたのは、家具転倒防止についてということですが、こちらについては、町営住宅でできるものと、その他の補助事業や個々で準備するものがあると思いますので、その辺については、関係各課と打ち合わせながら対応可能な分については対応していきたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（坂本典光） 豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久議員） それでは、次に、2問目の上井手沿いの樹木や竹等の伐採についてお伺いいたします。

現在、上井手公園周辺の川岸が補助資料の1と2を見ていただくとわかりますように、特に道幅が狭くなって、ベンチや疎水百選に選定された案内看板が設置してある付近などに樹木や竹が著しく生い茂っている状況になっています。このまま放置をしていたら樹木や竹は伸びるばかりで、その結果として、樹木や竹が大雨のときに上井手の流れを阻害し、倒れて流出したものが橋などに引っ掛かり洪水を引き起こすなど、治水上の問題となる恐れがあります。命に関わる問題ですので、洪水被害に対する地域住民の皆様の不安を解消させるためにも早急に樹木や竹を伐採するなど、適切な河川管理を行っていくべきだと思います。

ただ、私有地に生えている樹木などは、土地所有者の管理物ですので、まずは所有者に対し、地域の皆様が不安に思われていることなどの現状を伝えていただき、所有者において選定や伐採をすようをお願いをしていただきたいと思います。

しかし、現実的には、今まで土地所有者が管理をすることができないまま現在に至っているような状況ですので、改善はあまり見込めないという可能性もあります。そのような場合には、災害対策基本法の中の市町村の責務もあるように、基礎的な地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有するということを考慮して、町の責任で伐採するなどの管理をしていくべきだとは思いますが。

想定を超える豪雨は、いつ、どこで起きても不思議ではありません。もし、補助資料3の昭和55年8月に木材が橋に引っ掛かって上井手が氾濫した時の写真のように、町中心部で氾濫するような事態が起これば被害は計り知れません。まさに私たちにとって現実の脅威となっています。先ほども述べましたが、今までと同じようなやり方では町民の皆様の安全と安心を確保することはできません。早急に行うべきことは、躊躇することなく確実に実施していくべきだと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えをいたします。

上井手の通町筋は大津町の歴史、文化の散策通りとして石橋などの景観と一体的な景観形成が大事であると考えております。

また、上井手につきましては、約400年前に加藤清正が築造した歴史ある土地改良施設であり、1級河川白川から取水し、大津町、菊陽町の水田390ヘクタールの灌漑用水路として延長13.4キロを有しております。この上井手の完成により、大津町の農業基盤は確立され、農業の発展に貢献した歴史的価値の大変高い農業用水施設でございます。

現在、上井手の管理につきましては、大菊土地改良区が主体となっており、国及び県の補助を活用しながら改修工事を行っております。今回、御指摘の上井手公園付近の川岸につきましては、上井手地区改修工事を行った区間ではありますが、護岸より上部の個人所有地より樹木や竹が伸び、上井手にかかっている部分につきましては、防災上の観点及び景観上の観点から町としても何らかの対応が必要であると考えております。また、当該箇所は個人所有ということで所有権の問題もございまして、用水管理者である大きく土地改良区と連携を図り、土地の所有者に御相談し、上井手に伸びてきている防災上危険性のある樹木や竹の伐採をお願いしたいと考えております。

一方で、地権者による対応が難しい場合には、町による対応も検討する必要があると、議員御指摘のとおり、認識をしております。正確な金額は見積りを取らない限りわかりませんが、庁内の見立てでは、御指摘エリア、延長100メートルほどの伐採を町が発注する場合は、1回で数百万円程度はかかるのではないかと考えております。したがって、地権者への御相談と合わせて、実際の伐採にどの程度の費用を要するのか、毎年、隔年などどの程度の頻度での伐採が必要なのか、どのような伐採方法を取れば費用面、景観面、安全面で裁量なのかなども含め、方策を町としても具体的に調査・研究をしながら進めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） おはようございます。豊瀬議員の質問について御説明いたします。

上井手周辺につきましては、住宅化が進み、上井手水路への流入量が増加していることから、熊本県が主体となり、国の補助及び町負担金を受け、農業生産の基礎となる農業用水の確保、農地配水の乖離を図るため、平成20年から25年までに総事業費10億3千200万円、護岸整備3千697メートルを実施しているところでございます。水路断面の適正な確保のため、川岸沿いの用地を取得している場所もございしますが、川岸より離れた場所での用地取得はしておらず、個人所有のまま残っております。特に上井手公園近辺の上井手右岸側にかけては、急傾斜地の山林が多く、高い位置から雑木や竹等が伸びてきております。これらの樹木等がいずれ倒木し、下流域の堰や橋梁に引っ掛かり水害が発生する恐れもございまして、防災上の観点からも用水管理者で大菊土地改良区と連携を図り、土地所有者への危険な樹木や竹の伐採をお願いし、防災対策を図っていきたく考えているところでございます。

今後とも上井手の景観形成の維持と適正管理に努めていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（坂本典光） 豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久議員） この上井手のあれだけ生い茂っている状態になっている間にですね、地域住民の方とか、いろんな方から町のほうに伐採のことで要望や苦情が寄せられていると思いますけれども、今、そうやって土地所有者にあたると、それに予算も検討していくということですけど、これ相当前からですね、あれ見ても、ここ何年かで生い茂っているわけじゃなくて、相当前から生い茂っている状況で、地域の人たちも不安で町のほうに相談、苦情寄せる中でですね、今までその土地所有者にそういう木を伐採のことを伝えるとか、地域の人たちの声を、不安の声をね、届けて伐採を働きかけるとか、すと、町でやった場合はどうなのか、今言ったようなことをですね、今まで、本来ならずと前にやっておかなければいけなかったんじゃないかなと思います。今回、私がこうやって質問するからやっとなんか動かし出したような印象を受けるんですけども、町民の人たちの、さっき言われましたけど、命に関わる問題ですよ。今までいろんなそういうこの問題はいろんなところで取り上げられていると思うんですけども、今まで本気でこの問題に取り組んでこなかったのは、取り組んでこられた経緯があるのかどうか。取り組んでこなかったならば何で取り組んでこなかったのかというのを伺いたいと思います。

○副議長（坂本典光） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 豊瀬議員の再質問について御説明いたします。

今までもこのような伐採についてですね、御意見を受けて取り組んでこなかったのかというような御質問だったかと思います。生涯学習課等にも口頭によりまして景観も含めてですね、どうかならないかというようなお話があったということで、先ほど申しましたように、私有地であるということで伐採をお願いしてきた経緯はあるというふうに伺っております。

上井手、特に通町筋の区間、大津町の、先ほど申しましたように、歴史文化の主要な箇所でもありますので、町としても景観的にも整備の必要があるというふうには十分認識をしております。

このような形のままではいけませんので、先ほど町長の答弁にもありましたように、町として今後もしっかり対応していきたいというふうには考えております。

正式な文書等確認をしましたけれども、なかなか文書でという形までは確認できませんでしたので、関係課も防災から景観、それから農業用水、観光、生涯学習、それから大菊土地改良とございますので、しっかりその辺の連携を取りながらですね、伐採何とかできるような形で協議をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（坂本典光） 豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久議員） 今回こそは、しっかり、これは命に関わる問題ですので、しっかりその土地所有者に、まずはしっかり働きかけていただいて、本来、土地所有者の責任で管理していただかないといけない問題ですから、実情、地域の不安とかそういうものを伝えていただいてですね、管理をしっかり、伐採していただくようお願いしていただいて、それでもできない場合には、これは町の責任ですよ。しっかり町の責任として地域の安全・安心を守るためにですね、必ずこれは伐

採してもらわないと、あれはまた7月から10月の台風シーズンというのは、来年もまたすぐきます。その時に、やっぱり地域の人たちが不安に思われているということが、今回、そういう声をお聞きしましたので、これもう絶対管理のほうはどのような形でもいいですので、早急によりしくお願いいたします。

それでは、次に、3問目のアマチュア無線奉仕隊との連携についてお伺いをいたします。

アマチュア無線は、受験資格に年齢制限がない国家資格で、携帯電話が普及する前の1990年代に手軽なコミュニケーション手段として人気となりました。また、災害時の有効な通信手段の一つとしてアマチュア無線の活用があります。

アマチュア無線は、極めてシンプルな通信手段で、近年、総務省でも災害時における柔軟な活用を推進をしています。1995年の阪神淡路大震災や2011年の東日本大震災では、様々な通信網が遮断される中、アマチュア無線の電波は途切れることなく情報の収集や災害支援に重要な役割を果たしました。

県内においても、熊本地震や熊本豪雨など災害発生の初期段階の避難所でアマチュア無線のネットワークが活躍をしています。本町においても、民間と協力しながら防災を考えていくといった観点と災害時における情報伝達手段の多様化、多重化の必要性が強く求められています。

大津町アマチュア無線奉仕隊は、非常時、災害時、また公益性があるイベントなどの活動において、無線通信で情報収集、発信等の支援活動を行うことを目的としたいと考えられています。避難原場にいる役場の職員の方は、住民からの要望や要請が多く寄せられているのではないかと思います。それらを伝達し、整理して対応するのに、1対1での対応しかできない衛星電話ではとても整理ができず、迅速な対応はできません。

そこで、アマチュア無線奉仕隊が必要となります。通信支援が必要な状況とは、大規模な災害で全てのインフラがダウンした状況の発生時からインフラ回復までの約48時間から72時間の間において、主に各避難所間で行うものと推測されています。具体的な活動としては、町内の数か所の避難所に何人が避難し、どこの避難所に何が不足し、何を求めているのかなどの情報を一元的に周知をすることで迅速な対応が可能となります。

活動の効果としては、ボランティア活動で通信支援を行う間に、職員は別の活動が可能となり、円滑な支援活動ができるようになります。また、祭りや各種スポーツイベントなどの円滑な進行と情報共有なども想定されています。

補助資料3の写真を御覧ください。

11月3日に阿蘇市で行われた県主催の阿蘇火山防災訓練の時には、阿蘇のアマチュア無線奉仕隊が県と連携して防災訓練に通信支援などで参加をされています。また、2020年7月の熊本豪雨の被災地、球磨村では、その教訓を生かすために、非常時、災害時の通信連絡手段としてアマチュア無線を活用しようということで、昨年度より第4級アマチュア無線技士講習会が開かれており、本年も10月15日に開催され、地元の消防団の皆様が中心として受講をされています。

このように、本町におきましても、大津町アマチュア無線奉仕隊と防災訓練などから連携をして

いくとともに、アマチュア無線講習会を実施して、アマチュア無線奉仕隊の組織化を支援していくべきではないかと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えをいたします。

大規模な災害が発生しますと電話回線や携帯電話などの通信手段が絶たれる状況が発生いたします。熊本地震の際も電話がつながらず、避難所や災害現場から情報をやり取りすることが難しい状況がございました。

災害時には、多くの情報を集約し、その対応を行うことが重要です。住民の避難では、避難状況把握や必要な物資の確認、災害現場では、救助要請や災害対応要請など、現場と災害対策本部などを情報通信が必要です。そのような中、情報通信手段の一つとして、地域と連携したアマチュア無線の活用は効果的であると考えております。現在、大津町には、大津無線救護隊がありますが、議員の御質問にもありますアマチュア無線奉仕隊もあり、アマチュア無線を操作できる貴重な住民の方々が多くおられます。これらの方々が組織的に連携し、有意義な情報を発信・傍受することにより、町の災害対応や各種イベント等において必要な情報を活用できるものと思われま。

今後は、大津無線救護隊やアマチュア無線奉仕隊の方々が連携される取組に対し、町として災害時に効果的に情報通信手段を確保できるよう、まずは防災訓練を通じて連携要領等を確立したいと考えております。

また、そのような情報通信手段が確保できたときに、多くの情報に対し、スピード感を持ってどのように処理していくかが課題となりますので、併せて、町の対応できる体制の整備や関係機関との連携強化に努めていきます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆様、おはようございます。

平成28年4月の熊本地震のような大規模災害時には、通信手段が遮断され、情報のやり取りができなくなるという事態が想定をされます。

そのような中、総務省におきましても、アマチュア無線が災害時や地域イベントなどのボランティア活動で効果的に活用できるとしております。

町では、毎年梅雨前に防災会議を開催し、大津無線救護隊にも防災会議の委員として出席をいただきまして、防災に関する情報共有等を行っております。

また、大規模災害時の連絡体制や大雨時における河川水位の自主的な警戒活動、あるいはつつじ祭り、そして地蔵祭などのイベントにおいても、実行委員会本部との無線連絡等で長年これまでも御協力をいただいております。

質問にもありましたように、町内には、大津無線救護隊のほかにアマチュア無線奉仕隊の方々など、アマチュア無線をボランティアで活用していただける住民の方が数多くおられますので、今後、双方の団体がお互いに連携しながら、町の防災訓練やイベント等を通じて、有事の際に効果的に動

けるような体制を考えてまいります。

また、防災体制につきましても、災害時の様々な情報や資料を災害対策本部で処理するためにも、その情報を受けて対応する職員の体制や、実際の現場で救助や応急復旧等を行う関係機関との連携ができる通信体制の構築にも努めてまいりたいと考えております。

そして、アマチュア無線の取扱いができる人が増えるように講習会の実施についての御質問もありましたけども、現在、菊池圏域4市町で防災士の養成講座に取り組んでおりますので、同様に、アマチュア無線の講習会できないかについては、その協議会の中で提案をしてみたいというふうに思っております。

○副議長（坂本典光） 豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久議員） ぜひアマチュア無線の奉仕隊の皆さんと防災訓練などにおいてしっかり連携をした訓練を行っていただいて、いざという時の備えをしていただきたいと思いますし、今言われましたように、アマチュア無線の関心が今高まっているということです。こういう関心が高まっている時に講習会を実施して、ぜひ多くの方がアマチュア無線奉仕隊の組織化に貢献していただくように講習会を実施していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、4問目のコミュニティボードの設置についてお伺いをいたします。

熊本市では、市民の皆様の広報活動のため、無料で掲載できるコミュニティボード、公共の掲示板を設置されています。

補助資料4の写真を御覧いただくとわかりますように、このようなイベントの告知などを誰もが直接見ることができるコミュニティボードが、熊本市では、屋外の人が集まるバス停や公共施設など、熊本市内46か所に設置をされており、貼れるポスターのサイズはB3版の縦長となっています。これまでホームページやSNSなどをスマートフォンなどを活用した情報発信の充実を様々な提案をしてきましたが、現在のような情報社会では、情報端末を使える人は有利になり、使えない人は不利になる状態が発生し、その結果、情報や知識などの格差が発生してしまいます。それがデジタルデバインド問題です。昨日もDX展示会が開催をされ、様々なDXに関連するサービスやシステムなどを見ることができましたが、行政のデジタル化を推進する上では、デジタルデバインド問題は避けて通れません。行政のデジタル化は、便利さや効率化といったメリットばかりが強調される印象がありますが、同時に、情報端末を使えない人への配慮が必要だということを忘れてはいけません。

そこで、デジタルデバインド問題への配慮の一つとして、情報端末やSNSを使っていない町民の皆様様の広報活動をサポートするとともに、町民同士の交流を促進し、ボランティア活動などのお知らせやイベントの告知、作品の掲示などを無料で掲載できるコミュニティボードをまずは公共施設に設置をして情報提供手段の多重化、多様化を推進していくべきではないかと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の御質問にお答えをいたします。

SNSの普及によって、私たちの情報発信の手段は多種多様にいなっておりますが、訪れた人誰も見ることができる公共掲示板の役割もいまだに大きいと考えております。

議員御提案のコミュニティボードは、町民が行うイベントや講座などの告知、サークル会員募集のチラシなどをある一定の基準に基づき掲示することを認めているものであり、近隣では、熊本市や各種生涯学習施設等で取組がなされております。

熊本市では、市民への情報発信の場を提供することで、市民のコミュニティ活動を推進することを目的として、市内各所に44のコミュニティボードが設置されており、掲示を希望する市民は、事前の申請と抽選を経て、市長の承認を受けることで、1回の申請につき約1か月の間、市内コミュニティボードへチラシ等を掲示することができる決まりとなっております。

また、熊本市の男女共同参画センターや菊陽町の光の森町民センターでも、活動のお知らせや作品展示などに活用できるコミュニティボードを館内に設置し、町民活動の推進を図っているところですが、実際の稼働状況はそれほど多くはないとは伺っております。

町取組の現状としては、公民館等の生涯学習施設や図書館などを中心に、町が共催または後援するもの、公民館講座から派生したサークルの案内など、公益性が高いと思われるものについて、御相談があるごとに内容を確認しながら掲示の可、不可を判断して対応しております。公共の場に掲示するものであることから、営利的行為、宗教的行為などを目的としたものについてはお断りをさせていただいております。

コミュニティボードの設置も町民の皆様の広報活動の幅を広げる一つ的手段ではありますが、大津町においては、引き続き、公民館等の生涯学習施設を中心に、町民の皆様の目につきやすい場所での掲示を情報発信の場としていただくことで、町民の皆様の広報ニーズに応えていくことができると考えております。そして、活動に対する意欲ややりがいを感じていただく場とすることで、活動を推進し、町の活性化つなげていくことができると考えておりますので、今後も御相談に応じ、適宜対応を進めていきます。

○副議長（坂本典光） 豊瀬議員。

○9番（豊瀬和久議員） 御相談に応じ対応していくということですが、その相談をしてもらえように、そういうものを設置して、そこにそういうボランティアであったり、いろんな公益性があるものはこう貼ることができるということを周知していかないと、相談される人もそういう情報が伝わってない部分もあると思いますので、しっかりそのそういう貼ることができる、そういう情報を提供することができるということで、周知にしっかり、知らない人多いんじゃないかと思うんですけども、そういうことを心がけていただきたいというふうに思いますので、その点は周知しっかりよろしくお願ひしたいと思っておりますけども、どういう形で周知をされるのか、これから、ちょっとそこをお伺ひしたいと思います。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 豊瀬議員の再質問にお答えをいたします。

おっしゃるように、どのように周知していくかということが重要になりますけども、その前段と

して、先ほど、現在であれば公園ですとか、共催等に関して適宜判断してやっていく、それ以外のものもですね、というところになっておりますが、しっかりとまずは要綱のほうをですね、もう少し明確に整備して進めていきたいと思っております。その中で、その要綱も含めて、広報紙等も含めて周知を図っていければというふうに思っております。

以上です。

○副議長（坂本典光） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 広く町民の皆様同士で情報交換とか、情報共有ができるような形で公益性も大事ですけども、それに近いものも、有料のものでもですね、公益性に近いものなんか熊本市は、様々そういう講座とか、講習会とか、そういう有料とかそういうお金がかかるようなものでもですね、情報提供されるような掲示ができていますね。ですので、そういう一般の会社が講習会とかそういうものをするという情報もやっぱり町民の人たちにとっては伝わったほうがいい情報もありますので、しっかりそういう、さっき言われましたように、要綱等を、熊本市なんかを参考にさせていただいてですね、作っていただいて、その上で町民の皆様にもそういう貼るようなことができるということですね、貼って情報提供していただくことができるというようなことをしっかり広く周知していただいて、多くの人に活用していただけるような取組にさせていただいて、町民の人たちのバックアップをしていただきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（坂本典光） しばらく休憩いたします。11時から再開いたします。

午前10時51分 休憩

△

午前11時00分 再開

○副議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 皆様、おはようございます。8番議員、山本富二夫です。

朝晩、めっきり肌寒くなり、コロナも熊本県でも1千800人、2千人ともう8次化になるような感じがします。そのような中、サッカーワールドカップで大津高校サッカー出身の谷口選手の活躍は大津町の誇りであり、また、大津高校在校生の誇りでもあると思います。在校生の大津高校サッカー部の活躍を今後ますます期待していきたいと思っております。

また、大津も九州場所終了後、南小学校に在籍された井上関及び2022年ドラフト会議で読売巨人軍に指名を受け、入団された萩尾選手が大津町への表敬訪問がありました。大津町に関係あるスポーツ選手の今後の活躍を大いに期待して、今回は3問の質問とさせていただきます。

最初に、学校給食の無料化に、なるべく早めに取り組む時期に来ているということで質問します。工夫しても食にお金を回せない家庭も増加していると私は感じての質問になります。

小・中学校の段階でも制服代や修学旅行代、PTA会費など細かい出費があり、ばかにならない額であります。それに塾などの習い事にも出費があり、子供の教育には多額のお金がかかります。

コロナが始まってウクライナ紛争で異常とも言える物価高、ますます貧困が広がり、貧困する子育て世代の74%がとても厳しくなったという記事が出ておりました。朝ご飯を食べられない子供たちが増え、子供の十分な栄養補給確保のために学校給食に注目が集まっている状況です。子供たちが食事できちんと栄養確保できなくなっている状況が誰の目にも感じられる今日この頃です。貧困が広がった結果、子供の栄養確保で学校給食の役割があがっております。学校給食の無料化は、本来政府がすべきだと思うのですが、今の状況では無理と感じているのは私だけではないと思います。希望は2023年4月スタートのこども家庭庁が開設されることに期待をしたいと思います。現状は、日本人社会全体で子育てをしないと子供が育たないという状況が生まれつつあります。

2014年の6月に始まった運動で、学校給食を無料化にしようという運動が群馬県を中心に盛んになり、今に至っております。

10月21日、熊日記事で宇城市の小・中学校給食費を2024年4月をめどに無料化するという記事が記載され、その財源の一部にふるさと納税などを見込むとのことでした。宇城市のちょっと概要を言いますと、宇城市は、平成17年1月、給食センターの合併により、3つの給食調理上と8つの自校式の全施設で給食を提供していました。それらは旧衛生管理基準により整備されており、平成21年4月に改正された学校給食改正法に伴う学校給食管理基準に適合していない状況です。

私は、11月17日に宇城市給食センターを訪問し、教育部学校施設課課長と課長補佐と会い、議会事務局に6つの質問状を、一応こういうことでお伺いしたいということで質問を出しておりました。そのことも含め、課長たちから詳しい説明を受けました。無料化事業においては、市長公約事項であるので、10月の臨時会において、関連予算が可決されたとのことでした。給食センター内も2階見学通路から詳しく説明を受けました。

資料1を見ていただくとわかりますけども、3つの給食センターを1つにまとめ、その後、三角町などの自校式の給食センターをなくし、この総合給食センターから配送を順次行っていくということで、特色として7つのことと、もう一つは、建物についてとかの部分でありますけども、一番は安心・安全な学校給食が提供できる施設から宇城市は全子供たちに給食を提供するというところで給食が提供されます。

新給食センターは、各学校へのアクセスを考えられて造られております。

もう一つは、菊陽町の選挙で、新町長は選挙の際に政策提言集の具体策の中の子育て世代の負担の軽減として学校給食の無償化、認定こども園・保育所・幼稚園における負担の軽減とし、副食費の無料化に取り組むとされており、その財源としてふるさと納税の増税策を練るとうたわれております。菊陽町も早期に学校給食の無料化に取り組まれると思います。

最近一番の記事では、青森市が小・中学生1万8千500人の給食費の無料化を10月から実施されております。青森県内では、14の自治体で実施されているのが現状です。

その他市町村も取組を始める中、1つには、大津町として町長にお伺いしたいのは、大津町として学校給食の無料化に向けての取り組む考えはあるのか。

2つ目は、無料化に向けた財源確保の取組を検討する考えはあるのかについて、町長の考えをお尋ねします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の学校給食の無料化に、なるべく早めに取り組む時期に来ているとの御質問についてお答えをいたします。

給食費の無償化については、宇城市が令和6年度から実施する方向との報道や、その他でもそういう動きがあることは、議員御指摘のとおり、私のほうも招致をしております。

一方で、給食費無償化には多額の財源を要するため、その財源をどうするのか、そして、限られた財源の中で町政全体の優先順位として、あるいは子育て・教育支援施策内での優先順位の中でどのように整理するのが論点になると考えております。

私の政策としても、子育て支援・教育施策には力を入れたいと考えており、大きなところでは、昨年10月より医療費の無償化を18歳までに拡大させていただきました。また、給食費に関しましては、令和3年度より学用品費をはじめ、修学旅行等の郊外活動費に加え、給食費についても給付を行うことのできる就学援助制度のプッシュ型通知を開始することで、議員御指摘のような困窮世帯において制度が知らないことによって支援から抜け落ちる方がでないような取組を開始、実施しております。

町立小・中学校及び幼稚園を対象とした給食費を無償化した場合、大津町の場合には毎年約2億円、10年で20億円程度の財源が必要となりますが、議員御指摘のとおり、他市町村では、無償化の財源にふるさと納税を活用するとの話もあります。しかしながら、ふるさと納税額は年度ごとに差がある安定財源ではないことに加え、給食費無償化の特定財源として募るものではありませんので、給食費無償化のいわば特定財源として活用することには難しい面もございます。

そうした面も踏まえ、今後も子育て支援や教育環境の充実に向けては確実に予算を確保していきたいと考えておりますが、町としては、まずは給食費の無償化ではなく、本来であればより早期に取り組むべきだったものの熊本地震などの影響もあり遅れが生じている学校施設の早急な改修を計画しております。

地震の有無に限らず、全国的にも厳しい財政状況の中でどうしてもハード整備が先送りになっている市町村もございますが、大津町としては、子供たちのために予算を確実に割り当てながらやっていきたいというふうに思っております。

具体的には、大津中学校の長寿命化改修事業で24億4千万円、護川小学校屋根改修事業で3億9千万円があり、その後も南小、東小の建て替え、あるいは大規模改修をすべて十数年内に行う必要があると認識しており、それ以外にも適宜改修等が必要な学校施設がございます。

厳しい財政事情ではありますが、子育て支援・教育環境日本一を実現するために、これらを先送りせず、着実に実現していきたいと考えております。

ただもちろん、このハード整備があるから全てを止めるわけではなく、その他に関しても全体的な財政、子供たちのために何を優先してやるべきかをしっかり整理しながら、適宜、有効な施策を

打っていきたいというふうに考えております。

教育施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす活動の場でありますので安全・安心確保のためにも子供たちが学校での様々な学びにより集中できるようにもそれらに最優先で取り組んでいきたいと考えております。

また、新型コロナや物価高騰への緊急的な対応として、先般、11月臨時会におきまして、国からの交付金を財源として12月分の給食費1か月分の無料化や住民税の均等割りのみ課税世帯への給付金1世帯3万円、未就学児1人につき5千円の商品券の給付など様々な支援策実施のための補正予算を提案し、御議決をいただいたところです。

町としましては、引き続き、短・中・長期の目線を持ちながら子育て、教育環境を充実させるとともに、子供たちの成長を支えたいと考えております。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。御説明をさせていただきます。

まず、給食費の無償化については、県内でも幾つかの自治体の実施、もしくは今後取組を検討されております。

一方、本町では、熊本地震の影響もあり、教育施設の整備が遅れており、地震からの復興に一定の目途が立ち、来年度からは大津中学校の長寿命化改修や護川小学校の屋根改修事業を皮切りに、おおつ南小学校、それから大津東小学校の改築や大規模改修、また、室小学校、大津小学校の大規模な事業に順次取り組んでいかなければなりません。

学校施設は、児童生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持っており、子供たちが学校で安全に過ごすために各学校の施設の屋上防水・内外装・空調・給排水設備の改修など、学校施設を健全に使用続けるための定期的なメンテナンスが必要となります。

また、小中学校9校中、6校が築30年以上を経過しておりますので、こうした経費は今後さらに増える可能性がございます。

さらに、生涯学習の分野でも生涯学習センターの長寿命化の検討や各体育施設の維持管理など、多額のコストが見込まれているところです。

また、ソフト面では、子供たちが1人1台で使用しておりますギガスクールの推進に伴うタブレットの購入費用が約3億円近くかかっております。ただ、今後もおおむね5年ごとにその更新費用として同程度の金額が見込まれてまいりますので、こうした状況の中から、現状では直ちに給食費の無償化を実施することは厳しい状況にあります。

そこで、町では、就学援助制度により経済的に困りの子育て世帯の就学を支援をしているところです。この制度は、学用品費をはじめ、修学旅行等の郊外活動費に加え、給食費についても給付を行うものです。特に昨年度からは周知の漏れを防ぐため、対象となる世帯を抽出し、申請をされていない世帯には、通知を直接郵送したり、場合によっては戸別訪問をして申請手続のサポートなどを行い、積極的に支援を行っているところです。

令和4年度では、11月末時点で、小学校が311件、中学校が169件、合計で480件で、既に昨年度の件数が452件を上回っており、着実に支援につなげているところでございます。

今後も、さらに就学援助制度の活用を推進し、子育て世帯の支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○副議長（坂本典光） 山本議員。

○8番（山本富二夫議員） 私は、今回は学校給食の無料化についてお伺いしたわけであって、校舎云々とかを聞いたわけではありません。町長の回答もほとんど学校給食の無料化についての回答は聞かれませんでした。本当に後ろ向きの回答というか、あまりにも残念です。もう全国でも学校給食の無料化は広がりを見せております。菊陽町も早い段階で学校の無料化を実施されると思います。菊陽町が行われたら、合志市も菊池市も実行に向けた検討をされると、私は思います。宇城市も菊陽町も首長の公約、決断です。学校給食の無料化は町長が決断すれば実現することができると思います。

そこで、町長に再度聞きます。

学校給食の無料化に取り組む考えがあるのかどうかについてお聞きします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の再質問にお答えいたします。

説明が不足しておりまして失礼いたしました。学校給食の無償化を考える場合、やはり財源が問題となってきます。その財源をどう確保していくか。ただし、例えば、町の財源百数十億円になっておりますけれども、その財源の枠というものはふるさと納税数十億一気に入ってくればまた違いますけれども、基本的には、その単年で大きく膨らむものではございません。その中で、限られた予算の中で予算をどのように振り分けていくかというのは問題になるかと思えます。そうした中で、福祉施策、あるいは先ほど公営住宅の話もございましたけれども、様々な施策の中で何をやっていくのか。その中で、先ほど話したとおり、子育て支援施策、教育施設の充実についてはしっかりと予算を付けていきたいというふうに思っております。その中で、様々な施策の中でその施策をやっていけばより少ない予算で、あるいは同じ予算であってもより高い効果が住民の皆様、子供たちのために有効であるかということを考える必要があると思っております。

そうした中で、先ほどの御説明した流れになるわけではございますが、そうした面も踏まえまして、給食費の無償化に関しては、現在のところ財政状況も踏まえて、優先順位としてほかのことを先にやっていく必要があるというふうに考えております。

また、山本議員御指摘のとおり、非常に厳しく給食費等も払えないよう家庭もあるのは現実だと思えます。ただそこに関しては、就学援助はございますので、かつ、そこに関して以前はその制度を知らないことによって給食費を払えない、就学援助をもらえないという事情がございました。ただ、今は担当課のほうでしっかり頑張ってもらいまして、そういったところにプッシュ型で通知することによって制度を知らずに狭間に陥ってしまう、そんなことがないように町としても取り組ん

であります。

また、その他に関しましても、先ほど校舎の話もしましたが、校舎の建て替えをするからほか何もしないというわけではなく、そこに関しては適宜判断しながら有効な施策を子供たちのためにしっかりやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（坂本典光） 山本議員。

○8番（山本富二夫議員） 財政事情が厳しいというのは私自身も認識しております。宇城市もふるさと納税が足りないときには一般財源から補充して取り組むというふうなこともお聞きしました。子供たちのために、また、菊池4カ市町村の中で大津町が最後にならないように給食の無料化については真摯に執行部で考えて取り組んでいただきたいなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

子ども食堂の運営に対し、何らかの補助金や調理・食事のできる場所、物資について、町として応援すべきだと考えるのがいかがかということについて。

今回の子ども食堂の実情について、今回の実用について、大津町4か所、熊本市には2か所の子ども食堂の運営者の方から今一番子ども食堂の運営にあたり何を行政に要望したいですかとお伺いをしました。子ども食堂の運営は千差万別で、週1回、月1回から2回、年に3回から4回と運営されているのが実情です。1か所の子ども食堂だけの利用者もあれば、子ども食堂の開催日を探し、数カ所を利用されているひとり親家庭もおられます。

大津町から市内の子ども食堂まで子供のために食事や食材を受け取りに見えられると熊本市内の子ども食堂から聞きました。大人には300円で販売されている弁当でも子供のため、家庭の節約のために、自分自身は我慢されて購入されない親がいると言われております。

町長、これが今の貧困家庭の子育て世代の現状です。半分程度の町民の方は、子ども食堂ってあるのは知っているけど、実際どこにあるのか、どういうものなのかというのは御存じないのが実情だと考えております。子ども食堂の活用は主は食事の提供ではありますが、地域の人々の憩いの場でもあり、コロナ禍の前は全員で食卓を囲みながら食事をとっておられました。今はネットで予約をし、時間がきたら手渡しが主流になっております。他世代間の交流の場としても以前は必要不可欠な場所でありました。

大津町の子ども食堂を地域で支えるために運営に手伝ってくださる方、寄附や場所や食材を提供してくれる方、子供たちの遊び相手や学習を教えてくれる方の募集などいろいろな子ども食堂にあった応援を町としても考えていただけないでしょうか。

熊本県の健康福祉部長もコロナ禍の以降、支援策として運営経費の補助を追加したと言われておりますが、実際に聞いたところ、いろんな制約があり、利用しにくいと言われてました。

そこで町長にお伺いします。

熊本県には現在130か所の子ども食堂があり、約100か所で運営されております。大津町町内にも4か所で子ども食堂があり、現在は3か所で運営されています。1か所は熊本地震以降、公

民館が使えないということで中止状態です。今の物価高騰の中、食材の値上げラッシュ、厳しい経営をしておられます。多くの方から善意で経営が保たれているのが現状です。町独自の助成金などの検討はできないか。特に言われているのは、4月から7月までが特に資金繰りが大変であるという事を言われています。

もう一つ、子ども食堂の運営においては、場所の確保が難しく新たに運営をしたくても場所探しが一つの課題になっているということです。町としては場所の確保に向けた支援ができないか。地域の公民館の利用を支援するなど考えてほしいものです。理想的には、大津に各学校ごとに最低1つの子ども食堂の解説ができればなと思っております。

以上、2つの質問について町長の考えをお聞きます。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の子ども食堂の運営に対する助成金や町からの支援についての質問にお答えをいたします。

内閣府の資料にとりますと、国民生活基礎調査に基づいた子供の貧困率は13.5%とされており、議員がおっしゃるとおり、日本では7人に1人が貧困世帯と言われ、大変厳しい状況であると認識をしております。

このような状況の中、地域住民等による民間初の取組として食事を満足に食べられない子供たちに無料または低価格帯で食事を提供する子ども食堂の取組が広がっておりますが、その目的は困窮世帯への食事提供のみならず、地域の人が集まり、アットホームな雰囲気の中で食事をとることで孤食を解消するなど様々です。また、議員御指摘のように、世代を超えて地域の人々のコミュニケーションが生まれる場所、つまり交流の場ともなっております。

町内においても複数の子ども食堂が活動されており、町としても心から敬意を表すとともに、感謝をしているところでございます。

また、運営者としては、運営者同士の横のつながりや独自のネットワークにより食料提供を受けるなど、多くの方の善意で経営が保たれている現状があります。しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な活動が行えない状況にあること。また、開催にあたっては感染対策等による経費増、さらには物価高の影響も生じております。

そうした環境にある中、町内でも子ども食堂の運営主体が活動されておりますけれども、子ども食堂の取組は、現在、町が進められている重層的支援体制整備事業のうち、孤立化を防ぎ、社会参加を促進する参加支援、そして、一人一人の課題を通じて見いだされた地域共通の課題に対して全体的な解決を目指す地域づくり、地域福祉の理念に合致をしているものです。

町としましても、運営する皆様との協議の場を設定し、意見交換等随時行う中で必要な支援を見だし、できる限りの協力を行っていきたくと考えております。

今後の支援策の詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） おようございます。山本議員の子ども食堂の運営に対する助成金や町

からの支援について説明をさせていただきます。

まず、運営経費に対する助成金につきまして、熊本県による子ども食堂等の調査結果、これは令和3年でございますけれども、これによりますと、運営に困られた事例としまして、運営資金の確保と近年の感染防止対策の実施が多くを占めております。そして、活動継続・活性化させていくための必要な支援としまして、運営資金の助成が最も多く、活動に係る地域の理解促進の支援がそれに続いております。また、以前は、公民館等で会食をされておりました、地域交流の場として、食事だけでなくコミュニケーションを図れる場、地域の方の見守りや困りごとの把握の場として重要な機会だったのでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして持ち帰りとされているところもあり、容器代等が新たな負担となっていること、さらには、世界的な物価高による食材等の値上げによる資金繰りの問題も生じていると聞いておるところでございます。

このような状況の中で子ども食堂が継続して運営できるよう、議員より町独自の助成金等の検討はできないかとの御質問に対しましては、各運営者のお気持ちや御意向を把握することがまず重要になってまいりますので、まずは、子ども食堂の運営者との意見を交換する場を設けまして、助成金を含め、運営に対する課題や必要な支援について協議をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、運営における場所の確保でございますけれども、子ども食堂を開催するためには、食事をとるのみならず、調理を行う環境や食事をする場所、交流の場も必要です。そこで、先ほども述べました、運営者との意見交換の場の中で例えば、調理や食事が可能な公共施設、あるいは各区が所有する自治集会場等で開催したいということであれば、関係部署との協議や地元区長等に使用許可やその他運営にあたっての必要な事項について相談させていただくなど、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（坂本典光） 山本議員。

○8番（山本富二夫議員） 子ども食堂との運営者との協議はぜひやっていただきたいなと思います。実際にやられている人の声を聞かれるのが一番早く伝わると思います。町の考えもまたその中で言っていればよいと思うので、ぜひその部分についてはやっていただければなと思います。

また、公民館についても、地域公民館ですので、地域が優先はしますけれども、そういう考えがあるということをお聞きしましたので、その点についても前向きに検討していただきたいと思います。再質問に移ります。

子ども食堂の方とお話した時に、子ども食堂の取組内容を定期的な発信で町の広報紙などでバックアップはしてもらえれば助かるがということではなりました。これはちょっと出してないんですけども、2018年に広報紙に載った部分での「みんな一緒にいただきます」ということでのあけぼの団地集会所での部分での広報紙に取り上げられています。こういうのをすることによって、子ども食堂がどこにあるとか、どこで活動されているとかいうのがあるので、そういう広報紙にあげていただきたいなという部分が言われました。というのは、今年、私、町民の方からお米が9袋30キロであまったけん、どこか山本さんやるところないねと相談を受けました。で、こういう

広報紙で子ども食堂があるということであれば、直接その方も行かれたと思うんですけども、なかったのに私にたまたま相談を受けたんで、ならば、子ども食堂を3か所、今大津でされているんで、その中に分けて支援してくださいということでいただきました。毎年余っているんで、今後、そうしたいたいということでも言われました。広報紙でそういうふうについてバックアップを町長としてしていただけるかどうかというのをもう一度お尋ねします。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山本議員の再質問について説明をさせていただきます。

子ども食堂の運営者の方たちはですね、それぞれ独自のスタイルで食堂を開催されております。要望に応じた情報発信の協力のためにもですね、先ほども説明させていただきましたけども、今後、設置予定の意見交換の場ですね、その中で具体的な広報手段、あるいはその情報発信についてですね、必要な支援のほうも併せて協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○副議長（坂本典光） 山本議員。

○8番（山本富二夫議員） 子ども食堂のほういろいろ施設、協議の場を設けていただきながら進めていってほしいと思います。

では、3問目に入ります。

台湾からの移住者をはじめとする外国人への対応に向けた人材育成について質問します。

台湾からのTSMC進出により、大津町にも関連企業の進出が予想され、それに伴い台湾からの家族連れの技術者も住まわれると考えられます。また、台湾以外からの進出により大津に進出された家族等も大津に住まわれると思います。スムーズに役場業務が対応できるような体制整備を早急に行うべきだと考えております。菊陽町の新町長は、国際化に対応できるよう、語学教育や人材の育成にも力を入れていくと言われております。

大津町は、人とITなどの対応はしていくというふうな部分で言われましたけども、人間味に欠けると思います。やっぱり人と人との対応こそが大津町が目指すべき対応だと私は感じております。

私が勤めていた会社でも一部資格には補助金とかそういうのがありました。大津町も人材育成に力を入れる時期にもう入っていると、私は考えております。

そこで、町長にお伺いします。

大津町職員の中で外国語の勉強をしたい職員に対して一部費用の助成ができないか（語学学校や通信制学校等）。ただし、取得できない場合はもう補助金なしということですけども、そういう勉強をしたいという人があれば、私はそういう補助を大津町としても考えていかれるべきではないかと思えます。

2つ目に、役場業務は今から複雑化及び多様化してくると感じております。その業務に精通しスムーズに対応できる人材の育成及び外部からの登用も考えて、今後の町長の人材育成について考えを伺います。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山本議員の台湾からの移住者をはじめとする外国人への対応に向けた人材

育成についての質問にお答えをいたします。

令和6年に操業開始予定のTSMC関連、JASMCの進出に伴い、その周辺への企業の立地が近年まれに見るスピードで進んでおります。大津町においても、昨年の秋頃から物件にかかる問合せが増加し、これまでに9社との立地協定を締結しているような状況です。

また、TSMCからの出向者は約300人とも言われており、その多くは家族連れでの来日が想定されております。大津町は、TSMC工場から最も住宅地が近いこともあり、台湾からの出向者、また日本人の従業員の新たな住まいとしてのニーズは昨今の民間による宅地開発の活況にも表れているところです。大津町は、先人の努力で数多くの企業が進出しており、海外からも数多くの技能実習生が働き、大津町で暮らしております。さらに今後は、TSMCの関連企業の観点から言っても外国からの移住者はさらに増加すると見込んでおります。

そうした背景も踏まえ、現在、企業の担当者の方とも協力をしながら転入などの各種手続を進めているような状況です。さらに、今後の海外からの転入の増加を見込み、今回の補正予算においてAI通訳機の購入費用、さらに、外国の方にわかりやすいような話し方の技術を高める、住民向けの優しい日本語講座の開催費用を計上させていただいたところです。また、そうした対応に加えて、職員を対象に多文化共生、国際理解に関する研修等を実施し、多くの職員が外国の方に対しても思いやりのありスムーズな窓口対応ができるよう、職員個人への資格取得や語学学校などへの通学助成ではなく、組織総体として取り組んでいく考えです。

次に、業務の複雑化や多様化にスムーズに対応できる人材の育成については、町としても急務であると認識しております。また、近年では、全国的に地方公務員の受験者数が減少しており、人材育成の前段となる人材確保も新たな課題となると予測をしております。

現在、町における人材育成の手立てとして階層ごとの課題に応じた研修、課題別研修、市町村アカデミーなどへの職員派遣のほか、各職場におけるOJT、人事評価に基づいた職員への指導、助言等を行っております。

さらに、今年度から業務と関係性の深い資格への取得補助や職員の主体的な学びを支援するチャレンジグループ支援金の取組を開始するなど、住民から信頼され、大津愛を持ったチャレンジする職員の育成を図っているところです。また、本年度は民間での幅広い経験やスキルを持った人材を確保するための、いわゆるキャリア採用も町として初めて実施しており、これは今後も継続していきたいと考えています。

さらに、本年度に導入する人事評価システムも有効に活用しながら、職員とともに採用から退職までのキャリアデザインを描き、新たな行政課題に対しても柔軟に対応できる、そして住民の皆様にとって真摯に対応できる職員の育成に引き続き努めていきたいというふうに思っております。

○副議長（坂本典光） 山本議員。

○8番（山本富二夫議員） 今、町長から人材育成について、より取り組まれている状況はよくわかりました。その中で、職員のチャレンジ精神を生かしたものについては、やっぱりどんどんと職員

がチャレンジできるようなシステムづくりをしていただきたいと思います。

外部からの専門職というか、そういう人たちの登用もやっぱり進めていく時期にきていると思います。そういう意味を期待しながら、今回の質問を終わらせていただきます。

○副議長（坂本典光） しばらく休憩します。1時から再開いたします。

午前11時46分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○副議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） こんにちは。議席番号2番、田代元気です。

まず初めに、質問に入ります前に、先のプロ野球ドラフト会議におきまして、本町出身の萩尾匡也選手が読売巨人軍から2位指名をされまして、大津町出身初のプロ野球選手が誕生いたしました。中学時代から県内で有名な選手でアマチュア野球が大好きな私もその頃から知っておりましたが、一ファンとしてしっかり応援していきたいと思います。また、先日は役場にも表敬訪問され、そのたくましく鍛えられた姿を拝見し、より一層期待をいたしたところであります。

さらには、お隣菊陽町出身の吉野光樹選手も横浜DeNAから2位指名を受けまして、菊池郡から2人もプロ野球選手が同時に誕生したことを大変うれしく思います。

今後はけがに十分注意され、開幕1軍はもちろんのこと、持ち前の打撃センスを十分に発揮されまして、熊本出身のヤクルトスワローズの村上選手にも負けないような活躍をされますことを心からお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、1問目の県営野球場の誘致についてですが、この件に関しまして、蒲島県知事が熊本県議会9月定例会後の記者会見において、先ほどお話ししたヤクルトの村上選手の大活躍により、村上選手本人からも要望のあった新球場の設置について真剣に考えなければならないと、検討することを明らかにされました。

また、本日、合志市選出の高木県議も県議会と同じ時間に同様の質問をされているようですので、そちらの動向も注視したいと思います。

現在の県営野球場は、藤崎台球場と県営八代野球場の2か所ありますが、藤崎台球場におきましては、1960年に建設され60年以上も使用されており、老朽化はもちろん、駐車場も少なく、県においても長年の課題であることは認識されていることと思います。

また、菊陽におきましても、吉本新町長も野球場の誘致について、非常に積極的であるというふうに聞いております。大津町におきましては、大津高校サッカー部の活躍によりサッカーの町との印象も強いですが、近年のホンダ熊本硬式野球部の活躍や先ほどの萩尾選手の巨人軍入団、今春の選抜高校野球で優勝した大阪桐蔭の星子前主将は、中学生時代は本町の高尾野グラウンドも練習拠点にするチームの出身で、主将としてチームを牽引し、全国や世界大会でも活躍されました。この

ように、大津町とゆかりのある多くの方々が野球界で活躍されております。

また、アクセス面におきましても、空港アクセス鉄道の肥後大津からの延伸や中九州横断道路、大津熊本道路の事業化など、立地条件も最適であると考えますし、ビジネスホテルの数も多く、宿泊を伴う来町者も増加し、地元経済の活性化にもつながると考えます。

この件に関しましては、過去にも先輩議員が質問しておりますが、答弁においては、県として検討していないということで後ろ向きの答弁でありましたが、今回は事情が大きく違います。これは私の試案であります。仮にスポーツの森周辺に野球場を建設となりますと、町長の政策にもあるスポーツの森駅新設と周辺エリアの活性化にも大きくつながる、前進すると考えます。また、ホンダ熊本の川嶋キャプテンや先ほど御紹介した萩尾選手からも新球場の誘致を熱望する声を直接いただいております。

このような観点から、町長のよくお話される、トップセールスを遺憾なく発揮し、県に対して新球場の誘致を積極的に行ってはどうかということで、町長の考えを伺います。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） こんにちは。田代議員の県営野球場の誘致についての御質問にお答えをいたします。

皆様御承知のことと思いますが、先ほど議員からありましたとおり、先日のプロ野球ドラフト会議において、大津町出身の萩尾匡也選手が読売ジャイアンツに指名されたことを大変喜ばしく思っております。

また、熊本市出身のヤクルトスワローズ村上宗隆選手が日本選手としてシーズン最多、56本塁打と史上最年少三冠王を達成し、野球熱が熊本でも盛り上がっていることを肌で感じております。その村上選手が昨年12月、ヤクルトスワローズの日本一報告のため熊本県庁を表敬訪問された際、熊本に新たに球場を造ることによって、これからを担う子供たちによい環境を作っていただきたいと蒲島知事をお願いをされたということです。

また、今年の10月の表敬訪問では、蒲島知事も新球場設置は知事の意志だけでできるものではないとしながらも、検討することを明らかにされました。

県のスポーツ施設整備の在り方については、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げてあり、その中で民間資金の確保等を含めて県民的議論を深め、方向性をとりまとめることとしていると、本年度の県議会6月定例会でも答弁をされております。

県営野球場の新設に関しましては、主要ハードや県道部分などは県が財源を確保するものと思われませんが、特に大きな大会がある際は、スポット的に大変多くの自動車交通が想定されますので、町としても誘致先として町道等のインフラ整備をはじめとした周辺環境への配慮など、相応の財政支出を想定する必要があると考えております。

また、現在、工場や倉庫、宿泊、商業施設などの進出意欲も高まっている一方で、なかなか適地が見つからないという声がある中、都市計画として町の限られた優良地をどのように活用していくかを踏まえる必要があります。

さらに、立地によっては、平時の渋滞もますます深刻化することが予測されますので、その点も十分に踏まえる必要があると考えております。

例えば、北広島市が誘致しましたプロの球場であれば、民間施設となり莫大な固定資産税や法人税が入ることに加え、シーズン中は多くの来場者や消費拡大が期待できますが、大津町においては、直営で管理しているスポーツの森においても、九州や全国規模の大きな大会なども誘致はできているものの、まだまだ経済効果創出には限りがあると感じております。

一方で、県営球場の誘致は、経済面だけではなく、住民の活気やスポーツの町としてのますますのブランド向上や郷土への誇りなどにつながるものであると捉えております。この点に関しては、現在、スポーツの森の民間への指定管理によるさらなる魅力化や経済効果増大に向けた取組も進めているところですが、県営球場の誘致にあたっては町内の公営スポーツ施設をいかに生かし、経済効果の増大や新たな活気創出につなげ、町民の幸福を増大させていくことができるかを含め、しっかりと研究と改善を重ねていきたいと考えております。

いずれにしても、県営球場に関しては、知事の御発言などを踏まえたと、整備開始まではもちろん、様態が明らかになるまでも一定の時間を要すると想定されます。

したがって、町としては、まずは手を挙げるかどうかの判断の前段階として、限られた情報しかない状況ではありますが、現状、誘致するとしたら、町内のどこが適地であるのか、どのようなメリットやデメリット、課題が生じるのか。あるいは逆に、どのような条件、あるいは知恵を絞れば町民のためになるのかなどを可能な限り整理しながら、迅速に動ける体制を整えた上で、熊本県の動向を注視し、新たな情報が提示された際には、さらに検討を深め、誘致が総合的に見て町民の幸福に資すると判断した場合には、迅速かつ積極的に誘致に取り組みたいと考えています。

また、もちろん、町としても待つだけではなく、県のほうにも積極的に情報収集にあたり、先ほど議員からありましたとおり、町として誘致が町のためになると判断しましたら、トップセールスも含めて、また、この町の魅力も発信しながら進めていきたいというふうに思っております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） こんにちは。それでは、御説明をさせていただきます。

県営野球場の移転・新設の県内の動きとしましては、平成27年1月に県高野連をはじめとする県内野球関係団体により、新球場建設連絡会が設立されました。新球場建設要望書の提出や新球場建設の署名運動が行われ、約20万人を超える署名が集まり、提出をされたとお聞きしているところでもあります。そのような状況もあり、県では、県と市のスポーツ施設の在り方検討会議で議論を深められているところでございます。

また、近年、全国の県の自治体が携わる野球場建設を行う場合の傾向としましては、都市ブランディング機能、それから健康増進機能、それからスポーツツーリズム機能、防災時の対応機能など附帯機能が重層的かつ効果的な施設を基本構想としていることが多く、計画立案時から長期的な協議の上、事業着手に時間を要しているのが現状のようでございます。

また、公式大会やプロ野球の試合、合宿などを誘致するためには、公認の施設基準に合致した夜間照明や客席2万席以上を有する野球場の規模が必要とされております。熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略にも継続的な誘客につながる取組として、スポーツ大会やキャンプ等の誘致による地域の活性化等を掲げてございます。

先ほど町長からも答弁がありましたように、県営野球場の在り方については、今後、県の動向や方向性を注視していきながら情報の収集に努めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○副議長（坂本典光） 田代議員。

○2番（田代元気議員） 非常に前向きな答弁と受け取っていいのかなと思っておりますけども、ぜひですね、このアンテナを張り巡らせてですね、県の動向を注視しながら誘致活動のほうに取り組んでいただければと思いますし、今日ですね、県議会の高木先生も質問されておりますけど、いろんなところからそういう意見が出ることが県も動くようになるんじゃないかということで、大変お褒めをいただきましたので、今後もこういった取組、私も微力ながら頑張ってまいりたいと思います。

次の質問に移ります。

今日の熊日一面にこの子ども医療費県補充拡充とありました。令和5年度から拡充されるということで、これは町にとって、当初予算ベースで現在県からの乳幼児医療費補助金が1千200万円ほどなので、4歳未満から6歳未満に拡充されることで、歳入も単純計算で600万円ほど増えるのかなと思っております。このことで市町村からは子育て施策がさらに充実できるとの声が相次いだと思っております。

このことも踏まえ、質問に入りますが、今回の小児予防接種の助成について、小児予防接種には4種混合や日本脳炎など9種類のワクチンを接種する定期接種と、インフルエンザワクチンやおたふくかぜワクチンなどの任意接種等があります。任意接種については、本町では、インフルエンザワクチンについて助成がっておりますが、その他の任意接種については助成がありません。

資料の1をお願いします。

今回は、おたふくかぜワクチンについてお話しますが、おたふくかぜワクチンは1歳になった後に大体1回目を接種します。その後、1か月以上空けて2回目を接種とありますが、大体5、6歳の小学校入学前に接種することが推奨されているようです。

資料の2をお願いします。

これは自然感染とワクチン接種の副反応とを比較したデータですが、ワクチンを接種することにより、自然感染と比べ副反応や合併症を防げるというデータも出ております。また、ここに自然感染による副反応として、20～40%が精巣炎にかかるとありますが、この精巣炎というのは、無精子症を引き起こす恐れもあるということで、重大なその疾患であるということもデータで出ております。

資料にも示しているとおおり、ワクチン接種でほぼ防げるというデータも出ております。このおた

ふくかぜワクチンですが、医療機関によりばらつきがありますが、大体5千円から8千円と、安価とは言えず、町内の小児科の病院に聞いたところ、うちでは5千円ですよということもありまして、接種をあきらめる方も少ないないようであります。

近年、子育て支援という観点からおたふくかぜのワクチン接種について助成を行う自治体も増えてきています。県内では、最初に長洲町が10年以上前の平成22年度から助成を開始しております。また、山都町では、令和3年度から全額公費負担の事業を開始しました。山都町の担当者にお話をお伺いしますと、山都町では年間出生者数が約50人とのこと、事業開始初年度の令和3年度で初回接種が52人、2回目接種が80人と、ほぼ対象年齢の方が接種されたと考えているということでした。また、健康被害の報告も受けていないということでお話されておりました。

お隣菊陽町でも吉本新町長の公約にもうたわれており、令和5年度からの助成開始を目指すといったことも伺っております。菊陽からやるから大津でもというわけではありませんが、おたふくかぜに罹患し、その後、合併症や後遺症で苦しむことを防ぐことや、先ほどお話しした県からの補助金が多分増額されると思いますので、そういったことで子育て支援策の充実も踏まえ、町長の掲げる子育て支援日本一のまちづくりを目指す意味でも助成するべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 田代議員の小児予防接種の助成についての質問にお答えをいたします。

まず、私の政策ビジョンであります子育て支援・教育環境日本一に向けては、鋭意取り組ませていただいております。午前中の一般質問でも示させていただいたとおりでございます。

その上で、今回、おたふくかぜの御提案いただいておりますけれども、議員がおっしゃるとおり、予防接種には予防接種法に基づく定期接種と法に基づかない任意接種があり、小児が対象となるA類疾病の定期接種は、予防接種を受けるよう努めなければならないと努力義務が課されているのに対し、任意接種は被接種者の希望により、医師との相談によって判断して行われるものとなります。

接種費用につきましても、定期接種に関しては、全額公費で実施しているのに対し、任意接種については、インフルエンザ予防接種に関しては一部助成を行っておりますが、それ以外は全額自己負担となっております。

予防接種の定期接種の対象となる疾病については、予防接種を取り巻く状況の変化やワクチンの安全性、有効性などを踏まえ、国が決定をしております。この10年でも平成26年に水痘、平成28年にB型肝炎、令和2年にロタウイルスと新たに定期接種の対象と追加されたワクチンもあり、おたふくかぜワクチンの定期接種化については、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で継続して検討が続けられております。

そこで、現在、任意接種となっている小児予防接種（おたふくかぜ）における公費助成につきましては、予防接種にかかる副作用や健康被害救済措置などについての課題に対して慎重に対応する必要があると考えております。

今後の予防接種事業における公費負担の在り方については、国の動向なども注視しながら、また、

他の子育て施策との優先順位等も含めて整理をしていきたいと考えております。

詳しくは担当部長から説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 田代議員の小児予防接種の助成につきまして、本町における現在の状況について説明をさせていただきます。

小児が対象となる任意接種には、主にインフルエンザとおたふくかぜワクチンが該当いたします。インフルエンザについては、本町では、生後6か月以上の全町民を対象として助成を行っております。

一方で、おたふくかぜワクチンの助成を行っている県内の市町村は、現在7市町村となっております。実施市町村は本町と比較して出生率が3分の1以下と少子化が進んでいる市町村が主になっているような状況でございます。

おたふくかぜは、流行性耳下腺炎と呼ばれ、ムンプスウイルスの感染によって起こり、耳の近くの腫脹が主な症状でございますが、無菌性髄膜炎や難聴、睾丸炎などを合併することがあります。その予防として、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、おたふくかぜワクチン接種があり、1歳以上の人に2回接種を小児学会は奨めているワクチンでございます。

接種費用につきましては、医療機関によって異なりますが、1回につき約6千円から7千円というふうになっているというふうに確認しております。

平成元年には、おたふくかぜ・麻しん・風しん3つの混合ワクチンであるMMRワクチンが使用されましたが、ワクチンによる無菌性髄膜炎の発生が問題となりまして、平成5年には中止された経緯がありますことから、現在、おたふくかぜ単体のワクチンが任意接種のワクチンとして使用をされております。

また、定期接種で健康被害が生じた場合には、予防接種法による救済が行われますが、任意接種の場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法によって救済され、定期接種に係る補償よりも低いものとなっているようでございます。

本町としましては、国でも定期接種化を検討されておりますので、基本的には国が認めた安全性の高いワクチン接種を推奨していくという方針でございます。任意接種への助成につきましては、ワクチンの安全性、あるいは有効性を考慮した上で慎重に判断をする必要があると考えております。

○副議長（坂本典光） 田代議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

ちょっと前向きな検討してもらえるのかなと思ったんですけど、ちょっとあれだったんで、任意接種なんですかね、その健康被害とか、あくまでも保護者さんの判断で打たれるということなんで、打ちたいけど打てないという方が恐らく多いんですよね、高額なんで。それで健康被害の救済がないからとか、あくまでも任意なんで、これ新型コロナのワクチンだって、その結局、副反応とかそういうのありながら、その任意じゃないですか。それでも打たれる方がおると。おたふくかぜも任意なんで、打つことによっていろんな合併症とか副作用を防げるんですね、ぜひ前向きに検討し

たいと思いますけど、それでもやっぱやらないというか、そういう回答なのか。あくまで任意なんで、保護者の判断なんですよね。子供は判断できないんで。それでもそうやって国が認めてないからとか、そういうことちょっと理由にならないんじゃないかなと思う。実際、県内でも7市町村がやっとして、隣の菊陽でも令和5年度から助成を目指すということだったんで、その辺について町長の考えをもう一度お伺いします。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 田代議員の再質問に説明させていただきたいと思います。

先ほどですね、申しましたように、定期接種化については、非常に国のほうで今検討が続けられているということでお話をしたところですが、やはり、副作用の問題ですね、それとあと健康被害の救済措置、そういうところを中心にですね、そういった課題を解決をしていくという必要があるかと思っておりますので、そういう形で、先ほど国の動向を注視しとるということで申しましたが、基本的にはですね、町のほうとしましては、先ほども申し上げましたようにですね、やはりそういった有効性、あるいはそういった副作用の問題、そういうところをある程度見極めた上で、助成のほうのですね、判断をしていく必要があるかと思っておりますので、国のほうの動向あたりをやはり参考にしてから、今後ですね、そういった状況を注視していきたいというふうに考えております。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えいたします。

まず、ちょっと少し前段になってしまいますけども、私が就任しまして18歳までの医療を拡大させていただきました。その理由としましては、田代議員のおっしゃるように、子供たちが何か異変があった時にお金が困っている方に関しても積極的にしっかり病院にかかってもらって、しっかり兆候とかも発見してもらって、それが子供たちのためになるという思想感でやらせてもらいました。

また、先ほどのプッシュ型の就学援助に関しましても、本当に困っている子たちを助けてあげたい。そういった思いから始めました。その中で、本当は財源の話はそこまでしたくないんですけども、全体的な財源の中で、その小児予防接種を優先するのか、そのほかのを優先していくのかということを考えていく必要があると思っております。絶対やらないというわけではなくですね、これから、またその他の子育て支援策、あるいは教育策ございますけども、しっかり整理する中で判断していきたいと思っておりますけども、この時点ではすぐに始めることは難しいという結論に至っているところでございます。

以上になります。

○副議長（坂本典光） 田代議員。

○2番（田代元気議員） 再質問という形ではしないんですけど、あくまで任意接種なんで、保護者の自己責任というか、あれなんで、そこまでナーバスになって考える必要はないのかなと思うんですけど、いろんな子育て支援策、優先順位をつけてやるということですので、ただですね、リーダーに求められるのは、検討することも大事ですけど、やっぱり決断と実行が何より大事なんですね。

本気で子育て支援日本一の町を目指すのであれば、税の公平性は担保しつつ、本当に大津町で子供を産み、育てたい、そしてずっと住み続けたいと思ってもらえるような政策の実現に向けてですね、私も是は是、非は非で臨みますけども、協力していきたいと思いますので、様々な子育て支援策に取り組んでいただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○副議長（坂本典光） しばらく休憩いたします。35分から再開いたします。

午後1時27分 休憩

△

午後1時35分 再開

○副議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部議員。

○7番（山部良二議員） こんにちは。傍聴席の皆様にはお忙しい中お越しいただきありがとうございます。それでは、議席番号7番、山部良二が通告に従い、質問を始めたいと思います。

松野官房長官は、記者会見で今年1月から9月までの出生数が過去最少のペースで推移していることについて、危機的状況だと認識し、総合的な少子化対策を進める考えを示しています。

資料1を見ていただいでよろしいでしょうか。

1989年には125万人生まれていたものが2019年には87万人、2040年には74万人と推計されています。人口動態統計速報によると、9月までの出生数累計は約60万人で、去年と比べても4.9%減となり、最も少なかった去年の出生数約81万人を下回り、前年度約5.1%減の77万人前後となる見通しです。まさに国家存亡の危機と言っているのではないのでしょうか。物価高、円安、コロナ禍などで先が見えない中、子供を産みたい、育てたいと思うのでしょうか。今の危機的状況を考えれば、重層的な少子化対策、子育て世帯への緊急的かつ現実的な支援が必要ではないのでしょうか。もちろん前回の臨時議会で決まったとおりに、12月の給食費無償化などの支援が実行されるのはわかっていますが、圧倒的に支援が足りないと感じています。

明治安田生命「子育てに関するアンケート調査」で、円安・物価高による子育て費用の負担についての調査があり、負担が大きい項目は、食費58.4%、日用品おむつ代など35.7%となっています。また、シングルマザーサポート団体全国協議会が行った調査で、米などの主食が買えないことがあったと答えた人は56%にのぼっています。調査でわかったことは、就労しているシングルマザーの正規職員は3割に止まり。9月の収入は12万5千円以下の家庭が半数を占めており、食事やおやつを減らしたとの回答が多く、また、6割以上の親が自分の食事を減らし、子供たちだけには何とか食べさせようと、暖房を使わない、トイレもできるだけ流さないなどの節約が強いられ、命の危機があるといっても過言ではないと総括されています。

本町でも困窮する子育て世帯が増えているのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、2点提案いたしたいと思います。

緊急的かつ早急に所得に関係なく困窮する子育て世帯に対するフードサービスのサポートの実施、本町独自の現金給付を実施するべきではないのでしょうか。

2点目です。

毎月3千円相当の子育て用品（おむつ等）を1歳まで届けるおむつ定期便を再度提案したいと思います。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山部議員の子育て支援・日本一を目指すための質問にお答えをいたします。

コロナ禍が長期化することに加え、現在の物価高騰により子育てを巡る環境については、大変厳しい状況が続いており、その負担はさらに増していると認識をしております。

その上で、まず、フードサポートや本町独自の現金給付に関しましては、その影響を受けやすい低所得世帯や子育て世帯に対する支援を実施しているところです。具体的には、子育て世帯や生活困窮世帯に対するフードサポート、食料の支援に関しては、昨年に引き続き、12月末に社会福祉協議会を中心に、町が包括連携協定を締結している町内郵便局とも連携したフードポスト、フードパントリー事業を実施し、生活にお困りの世帯に食料の配布を行います。

また、今年1月以降、2度にわたる住民税非課税世帯への給付、そして、今年6月以降のひとり親世帯や住民税非課税の子育て世帯に対する給付を実施しております。

さらに、町独自事業としては、12月以降、小・中学校の給食費1か月無償化、小学校就学前の子供への商品券交付、そして住民税均等割課税世帯への現金給付といった予算を御議決賜り、コロナ禍から世界的な物価高騰という時代の急激な動きに応じて、特に生活に大きな打撃を受けやすい世帯層を中心に迅速な対応を進めさせていただいたところです。

このため、現時点では、これに加えて町独自の子育て世帯のみへの現金給付は考えておりませんが、今後も長引くと思われる物価高騰は、家庭の食費や光熱水費はもちろん、子供の心身の成長への影響も心配されますので、国の経済対策や世帯状況に応じた支援策にも注視しながら、子供を取り巻く関係機関の見守りや相談機能を強化し、必要な世帯への支援につながるよう取り組んでいきます。

次に、昨年9月に議員から一般質問でも御提案いただいております、おむつ定期便の導入に関しましては、本町では、昨年10月から子育て・健診センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援を行い、乳児期に必要な育児用品の一部を提供しています。

先進地での取組の一つとして、おむつなどを無償提供されている事例がありますが、本町としましては、育児に関する専門的な情報提供と同時に育児用品を配布し、育児不安の軽減を行い、支援が必要な御家庭については、専門職のアウトリーチによる訪問等を行っている状況です。

具体的には、昨年10月からになりますが、乳幼児検診時にスプーンセットなどの育児用品を配布し、離乳食の進め方、乳幼児の口腔ケアや口腔機能の発達について、管理栄養士や歯科衛生士から指導と情報提供を行うなど、育児不安の軽減に努める取組を新たに開始しているところでございます。

また、国の総合経済対策の一つとして、出産・子育て応援交付金事業を今年度から新規に開始す

る予定で、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施し、妊娠期から子育て期への支援をさらに充実させたいと考えております。本町としましては、子育て世帯包括支援センターでの事業や出産・子育て応援交付金事業等の実施などで、相談支援及び経済的支援にしっかりと取り組んでいきます。

なお、具体的な取組と支援内容につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の子育て支援・日本一を目指すための御質問について、現在の本町の取組につきまして御説明をさせていただきます。

昨年度においては、9月から町有施設において病児保育事業をスタートし、さらに10月から子ども医療費の対象年齢を15歳から18歳まで拡大し、いずれも子育て世帯への支援と子供たちの健康を守ることに繋がっているものと考えております。

その上で、まず、フードサポートについてでございますけども、昨年に引き続き、町、郵便局、社会福祉協議会の協定に基づき、12月27日にフードロスと併せてフードパントリーを開催し、予約制となっておりますけども、生活にお困りの世帯に配布する予定で、現在準備を進めております。

続きまして、子育て世帯に対する現金給付についてでございますけども、本年度は、子育て世帯で住民税均等割非課税世帯へ子供1人当たり5万円、ひとり親世帯へ子供1人当たり5万円のほか、生活困窮世帯への支援としまして、子育て世帯を含めた住民税均等割非課税世帯へ1世帯当たり5万円の現金給付を実施しております。加えて、国制度の生活困窮世帯から外れた世帯につきましては、町独自事業としまして住民税均等割のみ課税の世帯へ1世帯当たり3万円の現金給付を実施しておるところです。さらに、子育て世帯の町独自支援としまして、小・中学校の給食費12月分の1か月無償化、小学校就学前の子供1人当たり5千円分の町内限定の商品券の交付などを実施しております。

長引く物価高騰の中での子育て世帯への支援につきましては、単発の支援ではなく、長期的な支援が必要となります。保育所、学校、そしてその他関係機関が子供と保護者を見守りながら、必要があれば役場の関係部署や相談機関につながりまして支援できるよう連携を強化し、引き続き取り組んでまいります。

次に、おむつ宅急便についてでございますが、先進地においては、おむつなどの無償提供を行い、母子の健康状態の確認や虐待の予防、早期発見のためのアウトリーチ型の支援を始められている自治体もあるようです。

昨年9月に議員からおむつ宅急便を御提案いただきましたが、現在はですね、先ほど町長が申し上げましたように、乳幼児健診や支援が必要な御家庭に対しましては、育児用品の支給と併せて、管理栄養士や歯科衛生士のほうが指導や情報提供を行って育児不安の軽減に努めているところでございます。

また、本町におきましては、昨年10月に子育て・健診センター内において、母子保健法に基づ

き子育て世代包括支援センターを設置いたしました。子育て世代包括支援センターの役割としては、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握し、必要な支援や関係機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援を提供することとなっております。育児不安の軽減や虐待予防などを主な目的として支援が必要な御家庭においては、アウトリーチによる訪問等の支援をさらに強化してまいります。

特に、乳幼児の発達に関する正確な情報や地域の子育て支援サービスの情報を提供することで不安を解消し、信頼関係を構築することが重要であると考えておりますので、今後も継続して子育て世代包括支援センター及び母子保健の取組を進め、今後設置予定の子ども家庭総合支援拠点と連携して、令和6年度に設置予定の子ども家庭センターの役割につないで、切れ目のない支援の提供に努めていきたいと考えております。

最後になりますけれども、国の総合経済対策の一つとして、今年度から実施される予定の出産・子育て応援交付金事業についてでございますけれども、現時点ではですね、国のほうで具体的なところまでのスケジュールは示されておられませんけれども、妊婦1人当たり5万円相当、そして新生児1人当たり5万円相当、合わせて10万円の経済支援を行うものとなっております。この事業の特徴としてはですね、経済的支援に併せまして、伴走型の相談支援ということで、妊娠届出時、また妊娠8か月前後及び出産後の計3回、面談等により支援を行うということとなっております。

町としましても、この事業の開始によりまして、妊産婦への経済的支援はもちろんでございますけれども、相談支援をさらに充実させて、子育て世代包括支援センター業務や関係機関との連携をさらに深め、妊産婦や子育て世帯への切れ目のない支援を充実させていきたいというふうに考えております。

○副議長（坂本典光） 山部議員。

○7番（山部良二議員） フードサポートのほうは12月でやるということですが、これはもう支援を絞った形でやるという理解をしておりますが、要は、急に経済状況が悪くなったりした方なんか支援の網からこぼれ落ちる可能性が十分あると思うとですよね。また、物価高騰は12月で終わるわけじゃなくて、これ1月、2月はもっと寒くなるわけで、燃料費なんか負担が厳しくなるわけなんで、これ1回だけじゃなく、1月は無理だとしても、2月ぐらいにもう一度フードサポートをやるとかですね、必要じゃないかと思えます。

2点目ですが、おむつ定期便についてですが、今、東近江市が始めてから様々な市町村で宅急便が実施されています。もう先ほどから何回も言われているとおり、アウトリーチの支援となつてですね、ちゃんと御飯を食べているのか、生活は苦しくないのか、虐待とかは行われていないのか。そのコロナ禍で人とのつながりが減っている中、宅配員とのやりとりは子育ての中の孤独感の軽減につながり、直接的な見守り支援になると思えます。また、おむつ定期便はですね、新聞やニュースに取り上げられることも多くてですね、大津町が子育て支援をちゃんとやっているという情報発信にもつながると思えますが、その点について、再度お伺いいたします。

○副議長（坂本典光） 坂本健康福祉部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 山部議員の再質問について御説明をさせていただきます。

まず、1点目のフードパントリーに関してでございますけれども、現在、町と社会福祉協議会、そして環境保全のほうともですね、連携してから取り組んでいる事業でございます。これにつきましては、現在、開催はこの時期にということでやっておりますけれども、今後のやり方等についてはですね、回数も含めて、その関係団体の中で協議をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の点でございますけれども、昨年10月からですね、子育て世代の包括支援センターを設置したということで、今、妊産婦の状況を把握する体制は整えているところでございます。支援が必要な方におきましてはですね、専門職によってアウトリーチを行っているところでございますので、今年度開始予定の交付金事業の中でもですね、全員の方に面談を行う場というのが数回設定されるという形にもなっておりますので、要支援者の方に対しては、福祉関係の部局等や関係機関ともですね、密に連携を取りながら継続して、アウトリーチによる支援のほうを行っていきたいと考えているところでございます。

○副議長（坂本典光） 坂本部長。

○健康福祉部長（坂本光成） 失礼しました。

情報発信についてでございますけれども、こちらのほうもですね、先ほど申し上げましたようにですね、子育て世代の包括支援センター、こちらのほうからですね、子育て世帯のいろんな各種状況についてはですね、情報発信をさせていただきたいと思っております。

それから、今ですね、9月から町のほうでソフトバンクさんのほうと協定を結んでおりますけれども、11月からですね、母子手帳機能を掲載しましたデジタルこども手帳ということで、利用のほうを開始しております。こういったものを通じてですね、子育ての情報発信など、そういう特に新たなですね、子育て支援サービスの展開という形で進めてまいりたいと思っております。

○副議長（坂本典光） 山部議員。

○7番（山部良二議員） それでは、2点目の公立保育園、保育士・幼稚園教諭処遇改善臨時特別給付についてお伺いたします。

内閣府が示した要領では、今回の事業の目的については、最前線で働く保育士などの処遇改善のための賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として本町の公立の職員についても対応すべきだと3月定例議会で田代議員から質問があったと思っております。前にも話しましたが、町立保育園の保育士から相談を受け、子育て支援課と保育士の意見交換会を行いました。その際、処遇改善についての意見書も提出しております。会計年度任用職員25名のうちの21名の署名です。このような署名を保育士が実名で出すということは、本当に躊躇されたのではないかと思います。それでも意見書を出し、自分たちの頑張りや怒り、思いを伝えたかったからではないかと思っております。

また、決して財政的に余裕があるわけでない阿蘇市で保育業務手当として処遇改善を行っていません。これは保育士に対する思いやりではないでしょうか。本町でも公立保育園の保育士の頑張りや報いるためにも処遇改善は絶対やるべきだと考えておりますので、再度提案したいと思っております。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の質問にお答えをいたします。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業につきましては、収入の3%程度の改善を行うために必要となる費用を、賃金改善を行う教育・保育所に対し、令和4年2月から9月までの間、国から全額補助されるというものでしたが、10月以降は、施設型給付費により加算される制度となったため、改善事業を実施した場合は、事業費の一部、約4分の1を町が負担することとなります。

処遇改善については、臨時特例交付金があった期間以降も賃上げ効果を継続することが前提とされていた事業であり、業界の恒久的な処遇改善を意図されたものでした。

その事業趣旨等に従い、検討を行いました結果、保育士等の処遇について、厚生労働省が示されている賃金構造基本統計調査結果との比較及び町内の民間保育所における時給単価との比較を行いました。具体的には、業界間及び保育業界における賃金ベースという観点からは、厚生労働省が示している賃金構造基本統計調査における保育士の1時間当たり所定内給与額、年間賞与、その他特別給与額と本町の会計年度任用職員の報酬、期末手当を比較し、また、町内民間保育所における自給単価との比較も実施しました。その結果としては、いずれも本町は比較的高いベースであり、今回の制度の趣旨及び財政面等を踏まえて見送る判断をさせていただいた次第でございます。

6月議会の再答弁でもお伝えさせていただいたとおり、おっしゃるとおり、保育士の方々あるいは御関係の方々には、コロナ禍においても非常に努力され、苦勞されていることは十分承知しております。また、それ以外の全ての職員の方々に関しましても、今回の定数条例改正議案と合わせて御説明させていただきまして、会計年度職員も含めて大変業務が逼迫しており、厳しい職場環境でございます。

私としても心情的にはそうした方々に給与、報酬等でできるだけ報いてあげたい気持ちはございますが、町には厳しい財政事情の中で、さらにコロナ禍や物価高騰で困窮する世帯も増える中で、住民生活を確実に守っていかなければならないという責任がございます。

そうした中、職員への報酬も住民の皆様への様々な行政サービスと財源が同じくなっている点、及び先ほど説明した民間との比較結果を総合的に勘案しますと、現時点での早急な報酬の見直しは難しいと考えたところです。

今後は、少しでも働く方々の負担を軽減できるように業務量調査の内容も踏まえ、現場の状況改善を含めて一層深く取り組んでいきます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 山部議員の御質問について御説明をいたします。

現状の会計年度任用職員の保育士の報酬等につきましては、町内の民間保育所の時間単価と比較しましたところ、先ほど町長が申し上げたとおり、本町の会計年度任用職員が高いという状況にあります。また、民間保育園では、手当等で処遇改善を実施されておりますけれども、改善護を時間単価に直し比較した場合であっても、本町の会計年度が高いというような状況になっております。

また、併せまして、近隣自治体との賃金比較も行っておりますけれども、特に低い設定とは言え

ない状況になっております。

また、県におきましても、当該事業について実施する予定がない旨の通知も発出されていることなども判断の材料としたところでございます。

以上でございます。

○副議長（坂本典光） 山部議員。

○7番（山部良二議員） 再度お伺いいたします。

全く前回と同じ答弁であるかなと思っておりますが、要はですね、処遇改善をする気持ちがあるかないかの問題だと思うんですよね。だから、阿蘇市ではですね、福祉業務手当で処遇改善を行っております。やはりですね、福祉の観点から考えても、子供の健やかな育成につながるように、やっぱり行政が保育士に余裕を持って保育が行えることを重点においたのではないかなと思っております。

以上を考えればですね、処遇改善は滞っていることはとても私としては納得できない思いであります。また、今後、国による処遇改善の臨時特別給付が再度始まった際には、必ず横並びではない支援を求めたいと思います。

2点目ですが、大津幼稚園民営化に伴い、保育士の処遇をどうするのか。今後も公立保育園で働くことを希望している保育士も多くいると聞いております。希望通り勤務を継続していただけるのか。その点が気になりますので、以上についてお伺いいたします。

○副議長（坂本典光） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 3点御質問があったかなと思います。

まず、1点目の処遇改善につきましては、先ほど町長も申し上げたところですので、いずれにしましても民間に比較して低い状況でないというような状況でございます。

それから、今後、国による保育士の処遇改善の給付金が始まった場合の話ですけれども、これについては事業の趣旨に鑑み、そして、その時の状況に応じて判断することになるかと思っております。

そして、最後に、大津幼稚園の民営化に伴う処遇についてですが、これにつきましては、職員が不安になることがないようにですね、しっかりと職員の話聞いた上で、丁寧に対応してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（坂本典光） 山部議員。

○7番（山部良二議員） 現在ですね、裾野市や富山市などの保育士による虐待の報道が続いています。これはまさにコロナ禍により、勤務が逼迫し、怒りの矛先が園児に向けられたものではないかと考えております。本来守られるべきである保育士への支援が滞るようなことが続けば、引いては、園児の虐待につながる可能性も考えられます。もちろん、園児への虐待はどんな理由があろうとも絶対行ってはいけませんが、先ほども申しましたが、まずは保育士が余裕を持って保育を行えるような処遇改善が重要ではないでしょうか。今後も多方面な角度から問題提起したいと思っております。

それでは、3点目の若者の企業支援について質問させていただきます。

まず、起業等新しい産業や就業機会をつくり、経済成長をもたらす大きな原動力となり、持続的な経済成長を実現していく上でマストではないでしょうか。

資料2を見ていただいてよろしいでしょうか。

産学官の連携による地域イノベーションエコシステムの推進についてですが、事業化経験を持つ人材を中心とした事業プロデュースチームを大学等に設置し、プロジェクトを推進する。行政と大学、産業界が密接な連携により、産業創出や起業支援を促進するシステムです。今後、大規模な開発を行うならば、これも考えられる手段だと思いますが、小規模自治体では非常に難しく、今のエコシステムと同等に、2つの方向性から議論が必要だと思っております。

その教授の論文に、小規模自治体における内発的地域イノベーションエコシステムが考えられております。地域の生態系に適合し、地域文化の伝統に根ざし、地域住民の協力と協働によって発展の方向と道筋を創り出す創造的な地域課題の解決プロセスです。その中で、移住交流支援やサテライトオフィスの展開などがあり、特に大津町の南部地域に起業家、IT技術者、アーティストといったクリエイティブな人材の移住を優先させ、若者や創造的な人材の誘致によって大津町全体の人口構造の健全化を図るとともに、多様な働き方が可能なビジネスの場として価値を高めることが重要です。移住希望者と地域の空き家や受け入れる地域を密接につなぎ、自ら仕事を地域に創り出せる起業家人材やネット環境さえあればどこでも仕事が可能なクリエイター人材などに的を絞り、これといった人物がいれば、条件のよい物件を最優先し、斡旋し、斡旋後も地域住民や地域コミュニケーションのつなげ役となる支援を行う必要があるのではないのでしょうか。

本町では、TSMCの進出などにより関連企業の誘致が動き始めていますが、並行して、若者の起業支援に力を入れる必要があります。

通告書には、どの産業に重点を置くかは別としてと明記いたしましたが、一つ提案があります。資料3を見ていただいてよろしいでしょうか。

左側がTSMCなどの大量生産メガファブであります。新設する場合、TSMCで投資額は約9千800億円かかっており、おいそれと企業誘致はできないと思います。また、半導体は、納期コントロールが非常に難しく、納期まで半年以上かかることもざらで、現在、コロナの影響もあり、納期が遅れ、自動車にいたっては半年待ち、1年待ちはざらであり、自動車産業では当たり前のジャストインタイムができない産業体系にあります。今後も半導体不足は日本の産業や国民の生活に打撃を与える可能性が高いと考えられます。また、半導体事業規模は約50兆円あり、大量生産メガファブがおよそ25兆円、残り25兆円にヒットするのが、この右側にある多品種少量生産ファブ、ミニマルファブです。半導体を1個から製造することも可能で、必要な物を、必要な時に、必要なだけ作ることができ、コストを大幅に削減でき、製造コスト、ランニングコストも大幅に少なくすむという優れものです。

横河ソリューションサービスの西川氏は、確かに半導体をつくることはまさにプロフェッショナルの世界であり、お金がない人にはこれまでつくれませんでした。しかし、このミニマルファブを時間割のレンタルで使えば、超低コストで全くの素人のアイデアで自分だけの半導体がつくれるよ

うになります。小・中学校の生徒でも半導体をつくりこみ、それを応用した製品で世界と勝負ができる。日本半導体の復活がミニマルファブから始まるとさえ言うてよいだろうと総括されております。

今後、大津町が大きく成長するには、このような、まだ世間では知られていないような技術を大津町に集積し、地域で新しいことにチャレンジできるという雰囲気を醸成し、地域イノベーションエコシステムを構築することが、転入者や地域の若者が起業しやすい持続可能な地域経済活性化につながるのではないのでしょうか。町の見解をお伺いいたします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の若者の起業支援についてお答えをいたします。

T SMCの進出に伴う半導体関連企業の誘致や、空港アクセス鉄道の肥後大津ルート決定など、大津町を取り巻く環境は大きく変貌しようとしております。

議員御指摘のとおり、若者世代が起業に積極的にチャレンジできる環境整備は町としても取り組むべき課題であると認識をしております。

この課題解決のためには、地域イノベーションエコシステムの推進が有効であり、2つの方向性からの議論が必要であるとの御指摘だと認識をしております。1つ目が大学等を中心にした産学官が連携し、産業を創出する産業社会のイノベーション、2つ目が小規模自治体を対象として地域での協働やネットワーク構築により、地域社会の価値観や関係性の変容により産業やビジネスを創設する地域イノベーションであり、特に地域イノベーションを支援する取組が必要であるとの御意見かと思っております。

地域経済のイノベーション担い手としての若者の起業支援にも資する取組としては、本年度ポストコロナ、ウィズコロナ時代も見据えた起業や新分野進出などの前向きなチャレンジを支援する大津町起業創業事業費補助金事業を新たに実施しております。これは補助の上限額を100万円とし事業費の2分の1を支援する制度で、現在、若年層を含めて10を超える申請が出ている状況で、既に事業を開始されているものもあり、新たなイノベーションによる町内のさらなる活気創出や様々な方の起業を新分野進出に向けた機運を高めることにもつながっていると考えております。

また、その他にも商工会が実施する創業塾の開催へも支援を行っており、いずれの事業も内容や効果の検証を行い、今後も継続的な起業・創業の支援策となるよう精査を行ってまいります。

また、企業誘致では、従来の製造業誘致に加え、昨年度から産業支援サービス型のIT関連企業の誘致にも取り組んでおります。地場産業との連携による生産性の向上やビジネス創出等の相乗効果による地域経済の活性化を図ることを目的としており、既に2社の立地実績となっており、さらなる企業との誘致交渉も進めているところです。

誘致済みの1社は、肥後大津観光協会と町内ホテルとも連携し、バイクツーリングサービスの新たなビジネスモデルを計画中で、1月をめどに商品化の予定です。このように、1つのIT企業誘致が起点となり、点であった事業所やバイカーをはじめとする様々な人を線でつなぐことにより様々な相乗効果が期待されております。また、これまで町内に少なかったIT企業が増加し、働く

場として根付くことで、まさにその働く場の中からIT分野での起業を目指す方も出てくるのではないかと期待するとともに、支援制度と合わせて、そうした動きを誘発していきたいというふうに考えております。

今回は、地域イノベーションの他に半導体産業におけるミニマルファブについても御提案を頂いております。少量の半導体チップを低コストかつ短期間で製造することを目的とした半導体製造システム構想または装置であり、従来なら数千億を要する製造設備投資額を1千分の1程度に抑えることを目指すと言われております。若者の起業支援とは若干異なる点はあるかもしれませんが、12月補正では、半導体関連産業を視野に置いた工業団地関連予算を計上させていただいており、TSMC等の大量生産メガファブだけではなく、ミニマルファブの実用生産システムの動向にも注視が必要であると感じております。

コロナ禍において、未来志向型の事業として取り組む起業創業の支援事業、また、2年目となるIT関連企業の誘致による既存産業との相乗効果、あるいは農業と福祉など異業種間のコラボなど、若い起業家や経営者が増加する環境づくりを充実させることは、経済の活性化だけではなく、地域の活性化にもつながると考えております。したがって、今後も国・県の起業支援事業の情報収集及び周知に努めるとともに、商工会や企業連絡協議会との連携を図り、さらなる支援策の充実にも努めていきます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 山部議員の若者の起業について御説明いたします。

地域イノベーションエコシステムの推進やミニマルファブの提案につきましては、町長答弁でもありましたように、若い起業家や経営者が増加できる環境づくりの参考とすべく情報収集を行い、調査・研究を進める必要があると考えているところです。

私からは、起業支援及びIT関連企業誘致の現状について御説明をいたします。

国の起業支援については、各地の農林水産物や伝統技術を活用したビジネスを支援する地域中小企業応援ファンドや、地域社会の課題解決に資する社会事業を新たに起業する方を支援する地方創生起業支援事業等様々な支援策がございます。県では、起業のさらなる促進に向け、創業初期の支援策として熊本県スタートアップ支援補助金が創設されております。補助の上限額を100万円とする事業費2分の1を支援する制度でございます。

いずれも制度の理解や周知が十分とは言えませんので、商工会や企業連絡協議会とも連携し、周知に取り組むとともに、寄り添う支援体制の構築にも取り組んでまいります。

町では、町長答弁にもありましたように、ポストコロナ、ウィズコロナ時代を見据え、起業や新分野進出など前向きなチャレンジを支援する大津町起業創業事業を実施しているところでございます。

11月30日現在で、申請件数9件、交付決定額608万円となっており、内訳としましては、起業が4件、新分野進出が5件です。また、商工会調べによりますと、過去3年間の起業家は24

件、年齢層につきましては30歳から54歳が16件、55歳以上が8件となっております。今回は地方創生臨時交付金を財源とする新規事業となっておりますので、効果を検証し、今後の起業支援につなげていきたいと考えているところでございます。

IT関連企業の誘致では、観光協会と町内のホテルが連携したバイクツーリングサービスの商品化を進めております。ホテルの敷地内に整備されたバイクガレージに自身のバイクを保管し、手ぶらで観光をテーマに自分のバイクで好きな時にバイクツーリングを楽しめるサービスです。土産品につきましても町内事業所と連携し、QRコード決済による配送システムが計画されております。

また、観光協会では、オートバイの聖地「ゲートウェイタウンOZU」構想を展開すべく、ツーリングイベントの開催や道の駅大津にオートバイ神社の造営がなされました。

IT関連企業誘致を契機に、様々な地域支援が結ぶ付くことで人・物・お金を地域に呼び込み地域循環が起ることさらなる好循環を生み出すことを目指しております。

起業や新たな事業の取組においては、資金面以外でも様々な課題があることを踏まえ、起業経験者と若手経営者との交流を通じての課題解決や物件のマッチングなど、どのような支援が有効なのか、様々な角度からの検討が必要となります。地域に新しいことにチャレンジできるという雰囲気を醸成し、起業する若者等が増え、それが循環していくことが地域経済の活性化につながり、行ってみたい町、住みたい町、住み続けたい町づくりにつながるものと考えております。

○副議長（坂本典光） 山部議員。

○7番（山部良二議員） 再度質問させていただきます。

今後、本町の起業支援の取組に注視していきたいと思っております。

1点だけ、先ほども話がありました、企業総合事業費補助金の今受付期間になっていると思っておりますが、ここで考えなければいけないのはですね、まず、事業に失敗した際のセーフティネットが重要だと思うんですね。これができなければですね、やっぱり起業したいという希望者が減少する可能性が非常に高いのではないかと考えております。リスクの低減を考える上で、職業訓練や再就職支援といった支援やリソース面での支援など、支援策を若者に知らせる広報の工夫や行政の信用力を活用した販路開拓支援などが考えられると思っておりますが、本町としてはどのような起業支援に対するリスクの低減を図るかということ再度お伺いしたいと思います。

○副議長（坂本典光） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 山部議員の再質問について御説明いたします。

議員が言われますとおり、失敗のリスクを低減すること、いわゆるセーフティネット、これについては非常に重要であると考えております。2つの視点からの支援が大事であるというふうに考えておきまして、一つが起業支援、それからもう一つが起業後の支援、この2つの視点が重要ではないかというふうに考えているところです。

起業支援としまして、一つは、事業が軌道に乗るための支援ということになります。国・県の各種助成情報の提供をはじめ、金融、税務、経営改善、労務等幅広く経営に関する相談に關してのサポートですとか、小規模事業者の持続的発展を支援するためのそれぞれに係る経営課題を把握する

とともに、課題解決に向けた事業計画の策定支援など、商工会と連携して事業所に寄り添った伴走型の支援を行っていきたいと考えております。

もう一つは、事業がうまくいかなかった場合の支援策ということになります。国の中小企業政策の中核的な実施機関であります中小機構の実施する経営セーフティ共済では、取引先の倒産時に迅速に必要な事業費を借り入れる制度がございます。掛金の数倍というふうにも伺っております。

このような支援策の情報発信につきましては、若者が情報を得られやすい媒体での周知、このようなものにもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（坂本典光） 山部議員。

○7番（山部良二議員） それでは、質問を終わりたいと思います。

○副議長（坂本典光） しばらく休憩します。30分から再開します。

午後2時21分 休憩

△

午後2時30分 再開

○副議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 皆さん、こんにちは。3番議席、時松智弘が一般質問を行います。

まず最初に、昨今ですね、ニュース等を騒がせてる事案が一つありまして、それはですね、長野県の長野市で都市公園の整備を行ったその公園、騒音が大変うるさいので閉鎖をするよという事で、市民の間でそういった気運が高まったので、来年の3月をもってその公園を閉鎖するという長野市の方針が打ち出された後に、要は、その情報を発信していた人は、ただの1人の人であって、その1人の方が160件にも及ぶそういう苦情を申し立てた後に、その公園を閉鎖するということが明るみになったということが全国の報道でなされております。

私は、これは自治というものに対して、非常に懸念を感じました。どういう懸念かといえば、そうですね、地方自治というのは、少数意見の尊重であります。しかし、全体の合意というものがあって初めて自治が成り立つのではないかと思いました。ただ1人の強烈な意見に行政が引っ張られていくのはあまりよくないことではないかなと思います。

また、都市公園の整備において、9月の中で私質問をいたしました、都市公園の整備は、公共の福祉の維持・増進のためにやるんですよと。となればですね、全体の意見の整合がなくて都市公園の廃止を決めてしまう。これもちょっと許しき問題であるなというふうに思いました。

私は、この報道を考えて何ていうか、行政と政治はどのような役割をしなければいけないのかということに深く深く懸念をいただいております。

それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。

資料の1枚目をお願いします。

熊本連携中枢都市圏の環境対策と町の施策の整合についてであります。

まず、資料の1枚目を見ていただきながら、熊本市を核として人口減少、少子高齢社会にあつて

も地域の活性化、経済の持続可能、そして住民の安心安全な暮らしを営むため、相当規模と中核性を備える圏域、これと市町村が連携をし、一定の圏域人口を有する中で、活力のある社会経済を維持する、その拠点を整備する。それを目標にですね、2022年3月、熊本連携中枢都市圏ビジョンが示され、大津町を含む19の市町村がこれに合意をしております。単一市町村では実行不可能な諸課題に対し、広域連携をもって解決をしていくという合意形成により、様々な施策に対応をしている。例えば、リスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行う、総合周産期母子医療センターの運営、県内の各周産期医療機関から迅速な搬送体制による連携、域圏市町村に存在する病児・病後児保育施設と熊本市と域圏市町村が相互に利用するなど、既にこの施策の効果が現れている部分もあります。様々な社会情勢の変化に対し、デジタル技術やデータの集積も積極的に活用しながら、圏域が一带となって対応することで行政サービス、これが安定的に供給をされ、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけると、これが希望です。

総務省が推し進める地方創生の核心事業の一つといえ、さらなる発展が望まれるわけであります。

令和4年、国は地域の未来予測に基づく広域連携の推進のため、一市町村当たり1千500万円の特別交付税措置を講じております。連携を支援し、さらなる域圏、要するに広域連携を強化していきますということの総務省ホームページで公表をしております。基礎自治体の連携にますます力が注がれているわけであります。

そんな中、熊本県の連携中枢都市圏の数多くの施策の目標の中で、2050年までに温室効果ガス排出100%削減＝実質ゼロを目指し、共同でその計画を策定するとし、2021年3月、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画というのを定めております。

この資料の中ほどにもありますけれど、町長もこの合意に参加をされておりますので、協定に参加をされておまして、恵まれた自然環境を守り、未来へと引き継ぎながらこれらの自然から得られる再生可能エネルギーを圏域内で十分に活用し、循環をさせることで、脱炭素社会と持続可能で豊かな都市圏を実現することを基本理念としています。

そのために、再生可能エネルギーの活用、その事業に対する支援、効果の検証も含め、今日、暑いですね、暑いです。要するに、気候変動が起きている。その中で、対策とそれに影響される災害発生リスクをも踏まえて、都市圏全体で対策を練っていく必要があると考えます。

そのためには、現在、町で議論をされている、再生可能エネルギーの設置稼働に関する議論は、この域圏の体制に波紋を呼ぶのではないかと私は懸念をします。

以上の観点から、上記「基本理念」に基づく大津町のエネルギー循環施策はありますか。

2、現在、町が取り組むその方向性が熊本連携中枢都市圏の構想と齟齬発生するのではないかと。

この2点についてお尋ねをします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の質問にお答えをいたします。

近年、国内において大規模な自然災害が発生し、2020年7月には熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で集中豪雨が発生しております。

異常気象の発生は、世界気象機関が長期的な地球温暖化の傾向と一致していると発表するなど、地球温暖化が要因と言われております。

地球温暖化は、産業革命の開始以降、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が急激に増加したことが原因と考えられております。

そこで、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成を目的とした熊本連携中枢都市圏では、私たちの住む地域から地球温暖化の原因となる温室効果ガスの抑制に向けた取組を進めていく必要があるとの思いから、2050年温室効果ガス排出ゼロを目指すことの宣言及び熊本連携中枢都市圏気候非常事態宣言を行いました。

それから、この2つの宣言で示した強い決意を着実に実行するための具体的な計画として、「水、森、大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」を基本理念とした熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を策定したところです。

実行計画の目的としましては、地球温暖化対策は、単独市町村だけでは限界もあるため、都市圏全体で一体となって取り組むことが効果的であり、特に共同策定により、施策の補完効果など、県全体、引いては、我が国の地球温暖化対策に貢献するとともに、持続可能な地域循環共生圏の実現を目指しているところです。

実行計画では、圏域の特性に基づき、基本理念と目指す姿を示すとともに、温室効果ガスの削減目標の実現に向けて5つの基本方針と15の対策及び97の施策を定めています。

大津町においても、一例を申し上げますと、公共施設等における太陽光発電設備の導入検討や行政が管理する庁舎、公園、道路等の照明のLED化を図るなど、現在、21の施策に取り組んでいるところです。

次に、議員お尋ねの「現在、町が取り組む方向性と都市圏の構想とに齟齬はないか」との御質問ですが、町では、現在、民間によるメガソーラー発電施設の建設が進む中で、住民の身体の安全と心の安心を確保するために、太陽光発電施設の適切な場所への設置及び維持管理を担保するための条例の策定を行っております。

この条例は、太陽光発電設備の設置自体を規制するものではなく、周辺地域の自然環境や景観及び防災などの観点から、太陽光発電施設を適切な場所に誘導するとともに、地域住民に対しての事業計画の丁寧な説明や競技の場を設けるものであり、熊本連携中枢都市圏の地球温暖化実行計画の基本方針である再生可能エネルギーの利用促進と齟齬を生じさせるものではないと考えております。

また、国もFIT関連の太陽光発電事業計画策定ガイドラインにおいて、町が想定する条例と同様の努力義務を課しており、国の方針とも整合が図られていると考えております。

条例の内容につきましては、議員がおっしゃられるような事業者と地元との協定や協議会などへの参加について、町顧問弁護士とも相談しながら庁内横断的に協議を行っているところであり、骨格につきましては、今議会前の全員協議会で説明をさせていただきましたとおりです。その中で、議員から御意見をいただいたことにつきましても、さらに内容を精査していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） こんにちは。時松議員の御質問について説明いたします。

議員が言われたとおり、熊本連携中枢都市圏は、地球温暖化実行計画の基本理念である「水、森、大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」に向けて都市圏にある恵まれた自然環境を守り、未来へと引き継ぎながら、これらの自然から得られるエネルギーを圏域内で十分に活用し循環させることで、脱炭素化と持続可能で豊かな都市圏を目指しております。

実行計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、5年ごとの計画を見直すこととしており、共同で策定することにより、施策の補完効果、施策の波及効果、施策の共同実施による推進効果など、3つの効果が期待できます。

また、温室効果ガス削減の目標年度は、基準年度を平成25年度とし、短期目標として令和7年度で33%以上の削減、中期目標として令和12年度で40%以上の削減、長期目標として令和32年度では、排出量実質ゼロを目指すこととなっております。

議員お尋ねの大津町のエネルギー循環施策についてですが、実行計画では温室効果ガス排出量実質ゼロを実現するために、5つの基本方針を掲げております。

基本方針①都市圏の特性を生かした再生可能エネルギーの利用促進と災害への対応では、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進など、2つの対策とその下に14の事業を設け、大津町では、公共施設等における太陽光発電設備の導入検討を行っております。

基本方針②の都市圏の各主体による省エネルギーの推進とエネルギーの効率的な利用では、行政における省エネルギーの推進など、3つの施策とその下に25の事業を設け、町では、金田町長も申しましたとおり、LEDの照明灯の推進など、5つの事業に取り組んでおります。

基本方針③の都市圏における脱炭素社会に向けた都市機能と資源循環社会の構築では、廃棄物の適正処理と資源循環など、4つの対策とその下に41の事業を設け、町では、堆肥化・生ごみの処理機の助成など、10の事業に取り組んでおります。

基本方針④の都市圏が誇る豊かな自然環境の保全と住民生活の質の向上として、地下水保全の推進では、3つの対策とその下に9つの事業を設け、町では、地下水涵養の対策の推進、4つの事業に取り組んでいます。

基本方針⑤の都市圏の未来に向けた環境意識の向上と環境投資の推進では、環境教育の推進など3つの対策とその下に8つの事業を設け、町では、環境教育の推進に取り組んでおります。

以上、熊本連携中枢都市圏では、数多くの事業を展開しており、今後、大津町では、より多くの事業に取り組んでいきたいと考えております。

次に、住民の身体の安全と心の安心を確保するための太陽光発電施設に関する条例についてですが、現在、町では、大津町開発事業等指導要綱で、再生可能エネルギー発電施設を整備しようとする者のうち、町長が必要と認める場合には、環境の安全に関する協定等を締結しなければならないとなっており、メガソーラー施設の設置者は、環境保全協定を結んでいる状況です。さらに、熊本

県・町・事業者との3者においても、地域との共生や景観との調和、安全対策に関わる協定書を締結しております。

また、梅雨前や台風前の時期に地元区長と町で、メガソーラー事業地内の防災施設の現地確認も行っております。

そのような中で想定しています町条例の内容は、今後建設される施設につきましては、災害等の危険性だけでなく、森林や生態系の保護の観点からも抑制地域などを設け、新設を行う場合の地域住民への説明会の実施、事業者と地元住民などによる協定締結の努力義務を定めるとともに、稼働中及び今後稼働する施設につきましても、保守点検及び点検結果の報告義務、並びに今後創設予定の事業者、地元住民、行政による協議会への参加、立入調査などを考えているところです。

説明は以上になります。

○副議長（坂本典光） 時松議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質問いたします。

資料の3枚目になります。

再生可能エネルギー転換と地球環境との調和ですね、これを大津町単体の条例の制定というところで考えておられるという答弁がありまして、このインターネット配信や傍聴に来られてる方も、ああそういう条例を制定する動きに大津町がなったんだと認識をされたと思いますが、太陽光発電施設のトラブル解消というのは、何も町単体だけでやっている話ではなくてですね、国もそういうふう動き始めております。令和3年発電用太陽電池施設に関する技術的基準を定める省令というのがある。この技術的基準を定める省令というのはですね、私がJRの空港アクセス線のときにも言いましたが、この技術基準というのは、要は、皆さんがですね、町に住んでいる皆さんもこれは本当に適切なのか、適正なのかというのが先進的な技術の施設ではわからないところを国がひも解いて、こうあらねばならないというのを決めているわけですね。その立入りを調査されるのであれば、この要は、太陽光発電メガソーラーで、すぐ言いますけど、あれはですね、電気事業法の発電所なんです。発電所への立入検査は誰がするんですか。どのような権限でやるんですか。あるいは、何の観点でやるんですかというのをここに書いてあります。こちらはですね、太陽光に沿った条例となっております、第3条、太陽電池発電所を設置するにあたっては、人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与える恐れがないように施設しなければならないという、もうこれはもうこうなさいという基準なんです。これが守られていない、要するに、これ省令がありますから、順法をしなければ当然ですね、措置として立入りをしなければいけないと思います。

また、太陽光発電施設というのは、非常に道路側、あるいはその身内側に面したところに設置されることが多いです。FIT法の中では、周りに森を造りなさいとなっておりますが、十分に監視可能な施設でありまして、住民の皆さんがどうもおかしいと感じれば、それを国や県に対してしっかり通知をするということがもうできているのではないかと思います。また、省令施工前の施設においては、要は、FIT法の前ですね、その前にメガソーラーがあったとしても、先ほど申しました、発電所でありまして、電気事業法第107条において、国は最初から立入検査ができて

す。危ない施設であればですね。そういったところも曖昧になっていますから、経済産業省、農林水産省、国交省、環境省、令和4年には再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方を検討し、来年度、それを電気事業法の強化という形で検討を進めている段階ですという意味が国の流れなんですね。県もそれに沿ってそういった法の整備をやっていくと思います。

しかしですね、先ほど私ですね、町長の101個の公約の60番目に、持続可能な自然と共生するまちづくり、再生可能エネルギーの推進と、御自分が公約されています。もちろん環境保全も踏まえてということなんですけれども、そういったものをですね、根拠として見いだすような調査、これをもっと進めなければ私はいけないと思うんですね。それはなぜかという、今、条例ができあがるということをおっしゃられましたが、先行的にそういう太陽光の条例を進めている市町村が訴訟で訴えられて困っているという事案いっぱいあるんですね。それはなぜかという、根拠が乏しいからなんですね。要は、枯れた地が環境を破壊をしている。水の保全に支障がある。そういったことが明々白々とわかれば、公害というレベルであればやらなきゃいけないんです。しかし、懸念であれば、行政というのは調査をするべきではないかと思います。今、条例を制定するにあたり、例えば、部長のほうからも御説明ありましたが、様々な協定締結や協議会の設置、あるいは立入りの強化ということで、そういったメガソーラーを監視する体制を作っていると思うんですが、これを条例の中でしっかり盛り込んで義務化させるためには、そもそも論のスタートとして、太陽光発電にどのような問題があって、どのような弊害があるのか。違法行為については、町長に遵守義務という条例の書き方じゃなくて、きっちり措置命令ですね、不適切な業者であれば立ち退きなさいぐらいの、そういう権限を有するような条例をつくるべきですが、もしそれがなければですね、その条例の抑止効果というのは非常に薄くなるのではないかと思います。今、策定を進めておられる条例の中に罰則や、あるいは措置命令といった形で太陽光設備を撤去できる条文が盛り込めるのかが一つ。

もう一つは、令和3年度末に発令、令和4年度末にその条例が制定されたとして、その前の事業者には、ちゃんとその遡及ができるのか。

この2点、お尋ねします。

○副議長（坂本典光） 木村部長。

○住民生活部長（木村欣也） 議員の御質問に御説明したいと思います。

御質問の件は、2点であったかと思います。

まず、第1点が条例に罰則を付けられるかという点についてですが、今回、検討しています条例につきましても、罰則自体は設けないことを予定しております。ただし、指導勧告までは行いまして、それに従わない場合には、公表ということで、FITで受けた認定につきましても、法令等に違反した場合、それを取り消す可能性があるということをおっしゃられておりますので、そこに実効性の担保を求めたいと考えております。

2点目がですね、条例の遡及効果ですけど、こちらにつきましても、今定例会の前に行いました全員協議会、こちらにおいても議員のほうから御意見をいただいております。顧問弁護士のほうと

も相談をしております、大丈夫だろうということでしたけど、再度、この点につきましてはですね、弁護士のほうと、またはぎょうせいさんとか、そういったところ、法令に詳しいところ、及び県の地方課、こういうところにもですね、確認をしながら検討していきたいと考えております。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の再質問にお答えいたします。

幾つか観点がありましたかと思いますが、私の理解から少しお話をさせていただければと思います。

まず、最初の質問として、連携中枢都市圏の動き、あるいは国の動きと整合性は取れているかということに関しましては、先ほど御説明したとおり、このソーラーの規制自体するわけではなく、適切な配置をしていくことによって、推進も進めながらというところで考えております。その中で、国も動いているという話もございましたけども、以前、全協、あるいはこの一般質問の議場でも御説明させていただいたかと思えますけども、大津町としても数年前、一度条例の制定を検討しました。そうした中、地元の逆に作らないほうがいいという声があったりですとか、あるいは、熱海の動き等もありまして、国や県が早期に動いていくんではないか、そういう期待感もあった中で、なかなか何年もたってしまったような状況です。ただ現実としては、その期待感としては大きな動きはないような状況で、全国的にも係争も相次いでいるというような状況だと思っております。

ですので、ここはしっかりと期待しながらも町のほうでも動いていく必要があるというふうに思っています。

しかしながら、一方で、県のほうにも国のほうにもしっかりと声を上げていく姿勢もあるというふうに思っているところです。

罰則規定等は、先ほど部長から説明したとおりなので、全体像としては、そのように私のほうからお伝えさせていただきます。

以上です。

○副議長（坂本典光） 時松議員。

○3番（時松智弘議員） 再々質問します。

まちづくりアンケートというのがありましたですね、総合政策課のほうでやられておられまして、その中の私は自由意見でどんなのが出てるのかなと、非常に興味を持っておったわけです。つまりはですね、皆さんが無記名で出されるその状況の中に、真摯な環境対策の問題や、あるいはそういう太陽光の問題を見いだせるか。あるいは、その町の環境政策について何らか意見があるんだろうなということで、見て、掘り起こしてみたかったですね。急遽、まとめていただきまして、私も見ましたが、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、町の取組の実態がちょっとよくわからない。広報とかも不足しているような気がする。あるいは、単語として広報で記載しているだけではないのかと。また、農業や林業に対する積極的な、その環境的な支援の姿勢がちょっと見えないみたいな記入欄があったんですね。これはなかなかなるほどだなと思います。実は、里山といますか、山林部ですね。私は、実家で妻の父が林業をやっておりますけども、林業は丸太をで

すね、十何人で切り出してきます。1日に切っても20本ぐらいです。それを山から麓の道に下してきて、それを出荷するわけですが、20本切って、1本当たり4千円、10本切って4万円、20本で8万円、大の大人が10人かかって1日の稼ぎは8千円なんですよ。それじゃ食えないんですよ。食えないからどうなっているかというところ、再生可能エネルギーの導入によって、そのウッドショックで一時期単価上がりましたが、林業の苦しい状況を救うというところに実はなっていたんですね。真木地区では私がお話を伺いました。やはり高齢化が進み、里山も荒れ、その中に太陽光の施設の方がやってこられて、地域と協定を組んで、にぎわいが戻り、里山の保全、あるいは区役とかの手伝いもしていただけているという良い効果も上がっておりますから、当然、そのまちづくりのアンケートの中で、そういったですね、取組についてもっとわかりやすくしてほしいというのは無理があるのかなと思うんです。

しかし、もう一つそのアンケートには特徴がありました。太陽光発電所が環境を破壊するという趣旨の意見は一つもなかったんですよ。これは不思議だったと思います。全体的に今取り組んでおります、社会的問題になっておりますということが、町民のアンケートに1件も出てこないというのは、僕は不思議だなと思います。冒頭の質問に入る前に、私は長野市のことを言いました。これは意図的に言っております。よろしいでしょうか。

町長はですね、今、条例という法を制定しようとしておるところに、ある特定の人の感情によってそれを左右されているのではないかと、私は懸念をするわけなんです。その懸念はあたっていない。やはり環境の負荷に影響を与える太陽光発電所施設というものは、ちゃんと規制をしなければならぬという根拠、排水をして水の汚濁状況を調べるとか、そういった形で根拠をしっかりとつけていかなければ、今ですね、部長のほうから条例の遡及ができるのかどうかということについて、いろいろと確認は必要ですということであれば、これまだ全ての証拠が揃ってないじゃないですかと、僕は思うんです。太陽光施設を条例で規制することに僕は反対はしません。しかし、町長がその御自らの名前において条例を制定して、裁判でその責任を問われるというのは、あまりにもちょっと僕は町政に対するその弊害になりはしないのかなというふうに思いますので、条例を作るのは、私は賛成をしますけれども、しかし、その裁判や係争になった時点で町が不利益を被るようなものでなく、しっかりと堂々とした条例の制定が定めることができるのではないかと思います。

3点目の質問は、そういった排水による環境影響検査、汚濁の調査、そういうのをしっかりと予算を付けて、調査をしっかりと、総務委員会で要望を出しているのは令和5年度の要望なんです。令和5年度末までに法に、根拠に、国に県に、熊本連携中枢都市圏に恥じないような条例の作り方でできると思うんですが、そういう方向性で行けないのか、再々度質問します。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の再々質問にお答えいたします。

まず、訴訟リスク等に関しましては、全員協議会で説明しましたとおり、いわゆる禁止条例と抑制条例がございまして、世の中的にとても訴訟に発展しているのが禁止条例になっております。大津町としては、諸々の観点も勘案しまして、抑制条例という形でやっていきたいというふうにお伝

えしたところでは。

また、話前後しますけども、先ほど部長からありました件に関して、遡及のところ、そこは地域の要望も強いので、努力義務という形になるかとは思いますが、事業者のほうにはしっかり要望して入る形にしていただきたいというふうに思っています。

あとは明確な根拠というところがございますけども、こちら、恐らく騒音問題ともそうだと思うんですけども、その場に住んでいる方々と遠方に住んでいる方、温度感というのはかなり違ってくると思います。そういうリスクがある地域に関しては、かなり深刻な方もいらっしゃる、そうでない地域に関しては、やはりどうしても喫緊の自分たちの課題に向き合えないというふうに思っています。

ただ、少なくとも大津町の中では、昨年度、令和2年度だったかと、一昨年だと思いますが、地域のほうからソーラーをこれ以上造らないでくれという署名が五百数十名分出ているのが現状かと、現実というところがございます。

また、本当に公害につながるのか、安全につながるのか明確な基準というところなんですけども、私、ここソーラー造る上で担保が2つ必要だと思っております。一つの観点、本当にまさに身体安全、もう一つが心の安心だと思っております。身体安全に関しましては、しっかりと調整池、沈砂池等を造るという要件が定まっております。ただ地元の方とかが言いますと、ダムの中でもありましたけども、本当に国は、あるいは事業者は大丈夫かと言っているけども、大丈夫かどうかというのは、信頼するしかない世界であると思っております。その中でしっかりと事業者のほうの説明をする。その中で、町も関わって、その安全と安心を担保していく。そういったことができる条例というところをしっかりと作っていくことによって、住民の安全と安心を担保しながら、かつ本当に危険なものを抑制できるような町の姿勢をアピールしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（坂本典光） 時松議員。

○3番（時松智弘議員） 示させていただいたとおりでありますので、一番私が懸念をしておりますのが、そういう大津町が悪い方で評判があがるのは僕はあまり好きではないんですね。せっかくやるのであればですね、町長の公約にちゃんと書いてある再生可能エネルギーの有効な活用と環境保全というのが調和したまちづくり、これが条例の中に色濃く出るような形でやってほしいと思います。

政治学者の三浦瑠麗さんが環境政策というものについて、竹やりの努力でおっしゃられたことがあるんですね。その竹やりの努力の意義は、格好だけやっているって。昔、大東亜戦争のときに、尋常小学校の生徒たちが竹やりをこうやって教練して、それで戦争に勝てるって、そんなことはないんですね。竹やりの努力の例と言えば、プラスチック箱を減らすとか、割りばしを減らすと環境負荷が下がりますと。でも実際違ってみんなわかってるんですね。環境負荷を削減するため、エネルギー政策の中では、水力、火力、原子力、そして再生可能エネルギーをどうやって調和させてい

くのか。それを全世界にお示しするのはどうやってやるのかというのが本当の本質なんですけれども、なかなかそういうふうになっていないという現状。これを俯瞰的、長期的な視点のもとにいろんな政策研究などをしていただきたいなというふうに思っております。

それでは、2問目のほうに移ります。

2問目については、将来の人材確保を推進する大学等就学支援の補助についてであります。

資料をお願いします。

今、熊本県の中ではひと騒動起きているとでも言いましょうか。本年10月の九州地方知事会では人口減少が全国よりも大きい九州・山口のデジタル人材の活用や人への投資が重要であるという認識の上、産学官の分野でのデジタル人材不足をどうするのか、九州の地方創生をどういうふうにデジタルを活用しながら加速をさせていくのかというのが課題であるという報道がありました。

また、別の報道では、半導体関連企業の国外からの進出を受けて、国内で低調となっていた素材や薬品の製造業、これもどんどん活発化をしていく。先頃、キオクシア、ソニーグループ、ソフトバンク、デンソー、トヨタ自動車、NEC、NTT、三菱UFJ銀行の8社、これらが出資をし、新しい半導体メーカーラピラスを設立すると。最先端の半導体の量産を目指し、製造技術の開発はアメリカIBMなどと連携をし、政府はそれに7億円を投じると、景気のいい話です。しかし、こうしたパッケージができあがるのはいいんですが、人間はどうするんですかって話なんです。要するにエンジニアはどうするんですか。これはですね、枯渇をしたままであるということが県の中でも懸念があがっており、熊本県議会でも経済環境常任委員会、水俣の高度技術センター、一連の半導体製造の流れを学べる研修センターを視察をしました。また、セミコンテックパークにある熊本県立技術短期大学校で意見交換を行い、スピード感をもってこれを対策を行うというのが地元経済界の課題となっていると思います。

また、先頃開催されました大津町企業連絡協議会の講演の中においても同様の趣旨ですね。人材の確保に焦点が向くなど、人的資本の蓄積が大変重要であると言われております。デジタル社会の移行と推進にあたり、人材の確保をどうするか。

巨人というチームがありますね。大変強うございまして、もちろん、今回ドラフトで指名された大津町出身の選手もその球団に入ります。私は、巨人というチームのイメージは、やっぱりお金をかけてそのチームを作っていくというイメージがちょっと強いんですね。今は違うと思います。育成をちゃんとされていると思いますが、かつては、要するに、よその球団の4番バッターを全員引き抜けば優勝できるんじゃないかというマネージメントだったですよ。もうそれはわかってます。しかしですね、今回、やはり日本シリーズは、パリーグのオリックスですね、セリーグはヤクルトスワローズだった。要は、マネージメントはですね、やっぱり人材育成、人材確保が相まったマネージメントでないとなかなかですね、頂点に立つことはできないのではないかとこのように考えます。

持続可能な経済発展と、今、地域振興の目玉になっている半導体開発やその周辺機器の製造分野では、人材をいかに育て確保するか。この人材の確保に尽力と育成の取組、これを行わない手はな

いというところになっています。

資料の2番目に進みます。

広くエンジニアを育成することが重要なではありません。人材の確保も重要です。しかしですね、私はここに懸念を一つ持っています。この表の左側です。大学学費の比較です。国立大・公立大、公立大文系、私立大理系というふうに学費を比較してみますれば、国立大は242万円ぐらいが平均ですね。しかし、私立大の理系になれば、これが倍になります。この財源をどうやって確保するのか。財源という言い方はおかしいですけど、御家庭ではどのように懸念をしているかということ、高校、大学へと進学のコマを進めていくたびに、やはりですね、家計としては赤字なんですね。そういう人たちの手をしっかり差し伸べていく。親としては当然なんですけど、無い袖は振れないわけですね。するとどういう現象が実際起きてしまうのか。これはですね、資料は国立教育政策研究所高等教育研究部、高校の高等教育進学動向に関する調査というのがあって、就職をされた方がなぜ就職をしたのかということの理由、選択になります。男性と女性で数がちょっとばらつきがあるのですが、要するに、進学の費用が高いよって、だから就職したんですっていう方が、あてはまる、とてもよくあてはまるで80%男性超えている。これどういうことなのっていうと、大学には行きたいが、専門学校には行きたいが、親に頼ることがちょっと難しいのです、選べなかったんですっていう人がいるんですね。この左から3番目と7番目の項目の横ですね、4番目と8番目に何が書いてあるか。私には進学する学力がありませんでしたので大学に行きませんでしたて選んだ人がガクッと下がります。女性のほうを見てください。経済的困窮によって高度な進学の道を閉ざされている人がいるんだというのが全国調査でわかっております。

ちょっと資料が戻りますが、熊本県の高卒者進学、就職の状況で、大学等進学に47%、専門学校は26%、就職24%となっています。これが高いか低い。全国の平均はですね、大学等進学58.9%あるんですね。ということは、経済的な困窮とかじゃなくてですね、もともと家計の苦しいところでそういった高等教育を受けられない状況に陥っている人がいるのではないかと。一番下にいくと、貴重な人材を育成する機会を無為に失うことになっていけませんか。これは地域の損失、国家の損失なのではないですかということが伺い知れるわけであります。

3枚目です。

広くエンジニアを育成することは重要でありますけど、理系の大学に進学すればその学費が文系よりは高いということをお示ししました。せっかくの優れた人材が経済的困窮を原因に失われることは遺憾。何とかそれに取り組むべきではないでしょうか。これは国もやっておりますが、基礎自治体もこれを力強くやっていってもいいのではないかと思います。

九州内の主要工業都市は、奨学金返還支援制度等も充実し、手厚い対策を講じております。奨学金制度についても、大津町も経済的な理由により就学が困難な人に大津町奨学資金の貸付けを行っておりますが、しかし、今地域のニーズは工業系の人材、理系の人材であります。その工業系、理系の人材も新たに重層的にデジタル社会を担う専門性の高い人材の創出が行えるのではないかと。そういう観点から理系人材の育成確保、半導体関連産業振興を踏まえ、具体的な町の施策はありま

すか。

また、大学等就学支援補助のため、奨学金を設立する考えはないか。

この2点お尋ねします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の御質問にお答えをいたします。

T SMC進出に伴い、約1千700人の先端技術に通じた人材の雇用を掲げ、人材確保に取り組まれる中、大津町におきましては、昨年、T SMCの進出発表以来、半導体関連企業の進出が6社決定し、お問合せにおきましては40社以上と引き続き活況な状況でございます。また、立地が決定している企業様からは、地元を中心とした雇用について100人から200人単位で計画されている企業が数社であり、働く場の創出、引いては、町の産業に大きく寄与するものと期待をしております。

一方で、議員御指摘のとおり、人材の確保・育成については、その産業を担う人的資本が確保できなければ、決して成り立つものではなく、また、今後の企業進出や事業拡大においても大きな壁となりうることから喫緊の課題と考えております。

町としましては、現在、企業連絡協議会の取組を中心とした、地元高校との企業ガイダンスや工場見学会、地域人材確保・育成を題材とした研修会、学校と企業との意見交換会等を実施し、地元企業の魅力発信や高校生の地元定着に取り組んでおり、毎年地元企業への就職につながった事例が報告をされております。

しかしながら、そのことだけでは喫緊の課題解決には至りませんので、今後さらなる施策を積極的に進めていかなければならないと考えております。また、議員おっしゃる理系人材の育成・確保につきましては、先に行われました九州地方知事会議においても議論がなされており、その中でもデジタル人材の不足や高等学校段階の理系離れ等々が課題として挙げられております。この課題には町だけでは及びませんので、国や県、各種プロジェクト、大学や高専等の高等教育機関といったあらゆる産学官の連携が重要と考えております。

また、製造系人材サービス大手が大津町において来春開設する予定となっており、半導体の製造設備の保全に通じた人材を中心に育成し、派遣先企業の要望に応じた人材を送り出すことを計画されております。そのような民間の力も借りながら課題の解決に向けた施策を講じていきたいと考えています。

次に、奨学金制度の設立についてですが、家庭の経済状況に関わらず、全ての子供が質の高い教育を受けることができ、教育の機会均等を図るための一助として、奨学金制度を大津町としても制定しております。この制度については、まず、国が制度を定め、各自治体が地域の実情に応じて不足する部分を補完することが必要であると考えております。

奨学金制度として、全国の学生が利用可能な独立行政法人日本学生支援機構や熊本県の学生を対象とする熊本県育英資金があります。また、本町でも奨学金制度を実施しており、貸与額は月額1万5千円から3万円、返済は無利子としているところであります。

このような状況の中で、国では平成22年度から高等学校等就学支援金制度を導入し、公立高校授業料の実質無償化に取り組み、さらに令和2年4月からは、制度の一部を改正し、私立高校授業料の実質無償化を導入しております。

また、大学生等を対象とした支援に関しては、給付型奨学金の拡充や償還据置期間の延長などの改善策を講じて、経済的な理由に関わらず就学の機会を得られるようにしてきております。

また、各大学等では、独自の奨学金制度創設や授業料の減免や納付延期を行い、学生を支援しているところもございます。

また、町で実施する奨学金制度としても、大津町奨学資金の制度がありますが、利用者数は低く、コロナ禍でも申請状況は増加はしていない状況です。これは、国や大学の制度が充実してきていることによるものと考えております。

なお、議員御指摘のとおり、奨学金を活用した人材確保の施策として、地元企業に就職した新卒者等の方々に対し、自治体が地元企業等と連携して奨学金の返還を支援したり、自治体が奨学金の返還を免除することによって、若者の地元定着や人材の確保につなげようとする取組が各地で実施をされております。

熊本県や県内の幾つかの自治体でもこのような取組が実施されており、人材確保に向けては新たな取組として参考になるところだと考えております。しかしながら、これらの取組においては、中学生や高校生など、早い時期からの周知と適切な意識づけが課題となり、それらが行わなければ、若者の地元回帰や真に必要な人材の獲得という目的の達成にはつながりづらく、事後的な金銭給付に終始してしまう懸念があるとも考えております。

したがって、町としましては、地元企業の魅力発信や高校生の地元定着等に引き続き取り組んでいくことによって、人材確保につなげていきたいと考えております。

また、奨学金を活用した人材確保については、熊本県が実施する奨学金返還支援制度や、日本学生支援機構が実施する代理返還の制度を活用することによって、各企業が自らのニーズに合った人材の確保を目指していくことも可能ですので、このような制度の周知にも積極的に努めていきたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、理系の学部に興味を抱く地元の子供たちを増やすためには、中学生や高校生など早い時期からの周知と適切な意識づけを進めるほか、現在進めている町内のプログラミング教育で理系の興味を引き出していくことも効果的だと考えております。半導体や関連企業の情報などに子供の頃から触れることができる機会を創出していくなど、奨学金とは別なアプローチでの人材確保に努めていきたいと考えております。

詳細については、担当部長より説明をさせていただきます。

○副議長（坂本典光） 田上産業振興部長。

○産業振興部長（田上克也） 私のほうからは半導体関連産業振興を踏まえました人材の育成と確保について御説明をさせていただきます。

先ほど町長からもございましたとおり、TSMCの進出による人材の育成・確保につきましては、

現在、企業進出が盛んな大津町にとりましても喫緊の課題であると認識しておるところでございます。その上で、企業連絡協議会を中心としまして、町の施策として、地元高校との企業ガイダンス、地域人材確保・育成を題材とした研修会、学校と企業との意見交換会等を実施し、地元企業の魅力発信や高校生の地元定着に取り組んでおり、地元高校においては、令和3年度の県内就職率82%、県平均は60%となっているところです。町内就職率22.3%の実績があり、県内ではトップクラスとなっております。

また、先日、大津町企業連絡協議会の主催で行われました、これさっき議員から御指摘がございましたが、地域の人材確保・育成を題材とした研修会におきましては、九州経済産業局より「産業人材を取り巻く環境変化と取組について」と題した講演があり、人材対象になる側の現状、課題について、日本の子供の数学的・科学的リテラシーは、世界トップレベルであるにも関わらず、数学や理科を活用する就職につきたい中学生の割合は、国際平均よりも低い結果となっているという内容でした。ちなみに、数学の国際平均が49%、日本平均が23%という、約半分ということになっております。

また、人材を確保する側、特に中小企業として直面する経営課題のうち、人材についての経営課題を重要と認識している割合は8割を超え、関心が特に高いにも関わらず、人材育成方針・能力開発について特に方針を定めていない企業が約3割あり、人への投資が重視されていない等の課題により、人材のミスマッチが生じているとの報告がございました。このようなことから、課題の解決に向けて方向性として、旧来の日本型雇用システムからの転換と、好きなことに夢中になれる教育への転換が挙げられました。例えば、インターンシップを積極的に活用する仕組みとして、小学生や中学生への仕事に対する魅力の発信を行うなど、就労前の段階から新たな施策を講ずることで将来の人材確保に寄与できるのではないかと考えているところです。

教育未来創造会議提言では、未来を支える人材像として、好きなことを追求して高い専門性や技術力を身につけ、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げられる人材、多様な人とコミュニケーションをとりながら新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていく人材が示されております。そのことを踏まえ、九州地方知事会議においては、地域の発展や産業の成長の源泉は、やはり人であり、多様な可能性を持った人材が九州・山口の将来を支えるためには、教育現場のみならず、行政・産業界が一体となった人材育成の取組が重要である。また、喫緊の課題である人材の不足を克服するためには、大学や高専等の高等教育機関との連携が重要であるとの論点が示されているところでございます。

以上のようなことを踏まえますと、町としましても、できることは継続的に行いながら、新たな取組についても研究し、先ほど町長からもありましたように、町だけでは及ばないこともございますので、国や県、九州半導体人材育成等コンソーシアム等、各種プロジェクト、大学や高専等による産学官連携を図りながら、人材の育成・確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○副議長（坂本典光） 時松議員。

○3番（時松智弘議員） 再質問いたします。

もう1回資料をお願いします。

資料の3枚目でつけているところに様々な奨学金の設定の仕方、あるいは、奨学金のですね、返済支援というのを出しているんですね。先ほど答弁の中にも熊本県がやっているくま活サポートのことが、これが奨学資金の返済支援なんですけれども、町のほうに実際ですね、大津町の奨学資金借りた人どれぐらいいるんですかということをお尋ねしたところ、過去5年では6件、7件あったんですけど、1件の方は収入が多い方で、その要件を満たしてないと。で、6件だった。年1件ペースで推移をしていますと。しかしですね、昨日です。まさに昨日、日本学支援機構に私電話をいたしました。電話をして聞きたかった内容は、熊本県、できたら大津町からこういった日本学生支援機構の奨学金を受けた人は何人いるんですかて聞いたんですね。大津町の件数としては出しておりませんと。しかし、熊本県として令和3年だけで4千190人が支援を受けたとおっしゃっているんですね。奨学資金という制度が国にも、学生支援機構にも、県にも、町にもありながら、何でこんなに乖離するのかって、それはお互いの奨学金を両方借りることができないとかいう要件もあるのかもしれませんが、様々な問題があると思いますが、大津町の奨学資金を積極的に借りたいなという制度になっているかということだと思います。

例えば、これもまちづくりアンケートのほうから見ましたが、あるんですよ、大津町に奨学資金の制度があるのに、うちの町には奨学資金の制度が何らかの補助が必要だと思いつて書いてアンケートで出した人がいるんですよ。だから町に相談に来てないんですよ。周知もなく、もしかしたらですよ、日本学生支援機構の給付の基準のほうの方が条件がよくて、大津町のを借りてもしょうがないと思っている方もいるかもしれない。

あるいは、その要するに、給付を受ける要件として高いのか、低いのかちょっとわかりませんが、そういったものを活用しづらいようになっているのではないかというふうに思います。

今、奨学金の新たな設定や奨学資金の返済制度を構築するのに様々な研究が必要だと言われました、現状の奨学資金をしっかりと活用するための取組、広報とか、どのようにしていくのか。これはもう町長のイニシアティブで、町長でお答えいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○副議長（坂本典光） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の再質問にお答えいたします。

まず、議員が最初に御指摘されたとおり、日本学生支援機構が設定した支援規模でなければなかなか使いづらいというのはおっしゃるとおりだと思います。

また、一方で、本当に大学に行きたいけども行けないこと。それによって、国家としてのもしかしたら利益を棄損してみたところもあるのではないかということも、私も感じているところです。

ただ一方で、大津町程度の財政規模の中、人口規模の中でその規模をするのは非常に難しいというふうに考えております。

そこで、議員のおっしゃるような情報発信のところ、あるいは、町としての制度をより使いやす

くしていく、できる財政規模です、非常に大事なことだというふうに思っております。例えば、貸与型、支給型様々ありますけども、企業さんのほう、あるいは、財団のほうでも返済に必要な奨学金ございます。その中でも、例えば、成績基準がありました、家計基準があったりですか、あるいは資産基準があったり様なものがあります。あるいは、ひとり親の方が使えるもの、障がい者の方が使えるもの、あるいは遺児の方が使えるもの様なものがありますけども、実際に大学に進学しようと思ったお子様、あるいは保護者の方がそれをしっかり知っているかと、必ずしもそうではない。情報の非対称性などたくさんあると思います。そうした中で、町としての情報発信、今、町の制度をすることはもちろんなんですけども、ほかにどういった制度があるかということも、町のホームページでうまく発信することによって、しっかりと情報が行き届いて、町の子供たちがそれを活用できる、可能性を広げるような取組をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（坂本典光） 時松議員。

○3番（時松智弘議員） 制度の構築の研究もさることながら、こうした形で縦走的な広報をしていただくことによって、まだその情報に触れられない、要は、進学のための経済的負担が大きく心配をされている子育て世代の方にしっかりとアピールをしていただきたいなと思います。

子育て世代には様々な施策があります。こないだの物価高騰において、私もその臨時会の中で、高校生の親を持つ方への支援はどうなっていますかという質問をしたと思います。これも大きく絡む分野でもあり、町長も大学に進学されました。私も大学に入るには入りましたが、そういった方がですね、やはり後々生活を困窮し、卒業して借金を抱えるような世の中で、あまり僕は好きではないと思います。何とかして助けてあげ、地域の弥栄を築いていただきたいと思います。

結言として、子供たちの未来は熊本の未来であるということをしかりと皆さんに踏まえていただき、研究をお願いをいたして私の一般質問を終わります。

○副議長（坂本典光） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時31分 散会

本 会 議

一 般 質 問

諸 般 の 報 告

- 大津町議会議場執行部席の変更について

令和4年第8回大津町議会定例会会議録

令和4年第8回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

令和4年12月12日(月曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元 気 3番 時松 智 弘 4番 面川 秀 貢 5番 大塚 益 雄 6番 三宮 美 香 7番 山部 良 二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和 久 10番 佐藤 真 二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典 光 13番 永田 和 彦 14番 津田 桂 伸 15番 荒木 俊 彦 16番 桐原 則 雄																																																												
欠席議員																																																													
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒木 啓 一 書 記 府内 淳 貴																																																												
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英 樹</td> <td>総務部財政課長</td> <td>大塚 昌 憲</td> </tr> <tr> <td>副町 長</td> <td>佐方 美 紀</td> <td>会計管理課長</td> <td>中井 雄一郎</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>藤本 聖 二</td> <td>兼 総務課主幹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民生活部長</td> <td>木村 欣 也</td> <td>兼 行政係長</td> <td>吉 良 元 子</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部長</td> <td>西光 優 人</td> <td>兼 財政係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td></td> <td>総務部財政課長</td> <td>田邊 嵩 博</td> </tr> <tr> <td>産業振興部次長</td> <td>白石 浩 範</td> <td>教 育 長</td> <td>吉良 智恵美</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長</td> <td>元田 正 剛</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>商業観光課長</td> <td></td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>百田 止 水</td> </tr> <tr> <td>産業振興部長</td> <td>齊藤 孝 浩</td> <td>農業委員会事務局長</td> <td>梅田 博 隆</td> </tr> <tr> <td>企画振興課長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市整備部長</td> <td>村山 龍 一</td> <td>産 業 振 興 部 長</td> <td>元田 正 剛</td> </tr> <tr> <td>併任工業用水道課長</td> <td></td> <td>商 業 観 光 課 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部総務課長</td> <td>村山 博 徳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会書記</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英 樹	総務部財政課長	大塚 昌 憲	副町 長	佐方 美 紀	会計管理課長	中井 雄一郎	総務部長	藤本 聖 二	兼 総務課主幹		住民生活部長	木村 欣 也	兼 行政係長	吉 良 元 子	健康福祉部長	西光 優 人	兼 財政係長		健康福祉課長		総務部財政課長	田邊 嵩 博	産業振興部次長	白石 浩 範	教 育 長	吉良 智恵美	産業振興部長	元田 正 剛	教 育 部 長	羽熊 幸 治	商業観光課長		教 育 部 次 長	百田 止 水	産業振興部長	齊藤 孝 浩	農業委員会事務局長	梅田 博 隆	企画振興課長				都市整備部長	村山 龍 一	産 業 振 興 部 長	元田 正 剛	併任工業用水道課長		商 業 観 光 課 長		総務部総務課長	村山 博 徳			選挙管理委員会書記			
町 長	金田 英 樹	総務部財政課長	大塚 昌 憲																																																										
副町 長	佐方 美 紀	会計管理課長	中井 雄一郎																																																										
総務部長	藤本 聖 二	兼 総務課主幹																																																											
住民生活部長	木村 欣 也	兼 行政係長	吉 良 元 子																																																										
健康福祉部長	西光 優 人	兼 財政係長																																																											
健康福祉課長		総務部財政課長	田邊 嵩 博																																																										
産業振興部次長	白石 浩 範	教 育 長	吉良 智恵美																																																										
産業振興部長	元田 正 剛	教 育 部 長	羽熊 幸 治																																																										
商業観光課長		教 育 部 次 長	百田 止 水																																																										
産業振興部長	齊藤 孝 浩	農業委員会事務局長	梅田 博 隆																																																										
企画振興課長																																																													
都市整備部長	村山 龍 一	産 業 振 興 部 長	元田 正 剛																																																										
併任工業用水道課長		商 業 観 光 課 長																																																											
総務部総務課長	村山 博 徳																																																												
選挙管理委員会書記																																																													

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。

なお、永田議員より遅延の届けが出ております。

なお、田上産業振興部長並びに坂本健康福祉部長より欠席の届けがあつてますので御報告を申し上げます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

荒木俊彦議員。

○15番 (荒木俊彦議員) 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

皆さん御承知のとおり、再生可能エネルギー、いわゆる固定価格買取制度の F I T 法が今から 1 0 年前に制定され、太陽光や風力など、いわゆる自然に由来するエネルギーの普及が進んで、今や発電量の 2 0 % がこうした再生可能エネルギー、中でも太陽光発電が普及をしまっていました。

再生可能エネルギーの普及促進には、多くの国民も賛成し、また、私自身も大賛成であります。しかしながら、いわゆるメガソーラーの設置で大きな利益を上げる。そのために登記の対象として、最近では大型のメガソーラーが登記の対象とされております。土地の価格が安い山林を切り開いてメガソーラーを設置する。その結果、土砂災害やあるいは漏電による山火事、そして景観や自然の破壊につながり、社会的な大問題になって、今日本全国でこうした山林、特に山間部におけるメガソーラーの乱開発が大問題となっております。

私たちの大津町でも特に北部の山林を切り開いて大型のメガソーラーがもう既に乱立状態であり、さらに新たなメガソーラー計画が急傾斜の山間部に持ち上がっております。

それでは、資料の 1 をお願いします。

資料を御覧いただきたいと思います。これは大津町の北部地域の地図であります。北部地域には、一番北側に矢護川の流れ、それから、その南側に平川が流れております。この地図で色がついておりますピンク色に塗ってあるのが平川本流のいわゆる水が集まる集水域であります。さらに、水色の部分、そして黄色部分、これはいずれも平川の支流部分の集水域であります。つまり、こうしたこの色がついたピンク、水色、黄色、この地域に降った雨は最終的に下流の平川の本流に流れ

込むことになるわけです。この平川流域に既に3か所のメガソーラーが設置され、さらに一条工務店の108ヘクタールの大型開発で皆さんも御承知のとおり、57号の北回り復旧道路の左右の山林が切り開かれております。その上に問題なのが一条工務店は、この地図でいくと⑥番にあたります。町の工業団地の北側にあたる場所です。町内のメガソーラーの中でも最大の規模となっております。そして、さらに問題なのが7番の九電工がFIT認定の期限が非常に迫る中、古城集落の上流の急傾斜の山林に40ヘクタールもの大型メガソーラー開発を進めようとしていることであります。上流からいきますと、1番がトーエネテックで一番山の上にあります、65ヘクタールです。そして、2番が真木の集落の上にありますナチュラルエナジーという太陽光発電で、こちらが23.4ヘクタール、3番は、いわゆる元のゴルフ場、真木のゴルフ場計画の跡地にあります山下産業のメガソーラーであります、この3番に降った水は矢護川方面にほとんど流れるようになります。そして、5番がメガソーラーの中では一番小さい2メガで5.2ヘクタール、そして、この6番が株式会社一条工務店が今ブルドーザーで山を切り開いております約108ヘクタールですね、55メガワットということで、まさに町内最大のメガソーラーになろうとしております。そして、この7番が現在九電工が中心となって県の林地開発の許可申請が出されております。こちら33メガワット、広さは40ヘクタールであります。

こうした平川に水が流れ込む集水域に設置されたメガソーラー、また、九電工の計画するメガソーラーも合わせまして5か所の平川上流のメガソーラーの設置面積を合計しますと218ヘクタールになります。218ヘクタールの面積がどれほど広いか、皆さん、大津町のスポーツの森運動公園歩かれたことがあるかと思いますが、スポーツの森運動公園は全部で26ヘクタールであります。このスポ森の8.4倍に相当する広さにメガソーラーが乱立しようとしているわけです。よく使われる例として、東京ドームは4.7ヘクタール、ですから、東京ドームの46個分に相当するそういう面積にメガソーラーが乱立をして、そして、最終的には、その水が平川に流れ込んでくるということになってしまいます。

こうしたメガソーラーの設置業者は、県の林地開発のお墨付きがあるから洪水の心配はありません、自然の破壊にもなりませんと説明しておりますが、個々のメガソーラーの設備が安全だとしても、小さな河川の平川に多数の危険状況が重なれば、想定外の大雨で想定外の危険な状況が絶対に否定できるものではないと、そういわざるを得ないと思います。

モニターを見ていただきたいと思います。

これは先に10月に総務常任委員会で埼玉県の日高市で大規模太陽光発電設備の適正な設置などに関する条例、いわゆるメガソーラーなどに対する規制条例を作った日高市の事例であります。日高市では、メガソーラーどころか、50キロワット以上の太陽光発電に規制をかけております。こちらの右側の地図が日高市の総面積は48平方キロです。大津町の半分以下ぐらいの広さの市であります、この市内のこの緑色の部分、それから、この水色の部分、こちらを市が特定保護区域というふうに条例で指定をして、この区域には、いわゆる50キロワット以上の大型ソーラーは規制をかけるとしている条例です。特定保護区域には、大規模ソーラーを抑制をするということです。

豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域、また、本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域、これを観光拠点区域と言うそうではありますが、実に市内面積の24%、4分の1の面積を市が指定をして、ここには大型のソーラー施設は抑制をする。そして、一番下にありますが、この条例の同意第11条の2項ですが、市長は、事業区域の全部または一部が特定保護区域または保護区域内に含まれる場合は、当該太陽光発電設備設置事業に同意しないとなっております。つまり、この日高の市長さんは、市民の安全を守ると、また、良好な景観は市民全体の財産であると、そういう観点から首長の責任としてこうした開発に同意しないと条例を作られたわけであります。

さらには、皆さんも御承知のとおり、熊日の記事でも書かれましたが、南関町の12月定例会で大型の太陽光発電施設の新設を町長の許可制とする規制条例が全員賛成で可決をされたところであり、新聞記事によりますと、なぜ規制をかけるかということで、災害を防ぎ、自然環境に配慮した適切な施工を即し、何よりも町民の安全・安心につなげる。つまり、この南関町では、町民の安全・安心のために規制をかけるのは町長の責任であるということになっているわけであります。そういう意味で、町長はこうした規制条例を制定をすると宣言されておりますが、平川や矢護川上流の集水域への大型ソーラー設備を抑制する。

それから、この地図では平川を強調しておりますが、矢護川の上流にも大型ソーラーが設置され、また、そのほかにもFIT法の認定では、そのほかにも認定される業者があるようであります。

さらに、皆様の天津町内にはこの役場の上のほうに天井川となっております上井手がながれております。上井手の集水域といいますと、皆さん御承知のとおり、瀬田裏から私がおります高尾野とか、こうした山林、こちらにメガソーラーが設置をされたら、その水は上井手に流れ込んで、大津の市街地にその水が押し寄せるといことになりかねません。そういう意味で、平川やこの矢護川上流域、上井手の集水域、こうした山林に対して、町長の町民の安全・安心を守ると、そういう覚悟の声をお聞かせいただきたいと思ひます。

町長の答弁を聞いて再質問をしたいと思ひます。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 皆様、おはようございます。荒木議員の質問にお答えをいたします。

平成30年に閣議決定されたエネルギー基本計画において、再生可能エネルギーについては、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされております。

太陽光発電事業は、日当たりの良い立地であれば比較的導入しやすいため、特に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法に基づく固定買取制度が創設されて以来、議員御指摘のように、全国的に導入が進んでおるところです。

こうした中で、町内におきましても、特に太陽光発電につきましても、既に大津町北部地域の山林に10メガワットを超える大規模な太陽光発電施設が設置されております。

一方で、太陽光発電事業の実施に伴い、全国的に土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光

による生活環境への影響などの問題が生じる事例が増えており、周辺地域や下流域の住民の方々が不安に感じられていることは、本年度実施しました大津町振興総合計画後期計画策定に伴うまちづくり町民懇談会や平川流域メガソーラー開発に伴う地元説明会などにおいて、住民の皆様からの御意見を賜って、大津町においても同様であることを強く実感しております。

そこで、町としましては、住民の身体の安全と心の安心を確保するために、太陽光発電施設等の設置に関する条例策定の検討を行っているところです。

しかし、条例は森林法などの法律と同一の目的、もしくは他の法律の目的や効果を阻害する場合は、法令違反となり無効となること、さらに、無効な条例には従わない者が出てくることも予想され、場合によっては損害賠償請求の対象となることも考えられます。事実、他の市町村では条例と法律の関係性について訴訟となっている事例もございます。

訴訟となれば、弁護士費用はもちろん、メガソーラー事業などは事業規模も大きく賠償請求額も数十億に上ることも想定され、町の財政上の負担も大きくなります。

また、現在、限られた職員で様々な業務を遂行しておりますが、訴訟によって出廷や資料の収集などに要する職員の業務負荷も大きくなり、通常の業務や住民サービスにも支障を来すことは考えられ、町としても諸々の損失が生じることが懸念材料として挙げられます。

一方、FITが始まったときと比べ、国のガイドラインや県の林地開発要項も顕在化するメガソーラーなどの地域の懸念・問題に対して改正がなされてきています。

そうした面も踏まえまして、大津町で現在検討している条例は全員協議会でも御説明しましたとおり、太陽光発電設備の設置自体を規制するものではなく、国のガイドラインや県の林地開発要項に準じて、周辺地域の自然環境や景観及び防災などの観点から、太陽光発電施設を適切な場所に誘導するとともに、これまで地域からも御相談を受けている、地域住民に対しての事業計画の丁寧な説明や協議の場を設けることを優先したものとする予定です。

また、ガイドライン等にはない事業開始後の事業者・住民・行政の三者による条例目的を担保するための協議会の参加を義務づけし、河川流域全体で安全・安心な発電事業の運営の確認、理解の場を設けるとともに、対外的に町の太陽光発電施設の開発に対する姿勢を示し、大津町での無秩序な太陽光発電の開発に抑止力を持たせたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） おはようございます。荒木議員の御質問について説明いたします。

まず、国の動向について説明しますと、再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理の在り方に関する検討会を関係省庁である（経産省、農水省、国交省、環境省）が共同で検討会を立ち上げ、10月7日に提言が公表されています。提言では、安全面、防災面、景観・環境への影響、将来の廃棄に対する地域の懸念等が顕在化しており、これらの懸念を解消し、地域と共生した再エネの導入に向け、再エネ事業における課題や課題解消に向けた取組の在り方について4つのプロセスに分けて検討がなされております。

一つ目は、土地開発前段階における対応として、森林法等の規制対象エリアの案件について、関係法令の許認可取得を再エネ特措法の申請要件にするなど、手続の厳格化の検討。

二つ目は、土地開発後から運転開始・運転中段階における対応として、関係法令の違反状態での売電収入の交付の留保など再エネ特措法における新たな仕組みの検討。

三つ目は、廃止・廃棄の段階における対応として、事業廃止から使用済太陽光パネルの撤去・処理までの関係法令・制度間の連携強化及びリサイクルを促進・円滑化するための支援策や制度的対応を含む2030年代半ば以降の使用済み太陽光パネルの大量廃棄をも見据えた検討。

四つ目は、横断的事項としまして、再エネ特措法の認定申請前及び転売の際の事前地元説明会開催義務化の検討、関係法令等に違反している場合の再エネ特措法上の転売を目的とした変更申請の不認定、並びに認定事業者の責任の明確化などです。

その他、関係省庁は、太陽光発電事業に関して事業計画策定ガイドライン、環境配慮ガイドライン、リサイクル等の推進に向けたガイドラインなどを策定しております。

このように、国においても大きく制度が変わりつつありますので、町の条例制定の内容につきましては、国・県の動向を注視しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、各自治体の条例制定の状況についてですが、平成26年1月に大分県由布市が始めて条例を制定してから令和4年8月までに都道府県条例は6条例、市町村条例は202条例となっています。しかし、条例の内容につきましては、それぞれの自治体によって、規制の対象地域・対象施設や手続、または住民との調整、実効性や適正管理の確保などの手法は異なっております。

そのような中、大津町で想定しています条例の内容は、今後建設される施設につきましては、災害等の危険性だけではなく、森林や生態系の保護の観点からも抑制地域などを検討した上で、新設を行う場合の地域住民や利害関係者への説明会の実施及び事業者と地元住民等による協定締結の努力義務を定めるとともに、稼働中及び今後稼働する施設につきましては、保守点検及び点検結果の報告義務、並びに今後創設予定の事業者、地元住民、行政による協議会などへの参加を考えております。

また、条例の制定にあたりましては、上位法との関係並びに地権者当の私有財産及び事業者の自由な経済活動に不当な制限をかけないよう、町顧問弁護士とも相談しながら部局横断的な協議を行っているところです。

今後のスケジュールとしましては、条例の骨格を説明しました今議会前の全員協議会において、議員からいただきました意見につきましても精査を行ったのち、再度、全員協議会において今度は具体的に条例案をお示ししながら説明を行い、パブリックコメントを経て、議会提案ができるよう迅速かつ丁寧に取り組んでいく予定としております。

説明は以上になります。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 資料をお願いします。

先ほど平川の上流に218ヘクタール、5か所、九電工が一番上に計画しているのは、まだ林地

開発の許可がまだ下りてないそうではありますが、この写真を見ていただきたいと思います。これは一番小さい2メガワットの5.2ヘクタールのメガソーラーであります。これは地域の方から相談を受けて9月の最初のほうに私が撮った写真です。メガソーラー、小さいとは言っても2メガであります。2千キロワット、これは昨年の5月から運転を開始したメガソーラーであります。持ち主は関西のほうの企業みたいです。いわゆる登記目的でここに造られたんだと思いますが、その後、9月定例会で委員会で現地調査を行いまして、管理をする業者が4月と9月に除草作業をすることになっている。しかし、これは4月には絶対除草作業はしていない。委員会の視察で指摘をされ、最近、私は11月の最初に見に行ったら刈払い機で一応もう草じゃないですもんね、木の状態になっている。刈払い機で切ってはありましたが、非常に雑な刈払いであります。何が問題かと言いますと、この発電施設の横にはですね、いわゆる側溝が設けられておりまして、これがかなりの距離で急勾配で、いわゆるジェットコースターみたいに側溝が1キロぐらいは下のほうに続いて、一番下にこの調整池が造られております。つまり、このメガソーラーの地点で降った雨は、この調整池に水が流れ込んでくるから、流れて調整をするから洪水の心配はありませんということで、県の許可をもらっているはずであります。

そこで、私は、この12月2日に現地にもた行きましたら、この一番下のこの調整池に流れ込む側溝の蓋、とても人間が1人では持ち上げられるようなものではありません。その側溝の蓋が、いわゆる水圧で吹き上げてしまっているんです。どういうことかということ、上から流れ込んできたジェットコースターのように側溝を流れてた水が、この側溝の蓋を打ち上げ、調整池に入る管は、草木で全部ふさがって、調整池には水は一切流れ込んでこないという状況なんです。たった一番小さいメガソーラーでこういう状況が起きているんですよ。これで県の林地開発で洪水の心配はありません。山火事の心配もありません。とても県はそのあとですかね、許認可を与えた後、点検をした様子は一切ありません。こういう状態を見てですね、これが10メガ、20メガ、30メガ、本当に大規模のメガソーラーがさらに造られたとしたら、いくら安全だと言っても、この水をですね、側溝を造って水を流すから、調整池に水が溜まるから一気に流れませんよと言っても、側溝には木の枝葉や、あるいは木が倒れてきたら詰まってしまうんです。まして、今回ですね、新たに申請が出されている九電工が計画をしているのは7番で、平川の一番上流の急傾斜地です。ここに40ヘクタールの用地に、急傾斜地にメガソーラーを造ると。私も説明会を北小学校で聞きに来ました。立派な調整池を造るから、皆さん、今以上に安心ですよという説明。しかし、メガソーラーがなかった時代は、山林が雨水を吸収し、そして地下に雨水が浸透して、一気に水が流れ込むことは、この自然の力で防いでいたわけでありまして。

しかし、メガソーラーは、森林を残すとは言っても、面が切り取られていくわけです。そこに雨が降りこんで、水路を造ったとしてもその水路がふさがったら急斜面のところは土砂が崩壊をしかねないと、そういう危険があるということでありまして。

そこで、町長にお尋ねをしますが、まだ造られていない、許可が下りていないこの一番上流の九電工が造ろうとしているメガソーラーであります。これはもともと九電工が最初にFITの認定

を受けたものではないようであります。一番上の1番というのは、いわゆる自然エネルギーと言われておりましたが、第2次の計画でこの7番が許可を取っているみたいですけど、それを九電工が買い上げて着手をしているのではないかと思います。

私は、町長としてですね、この社会的に大変な信用力のあるこの九電工に対して、町民の安全を守ると。安心を確保するという意味で、九電工に対して、この計画は御辞退をいただきたいと。あるいは、条例で認めないと。そういう覚悟は必要だと思いますけど、損害賠償を打たれたら負けるかもしれないと。しかし、法律の前に住民の命が危険にさらされることを黙って見過ごすわけにはいかない。それが首長の責任ではないでしょうか。そういう意味で、この7番の九電工計画に対しての町長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の再質問にお答えをいたします。

まず、全員協議会でも御説明させていただきましたけども、今現在、県の林地開発の許可を出す条件でどういうものがあるかと言いますと、地元との協定書の締結が必要となっております。言い換えますと、地元の利害関係者の同意がなければ、実態として県としては許可は出さない。事業者としても法の下、あるいはその県の要綱に従えば進められないという状況となっております。

そうした中、全員協議会で説明しましたとおり、県あるいは区長の皆様方、あるいは事業者のほうからも御相談がっておりますけども、町としては一環して地元の同意を取るようというふうに伝えているところでございます。

また、地元の意見としては、先ほど議員からもありましたが、調整池等によってより安全になるかもしれないという声もあれば、それでも、そんなはずはない、より危ないという声もあります。そうした様々な意見があることも踏まえまして、町としては、今現在としてはそのように業者としても、県に対しても毅然として対応をしているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私も何人かの人に、地元の人に声を聞きましたが、一つは、そういう情報をよくわからんという人も伝わってこない。あるいは、区長の1人は、わしはそんなもん同意した覚えは全くない、同意するつもりもないとおっしゃっております。先ほど部長の説明では、県の要綱は努力義務だとおっしゃってましたけど、どうなんですか、私は、地元の同意なしに業者が工事を強行するようなことがあってはならないし、ましてや県の許可が下りてはならないと思うんですけど、そのところちょっとはつきりさせていただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 木村住民生活部長。

○住民生活部長（木村欣也） 確かに、県の要綱で定められておりますのは努力義務ということで定めてあります。

現在では、地元と事業者の協定、これを林地開発の申請、そこにつきましては添付しなければならないとなっております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 県の要綱では添付しなければならないということですが、それがですね、地元の人たちには十分伝わっていないと。自治会が絶対断固拒否をするということであれば、そのまま解釈をすれば業者は強行することはできないというふうに解釈できるわけであります。聞くとところによると、業者側はですね、もう協定の文面を作って、ここにサインをしてくれと、判子を押してくれと、そういうことで区長のところに回ってきているようであります。区長さんは、自分が押して何かあったらとも自分は責任は取れないということです。そして、自治会の総会も開かれていないんですよ。そういう意味でですね、もう3回目ですから再質問はできませんが、改めて、今の県の要綱をですね、遵守するように町民の安心・安全が何より第一であるということですね、貫いて頑張ってくださいと思います。

それでは、次の2問目に移ります。

資料をお願いします。2問目に入ります。

町民のための施設使用料の改善を求めるという質問であります。

新型コロナウイルスがもうやがて3年ですが、その中でですね、町民の交流、文化スポーツ、コミュニティ、教養振興の大切さが改めて大切であるということが確認できたのではないかと思います。

町の公民館や関連する公共施設は、本来町民のための施設であり、受益者負担はそぐわない住民の社会福祉向上のための施設であると思います。

そこで、町の公民館などの施設使用料が住民福祉に沿っているのかきちんと検討すべきではないかという質問であります。

私は、本来は無料であってほしいと思いますが、有料であったとしても、現在の仕組みはあまりにもちょっと矛盾が多いということでもあります。これは中央公民館の条例から公民館をお借りした場合、どのくらい費用がかかるかという表であります。大会議室を1時間使うと使用料が500円、冷暖房使用料が400円で、1時間で900円です。中会議室では同様に600円、研修室は同様に400円です。

また、何が矛盾かといいますと、これは1時間単位で区切ってあるんですね。ですから、10分でもですね、1時間で借りとして10分でも超過をすると2時間分の使用料を払わなくちゃいけないということなんですね。どう考えてもおかしい制度ではないかということでもあります。

そこで、いろいろ調べてみまして、神奈川県のア野市というところの公民館条例、こちらは最近ですね、ほとんど無料だった公民館の使用料を有料化をするということで、相当綿密な根拠を示して、使用料を計算されております。例えば、大津町と同様の施設で大会議室を使うと800円、1時間単位ですね。中会議室で400円、研修室が200円という料金設定になっております。しかも冷暖房費はかかりません。問合せをしましたら、当然冷暖房は使用料に含まれておりますから心配ありませんという答えでありました。

で、なおかつですね、条例で使用時間単位は30分単位で決められております。なぜかという、

準備や後片付けに時間がかかるからであります。そういう意味で30分単位で使用料が設定されているということです。

下の表を見ていただきたいと思います。

中会議室を1時間30分使用した場合、大津町では使用料が2時間で800円、それから冷暖房を使用した場合、さらに400円、合計1千200円の使用料がかかることとなります。秦野市を調べますと、400円の1時間30分で使用炉湯は600円ということになるわけでありまして、まさに半額です。

私は前々からどうもおかしいとは思っていたんですが、実際使われている人たちからそういう声を聞いて、これは早急に改善をするべきではないかと思い、質問をするものであります。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。荒木議員の町民のための施設使用料の改善を求めるとの質問にお答えいたします。

生涯学習センターをはじめとする社会教育施設は、開設以来、教育・文化の向上と健康及び福祉の増進等を図ることを目的とし、各種技能取得のための学習会、健康や生きがいがいづくりにつながる趣味の会、また、地域の自治会活動など、広く住民福祉の向上のために利用されております。

コロナ禍の中でも、感染症予防を徹底しながら可能な限り施設の開放や各種の公民館講座等を実施してまいりました。講座等に参加された町民の方からは、家にこもり続けると気持ちが落ち込み、体力まで落ち込む気がしていた。交流・学習の場が確保できてよかったなどの声もいただいております。改めて、議員もおっしゃるように、町民相互の交流や、スポーツ及び教養の振興の機会や場を提供することの大切さを認識したところでございます。

議員の御指摘のとおり、公共施設は、住民福祉向上のための施設でもございますが、全ての住民が利用されているわけではありません。したがって、一定の利用料は継続していきたいと考えております。しかしながら、その利用額軽減につきましては、今後、住民サービスの向上や利用者増に向けても効果があると思いますので、どのような手法があるのか議員から御提案いただきました30分単位の使用料設定等も含め、今後、総合的に検討していきたいと思っております。

なお、詳細につきましては、教育部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。それでは、御説明させていただきます。

公共施設は、住民の交流の場・学びの場として福祉向上に寄与しております。近年は、新型コロナウイルス感染症の流行により施設利用制限や利用者自体の自粛などもあり、施設利用者数は減少傾向でありましたが、町としましては、感染症対策を講じながら可能な限り開館をしてきたところでございます。

また、公民館講座の新規講師の発掘や新規講座の解説等にも注力をしてまいりました。その結果、令和3年度以降は、わずかではございますが、利用者の増加が見られてきているところです。今後とも感染症予防に努めながら、できるだけ公共施設を開館し、福祉向上の役割を担っていきたいと考

えております。

また、公共施設使用料については、菊池管内の4市町とも比較をいたしますと、大津町の公共施設の使用料が特別高いということではございませんけれども、一例を挙げますと、各市町の大会議室の定員に対して、1人当たりの使用料は6円から約9円となっており、大津町の場合は、6円と最も低い状況でございます。

なお、町内・町外の利用金設定については、大津町の場合は同一料金としておりますけれども、合志市、菊陽町の2市町は、町内利用者と町外利用者で料金を別にしており、約3倍の料金設定をされているようです。

また、使用時間の設定につきましては、県内の市町村が現在のところほとんどの場合1時間単位の設定となっており、大津町の使用時間も条例で1時間単位の設定としております。仮に、議員御提案の30分単位での利用時間設定にした場合、利用者の負担軽減が図られる一方で、利用形態の煩雑化なども考えられますので、町としましては、今後、利用者へのアンケート等を行いながら住民ニーズを把握するとともに、今後、導入予定の予約システムの在り方を含めて、総合的に調査・検討をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 大津町の利用料が近隣と比べても安いのではないかとというような答弁でしたが、大津町は、文教都市です。高校が3つですかね、そういう文化や教養を高めるためにほかのところよりも町民のために安く設定することは大変喜ばしいことだと思いますが、再度お尋ねをしますけど、1時間単位で借りるということは、私も何回か使ったことがありますけど、10分前に開けてくれる。あるいは15分前に開けてくれる管理人さんもいるんです。5分前でないと鍵を開けてくれない管理人さんもいます。反対に、10分オーバーしたけど、まあよかたいということで大目に見てくれる。オーバーした分は別として、10分前、15分前に鍵を開けてくれる、準備のために開けてくれる。これは条例違反じゃないんですか。5分前でないと絶対入れてやらんというのは、これは条例を守っていることになるんですよ。どう考えられますかね。だから、そういうことがないように30分単位にしたらどうですかということなんです。管理される方もつらいところがあるんですよ、もう人がいっぱい来てるのに、7時にならんと予約がなるけん、5分前でないと開けませんよということになるわけです。条例に照らして、そういう場合は、条例違反になるのかどうか。それを改善するべきではないかということについて、もう一度答弁を求めたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 荒木議員の再質問に御説明をいたします。

今、議員さん言われましたように、多少こう準備の期間、片付けの期間で多少時間が、予約していた時間をオーバーする場合もあるということもあるかと思います。その際は、柔軟にこう、条例では確かに1時間に幾らという設定をしておりますけれども、その辺は柔軟に対応をしているところ

もあるところもあるかと思えます。予約の状況もその後に入っておるのであればですね、早急に対応も、片付け等も含めてですね、しなければならないと思えますので、その辺は利用者に相談をしながらですね、対応はしているところです。

今後、その条例の関係もありますので、30分ごとのほうにしてはどうかということですが、1時間単位の設定も、30分単位の設定も、今のいろいろ準備、片付けの部分は同じ課題であるかと思えます。ただ、今後利用者の利便性とか、負担軽減とか、そういった部分でしっかりこう考えては検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 借りの側としたらですね、例えば、7時から予約をしとって10分前に開けてくれると本当に助かって、ああいい管理人さんなんだなと、親切だなと思うわけであります。しかし、そうであるならば、条例でですね、例えば、原則30分とか、原則1時間とかですね、ちょっと解釈が少し広がるような条例に改正する必要があるんじゃないかと。今の条例では、10分前に開けてくれる管理人は、これは条例に反していると言われたら、管理人さんも困ってしまうわけですね。せっかくよかれと思ったのがあだになってしまうということです。

それから、これ例で挙げました秦野市というのはですね、確か10万人ぐらい、もっと大きかったですかね、結構大きな市ですよ、神奈川県ですから。ここで30分単位で管理をしているんですよ。だから、大津町の管理の煩雑さどころではないですね。それこそ、今はコンピュータが発達しておりますから、機械でそういうことは可能であると、秦野市にもそういうに書いてありました。

そういうことで、どうしたら利便性が高まるか、ぜひ検討をしていただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時57分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） こんにちは。坂本典光が通告書に従い、一般質問をいたします。

名宰相と言われた中曽根元首相は、歴史を勉強しなさいとよく言われておりました。歴史を勉強していないと世界及び日本の今の立ち位置がよくわからないし、将来の目標も立てられないからだと私は理解しております。

これは町にとっても同じだと思います。これからの大津町を作っていくとき、職員は世界及び日本の歴史を勉強し、町の歴史を調べておく必要があります。今の町の状況を把握し、世界のトレンドを理解しないと、町の発展を計画することはできません。町が発展し、財政力を豊かにしないと手厚い福祉を実現することもできません。金田町長は、年齢も若いし、勉強家であります。就任

早々にT SMCの菊陽進出が発表されました。運もあるようです。期待しています。

さて、第一問目は、スポーツの町大津の推進と町外へのアピールです。

まず、町の歴史から入ります。昭和31年の町村合併で新大津町が誕生しますが、旧大津町は、陣内村、平真城村、瀬田村、護川村、錦野村とともに、細川藩時代からの米作りの地域です。大津には藩の出先機関である手長が置かれておりました。場所は中町ですから、家入前町長の家の近くですね。文献によれば、南の八代、北の山鹿、東の大津が有名だったと書かれておりますから、かなり重要な地域だったようです。また、中町には、大津周辺と阿蘇地域から集められた米を保管する小倉がありました。阿蘇谷からは清正公道を通過して、南郷谷からは北向き山の道を通って中町の小倉まで年貢米を運んでいたようです。運んできた人々は、そこで生活必需品を買います。油や塩や呉服や芝居小屋もあったようです。この辺の話は皆さん十分に御存じでありまして、聞き飽きたという方も多いと思いますが、役場には毎年新しい職員さんが入ってきます。よその市町村出身の方もいます。定期的に大津町の歴史を話して行って、大津町民として同じ価値観を持ってもらいたいので、偉そうに話しているわけでございます。どうかその辺はお許してください。

明治になって新しく県道が開通しました。商店街は、上井手沿いから通町の県道沿いの本町に移りました。戦後になると農業が衰退はじめ、人口は大都市に集中していきました。当然、大津町も周辺も人口が減少していきました。先ほど述べましたように、昭和31年に1町5村が合併して新大津町が誕生いたしました。初代町長は坂本篤美氏、福祉に力を注がれ、中央可鍛、武山鑄造、神戸生絲を誘致されました。坂本篤美町長の晩年、1971年、昭和46年、熊本空港が高遊原の地に開港しました。ここが非常に大事なんですね。当時を知る町の重鎮の方は、これを契機に町は変わったと、企業が大津町を見る目が変わったと述べられています。これから大津町の発展が始まったということが言えると思います。1972年、昭和47年、大塚龍之介氏が町長に就任されました。1972年、昭和47年、国道57号線バイパスが竣工、1976年、本田技研熊本製作所が操業を開始しました。1979年、昭和54年、都市計画用途地域が決定、これも非常に大きなことです。これによって下水道の設備が必要になり、用途地域内の建築基準が決まりました。さらに、用途地域内の農地の地目変更が容易になったわけでございます。1979年3月、西岡町長就任、1980年12月、国道325号バイパス開通、1986年、昭和61年、阿蘇北部広域農道、いわゆる通称ミルクロードが開通しております。1988年、昭和63年、都市計画昭和園が完成、中核工業団地が着工しております。1989年、昭和64年に下水道の浄化センターが完成しました。1999年、平成2年には給食センターが完成しております。1991年、平成3年、荒木時彌氏町長就任と続き、歴代の優秀な町長の下に大津町は目まぐるしく発展してきました。1998年、平成10年、芝生のコートが4面取れるサッカー場を有する、町運動公園スポーツの森大津が完成、2年後の2000年、平成12年、熊本未来国体の少年男子の会場となったことは皆さん記憶に新しいことです。2003年、平成15年、大村直純氏町長就任、2004年、平成16年、総合体育館が完成しております。2004年11月の町の人口は2万9千人を突破、2005年、平成16年、家入町長就任、本田技研工業からの法人町民税が多く入り、交付税不交付団体という

金字塔を打ち立てることができました。本田技研第2工場も建設され、全国に名の通ったビジネスホテルも幾つか建設されました。素通りの町が1日の宿泊能力800人と言われる、泊まれる町に変貌したのです。対外的には、企業城下町としてアピールしました。ところが2008年にアメリカで起こったリーマンショックで日本経済が大打撃を受け、本田技研も大津町も打撃を受け、さらにコロナ不況は現在も続いております。人口増加にも陰りが見えてきましたが、TSMCの菊陽進出という神風が吹きました。今はいけいけです。

スポーツの面では、家入町長は、多目的広場を夜間照明付きの人工芝サッカー場に改装されました。それがいい練習環境をもたらしたのか、前年度の全国高校サッカー選手権大会で大津高校が準優勝をすることができたと思っております。

このように、大津町の歴史を振り返ってみると、熊本県での立ち位置と将来の展望が見えてきます。今回はその中でスポーツに焦点を当ててみようと思います。

金田町長は、能力もあり、強い運の持ち主だと思います。多面的なデジタルの活用や英語、多様性などを用いた新しい町政を展開されると思います。だが、今まで先人が育ててきたスポーツの町も同時に大きくアピールすべきではないでしょうか。

スポーツの町大津、サッカーの町づくりは、荒木元町長が提唱されたことです。先ほど触れたように、前年度の大津高校の準優勝、前々回の都市対抗野球大会でのホンダ熊本の準優勝、全日本バレーボール女子では、古賀紗理那選手が活躍しております。ごく最近では、6大学野球の3冠王に輝いた萩尾選手の読売巨人軍入団が決まりました。町民の間では、剣道、弓道、野球、卓球、バスケットボール、バドミントン、テニスなどが盛んです。総合的スポーツクラブ、クラブおおづもあります。近隣の市町村を調べた結果、大津町はその中心となるべき施設を有しているし、交通の利便性もあります。熊本の東部の中心都市として発展していくためにも、今少しスポーツの町大津をアピールしてもよいのではないのでしょうか。

2、これは以前にも触れたことがあります、健康維持と医療費の削減を目的に高齢者のスポーツ大会を推進すべきではないかということです。ただ運動するのではなく、本来持っている競争心を少しくすぐるということです。高齢者ですから目の色を変えて戦うようなことはありません。遊び心を持った大会です。埼玉県和光市では、本来、人間が持っている射幸心をくすぐる高齢者の麻雀大会をしているではありませんか。町は、施設の指定管理制度を計画しています。そこを動かせばやりやすいのではないのでしょうか。大きな大会ではなく、まず、2、3チームの大会でいいのです。お金がかかるわけではありません。ポジティブに進めたらどうでしょうか。以外と近隣の町村から参加するようになるかもしれません。やってみないとわかりません。

3、このたび、町のスポーツ施設を指定管理者に任せる計画が出ております。山村広場のテニスコートは熊本地震でコート面に亀裂している箇所があります。ある程度修理すべきではありませんか。

以上、第1回の質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員のスポーツの町大津についての質問にお答えをいたします。

町では、荒木時彌元町長の時代に、熊本国体の少年男子サッカー競技の開催地をはじめ、スポーツを通じた町づくりを掲げ、スポーツが盛んな地域として、町外県外にも知られてきました。

平成10年に町運動公園、スポーツの森大津が竣工し、翌年には第54回国民体育大会くまもと未来国体・サッカー競技が開催され、町を挙げての大会となり、その後のサッカーワールドカップ、日本代表で活躍する選手たちが民泊することにより、町民総参加で盛り上げり気運が高まりました。

町運動公園内には、平成13年には弓道場、平成16年にはトレーニングルームを備えた総合体育館が完成し、バスケットボールやバドミントンなど様々なスポーツの大会も開催できるようになりました。平成29年には多目的広場のサッカー場2面がナイター設備を備えた人工芝にリニューアルされ、平日の夕方夜間も毎日町内の子供から大人まで利用ができるようになり、毎週末には各種大会が開催され、県内外からもたくさんの子供から大人までがスポーツのために集う主要な拠点の一つとなっており、充実したスポーツ施設を活用した大会誘致によってにぎわいと一定の経済効果を生み出しております。

しかしながら、町運動公園自体のポテンシャル、九州各県から集いやすい地理的条件のよさや、阿蘇くまもと空港にも近い交通アクセスなどを踏まえますと、まだまだ引き出せていない価値があると考えております。したがって、現在は民間の創意工夫やブランド力、ネットワークも活用して、荒木町長・家入町長時代の積極的なスポーツ活動を通じたまちづくりの功績をしっかり継承しながら、施設の素晴らしさやスポーツの町としての大津町をPRすべく指定管理に向けた取組も進めております。また、本年は、スポーツと文化で町の魅力を発信して地域経済活性化を目指す大津町の取組を評価いただき、スポーツ庁のスポーツ・健康まちづくり優良自治体に選出され、11月に東京にて室伏長官より直接表彰状を授与いただいております。

こうした受賞も後押しに、今後も平成31年に設立した肥後おおづスポーツ文化コミッションとも連携を強化しながらスポーツの町大津を町外にアピールし、地域の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の健康維持と医療費の削減を目的に高齢者のスポーツ大会を推進すべきではないかにつきましては、高齢者の体の健康健康を維持する方法として、議員御指摘のスポーツに取り組んだり、体操やストレッチ等をしたりといった適度に体を動かすことが大切であることは、私も認識をしております。

また、町の体育施設としても平日日中の利用者の少ない時間に活用してもらうことが、利用料収益向上や経済効果最大化の面からも生涯学習や生涯スポーツを通じた住民の皆様の心身の健康向上の面からも非常に重要であると考えております。

したがって、高齢者のスポーツ大会推進につきましては、スポーツ関係団体等との連携も図りながら、健康維持や医療費削減につながる取組にすべく取り組んでいきます。

今後は、さらなる町のスポーツ振興と住民サービスの向上を目的に指定管理者制度への移行を進めておりますので、その中で、これまで以上に、町内の各年齢層の方々へスポーツの機会の創設や

町外からの利用者へのわかりやすい情報発信をしながら、スポーツの町大津をさらにPRしていきたいと考えております。

なお、山村広場のテニスコートの補修を含め、詳細につきましては、教育部長及び担当課長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 坂本議員のスポーツの町大津の質問にお答えいたします。

先ほど議員より紹介がありましたように、最近におきまして、萩尾匡也選手や古賀紗理那選手、大津高校サッカー部、ホンダ熊本の野球部など、大津町にゆかりのある人たちが多いに活躍され、それとともに、大津町の知名度も上がっていると感じています。このような多くの皆様の活躍の背景には、町長からもありましたように、スポーツの町としてこれまで大津町が構築してきた子供から大人まで多世代、多種目で楽しめるスポーツ環境も大きな要素であると考えており、今後ともさらに充実させていきたいと思うところです。そのためには、ハードとしての施設を充実させる一方で、ソフトとしてのスポーツの振興を担う関係団体等との連携や人材育成が大切であると考えます。

県内でいち早く開催された、遅いあなたが主役ですをキャッチフレーズにした白川ラインマラソン大会は、町体育協会や地域ボランティアの皆様の協力により、町内外の多くのジョギング愛好家に親しまれていました。それを引き継ぐジョギングフェスティバルもスポーツ関係者や団体などの協力を得ながら、コロナ禍等での開催中止はあったものの今日につながっています。

また、平成20年に法人化されたNPO法人クラブおおづは、小学校部活動の社会体育移行後も学童スポーツとして、子供たちにスポーツの楽しさを伝える取組をしていただいております。萩尾選手や古賀選手は、小中学校時代には町内のスポーツ関連団体等に所属し、その指導者の元に、スポーツを楽しみながら競技力や精神力を高めていかれたと聞いています。多様で優れたスポーツ関係団体やスポーツ関係者の協力を得ながら今日に継承、発展されてきたスポーツ環境や活動は、貴重な町の財産でもあります。

町としましても、今後とも活動を支援するとともに、連携を深めていきたいと考えております。

スポーツは社会を動かすエネルギーになると荒木元町長も言われていたように、特色のある町づくりとして、子供たちの夢を育みながら、今後もスポーツの町大津を町外にもアピールしていきたいと思っています。

詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西光健康福祉部介護保険課長。

○健康福祉部介護保険課長（西光優人） 改めまして、おはようございます。介護保険課の西光です。

私から高齢者のスポーツ大会の推進について、町の現状などにつき説明させていただきます。

現在、町で推進しております、高齢者の体を動かす取組、こちらにつきましては、例えば、各地域の公民館に住民が自主的に集まりまして、ビデオ等を活用しながら体を動かすこと。それで介護予防につなげる通いの場とかいうのがございます。

また、高齢者のスポーツ大会の一つとしまして、町の老人クラブ連合会が主催のグラウンドゴル

フ大会、こちら開催されておりました、今年度は16チーム、約120名の参加があるなど、多くの高齢者が楽しみながら健康維持、取組を行っているところでございます。

ただ、スポーツ大会の観点から考えますと、老人クラブ連合会主催の大会は、各地域の単位老人クラブに加入していないと参加できない。そういった制限等がございますので、議員御提案の広く高齢者が参加できるスポーツ大会を推進する方法としまして、令和5年度から町の運動公園などの体育施設への指定管理者制度の導入が予定されておりますので、幅広い世代の利用促進の取組の一つとしまして、例えば、指定管理者制度の実施事業としての高齢者向けのスポーツ大会の開催や誘致、こちらについて指定管理者や関係団体と連携を図ってまいります。

また、本町の地理的な優位性や交通の利便性、そして、町運動公園や総合体育館などの施設機能を生かしまして、町内だけの大会に限らず、広域での大会開催なども視野に入れまして、高齢者の生きがいつくりや健康づくりにつながる取組に進めてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、私からは坂本議員の山村広場テニスコートについての御説明をさせていただきます。

町内には、昭和園の砂入り人工芝のオムニコート、それから、山村広場の全天候ハード塗装コート、それから町民テニスコートのクレークートの3種類がございます。山村広場テニスコートは、全天候塗装のコートとして、平成3年に供用が開始され、30年が経過をしております。これまで改修工事は行われず、現在に至っており、議員御指摘のとおり、老朽化に伴い、コート面に亀裂している箇所がございます。

専門業者に修理の方法、手法とも確認をしたところ、亀裂を埋めてもどうしても不陸が出てしまいボールのコースが変わってしまいます。また、数年後には埋めた場所が再び亀裂してしまうので、改修が望ましいということでした。

また、利用者の方からは町には山村広場しかハードコートがないので、ぜひ残してほしいという声も伺っているところです。

山村広場につきましては、トイレの改修をまずは最優先とさせていただきたいと思っております。町内には、スポーツ関係施設が多数ございますので、テニスコートの改修につきましては、高額な事業費も見込まれますので、数多くあるスポーツ施設環境の利用状況等も鑑み、計画的な改修を行ってまいりたいと思っております。

ただし、現状利用者の方には御不便をおかけしておりますので、安価にこう修繕とかの対応ができるか、工法等を検討して対応をしていきたいと考えております。

以上で説明終わります。

○議長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 先ほど町長とか教育長の答弁がありましたが、誠によく御理解のある発言だったと思います、答弁だったと思います。

それから、そのテニスコートについては、そのお金の問題も絡んでくるものだからですね、それについては、その辺を考えながらよく研究されたらというふうなことを思います。

もう一つですね、高齢者のスポーツ大会ということなんですが、私が今のその課長の答弁では、その体操とか、その体に負担をかけない運動とかとかいうふうな高齢者のそのようなの出てきましたけども、大体毎日というか、よくスポーツをやっている高齢者というのは、その課長が見ているよりもっと若々しいですよ。私テニスやってますけど、91歳の人でもぼんぼん走り回ってやってますよ。私が勝てないぐらいですから。だから、その毎日やらんと体が固まるから、その毎日やっているといる人もいますし、それから、その週に2回とかですね、それくらいの頻度でされている方いますね。

今、そのこれもこの前話したと思うんだけど、クラブおおづのですね、テニスが週1回やっているんですけども、そこによその西原のほうからですね、参加されてる方は、87歳なんですよ。見たら皆さん驚きますよ、えっと。動きも速いし、ダッシュ力もあってですね、私はもう誰が見ても10歳さば読んでんでしょとかいうぐらいの若さですから、これはそういうことですね、そういう人を中心にやっていけば、それから輪が広がってですね、その勝つのはあまり目的じゃなく、その技とかですね、それから、その友好とかですね、友達づくりとか、そんな関連でも非常にいいと思います。

さて、2問目に入ります。

職員の採用についてです。

TSMCの菊陽町進出で工場建設が急ピッチで進んでおります。工事は鹿島建設が受けておりますが、TSMCサイドは通常の工期よりも早く完成するように要求しているようです。

通常、5、6年かかる工事を3交代制をとり、2年で完成させるようです。IT企業だけでなく、今の企業はスピード重視です。早くしないと世の中は次の技術、ニーズ、トレンドに移ってしまいます。57号線北回りバイパスも3交代制の24時間工事で完成させたではありませんか。

私、今までずっと世界の情勢とか何とかをよく観察してきたつもりなんですけども、半導体とかですね、その関係で日本が中心だったのが、急速にその韓国のサムソン電子のほうにですね、鬱っていったのをよく覚えております。しかし、あの時ですね、私はサムソン電子というのは、同族企業でこういうのは長続きしないと思っていたんですよ。日本の場合は、そのみんなで知恵を出し合って、会議をして、方針を決めて、合意をしてやっていくというふうなやり方ですよ。今でも大体そういうやり方だと思います。ところが、サムソン電子は同族企業で、社長にもものすごい権限があるものだから、いわゆる即断・即決ですよ。こうやると。今度ですね、決断の早さですね、結局日本の半導体を駄目にした。これは電器産業もそうです。一因だと私は思っております。この前その企業連絡協議会で講演された方も、スピードだ、スピードだともう議論している暇はないというふうなことをおっしゃってましたね。だから、そのとにかくスピード重視、休んでいる暇はないと、そういうふうにはいかないと、これから世界の中で競争していけないんじゃないかと、私はつくづく思っているわけでございます。

T SMCの進出で大津町には千載一遇のチャンスが巡ってきております。町職員の仕事量も増えると予想されます。短時間に仕事をこなすためには、職員を増やす必要があると思います。それも即戦力に炊けた人材が必要です。中途採用で実力のある人を採用すべきだと思います。できるならば、専門的知識を持った人、営業ができる人、広い人脈を持った人、多くの情報を持った人が理想だと思います。今までのようなですね、デスクワークのですね、事務屋さんではちょっと物足りないなということを感じているところでございます。

今回、町も素早く職員増加の計画を出されていることは英断だと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員の質問にお答えいたします。

本町では、令和3年度から令和4年度にかけて、業務量調査を実施しております。

人口増加や行政需要の多様化などに伴い、職員の時間外勤務が増加し、今後も増え続ける行政需要や行政サービスの高度化・多様化・複雑化に対応するため、業務や組織体制の見直しが大きな課題となっております。その課題を解消するために業務に要する人員等を客観的に可視化するとともに、業務プロセスの見直しや、業務自体の廃止、外部委託、I C技術の活用などの改善策を見いだすことで業務の効率化と高品質化、最適な組織整備や定員の最適化を検討し、定数条例の一部改正により、職員の定数を23人増やさせていただくことを今議会で提案させていただいているところです。

大津町人口ビジョンの将来展望では、令和42年の人口は4万1千706人で、人口は増加し続けます。さらに、空港アクセス鉄道やT SMC関連の影響によってさらなる人口増加と、それに伴う業務量の増加も予想しております。

議員がおっしゃいます即戦力となる職員の確保は、今後の行政運営においてクリアすべき大きな課題の一つと考えております。

本町では、本年6月に行政職の中途採用として通常の、いわゆる公務員試験ではなく、民間企業で多く用いられているS P Iを活用した民間経験枠試験を実施しております。県内の多くの市町村と同様に新卒での申込者・受験者は共に減少傾向にありますが、中途採用試験においては、募集人員若干名に対し、54名と多数の申込みがあり、新卒採用よりも多い47名の方が受験をされております。また、保健師や土木技師等につきましては、これまでも民間企業等職務経験者の募集を行い、優秀な人材を確保しているところでございます。

議員御指摘の即戦力となる人材の確保の観点はもちろん、様々な視点と経験を持った人材からなる多様性も持ち合わせた組織づくりに向けて、引き続き、中途採用や社会人枠の採用等の実施を検討していきます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。坂本議員の職員採用についての質問に御説明をいたします。

町長の答弁にもありましたように、今年の6月に行政職の中途採用、いわゆる民間経験枠の試験を実施しております。47名の方が受験をされまして、1名の方を合格者として9月から採用をしております。

その一次試験で、初めて、先ほど先ほど町長も申し上げましたが、SPIの試験を実施しております。これ能力検査と適性検査を合わせた総合能力の試験ということで、面接だけでは見えにくい応募者の特徴、それから能力を可視化し、人物理解を深めるための適性検査で、受検者の方の強み、あるいは弱みや性格特徴を詳しく知ることができ、面積を実施する上での参考として活用できたものと考えております。

令和3年と令和4年の採用試験の状況を比較してみますと、今年は台風の影響で1か月ほど試験日が遅れたことも影響しているかと思われかもしれませんが、大卒業生の職種で受験者5人の減、高卒程度一般事務においては、受験者24人の減となっております。そのことを踏まえまして、取組といたしまして、熊本県の雇用環境整備協会主催の高校生と公務員との交流会、あるいはNPO法人が開催しております就活合同イベントにも町の人事担当者が参加をし、学生向けに町のPR活動等を積極的に行っているところでもあります。また、令和3年度・4年度には、尚絅大学の学生と大津町職員の交流の場を設け、役場の仕事についての紹介や町の若手職員との意見交換を行い、自治体職員の魅力をお伝えしているところでもあります。

また、職場体験の場の提供として、大学生のインターンシップの受入れ等も行っておりますし、さらに、地元の学生を誘引するためには、町内の中学校、あるいは高校のインターンシップを積極的に受け入れていくことも重要だというふうに考えております。

議員が御提案いただきました、中途採用についてですけれども、今後の行政需要の高まりに的確に対応するためにも、即戦力となり、実力のある社会人経験枠などの採用についても検討をしていく必要があるというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 前回は申し上げましたが、今までですね、日本のその雇用形態というか、その企業は、特に大きい企業は安泰であるということで、大きい企業にいかにして入るかということで、その良い学校に入って、良い企業に就職するというのをですね、年頭に皆さん進んできたわけなんだけども、今はもうどの企業が生き残れるかっていうのはわからんのですね。だから、入ったからその安泰というわけじゃないわけで、常に危機意識を持っていないといけないと。民間の人は、今はそれちゃんと持っていると思います。だから、テレビでもよく放送されていますけども、もう自分の仕事をしながらそのノウハウを蓄えながら、そして、次の何が起こってもいいように、次のステップを考えておくというふうな動きになっているようですね。だから、今までのようなその何もわからない人をとるか、その学校をすぐ卒業した人を採用して、そこで育てるというふうな時間はもうないような気がします。これは公務員でも一緒だと思いますけども。だから、その公務員でも今からは修行してきてと、あなた何ができるか一生懸命修行してきて、即戦力になれる人材になってから入ってくださいと、こういうふうなことになっていくんじゃないかなというふうに

私は思っているところでございます。

3問目に入ります。

大津町教育委員会点検・評価報告書について質問いたします。

これ前回もちょっと質問したんですけども、これなかなか難しい問題でね、そのちょっと深くはちょっと突っ込めないようなあれで、さわりだけちょっと触れたんですけどね。令和3年度熊本県学力調査の教育委員会のコメントでは、小学生において、6年生の国語・算数が昨年に引き続き全国平均を上回っている。3年生の国語は全国平均との差が大きく、課題が見られた。中学生1年生、2年生の国語・数学・英語で実施においては、小学生と同じく、昨年に引き続き、1、2年生の国語において全国平均を上回ったが、数学・英語は下回る結果となり、課題が見られた。思考力・判断力・表現力の育成についてはもちろん、基礎的な知識・技能の確実な定着は、継続して推進していく必要がある。具体的には、教務主任会や研究主任会及び校長会と連携した学力向上ワーキング等で町全体や各学校の課題を分析し、学力向上に向けた取組を継続し、推進していく必要があると。こういうふうにおっしゃってますが、そのこれ自体がですね、具体的じゃなく、その非常にその抽象的な表現なんですね。1、具体的には、教務主任会や研究主任会及び校長会とで連携した学習向上ワーキングと言われておりますけど、その学習向上ワーキングとは何か。そこで、分析して具体的にどのような活用をするのか。ここの辺がはっきりわからないというか、透明性がないものだから、説明していただきたいと思います。

2番目に、本当はあまり難しく考えないで、平均点が全国よりも何点足りないとかいうふうなですね、そういうことですね。そういうことをあまり難しく考えないで、理解していない生徒に時間をかけて指導すればよいのではないですか。これは解決するんじゃないですか。理解がなくて自信をなくしている子供たちに成功体験をさせることは非常に大事だと思います。

3番目に、現場の先生たちは優秀で良い人たちです。だけど学校の先生は子供たちが好きで国を背負う人々を育てるといふ使命感を持たないといけないのではないのでしょうか。

質問いたします。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 坂本議員の大津町教育委員会点検・評価報告書についてお答えいたします。

大津町教育委員会点検・評価、いわゆる外部評価につきましては、教育委員会の権限に属する事務に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、その事務の管理・執行状況について、点検及び評価を行うものでございます。約3か月をかけて外部評価委員会を3回開催し、評価委員の皆様へ評価していただいております。評価後には、評価に対する対策を教育委員会内で作成し、次年度以降の事業につなげることで、PDCAサイクルを機能させているところです。

また、同法において、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものすると定められております。

教育委員会の権限に属する事務は、学校教育や就学前教育をはじめ、家庭教育や生涯学習、文化・スポーツの振興など多岐にわたっております。したがって、評価委員の皆様には、多面

的・多角的な見方で点検・評価していただけるよう、様々な立場の方5人に委員の委嘱をしているところでございます。

令和3年度の外部評価結果は、議員の皆様のモアノートにて提出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

議員御質問の評価と学力についてですが、令和3年度の学力につきましては、具体的な数値につきましては、議員からも先ほどありましたように、全体としては課題があると考えております。外部評価委員会においては、コロナ禍の中での取組状況でもあり、調査結果に一喜一憂するのではなく、関連科目の学力の成長に影響を与える能力の潜在因子を明らかにし、より長期的な視点で能力の向上に取り組んでもらいたいという御意見や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に、学びを実践する教員の指導力向上が必要などの御意見・御指摘をいただきました。

教育委員会としまして、令和3年度の学力調査の結果を踏まえまして、学力向上の課題としましては、学習の定着が厳しい児童生徒への具体的な取組が十分ではなかったこと。授業改善におけるICTの効果的な活用にまで実践が追いつかなかったこと、この2点を課題として分析しております。

対策としまして、学校と教育委員会が連携した、お尋ねの学力向上ワーキングでございますけれども、この中において共通実践事項を作成しました。今年度は特に学力の定着が厳しい児童生徒への支援の強化を町内の全小中学校で取り組んでいるところでございます。

また、加えて、ICTの効果的な活用による授業改善につきましても、各学校の効果的な活用事例について情報共有をしたり、各種研修会等で先進的な事例について紹介したりしながら、指導力の向上を図っているところでございます。

近年、熊本県においては、教員不足や経験が浅い教員の割合の増加が見られ、指導力の継承が課題となっておりますが、大津町内におきましても同様の課題がございます。このような状況を考えましても、町内全小中学校が協働しながら児童一人一人の課題の分析や効果的な取組を検討することが重要であると考えております。

教育委員会としましては、外部評価でいただいた貴重な御意見・御指摘を真摯に受け止め、今後の取組の充実につなげていくとともに、各学校の学力向上の取組についても積極的に指導・助言を行っていきたいと考えております。

詳しくは、このあと教育部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、説明させていただきます。

大津町教育委員会の点検・評価は、平成23年度から導入をしております。現在の委員の構成は、大学教授、校長経験者、弁護士、企業連絡協議会からの推薦していただいた委員さん、それから町PTA連絡協議会から推薦をいただいた合計5名となっております。学校教育だけではなく様々な事業において、高い見識を持っておられると存じております。

点検・評価にあたっては、第1回目の委員会で前年度の評価に対する改善方針の説明と評価事業

の抽出について協議をいただき、第2回目の委員会では、その抽出した事業に係る取組状況の内容の説明と協議を行っております。第2回目の後に、少し期間を取り、各評価委員による点数評価、それからコメント評価をいただいたのちに、それらをまとめた資料を基に、第3回目の評価委員会における協議等を行っております。評価委員会の方々には、多くの時間と労力をお願いしているところですが、ある外部評価委員さんには、評価委員会の資料等も充実してきて、教育委員会の取組がよくわかるという言葉もいただいているところです。

議員御質問の学力については、先ほど教育長からもありましたように、共通実践事項に取り組んでいただいております。学力向上ワーキングでは、大津町小中学校における学力向上を目的に、大津町小中学校校長会と大津町教育委員会が連携し、具体的取組について検討・実践を図って取り組んでいるワーキングでございます。

今年度は、昨年度の課題を基に、学習内容の定着が厳しい児童・生徒への手立てやICT機器の効果的な活用について協議し、そこで決まった内容を町内の教務主任会や研究主任会で周知し、町全体で取り組むことで学力向上に取り組んでおります。

また、具体的には、学習の定着が困難な児童・生徒のつまづきを一人一人分析し、授業内容に合わせてつまづきやすい問題を解説、練習したり、個に応じた家庭学習の内容を提示したりを行っております。

また、研究主任会では、主体的、対話的深い学びに向けた授業改善について各学校の取組を話し合ったり、情報交換を行ったりしております。

また、先生方の指導力向上については、教務主任会や研究主任会で指導助言、研修を行ったり、町内全ての教職員が参加する教育講演会においては、ICT教育に精通されている先生を講師としてお招きし、授業におけるICT活用について講話をしていただいております。

講演会後に学校訪問で各学校の授業を参観しますと、早速、講演会で紹介された方法等を実践している学校や先生方が見ることを確認しております。

教育委員会事務局では、令和3年度の評価に対し、改善を図るべく抽出項目ごとに改善策を取りまとめ、教育長を含む事務局内の調整会議の中で、次年度以降における改善策を決定し、PDCAサイクルを構築、強化しております。

今後も現状を踏まえ、さらなる教育施策の充実に向け、外部評価委員の皆様には忌憚のない御意見・御指摘をお願いしていく所存で考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 大津町教育委員会点検・評価報告書、今回のですね、これをもらうのが遅れたということで、打合せがうまくできてなくて、今のその私の質問と、それから答弁はちょっとちぐはぐになっていると思いますけども、今回はそれはそうとして、またこの次やりますからですね。

結びとしましてですね、究極ですね、これは教師個人にいってきます。自分のクラスの生徒の成

績が悪かったら、人ごとではない、自分の子供だという気持ちで最善の努力をし、対策をすべきです。コロナの初期において、お医者さんや看護師の皆さんが寝る間を惜しんで働かれていたではありませんか。教師は、自衛官、警察官、消防署などと同じように、使命感を持ってやるのが非常に大事だと思います。

それと、先ほどの校長会等で話し合うというふうなことです。問題は結果ですから、PDCAというのは、これは最終的に改善してよい結果を求めるための手法ですから、形式ではありませんから、必ず結果を出してください。今後も見守っていきますし、また、同じような質問をやりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時02分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） こんにちは。一般質問を行いたいと思います。

今回はですね、3項目についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初の項目が新公会計制度の成果を行財政運営にどう生かすかという質問でございます。

これは一昨年、令和2年の9月の一般質問で普通財産の売却処分のルールが必要だという質問の中で新公会計についても少し取り上げさせていただいたところです。質問の中では、新地方公会計制度に移行しているが、その意義をどのように考え、活用しようとしているか。あるいは、新公会計制度に対する職員の習熟が必要であると、そういったことについてお尋ねをしたところですが、それに対しましては、これからしっかり勉強されると、住民への説明責任の観点からできるだけ早い段階でできることはやっていく。あるいは、専門的知識の不足する部分は国のアドバイザー派遣などをうまく使いながらやっていきたいといったような答弁がありまして、私もしっかり勉強しますのでぜひ一緒に活用を進めていきたいと思います。ということで、その場は終わったわけでございます。

それから2年たちました。改めてですね、新地方公会計制度の活用について伺いたいと思います。資料のほうをお願いします。

新地方公会計制度につきましては、まだですね、十分認識されてない方もいらっしゃるかと思いますので、少し補足的に説明をさせていただきます。

その目的ですけれども、一番上の①、②とございますが、説明責任の履行という意味で、自治体の財務情報をわかりやすく開示するというのが一つの目的、それから、財政の効率化、適正化という中で財政運営や政策形成の基礎資料として活用していくと。この2つが大きな目標になるわけでございます。

現在の会計制度というのは現金主義単式簿記で運営されており、単年度の予算主義ということで

行われておりますが、その場合、課題として、ストック情報、資産の情報とかですね、そういったものですが、あるいは、行政コスト、実際にどの程度行政のコストがかかっているのかということが把握できないというような課題がございます。

それに対して、新しい制度では、発生主義複式簿記と、いわゆる民間の企業が使っているようなやり方ですね。それから固定資産台帳ということで、自治体が保有している固定資産というものははっきりとリスト化して管理していくというやり方、そうした制度を整えながら、例えば、他の自治体との比較の可能性とかですね、そういったものを確保するために、補完的に活用していこうというものでございます。これは最近いきなり出てきたというわけではございませんで、事のおこりはどうか、正式にことの起こりはということですが、平成17年の行政改革の重要方針というのが小泉改革の中で出されました。それに基づき、行革推進法という法律ができて、さらに財政健全化法というようなことですね、きっかけとしては夕張市の破綻がきっかけだったんですが、その時点で既に多くの自治体が財政的に困難な状態にありましたので、そうした不都合というものをですね、きちんと把握していくために整えられてきた制度でございます。

そして、平成26年にはその統一的な基準、やり方を統一しようということで、総務省のほうでまとめられまして、それに基づいて各自治体にはこの新公会計制度に基づく運用というものを求められたわけでございます。

それが始まったのが平成29年ということで、前回、令和2年はそれから3年たちましたがいかがでしょうかという質問だったんですね。その時の答弁が先ほど申しました、下のほうにちょっと青い枠の中で書いてるところでございます。これには結構ですね、費用もかかっておりまして、右側に整理運用にかけた委託費というものをリストしておりますが、これは私のほうでチェックしたものですので、もしかしたら漏れがあるかもしれません。もう少し本当はかかっていたりするのかもしれませんが、少なくとも四千数百万のお金をかけてきたわけでございます。とすれば当然ですね、その費用に見合うようなやはり成果というのを求めたいということです。それはただ数字をまとめるということではなくて、やっぱりどうやって活用していくのかということになってまいります。

そこで、まずは前回の答弁を踏まえまして、新公会計制度の活用の取組がどのように進んでいるかという進捗状況と、現在、どんな使い方、行財政運営で具体的な活用について現状をお答えくださいというのが、まずこの(1)(2)でございます。ここで、制度の活用についてどんなふうに活用されてますかというふうに申し上げましたけれども、活用について、その必要性を強調するという意味ですね、一つ事例を挙げて補足をしたいと思います。

新公会計制度の中では、ここにありますような4つの財務処理というものと、附属明細書というものを作ります。これを基にですね、様々な分析ができるわけなんですけれども、それを今回たまたま指定管理制度の議案が出ておりますので、指定管理制度に関する説明ということをちょっとしたいと思います。今回の議案と直接は関係しません。あくまで一般化した話でございますので、結び付けずにですね、お聞きください。

まず、指定管理制度について幾つか誤解がございますので、これを最初に申し上げたいと思います。指定管理制度の誤解というもので、まず、業務委託のようなもんだというふうに考えられている方がいらっしゃると思いますが、それは全然違います。業務委託はですね、私の法律、私法上の契約関係を表すのに基づく業務委託ですが、指定管理については、行政法上の行政処分という形になります。しかし、町の文書とかを見てみますと、指定管理業務委託という言葉が使われていたり、本来、指定管理費、もしくは単に管理費は委託費というべきところを業務委託費とされていたりして、混同されているなというふうなことがわかるわけでございます。

また、次の2番目が指定管理を導入すると管理コストが下がるというふうに言われておりますが、これも一概には言えないというところです。なぜならですね、そもそものコストの把握ができてないからです。これ後で詳しく御説明します。

それから、3つ目が福祉施設でも価格競争が働くというような誤解があります。確かに、サービスや満足度の競争というものは働くんではすけれども、価格競争というのはなかなか働かないんですね。なぜかという、そもそも福祉施設に投じられる経費と、あるいは、そこで求められるサービス水準というのは、公の基準があるんです。その基準に基づいてなされているものですから、その経費をもし下回るということになれば、そもそもその経費はサービス水準を満たすために必要な経費として算定したものですから、それを下回ってしまったらサービス水準が維持できないというような結果になってしまうわけです。ですから、ここについても一つ誤解がありますということですね。

それから、最後に、また収益性のある施設では、収支相称かそれに近づけることが望ましいというような意見もございます。それができれば公的施設である必要はないんですね、民間がそれをやっていたらいいことであって、そこには、そもそもなぜ国や自治体が公的施設を造るのかという原則的な視点が隠れるということになります。こうした誤解をですね、踏まえていただいたうえで聞いていただければと思いますけれども、先ほど申しましたように、新公会計制度では、この4つの表を作ります。この内、行政コスト計算書というのがございますので、これを使う事例をちょっとお話したいと思います。

その右にありますのが行政コスト計算書の書式です。これの中には経常費用、経常収入、経常損失、経常収益と項目たくさんあるんですけども、たくさんの項目が並んでいるわけです。これですね、大津町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針というものが町のほうで策定をされております。その中には、利用料金制を採用した場合の指定管理者へ支払うこととなる委託料、これ指定管理費のことですが、の基準を基準価格としておりまして、その算定は管理運営経費の見込みから利用料金収入額の見込みを差し引いた価格と定めております。

現在の会計の制度の中では、この管理運営経費の見込みは、決算書などでその施設が含まれる間項目ですね、例えば、款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費というのがありますが、その中にある経費を基に算定をしているわけです。ここで人件費、物件費、維持管理費、その他の経費というのがありますけれども、しかし、実際にはですね、その施設の管理運営のコストって

それだけではないんですね。例えば、ここに退職手当引当金というものがありますが、これは総務部の経費に計上されております。しかし、実際に施設の管理にあたる職員にとっての退職金でございますので、これは本来含まれるべき経費なんですね。大津町の場合は、この引当金というのは、ここの移転費用の中に、組合に入っている関係で入るんですけども、そういった交付額が漏れていると。それから、民間企業でいうところのバックオフィス費用というやつですね。共通費です。例えば、財務会計のシステムとかがありますけれども、このシステムは全ての部門が同じように使っているわけですね。そうすると、その内の一部というのは、その部門の経費に本来なら入ってくるというふうに考えなければいけないと。そうした他の費目にある経費というものがまず含まれていませんと。それから、先ほどもテニスコートの話ちょっと出ましたけれども、この維持管理費ですね、維持管理費が実際に過去何年間の間にこれだけ使いました。だからこれだけを見込んでますという言い方なんです。そうではいけないんですね。本来であれば、この原価償却費と固定資産台帳をもとに、これを維持管理していくためには、このくらいの経費が必要なんだということを算定して、それを盛り込むべき経費とすべきところなんです。そうしたやり方がですね、実際にできてないと。そうするとどういことが起こるかということ、基準価格が指定管理者に対して、利用料を増やしたり、あるいは物件費、人件費を圧縮することで利益を作ってくださいというふうに記載をすることになると。しかし、先ほど申しました、見込まれていない経費というものがたくさんあるわけですから、指定管理者にとっては非常に取っつきにくいものになってしまうという形です。それでは、先ほどの全部のフルコストというものを算定した場合、それを上限値として考えた場合には、利用料の増加、そして、全てのコストの中から削減できるものは削減するというようになって、じゃあどこまで下げることが出来ますかということ指定管理の申請者に対して求めることができるわけですから、そこには費用競争というものが働きます。こういうやり方というのが指定管理者を選定していく上で、本来求められるやり方だということですね。ただしですね、こういう合理的な算定方法を取るためには必要なものがありまして、それがこの行政コスト計算書、あるいはほかの財務処理の中でも一部そういったものがありますが、これをですね、施設別、あるいは部門別において、セグメント化して算定する必要があるということです。それがやはりどうしても必要なものであって、これが新公会計の活用の初歩であって、既に多くの自治体が行っている手法であります。指定管理に限らず、施設別のコストを明確化することによって、ほかの施設との比較や単位費用、1人当たり幾ら、ユーザー1人当たり幾ら、利用者1人当たり幾らというような考え方でですね。を算定することによって、本当に施設の運営が効率化されているのかというようなことをですね、比較することができるようになるということです。

このような新公会計の必要性、目的や活用方法というものを踏まえますと、行政改革の視点で見えていくことが重要になってまいります。

そこでお尋ねしたいのは、(3)と(4)ですね。行政コスト計算書等の施設・部署別の把握というもの。また、行政推進係による成果の活用というものを提案したいということです。

この(1)から(4)について答弁をお願いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） こんにちは。佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

令和2年9月の佐藤議員の一般質問で、町の財産管理や処分の在り方のルール化の提案をいただいた中で、新地方公会計制度の活用についても提案をいただいております。

その後、町としましては、令和3年度に財産処分の町の方針となる普通財産売払いに関する要綱を策定し、売買に関する手続の明確化を図ったところですが、併せて御提案のありました新地方公会計制度の活用については、具体的に進んでいないのが現状でございます。

今回提案をいただいております、行政コスト計算書等の施設・部署別の把握については、必要性は十分に感じておりますので、他自治体の活用状況など情報収集に努めています。

一方で、セグメント別の行政コスト計算書の全国的な作成状況を見ますと、実施している団体は、令和元年度から減少傾向が見られ、他の自治体も活用に苦慮している状況もあります。今後予定しております指定管理者制度の導入・検証においては、有効な手段の一つと考えられますので、全国の実況、他自治体の活用事例等を見ながら、引き続き調査、研究していきます。

詳細については、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 皆さん、こんにちは。御質問にお答えをいたします。

本町における新地方公会計制度の取組としましては、統一的な基準により財務書類作成を毎年実施はしておりますけれども、予算編成等の行財政運営への具体的な活用は進んでいないという状況でございます。

現在、町の公共施設総合管理計画の個別施設計画の改訂を進めておりますけれども、その中で、施設ごとに建物の老朽化の状況、施設の利用状況、人件費をはじめとした管理コストなどを管理する施設カルテがありますけれども、これがまだ十分に活用できていないという状況もありまして、この施設カルテの整備が課題となっております。

まずはそちらの作成を実施しまして、予算編成への活用や予算要求の負担軽減、施設の改修時期、施設の統廃合の検討、それに伴う予算の計上時期の整理など、行財政運営に生かしていけたらと考えております。

一方、議員提案の施設ごと等のセグメント分析についてですけれども、業務委託・あるいは指定管理者制度導入の検討や指定管理料の算定、それから本定例会に提案しております総合運動公園等の指定管理者制度が指定された場合の今後の指定管理料と直営時でのコスト比較等ができるというふうにも考えられますので、ほかの自治体における事例等も参考にしながら活用を検討していきたいと考えております。

また、昨年度から実施をしております業務量調査において、アウトソーシングや事業の統廃合などといった業務のスリム化に資する改善策の提案がっておりますので、それらの具体化を検討する段階においてセグメント分析など公会計で整理したデータを一つの判断材料として活用することも考えられますので、引き続き公会計制度の習熟、そして、各自治体における事例等を研究しながら

ら財政部局のみならず、行革の分野における行政改革という視点で活用していけるように進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） まず、やはり活用のほうは進んでいませんということがお答えとしてありまして、引き続き、調査研究、あるいは他の自治体を見ながらというようなお答えであったかと思えます。その反面で、有効性、有用性ですね、制度活用の有効性については、認識を十分にしておられるというような内容の答弁であったかと思えます。ただですね、本当に前回、3年たちましたからどうですかとお尋ねして、それからさらに2年たって、今回の質問なんですね。その間に一切何も進んでないというのは、果たしていかななものかと、一切とは言いません。少しは進んでいくんでしょうけれども、一切とは言いませんけれども、活用が進んでいませんという答えが出てくるというのはどういうことなのかなと思うわけでございます。

今回、金曜日の一般質問の答弁の中では、財政が厳しいという言葉がですね、何回も出てまいりました。財政が厳しいからちょっとこれは後回しにしないといけないとか、あるいは、これは何とかやらなきゃいけないとかですね、というようなお話であったかと思えますけれども、ただですね、それを裏付ける財政計画というものは、私たちまだきちんと見せていただけていないんですね。あれは何て言ったらいいな、それよりももう少しこうあっさりしたレベルのとかですね、ものは見せていただけてますけれども、きちん各計画、個別の計画を積み上げた積算による計画というものはまだ見せていただけておりません。それを示さないでですね、財政が厳しいからということで、それを理由に一般質問を退けるというのはですね、ちょっと公平ではないのかなというふうに思うところです。

またですね、厳しいと言われておりますのは、個人で言えばですね、財布と貯金通帳と家計簿を見ながらお金がありませんって、物価が上がりましたからちょっと余裕がありませんって言うようなものであって、公会計のストック情報、あるいはコスト情報というものをきちんと見ながらの内容ではないかと思えます。もしそんなに本当にですね、財政が厳しいということであれば、今回出ております職員定数の増なんかもですね、そういった視点から本当に今やるべきことなのかと判断する必要が出てくるんですね。財政については、ある程度一定の余力とまでは言いませんけれども、安定した運営下にあるという前提で今回の議案というのは審議されているわけでございます。

ここ数年間ですね、行政改革の分野では、EBPMという言葉が出てきてありまして、エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキングというそうですけれども、証拠に基づいた、根拠に基づいた政策の立案が求められると。なぜ財政が厳しいのかですね、町のストック情報やコスト要因を分析して何が足りないのか、何が余剰なのか、そして、それを行政ニーズときちんと比較してどう対策するのかという根拠を示しながら進めていくことがですね、財政や行政改革の役割です。そのツールがこの新地方公会計制度であるわけです。ですから、もちろん研究はしなきゃいけませんけれども、よその様子を見ながらとかですね、研究しながらというようなあんまりその余裕のある状態ではない、ゆとりのある状態ではない、すぐにでも取り組まなければならないことであります。

今回の質問は2回目でございますので、前回と同じようにはいかないかと思います。町長が以前よく言うておられました、いつまでに何をやっていくのかということについてお答えをいただかなければならないかと思います。

お尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 大きく2点質問があったかなと思います。

1点は、財政の話と、もう1点、計画案件の話ですね。この公会計制度については、全国どの自治体でもいろんな課題があるということで、様々な国の研究会でもいろいろと議論されております。これが令和4年度の8月に今後の公会計の在り方についての研究会を立ち上げられております。公会計をどういうふうに継続的にやっていくかという研究会が令和5年度で様々な検討をなされると聞いておりますので、その辺を踏まれる中で慎重にやっていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点の財政の面ですけれども、これについては、いろんな社会情勢の中でどんどん財政状況変わっていきますので、中長期的な財政シミュレーションについてはですね、またお示しをしたいというふうに思っております。

それから、EBPMの話もありまして、要は、めり張りをつけた事業展開というところをですね、考えながらやっていきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 総務省の研究会のこともおっしゃいましたけど、総務省の研究会でずっと続いているんですね、その2、3年ぐらいの周期で、まずこれをやってこれをやってこれをやってこれをやって、今やっている研究会の結論が出てからという話ではないんですよ。今やっているものと並行しながら、これまでの議論の蓄積をきちんと生かしていくというのがですね、考え方はないかと。ですから、あんまりそれを待ってという考え方はですね、成り立たないのではないかなと思います。

それから、最後にメリハリをつけながらということで、随分まとめておっしゃいましたけれども、そのメリハリをどうやってつけるのかということがですね、説明が必要だということなんですよ。優先順位にしても、なぜその優先順位になるのか、その根拠を示してくださいというのがお尋ねなんです。

ですから、メリハリをつけますというのは、いわゆる総合的な判断的なものかもしれませんが、それができるようにするためには、この制度の活用が必要なのではないかなというふうに思うところです。

もうこれはもうここで、時間もありますので、私の考えを最後は述べるに止めておきたいと思えます。

2問目に移ります。

次はですね、学校プラットフォームの体制についてということで、1番から3番まで学校プラッ

トフォームが目指すもの。2番、必要な体制と、その構築に必要な資源や仕組み。それから3番に、課題と対策ということで3つ並べさせていただいております。

6月の一般質問で、不登校の児童生徒に支援に関する質問をいたしました。

教育長からは、まずは学校の魅力化など、学校を中心とした取組を大切にしたいという思いが語られまして、私が感じている学校の限界という見方とはちょっとかみ合わなかったものですが、それでも教育長の思いは理解するところでございます。その後、不登校の支援施設等をですね、見て回れているというような話も聞きましたので、対応していただいていることについては、感謝申し上げます。

そうした中で、9月の議会では、同僚議員から、今度はヤングケアラーについての質問がございました。

資料のほうをお願いします。

その答弁の中でですね、9月の議会でそのヤングケアラーに関しての質問がありましたけれども、その答弁の中で、学校がプラットフォームとなって福祉課や子育て支援課と連携しというようなですね、コメントがありました。ちょっと資料の文言と違いますけれども、会議録を確認したところ、学校がプラットフォームとなっていることとございました。頭の中で訂正をお願いしたいと思います。

その言葉を聞きましたときにですね、私、おうこれかと思ってですね、すぐにメモを取ったんですけども、そのメモがちょっと違っておまして、とにかく言葉が出てきたということで、これでまた大津町の学校が一步前に進むことができるんじゃないかなと期待を抱いたところでございます。ただ、この学校プラットフォームという言葉がですね、まだあまり知られた言葉ではございませんので、少しこれもまた補足をさせていただきたいと思っております。

資料の左上のほうにございますのが、子供の貧困対策に関する大綱についてということで、平成26年の書類でございますけれども、その中の必要な部分を少し大きくしております。ここにありますが、学校をプラットフォームした子供の貧困対策の推進というような言葉が出てきます。これがですね、最初に出てきた言葉なんですけれども、述語として具体的に定義はされておられませんけれども、その後の教育分野の様々な議論の中で度々出てくるようになった言葉でございます。一言で言いますと、学校を子供の貧困をはじめとする様々な課題の発見から支援まで立ち向かえるためのプラットフォームとして位置づけるという考え方でございます。これは非常に大きな転換点でございます、教育の場として捉えられていた学校が、教育プラス福祉の場として再認識されたということです。再認識というのがポイントでして、昔はそういう考え方って普通にあったんですね。ところが何となくそれが薄れてきていたというような状態がありまして、教育プラス福祉の場であるということが改めて再認識されたということです。なぜ学校がそうした場になるのかと言えば、学校だけが学齢に達したのちの子供たちの全数の把握というものが可能な機関だからということです。もちろん全数にもですね、例外はありますけれども、全ての子供たちを見ることができるといったことです。そうした中で、実際に何か課題を抱えている子供というものをスクリーニングし

て、そこを支援につなげていくことができるというのが考え方でございます。

ただですね、学校はもうそれ以前にそういった新たな機能を抱えるほど余力はなかったというか、ないんですね。そこで、学校教育施行法のほうが改則されて、学校の中にスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーを配置することができるようになりました。学校プラットフォームが学校が備える機能であるとするならば、それを実現するために必要な状態とも言えるチーム学校という言葉もあります。これは学校プラットフォームが課題に立ち向かうために必要な人的リソースなどの環境づくりという視点のものというふうに考えることができます。

このチーム学校ですね、イメージをちょっと見ていただきたいと思うんですけども、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置されております。どこに配置されているかというところ、この学校の中に配置されているというところが一つポイントになってくるかと思えます。

また、この右の図ですね。今度はスクールソーシャルワーカーと関係機関の連携についてという、これは大分県の教育委員会の資料なんですけれども、熊本はこれに相当するものを検索したんですが出てまいりませんでした。このスクールソーシャルワーカーがどれだけ多くの分野と関わらなければいけないか、それだけ多くの仕事を抱えることになるのかということが説明されておまして、とても大変な仕事だろうなと思いました。

そして、先ほどの9月定例会のヤングケアラーの質問での答弁の中でも、教育長は、スクールソーシャルワーカーの役割の大きさ、重要さを指摘されて、町教育委員会の配置を検討する必要があるというふう述べられております。

そこで、次の話になりますが、では国のほうがどれだけスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置しようとしているのかということがですね、この資料の左側のほうにあります。スクールソーシャルワーカーのほうは、全中学校に対して配置するというので、おおむね1万の中学校区があるそうです。そこに対して、週1回3時間の配置を予算化するということですね。スクールカウンセラーのほうは、全公立小中学校で2万7千500校あって、そこに週1回、おおむね4時間程度を配置するというような考え方でございます。

財源は、国のほうが3分の1と都道府県が3分の2ということで、町のほうには特にそういった予算があるわけではありません。それで、県ではですね、こうした措置を受けまして、教育事務所の単位で、菊池教育事務所には、スクールカウンセラーを8名、スクールソーシャルワーカーを5名配置されているというふうに聞いております。

しかし、それがどのように活動しているのかということを見ますと、これ下の表を見ていただければ、これは熊本県におけるヤングケアラーの実態に関する調査報告書というものから抜き出した資料ですけども、スクールカウンセラーについては、大体最頻値出てくるのが月数回というところですね、ここが多いんです。それから、スクールソーシャルワーカーに関しては、派遣に応じ要請というところが最も多い数字になってくるということです。

菊池教育事務所の管内には、小学校が31校、中学校が13校あります。多分あっていいると思いますけれども、間違っていたらすみません、訂正をお願いします。これはそれに比べるとですね、配

置基準に対して、先ほどの8人、5人という数字では全く足りてないんですね。先日、11月25日に総合教育会議が開催されたようでして、その会議録が公開されておりました。その中では、菊池のスクールソーシャルワーカーにお願いしますが、菊池管内全てを網羅しているので、何人もいらっしゃるが、最短で1か月後の対応ということがあるのが現状ですというような会議録の言葉がありました。つまり、要請に応じ派遣ということになってますけれども、要請しても1か月後、最短で1か月後にしか来てもらえないというような状態にあるということです。

ここで少し視点を変えます。今度は大津町の状況ということになります。

すみません、1つ間違っておまして、ここの3%のところは3.3%の打ち間違いでございました。申し訳ありません。

上のほうがですね、就学支援のプッシュ型の申請率ということです。小学校では、就学支援の対象でありながら申請している人が5分の1、中学校では4分の1ということです。これも一昨日の給食費の無償化の一般質問の中で、就学支援をプッシュ型にということで説明されておりますが、結果として、実態としてはこのくらいなんですね。これは決してその立派な数字とは言えないかと思えます。その申請されない理由については、申請されてない理由は様々ですが、それはやはり把握がされていないということです。

それから、ヤングケアラーの率については、これは9月と同じことですので申し上げますが、やはり率が低くて、十分に補足されているとは言えないというような内容であったかと思えます。ここのギャップを埋めることができるのがスクールソーシャルワーカーなんですね。なぜ申請されていないか、そういったところまで踏み込んで家庭に対応していくことができるのがそうした役割です。

今回は、学校プラットフォームということで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの実情と現在の大津町の状況の一部を数字を挙げられる範囲でお話をしたわけなんですけれども、もちろん学校プラットフォームというものは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置だけで機能するわけではありません。ほかにもたくさんの要素を整えなければならない要素があるかと思えます。私としては、現在の学校の状態と学校プラットフォームが目指すものとの間にギャップを感じております。

そこで質問が、1、学校プラットフォームが目指すものをどうとらえるか。2番目が、必要な体制と、その構築に必要な資源や仕組みは何か。目指すものを実現するための課題と対策は何か。どう取り組むべきか。こういった点についてお尋ねをしたいと思います。お願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。佐藤議員の学校プラットフォームの体制についてお答えします。

学校プラットフォームとは、議員御存じのとおり、子供の貧困対策の体制整備に向け使われはじめた言葉でございます。

全ての子供が集う場である学校を、子供の貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、学校教

育における学力保障・進路保障、子供の貧困問題への早期対応、教育と福祉・就労との組織的な連携、そして地域による学習支援や家庭教育支援を行うことなどにより、貧困の連鎖を断ち切ることを目指すとされております。

ただ近年は、全ての子供の状態を把握しやすいという学校の利点から、貧困に限らず、例えば、先ほどありましたような、ヤングケアラーなど、様々な課題を抱える子供を早期発見し、その必要な支援へとつなげ、子供の最善の利益を保証する、そのための拠点としても学校プラットフォームという考え方をしていると受け止めています。

各学校におきましては、子供たちの学力保障や進路保障について組織的に取り組んでおり、特に、誰一人として取り残さない学びの保障を本年度の重点的取組に位置づけ、授業改善と個別指導、家庭学習、進路支援の充実に取り組んでいるところです。

また、教職員による日常的な子供の観察等により、子供の抱える様々な課題の早期発見に努めるとともに、必要な場合には、町の福祉部局等の関係機関と連携を図りながら、個別の必要な支援につないでいるところです。

とはいえ、プラットフォームとしての学校の機能の発揮について、先ほど御指摘がありましたような課題のある子供の発見率、あるいは、その課題の早期対応と改善状況、そのようなことを見ていったときに、現状で十分なのかと問われれば、必ずしも十分とは言い切れないと考えております。

議員御質問もこの点にあると受け止めております。

貧困問題やヤングケアラーをはじめ、最近では、統一教会にかかる問題など、子供の抱える課題はより複雑化・困難化しています。対応の第一歩として、子供に寄り添い、その抱える困難を早期に発見できる教職員の資質向上や校内体制が求められる一方で、課題発見後の関係機関との連携及び対応の実際につきましては、今後、さらに複雑かつ長期に及ぶ支援が予想されます。

子供たちへの支援において、学校側の支援が展開しやすい学力保障の一方で、健康管理や家庭での過ごし方、家計管理の助言や支援、子育ての環境など、家庭環境や保護者への支援が必要な課題も少なくありません。

議員からありました、チーム学校として、今後の展開を考えますと、子供たちの家庭環境や経済的な事柄など、学校側では把握しにくい面にも踏み込まれるなど、学校と家庭及び関係機関等との連携について、核となる専門的な知見を有する人材の日常的な配置などがあれば、現状よりは取組の充実が図られるのではないかと考えているところです。

詳細につきましては、部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、佐藤議員の学校プラットフォームの体制について御説明をさせていただきます。

学校を貧困やヤングケアラーをはじめとする子供の抱える課題への支援対策のプラットフォームとして位置づけるためには、子供の課題の早期発見であったり、対応について、学校が家庭や福祉課、それから子育て支援課など、福祉あるいは家庭支援に係る関係機関との連携を密に図ることが

大切であると考えております。

学校では、子供の日常生活の観察による変容の把握や本人との教育相談、定期的なアンケート等を通して、子供の抱える課題の早期発見に努めております。

特に、子供たちの抱える課題を把握する基本として、教職員の気づく力が求められますので、人権感覚を含めた子供の抱える課題等に関する教職員の認識を高める研修を実施したり、必要だと判断すれば家庭訪問等をしたり、気になる子供たちの情報共有の場を定期的に位置づけたりするなど、学校の体制を整備いたしております。

心配される児童生徒がいる場合には、校内での対策会議を経て、町の要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会へつなぐなどの対応をしております。

子供が同世代から孤立を招くことのないよう、最善の福祉サービスにつなぎ、状況の改善を図りたいと考えておりますが、そのためには、学校や家庭と福祉関係機関、家庭教育支援機関との連絡調整をどれだけ適切に、かつ迅速に図ることができるかが大切であると考えております。

現在、このような学校内における児童生徒の状況のまとめ役や校内会議の開催及び関係機関への連絡及び情報等の提供、継続の役割は、主に、学校の教頭先生や主幹教諭、養護教諭等が担っている学校がほとんどです。

しかしながら、学校職員はもとより、果たすべき校務も多く、特に教頭の日常業務量の削減は教職員の働き方改革においても課題となっているところです。

したがって、子供の様々な課題解決に不可欠といえる関係機関との継続的連携や校内での情報集約や行動連携を強化し、かつ継続的な相談体制の充実を図る業務に特化した人員配置ができれば、プラットフォームとしての学校の役割の充実につながると考えているといえます。

具体的には、関係機関や家庭とのつなぎと支援の専門家である、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの果たす役割が大きいと考えております。特にスクールソーシャルワーカーは、学校の教員では難しい家庭支援を担う専門家であり、その役割への期待とニーズはますます大きくなっております。

現在、大津町教育委員会には、スクールソーシャルワーカーの配置はなく、菊池教育事務所に配置してあるスクールソーシャルワーカーに依頼をしておりますが、菊池教育事務所の所属の5名のスクールソーシャルワーカーは、菊池郡市2市2町の家計に対応するため、依頼してすぐに対応することが難しい状態です。理想といたしましては、各学校に1名ずつコーディネーター業務の職員を配置した上で、町教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置することができれば、学校の児童生徒の様々な問題行動や貧困やヤングケアラー等、家庭への関わりを早期に開始するとともに、家庭や関係機関との連携内容の充実や継続性が高まり、よりよい支援につながっていくと考えております。

人材の配置には予算が伴う上、優秀な人材確保には、町も苦戦している状況がございますので、プラットフォームとしての学校の機能を充実・強化する上では、今後、時間をかけながらも、必要な人的配置をしていく必要があるのではないかと案がえているところです。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） もう一度資料をお願いします。

もう1回ちょっと確認しますが、国の基準では、圧倒的に配置数が少ないわけですね。学校に週に3時間来ていただいてもなかなか先ほど言われたような仕事というのはできるはずがないんです。でも、国のほうは、これはあくまでも現状なんですね。これ少しずつ今年一年一歩ずつですね、広げていこうとしています。十分な配置ができるようになるまでは、確かに時間はかかるかと思えますけれども、国は国でしっかりと努力はされているというところは確かにあります。そうした中で、先ほどの答弁では、スクールソーシャルワーカーにせよ、スクールカウンセラーにせよ、本当に必要なんだということはですね、おっしゃられたところだと思います。そうした中で、最後に部長が言われた時間はかかるかと思いますがという言い方ですね、ここが私はどうしても本当にそうかというふうに思うわけです。何か教育の経済学とかですね、子育て支援の経済学とかというような話がこれまで一般質問の中で何回か出てきたかと思えますけれども、子供への福祉的な支援というのは、将来の国というよりも、まずは本人の豊かさですね。そして、それが国の豊かさにもつながっていくという意味で、非常に大切なものだと思います。そこに対する投資が、今言われている人への投資ということではないかと思えます。

ぜひですね、今本当に必要だということをおっしゃっていただきましたので、そこにつきましては、総合教育会議等も通しましてですね、きちんと町長部局とも連携を取っていただいて、人の配置、そして体制の整備ができるようにですね、ぜひ頑張ってくださいと思いますので、お願いいたします。

3問目に移ります。

3つ目のですね、広報計画の必要性についてということで、ちょっと時間が少なくなってきましたので、ざっくりと説明させていただきますけれども、町民や町内事業者、町外在住者等への情報発信とコミュニケーション手法について、乱立するメディアを整理し、戦略的に再構築する取組が必要だと考えるということで書かせていただいております。

今回の広報というのは、外部に対する発信というよりも、むしろ町内ですね、町内の町民であったり、町内の事業者、あるいは町外に在住しているけれども町民というようなことで、これまとめて町民と言わせていただいておりますけれども、その町民に対する行政情報等の周知や情報発信をどうするかということです。

新型コロナの拡大化ですね、例えば、ワクチンの情報であったり、給付金の情報、様々な支援金の情報というものが発信されたわけなんですけれども、これが本当に必要な人に届いているんだろうかというようなことがですね、何回も問いかけがなされたかと思えます。

先ほどの就学援助の話もありますけれども、例えば、情報が届いているとしたとしても、それに対するリアクションがなくて、その確認が困難になっているという場合もあります。こうした話題のときにですね、必ず、じゃあどうやって周知を徹底するかということが議論されるんですけども、

その中で、やはりそのまだ周知が不十分だということになれば、やれラインだ、やれフェイスブックだ、いや専用アプリも必要だということで、これまで次々とですね、手を広げてきたわけです。

資料のほうをお願いします。

これがですね、私のほうで思い付いた広報メディアというものを並べてみた、私なりのイメージですけれども、右左でいうと、アナログデジタルですね。それから、上下でいうと充当伝達の確実性と、そして内外でいうと内側が町が主体的にやれること、外側は依存的になってしまうことというふうな3つの軸で説明をしたものでございます。こういった種類のメディアというものが今利用されておりますけれども、どれもですね、やはり一長一短があるわけですね。その短所を補うために複合的に、あるいは重層的にメディアを利用することで周知性というものを向上させようとしてきたところなんですけれども、果たしてそれでいいんだろうかというところが今回の疑問でございます。反対に、情報の受け手側を考えますと、まず言われますのが、デジタルデバインドと言われるようなデジタルの親和性が低い人たちがいるというようなことが言われますけれども、このデジタルデバインドに当たる方たちというのも、定量的には把握されていないんですね。あくまでそんな人がいるよってというふうな話であって、例えば、私なんかも決してデジタルデバインド苦手なほうではありませんけれども、SNSなんていうものはどちらかという敬遠して、なるべく使わないようにしているというようなタイプでございます。そういった人たちもいるということですね。

それから、聴力・視力等の体の障がいとかだけでなくて年齢もあるかと思えますけれども、そういった問題や、あるいは地域のコミュニティとの関わり方や、さらには認知特性まで踏み込めばそういう際というものもあるわけです。例えば、新聞を購読していないなど、生活様式も多様化しているところですね。

こうした状況にあってですね、じゃあどのように情報を伝えていくのかということをとくさんのメディアをですね、もう1回再評価して、あるいは、町民のほうも、町のほうの受け手側ですね、受け手側のほうもきちんと整理した上でそこをマッチさせるような新たな広報戦略が必要ではないでしょうかというのが、この質問の趣旨でございます。

そういった点について、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

情報発信につきましては、町民の皆様に届きやすく、わかりやすく情報を伝えるために様々な方法を検討し、広報活動の見直しを進めているところですが、現在はデジタル化が進み、広報メディアも多様化している状況です。

そのような中、これからの大津町の情報の基盤となるものはホームページだと考えております。具体的には、住民に必要な情報が全て最新の状態で、検索しやすく、わかりやすい形でホームページに掲載され、その上で、どの情報は探したい人が能動的に見つけられる状態で掲載されていればよいのか、どの情報はラインや広報紙なども連動して積極的に発信・通知すべきかの属性を整理していく必要が重要であると考えております。

また、もちろん情報の属性によってメインとなる住民層も変わってきますので、同じく、より伝わりやすい表現や媒体も理想的な在り方は変わってきます。もちろん、限られた人員の中でどこまで緻密に実行ができるかは整理が必要ですが、議員御指摘のとおり、情報の属性や各媒体の特性などを整理し、町の広報計画を戦略的に再構築する必要があると考えております。また、住民の皆様が届く情報は各課から発信される通知書類なども含まれますので、各課、あるいは職員一人一人のスキルや意識向上も重要であると考えております。

ここに関しては、担当課を割り当てまして、所管連動させながら今取り組んでいるところでございます。

議員がおっしゃるように、デジタルの広報メディアは、SNSとして様々なものが生まれています。大津町で活用しているSNSは、フェイスブックとラインなどがありますが、これらについても現状、媒体の数だけ活用ができていない状況で、効果的に活用ができていないものも必ずしも言えないものもございます。

興味のある方に情報を効果的に届けるためには、それぞれのSNSの特徴をつかみ、生かすことで可能になると考えております。総務省の調査報告では、フェイスブックの利用率は、10代で13.5%、20代は35%となっており、若年層の利用率は低いのですが、30～40代の利用率は4割を超えているなどの特徴が見られます。そのように、これからの情報発信は年代によって活用されるサービスの違いにも着目し、より幅広い世代にもれなく情報を届けるためにも様々なSNSを駆使することも手段の一つではありますが、やはり何よりもメディアの特性を理解し、情報を届けるターゲットを明確にすることで、最大の効果を上げることが大事だと考えております。そのための媒体とターゲットの整理を、議員御指摘のとおり取り組んでいるところでございます。

また、防災無線につきましては、スマートフォンをお持ちの方はラインの大津町公式アカウントを、スマートフォンを持っていない方は、メールサービスである「からいもくん便り」を、さらに携帯電話をお持ちでない方には、防災無線の聞き返しダイヤルを御利用してもらうなど、情報を隙間なく届けるような支援を行っております。

もちろん、議員がおっしゃるように、大事なことは、必要な人に必要な情報が届くことであり、そのためにも、情報の質の向上はもちろん、届けたい対象者と届けるメディアは明確にして、情報を発信することが重要だと考えております。

プッシュ型で全方位的に流す情報と、定期的な発信で受け手の興味を引きつけるような関心を想起させるような情報との使い分けも十分心がけていきます。そのことが対象者にもれなく伝わる広報につながると考えております。

現在、町では、そうしたことを織り込んだ上で、先ほど話しましたように、総合政策課において広報戦略の策定に取り組んでいるところでございます。

また、発信だけに留まらず、発信したメッセージのアクセス数やリーチ数などを把握し、検証することでより効果的な発信の見直しにもつなげていきたいと考えております。

今後も積極的に効果的な広報活動を進めることで、町民の皆様へ有益な情報を的確に届けること

ができるように努力をしていきます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 方向性としてはですね、そういうことであるのかなというふうには思います。ただ、そのやはりデジタルのメディアというのは、どうしてもその受け手側ですね、受け手側に依存するということがあるんだということがですね、今のお話の中からちょっとバランス的にどうなのかなというふうにはちょっと感じたところがありました。その辺気を付けていただきながらですね、ぜひ効果のある計画をですね、作っていただければと思います。

以上です。終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時5分より再開します。

午後1時58分 休憩

△

午後2時05分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 改めまして、こんにちは。それでは、議席番号1番、大村裕一郎が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、質問させていただく内容は、リカレント教育について。町内の人口減少エリアや高齢化率が高いエリアへの対策についての2問となります。

それでは、リカレント教育についてから質問させていただきます。

まずは、リカレント教育とは何なのかを簡単に説明します。

リカレント教育は、学校教育から一旦離れて社会に出た後に、一人一人が個々のタイミングで教育を受け、学び直すことをリカレント教育と言います。それを前提にして、現在、大津町ではTSMCの影響により、特需景気を迎えております。これは大津町にとって千載一遇のチャンスであります。多くの乗り越えなければならない壁があります。それは何かと言いますと、労働力不足の問題となります。総務省の統計によりますと、日本全体の労働力人口は減少に転じた2019年から2021年までの3年間で男女合わせて26万人減少しております。64歳までで見ますれば49万人の減少と、経済の持続性を考える上でも非常に厳しい状況となっております。

そして、大津町で考えると、先ほど述べた状況と好景気による人材不足が重なり、人材獲得に不安を抱いている企業も多くなっております。そうした状況を解決するためには、2つの道筋があると考えます。それは、他市町村や海外からの労働力の流入を促す、もしくは、町内で働いている方の社会人の学び直しを促し、労働者一人一人の仕事のスキルの拡充を図るとともに、効率化を推し進めるのではないかと考えます。

今回は、町内で働いている方の社会人の学び直しを促す、いわゆるリカレント狂句に焦点を当てたいと思います。

労働力不足の問題を解決する上で、このリカレント教育に関しては、既に厚生労働省や経済産業

省、文部科学省で支援や周知を始めております。厚生労働省における教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金、キャリアコンサルティング、ハロートレーニングなどの労働者側の支援策から、人材開発支援助成金や生産性向上支援訓練、企業内でのキャリアコンサルティングなどの支援策や経済産業省における取組である、巣ごもりDXステップ講座情報ナビでの情報提供や情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援試験の実施、第4次産業革命スキル習得講座認定制度による認定、文部科学省におけるマナパスによる情報提供など、非常に多岐にわたる展開をされております。

国では、これだけ多くの取組がなされておりますが、住民の皆様においては、情報を知っている方や利用されている方は非常に少ないのではないかと考えます。先ほど述べた労働力不足の課題を解決するためにも、一刻も早く支援や制度の周知を進めるべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 大村議員のリカレント教育に関する御質問にお答えをいたします。

昨年11月の台湾のTSMCの進出決定に伴い、本町においても新規企業の立地による産業集積が進む一方で、以前から人材の確保については課題となっており、本町でも大津町企業連絡協議会を中心に、町内高校生の地元就職につながるための取組を積極的に行っております。しかしながら、現在の雇用状況を見ますと、議員御指摘のとおり、ますます人材不足への懸念が高まり、今後の企業進出や事業拡大の大きな壁となるのではないかと非常に危惧するとともに、町としてもさらなる対策を検討しているところです。

人材獲得のため、町内はもちろん、県内外・国外からの新たな労働力を呼び込むことは今後も必要不可欠となりますが、大村議員のおっしゃるとおり、既に企業で働かれている方々スキルアップを図ることは、将来の高度人材の創出につながり、企業自体の経営・事業安定性が確保され、さらなる企業成長を目指していく上で、非常に重要であると考えております。

今日のデジタル等の進化や、働き方改革などにより、目まぐるしく変化する労働市場の中、企業等はこれまでのような一律・画一的な社員教育の在り方から、人的資本経営に取り組む企業へ変革していくことが求められる時代にきていると言われております。

その上で、労働者の学び直し、いわゆるリカレント教育は、職業上必要な知識・技術を習得する教育となりますので、まさに時代の変化とともに、求められる知識やスキル、ニーズに応じた高度人材などを育成する上で、非常に有益となり、現在、国を挙げて社会人の学び直しのための支援に取り組まれております。

現在、町では、そういった国の支援策について、例えば、ひとり親の方や求職活動中の方を対象に、講習会や教育訓練給付制度等の周知を行ってはおりますが、従業者に対する学び直しのための周知までには、まだまだ情報発信が不足をしております。そのため、今後、企業等にお勤めの従業者に対しても情報発信に努める一方、企業に対する支援施策メニューもございますので、企業にとって有益な情報についても、今後、積極的に周知に取り組んでいきたいと考えております。

また、町内企業の中には、独自で資格取得制度やキャリアアップ制度などの福利厚生を設けてい

る企業もありますので、そういった優良事例や魅力ある取組を紹介しながら、各企業における人材戦略のためのきっかけづくりにも支援を行っていきたくと考えております。

本町には、素晴らしい企業に多数御立地いただいております。そのような企業で組織される大津町企業連絡協議会などとも連携を図りながら、引き続き、労働力不足の解消に努めていきます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 齊藤産業振興部企業振興課長。

○産業振興部企業振興課長（齊藤孝浩） 皆様、こんにちは。よろしく願いいたします。大村議員の質問について御説明申し上げます。

少子高齢化が進む中、労働力がさらに不足していくといわれる現代社会の中で、AIやITといったデジタル技術を積極的に取り入れ、自動化・省人化を図りながら労働力不足解消に取り組まれている企業も増加してきておりますが、やはり企業内人材を能力開発によって向上させることは、経営安定の観点からも非常に重要であり、そのためのリカレント教育は有効なツールの一つとして考えております。

一方で、先日、大津町企業連絡協議会主催で行われました研修会において、九州経済産業局産業人材政策室長からの説明によりますと、近年は、デジタル等の技術革新により、各企業においてスキルや知識力の向上等が求められるものの、日本企業における人への投資は国際的に見てもまだまだ低い水準であり、また、各個人でも自ら学ばない人の割合は約46.3%と、諸外国の10%～20%台に比べまして圧倒的に高い割合であるとの報告がございました。

また、2020年に内閣府において実施されたリカレント教育による人的資本投資に関する分析調査結果によりますと、人生100年時代の中、職業に就いている期間は長期化しており、その中でも年齢に関わらず職業能力を向上させることができるリカレント教育は、例えば、非正規から正社員への転換等を含め、個人の収入増加を上昇させる効果だけでなく、人的資本蓄積にも有効であるとの結果が示されております。

このように、これから特にこの菊池圏域エリアを中心に、さらに人材確保が難しくなる中、今ある人材をいかに育成し、成長させていくかが労働力不足解消の重要な論点となります。

現在、誰もが受講しやすいメニューや就業状態・目的に応じて効果的な教育内容なども拡充されてきておりますので、町としましても、各種支援策などを積極的にPRしながら、誰もが学び直しに取り組みやすい環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） これからです、大津町がどういった動きをするかというところで、今後の大津町の発展がどれだけできるかというところが本当に決まってくると思いますので、これからもしっかり対応していただけるようによろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、町内の人口減少エリアや高齢化率が高いエリアへの対策についてになります。

状況から御説明いたしますと、大津町の中心から見て北に位置する行政区と東に位置する行政区に関しては、平成30年度から令和3年度間だけ見ても、一部を除き、軒並み高齢化率が約5%から10%程度上昇しており、人口に関しても軒並み減少の一途をたどっているような状況となります。この状況が続くのであれば、区役などの地域を維持するための活動もできなくなり、人の手が入らない場所からは人は離れていき、加速度的に人口減少が進み、最終的には地域の消滅も十分に考えられます。

また、先ほど述べたエリアに関しましては、農村地帯が大部分を占めており、人口の増減が土地ごとの農業の発展と衰退に密接にリンクしているものと考えます。このまま人口が減少すればダイレクトに農業の衰退にもつながりかねませんし、農工商併進のまちづくりに暗い影を落とすことになるのは、火を見るよりも明らかではないかと思えます。

こういった状況を踏まえ、この状況は喫緊の課題であると捉えておりますが、町長がどのように考えているのか。その考えを聞きたいと思えます。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の質問にお答えをいたします。

国全体が人口減少社会を迎える中、昨年度策定しました本町の人口ビジョンでは、当面の間、人口増加が続くと推計しているところです。しかし、町周辺部においては、人口減少や少子高齢化が顕著になり、地域衰退などの問題を抱えております。人口減少によって地域が衰退すれば、居住環境の悪化や生活の利便性低下につながり、人口減少に拍車をかけることにもつながります。

本町では、人口減少に歯止めをかけ、地域経済の活性化を図る取組として、地方版総合戦略及び人口ビジョンを策定し、地域特性を把握した効果的で長期的な視野に立ったまちづくりが必要と考え、目標を設定しているところです。

人口ビジョンは、本町の人口分析と令和42年（2060年）までの将来展望を示すものとして策定しております。総合戦略に掲げる様々な施策に取り組むことにより、一定の人口を維持し、快適に安心して暮らすことができる機能性の高いまちを目標としております。

地方版総合戦略は、人口ビジョンを踏まえ、令和7年度までの取組を定めるものとして、子育て環境の改善や働く場の確保などに重点を置き策定しており、未来に向けた4つの基本方針として、「大津で働くを支える」、「大津での結婚・出産・子育てを叶える」、「大津を住みやすい街にする」、「大津に新しい人のつながりを創る」を設定した上で、その目標を実現するための23項目にわたる具体的な施策を掲げております。

また、これらの施策につきましては、町民の皆さんを含む民間事業者と協働して取り組んでいくべきものとして、官民一体となって積極的に推進していくべきものと考えております。

人口減少を克服し活力あるまちづくりを進めるためには、安定して働くことのできる場をつくり、新しい人の流れを呼び起こし、安心して子育てできる環境をつくることとなります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークが普及し、場所に捉われない働き方が広がっております。都市部から若者を呼び込み、移住・定住を促すためには、都市部にはない、都市部とは違った

働き方、住みやすさや居住地としての魅力を高める必要があると考えております。

また、今おられる方が安心して暮らすことのできる便利で安心な地域は、移住を希望する方が安心して暮らせる地域と重なる部分が多分にあると考えております。例えば、現在、公共交通のさらなる充実を検討しておりますが、乗り合いタクシーの利便性向上や、それと連動した循環バスなどの導入は、議員御指摘の北部や東部での暮らしを支えるものとなります。農業面では、北部でも進めている基盤整備事業による農地の整備は、今おられる方にとってはもちろん、今後、就農を目指す方にとっても魅力的なものになるのではないかと考えております。

また、地域の方々と職員が共に考え、共に行動する協働のまちづくりを進めるため、地区担当職員制度を導入しております。地域の活性化や発展に貢献するため、職員が積極的に地域活動に参加し、地域住民と連携しながら課題解決に向けて取り組んでいくことで、職員の資質向上になるとの考えのもと、職員には地域活動への積極的な参加を促しているところでございます。

さらに、新たな企業誘致は、雇用の創出や人口減少を防ぐためにも極めて高い効果が期待でき、地域経済の活性化やまちづくりの観点からも重要な施策であり、町では、工場等の新設や雇用に関わる補助、固定資産税の減免などの措置を講じております。

一方で、地域の実情に基づく行政サービスを安定的に提供していくためには、持続可能な歳入の確保が不可欠です。本町では、町税をはじめとする自主財源を適切に確保していくために、地域経済の活性化や雇用の創出に向けた施策を展開するとともに、ふるさと寄附金の取組にも力をいれているところです。

これから大津町はT S M Cの関連企業進出、南阿蘇鉄道の肥後大津駅への乗り入れ、新空港ビルの供用開始と航空路線の拡大、東海大学臨空キャンパスの完成と肥後大津駅からのスクールバス発着、空港アクセス鉄道、中九州横断道路と、町の活性化や人口増加に寄与する取組が目白押しでございます。もちろん、それに伴う課題も想定されますが、そうした課題を一つ一つクリアするとともに、プラスの効果を最大化し、さらに、それを町中心部だけでなく、町の隅々まで波及させる必要があると考えております。

そのために、先ほど述べましたような町独自の取組も進め、本町の末長い発展のために、切れ目のない施策を展開するとともに、町民、企業なども連携し、地方版総合戦略を元にししながら、計画的に町周辺部の課題を解決するための施策を推進していきます。

○議 長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1 番（大村裕一郎議員） 非常に力強い答弁をいただけたので安心しているところではありますけれども、やはりですね、情報の発信というところで、その力強い思いをですね、北部の方だとか、東部の方にですね、届けていただかなければいけないのではないかなというふうに思います。なので、今後、そういった点をお願い申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時35分より再開します。

午後2時24分 休憩

△

午後2時35分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 皆様、こんにちは。新型コロナウイルス感染症拡大により、大きく変化した経済活動の中、社会の動きもかなりのスピードで変化している。まだそのスピードに追いつく間もなく、電力、ガス、食料品の高騰により、様々な分野に影響が見られ、我々国民にもかなりの負担が見られる。本町においても様々な施策を取り入れ、この危機を乗り越えなければならない。前回の一般質問で私が給食費の無償化についての質問をきっかけに、菊陽町議会でも多数の質疑が見られた。私が言う無償化とは、子育て世帯の定住と新たな子育て世帯の本町への流入により、住民税の増収や子育てに係る消費の拡大につながり、本町の活性化につながるという意味である。このことについては、またお伺いするつもりである。いずれにしても、そういう時期にきていると思う。本町においても、いち早く取り入れることが必要である。

今回の質問は、TSMCの進出やデジタル化が加速する中、地場を支えている企業、あるいは事業所関係についての質問である。

それでは、通告に従い、議席番号4番、西川秀貢が質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大以来、デジタル化が重要だとして、企業ではデジタル化が加速化していることは御存じだと思う。

そこで、本町の企業へのデジタル化を後押しすることが企業の発展、持続可能な経営につながり、引いては、本町の経済の活性化に寄与すると考える。

については、DXや非対面式での経営等デジタル化に取り組む事業所に対する支援について、町としての基本支援についてお伺いしたい。

2000年代から情報新技術本部が国に設置され、国を挙げてインフラ整備、ICT利用活用やデータ利用活用の推進を通じて、デジタル化を推し進めてきた。このような中、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、DXやキャッシュレスなど、非対面式での経営など、デジタル化が加速している。こうした中、国ではIT補助金、ものづくり補助金、事業再構築補助金等々、デジタル化に取り組む事業所に対して支援がある。

また、熊本県でもIOT導入、計画策定補助金という支援がある。

本行政においても、率先してDXや非対面式でのデジタル化に取り組んでいるということは敬意を表するところである。

これからのさらなる発展のためには、もう一步踏み込んだ姿勢で、企業を後押しすることが必要であると思う。そのことを踏まえ、町独自の支援は考えられないかお伺いしたい。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 西川議員の質問にお答えをいたします。

キャッシュレス決済は、短時間でスムーズな支払が可能であり、また、現金に触れずに済むために感染防止対策としても有効な手段であることから、今後、推進をしていく必要があると考えてお

ります。

国の施策としましても、キャッシュレス決済比率を2025年までに40%まで上昇させることを目指し、IT導入補助金やものづくり補助金などにより、キャッシュレス決済の推進に取り組んでおります。

大津町に置かしても本年10月から窓口での支払において、近隣市町村に先駆けてキャッシュレス決済を導入することで、住民サービスの向上とキャッシュレス決済の推進に取り組んでおります。

店舗においては、現金の取扱いに要する業務に多くの時間がかかっております。民間業者が調査したものの中には、事業者が現金の集計や銀行への入金に割く時間が年間147時間にものぼるというデータが出ているものもございます。キャッシュレス化に対応すればこの時間を省略化できるほか、レジシステムや会計ソフトの導入により、事業者にとって現行業務を見直す機会ともなり、キャッシュレス決済を組み合わせることで、生産性の向上が期待できると考えております。

町としましては、国の補助金等支援施策の周知を図り、キャッシュレス化の推進に取り組んでいきます。また、事業者の方々へのDXキャッシュレス化の支援につきましては、町内事業者のキャッシュレスの普及状況やニーズの把握などの現状分析や事業者の方々がどのような支援を求められているのかを調査し、商工会などとも連携を取りながら取り組んでいきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長(桐原則雄) 元田産業振興部商業観光課長。

○産業振興部商業観光課長(元田正剛) 皆様、こんにちは。よろしくお願いいたします。

国を挙げて推進するDX関連に対する町の姿勢について説明いたします。

キャッシュレスの推進は、消費者に利便性をもたらし、事業者の生産性の向上につながる取組です。経済産業省が公表しているキャッシュレス決済比率は、2011年の14.1%から2021年の32.5%と10年で18.4%増加しており、今後、さらに増加していくと考えられております。

キャッシュレス化による消費者にとってのメリットは、家計の管理や現金を持ち歩かずに買物ができること、ポイントや優遇が受けられるなどがあり、デメリットとしては、店舗によっては対応していないことや不正利用の脅威があること、支払能力を超えるお金を使う可能性があるなどがあります。

事業者にとってのメリットは、ポイント還元事業の開催時には集客が期待できることや、レジ締めや現金取扱いの時間の短縮による人手不足の解消のほか、キャッシュレスに加えてDX化に取り組むことで、予約管理や顧客管理により、年齢や性別によるニーズなどを分析し、データ化された購買情報を基にしたマーケティングに基づく経営改善に取り組むことも可能となります。デメリットとしましては、導入コストや月ごとの決済コストがかかる点や、現金が入ってくるまで時差があるなどがあります。

キャッシュレス化に当たっては、導入及びその後のコストも課題となります。

QRコード決済は、導入費用、月額費用が無料で、決済手数料も1.76%~3.24%と安価で比較的導入しやすいものとなっております。

また、クレジットカード決済の導入になりますと、初期費用の相場が1万円~5万円前後、月額費用が3千円~8千円前後、決済手数料が3%~10%前後と言われております。

POSレジ導入になりますと、導入費用は1台当たり20万円~30万円、月額費用が数千円~2万円前後かかると言われております。その他にインターネット回線やWi-Fiが必要となり、それらの経費も掛かってきます。

このような背景もあり、国ではキャッシュレス化を推進するため、IT導入補助金やものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金等で支援を行っており、IT導入補助金では、デジタル化基盤導入枠が創設され、ECソフトやパソコン、タブレット、レジの導入に係る経費が新たに対象となりました。また、クラウド利用料も通常型の1年分から最大2年分に拡充をされております。

町内事業者の方も、これらの補助金を活用され、キャッシュレス化に取り組まれている事例もあると聞いておりますが、国の補助金となりますので、申請に時間を要したり、採択も難しい場合があると伺っております。

町としましては、これまで国等の補助金支援施策の周知が不足しておりましたので、今後、広く周知し、事業者のキャッシュレス化の推進に努めてまいります。

また、事業者の方々への支援につきましては、現状分析や課題の洗い出し、町の財政状況等も含め検証し、IT導入支援を含め、今、どのような支援が求められているかなど、事業者の方々や商工会などの意見を聞きながら、今後の事業者支援につなげていきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 今、お伺いしたところ、機能性はですね、十分私も感じられましたが、要は、事業者関係と話をして、どういった支援がいいかという話をですね、これは今するこれ話じゃないと私は思うんですよ。私もずっと調べてきましたが、些細なことでもですね、この企業関係の社長さんたちもせっかく国を挙げてDX化なり、デジタル化が進んでいるということで、町も一生懸命やっている。だから、私たちも協力せんといかんだらうということで、国の補助金関係を見られたと。ところが、なかなかこう使いづらい部分もあったという話なんかも聞いておりますので、せっかくですから、何ていうか、町も今、このDX関係でしっかり勉強されているということは、私はわかっております。ですから、この企業関係にですね、もう一步踏み込んだ支援をすることがですね、例えば、今から大津町で起業する方、そして、今からどんどんこの大津町で成長していく事業所なりにですね、しっかり町のPRがでくっとじゃなかつかなと、その町の姿勢がこの大津町の発展につながると思っております。ですから、ぜひそういうところはですね、取り組んでもらえば、ほかの近隣の市町村関係とのですね、差別化にもつながると思いますので、ぜひそのありはやっていただきたいと思ひまして、次の質問にいかせていただきます。

TSMCの進出やサプライズチェーン企業の進出で雇用が拡大し、高度な技術を持つ人材の育成と確保が必要であるとするが、町としてのこの人材育成と確保についての基本姿勢や、具体的な

取組についてのお考えをお聞きしたい。

T SMCの進出やサプライズチェーン企業の進出で雇用が拡大することにより、高度な技術を持つ人材の獲得競争が激化することが懸念され、地元企業からのヘッドハンティングなども予測される。そうすると、地元企業の衰退にもつながるため、その対応策を検討しておく必要がありはしないかとも考える。

また、多くの人材を全国から集める仕掛けなどを考えるなど、工夫も必要かと思う。

国においては、人材育成機関である各種訓練校や中小企業大学校など受講があり、事業所自身が企業負担をして従業員に受講させているところもある。

そこで、地元企業の負担を軽減するため、従業員を積極的に派遣できる環境を作れないか。また、そのための受講費用の助成は考えられないかお伺いしたい。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 西川議員の人材育成のための基本姿勢についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、企業における人材育成は、大変重要なことでありまして、T SMCの進出や少子高齢化、成熟化社会の到来など、社会構造が変化している中で、さらに重要度が増しております。

人材育成の目的は、従業員一人一人が企業の理念を理解し、スキルを上げることにより生産性を向上させることです。また、従業員の自己成長や組織への貢献感の向上を通して従業員満足度を上げることができれば、優秀な人材の離職率の低下にもつながるのではないかと考えております。

企業内での人材育成に取り組む事業主に対する支援につきましては、町が支援している大津町商工会の事業中で、研修派遣事業がございます。これは、事業主や従業員の資質向上を目的として中小企業大学校人吉校などへの研修費用の一部を負担されているものです。

国の制度では、人材育成に対し様々な支援がございますが、その一つとして、人材開発支援助成金があります。この制度は、労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合、訓練経費や訓練期間中の資金の一部を助成する制度となっております。

大津町商工会の研修派遣事業について、現在のところ利用は多くはない状況であると伺っており、国の人材開発支援助成金についても、関係機関へ確認しておりますが、その利用状況などの把握はできておりません。

これらの支援や制度は、労働者の職務に関連した様々な研修コースがあり、人材育成に寄与しているところですので、町としてもその利用状況の把握に努めながら取組を考えていきたいと思っております。

また、町として情報発信が不足しておりますので、今後、周知に取り組むとともに、人材育成のために必要な支援がないかなど、関係機関等の意見を聞きながら、人材育成に取り組みやすい環境づくりに努めていきます。

また、先月、企業連絡協議会で実施された人材獲得と育成に関するセミナーも大変に好評でした

ので、企業連絡協議会や商工会とも連携をさせていただきながら、町内独自の研修・セミナーを企画できないかなどの検討も進めていきたいと考えております。

そのほか、詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 元田産業振興部商業観光課長。

○産業振興部商業観光課長（元田正剛） 西川議員の質問について御説明いたします。

大津町商工会の研修派遣事業につきましては、中小企業大学校等への研修費用を助成されております。

助成額は、研修費が2分の1助成で、補助上限額は3万円、研修に伴う旅費は10割助成で補助上限額5万円となっております。

利用状況としましては、令和2年度は1社4人、令和3年度は1社1人、令和4年度は2社5人の利用となっております。

国の制度である人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識や技能の習得をさせるための職業訓練等を計画的に実施した場合に、講師謝金や受講料等の訓練経費のほか、訓練受講労働者に係る訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度となっております。

この制度では、正規雇用労働者や非正規雇用労働者などの対象者別の研修があるほか、労働生産性向上に資する訓練等を実施する特定訓練コースや、職務に関連した専門的な知識や技能を習得させる一般コースのほか、高度デジタル人材等の育成や労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する、令和4年度から6年度の期間限定助成である人への投資促進コースなど、職種にあわせた様々な訓練コースが設けられているところでございます。

町としましては、商工会と連携し、国の制度などを積極的にPRするとともに、他の自治体の状況や関係機関等の意見などを参考にして人材育成に取り組みやすい環境づくりに努めてまいります。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 今、説明いただきましたが、私もそれなりに自分でちょっと調べてみたんですけど、そういった中でですね、ある企業の社長さん方にちょっとお話を、こないだお伺いしました。

実際、確かに、今商工会を通してからの人吉校とか、国のいろんなのもあるということはずね、知っておられました。で、ただ何じゃあ使われないんですかと聞いたときにですね、遠すぎるという話もう大分もう何社もあつてですね、じゃあどうしたらいいですかねとちょっと尋ねてみたところですね、来てもらわれんとだろかという話が出ました。だけん、もしそのやっぱりですね、この今、人材育成というのは何遍もさっきから話が出てますけど、本当やっぱりこれをしていかんと、大津も乗り遅れていくとじゃないかなと思ってますので、仮に、さっき言われたですね、受講料の半額及び旅費、こういったのを助成するよりもですね、講師の先生を呼んで、そして、その講師の先生に日当と受講料ですね、こういういった関係を払ったほうが恐らく安上がってじゃなかっだろうかと私は思います。それで、大津の企業さん方に募集をかければ、恐らく今まで以上の今度

は人間が集まるんじゃないかなど。引いては、それが大津の企業の発展にもつながりますし、それがもう大津町の将来にもつながってくっと思いますけど、町長はいかが思いますか。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の再質問にお答えいたします。

今ほど御提案いただきましたけども、私も全く同じ内容をメモしながら伺っていたところがございます。

確かに、人吉校というのは非常に遠いところもありますし、かといって、各多くの従業員、多くの経営者に個別に補助を出していくのは非常に難しい状況もございます。そうした中、今後ですね、企業連、あるいは商工会のほうと連携するのか。あるいは町独自でやっていくのか。できれば前者のほうがいいと個人的には思っておりますけども、そうした中で、主催するセミナー等、あるいは創業・起業従業員の支援塾、そういったものができないかというのを具体的にお話しを進めさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4 番（西川秀貢議員） 非常に前向きな姿勢と思います。いずれにしてもですね、企業にとっては、人材が宝であり、育成することによりですね、利益、収益につながり、それが企業の発展、そして、税収により町の将来の安定につながると思っております。

次の質問に移りたいと思います。

創業事業所への支援についての質問。

既存の大津町企業創業事業費補助金の来年度予算化について。

現在、本町では、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、個人や中小企業等がポストコロナ、ウィズコロナ時代の経済社会活動の変化に対応するために、起業や新分野への進出など、前向きなチャレンジを支援するため、大津町に新たに創業する方や新分野へ進出する方に必要な経費を支援する大津町起業創業事業費補助金が本年7月から施行されていることは町御当局も御承知のことと思う。大変素晴らしい制度であり、来年も引き続き予算化すべきと考えますが、この点いかがお考えか。

次に、大津町独自の創業融資制度の創設と併せて、本制度の利子補給と保証料の補助の創設について。大津町起業創業事業費補助金は、上限が100万円ということであるが、創業にあたっては規模にもよるが、相当程度の初期投資を伴う。本補助金もその資金の一部として補助されるものであり、補助以外の資金は金融機関からの借入れと自己資金で賄うこととなるが、創業ともなると経営実績がなく、金融機関からの借入れは非常にハードルが高い。そのため、創業事業者の担保者となるための公に認められた熊本県信用保証協会、融資保証をすることで金融機関からの融資を容易にすることができる保証付き融資制度がある。現在、県下市町村の中では、熊本市、水俣市、菊池市、合志市にこうした創業事業所のための保証付き融資制度が設けられている。大津町でも創業のさらなる後押しをすべく同様の制度を設けていただくお考えはないか伺いたい。

なお、この制度が利用しやすくなるように融資の際に発生する利子の補給と保証協会に支払う保証料の一部助成も併せて創設することができないかお伺いしたい。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の本町で創業を検討している事業者に対しての支援についてお答えをいたします。

創業するにあたり必要不可欠なものとして、経営のノウハウや販路開拓、従業員の雇用などがありますが、資金調達も大きな課題の一つでございます。

大津町では、今年度、議員からございましたとおり、大津町起業創業事業費補助金を制定し、新たに創業する方や新分野へ進出される方の創業に必要な経費の一部を支援しており、既に複数の事業者が当該制度を活用して創業を開始しております。

また、大津町には、事業経営に必要な資金の融資として、大津町中小企業特別小口資金融資制度があります。この制度は、大津町が熊本県信用保証協会に出捐し、信用保証協会が融資を受ける中小企業者に対し、原則、無担保・保証人なしで、町が指定する金融機関が行う小口資金融資の保障を行うものですが、平成26年を最後に本融資保証制度は活用をされていない状況です。

本融資保証制度では、事業者は、無担保・保証人なしで融資が受けられる一方、返済が滞った場合は、町は信用保証協会が行う代位弁済の損失補填を行わなければなりません。その後、返済があれば信用保証協会から町に戻入れがある仕組みとなっております。

これらのことから、創業支援をするにあたりまして、本年度実施しております起業創業事業費補助金での支援を検証し、新たな創業支援事業の実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、県が実施しております融資制度につきましても、支援を希望する方に届くよう周知を行います。

創業までの支援ではなく、先ほどお話したような創業後のサポートにつきましても非常に重要だと考えておりますので、事業者に寄り添った伴走型の支援を商工会の皆様などとも連携しながら行っていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 元田産業振興部商業観光課長。

○産業振興部商業観光課長（元田正剛） 西川議員の本町で創業を検討している事業所に対しての支援について説明いたします。

大津町の新規創業者数は商工会調べによりますと過去3年で24件の創業がっております。また、商工会では、経営・財務・人材育成・販路開拓の習得を目指し、創業塾を開催していただいております。創業するにあたりましては、経営・財務・人材育成・販路拡大と様々な課題がありますが、資金調達も大きな課題の一つです。

町長から答弁がありましたように、大津町では、今年度、大津町起業創業事業費補助金の支援事業を行っており、起業や新分野進出に要した経費の2分の1、100万円を上限に支援を行っております。

また、事業経営に必要な資金の融資保証として、大津町中小企業特別小口資金融資制度がございます。この制度は、大津町が熊本県信用保証協会に出捐し、協会がこれを基金とし、町が指定する金融機関が行う小口資金融資の保証を行うものです。

融資対象者は、町内に住所及び事業所を1年以上有し、かつ、同一事業を1年以上営んでいる方です。融資限度額は、1企業につき750万円、貸付利率は金融機関の定めるところで、毎月均等分割返済を行うものです。

担保は原則徴収せず、連帯保証人も法人代表者以外は不要となります。本保証の最後の保証は、平成26年度と最近では活用されていないのが現状でございます。

中小企業特別小口資金融資制度は、中小企業者が金融機関への償還が困難になった場合には信用保証協会が金融機関に代位弁済を行います。信用保証協会が代位弁済した場合は、算出された金額を町が信用保証協会に対し損失補填をしなければなりません。

その後、中小企業者から信用保証協会に弁済があった場合は、決められた割合の弁済額が町に戻し入れられる仕組みとなっております。

この特別小口資金融資制度は、熊本県内の43の自治体に取り組まれています。現在は29の自治体が休止をしている状況です。

町としましては、本年度実施しております。起業創業事業費補助金の効果を検証いたしまして、新たな創業支援事業の実施に向けて検討を重ね、創業希望者や商工会等の意見を聞きながら、今後の支援策につなげていきたいと思っております。

また、併せて、熊本県の創業者支援資金や新事業展開支援資金などの情報も広く周知してまいります。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） さっき言われたですね、この確かに、大津町中小企業特別小口資金融資制度ということがあります、これ。ありますけど、これはですね、やっぱり中身を見てみっとですね、まず返済の期間から融資の限度額関係ですね、これもちょっと創業する人には厳しいだろうなという内容がやっぱりかなりあります。先ほどの町長の答弁で、これから考えて変えていくと言わるとであれば、もうそれが一番いいのではないかなと。ほかのやっぱり合志市とか創業支援関係なんかば見てみるとですね、全然やっぱ内容も本当創業する人の考えてあるというか、そういった感じの内容ですので、やっぱこういったのを率先して町がやればですね、やはりやっぱ大津町で創業してみようかなとか、そういった人も増えてくると私は考えております。

町長がそういう答弁だったものですから、もう質問はしませんが、例えば、新規の創業関係ですね、支援することにより、町の活性化、住民の人口増加につながり、引いては、町の発展につながるかと私は考えております。だから、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。傍聴の皆さん、ありがとうございました。

午後3時09分 散会

本 会 議

一 般 質 問

諸 般 の 報 告

- 大津町議会議場執行部席の変更について

令和4年第8回大津町議会定例会会議録

令和4年第8回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和4年12月13日(火曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 面 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 府 内 淳 貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金 田 英 樹</td> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>中 井 雄 一 郎</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>佐 方 美 紀</td> <td>総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長</td> <td>吉 良 元 子</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>兼 法 制 執 務 係 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 部 長</td> <td>木 村 欣 也</td> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>田 邊 嵩 博</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部福祉課長</td> <td>伊 東 正 道</td> <td>教 育 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>産 業 振 興 部 次 長</td> <td>白 石 浩 範</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>都 市 整 備 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>百 田 止 水</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記</td> <td>村 山 博 徳</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>梅 田 博 隆</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>大 塚 昌 憲</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金 田 英 樹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎	副 町 長	佐 方 美 紀	総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長	吉 良 元 子	総 務 部 長	藤 本 聖 二	兼 法 制 執 務 係 長		住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博	健康福祉部福祉課長	伊 東 正 道	教 育 長	吉 良 智 恵 美	産 業 振 興 部 次 長	白 石 浩 範	教 育 部 長	羽 熊 幸 治	都 市 整 備 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長	村 山 龍 一	教 育 部 次 長	百 田 止 水	総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記	村 山 博 徳	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲		
町 長	金 田 英 樹	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中 井 雄 一 郎																																		
副 町 長	佐 方 美 紀	総 務 部 総 務 課 主 幹 兼 行 政 係 長	吉 良 元 子																																		
総 務 部 長	藤 本 聖 二	兼 法 制 執 務 係 長																																			
住 民 生 活 部 長	木 村 欣 也	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博																																		
健康福祉部福祉課長	伊 東 正 道	教 育 長	吉 良 智 恵 美																																		
産 業 振 興 部 次 長	白 石 浩 範	教 育 部 長	羽 熊 幸 治																																		
都 市 整 備 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長	村 山 龍 一	教 育 部 次 長	百 田 止 水																																		
総 務 部 総 務 課 長 選 挙 管 理 委 員 会 書 記	村 山 博 徳	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆																																		
総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲																																				

議 事 日 程 (第 3 号) 令和 4 年 1 2 月 1 3 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。

なお、田上産業振興部長及び坂本健康福祉部長より欠席の届けが来ていますので御報告申し上げます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦議員。

○ 1 3 番 (永田和彦議員) 通告に従いまして、一般質問を行います。

今回 2 点、質問をしております。

まず学校 P T A について質問をします。学校 P T A についてであります。私も議員としていろいろなデータを注目すべき記事があったときには切り抜いて保存をしております。その中でもいつかやらなければならないと思っていたのが、この学校 P T A についてでありまして、全国紙、私日本経済新聞と熊日を読んでおりますが、日経に特集で組んでありました。今年の夏ぐらいでありますけれども、表題が「学校 P T A 同調圧力の果て」という強烈な見出しでありました。同調圧力どこからくるのかなというのは、みんなで仲良くピラミッド組織、この P T A 組織のピラミッド構造について、同調しなさいというような強制的なそういった圧力が働いているというふうに理解しました。この P T A 組織のピラミッド構造というのは、多くの皆様方は御存じでありますけれども、日本 P T A 全国協議会というのがトップにありまして、その下に都道府県政令市単位などの P T A 単位があります。そしてまたその下に学校単位の P T A 単位、タンピというものがありません。P T A に参加するしないは自由でありますけれども、私の記憶にある限りは自然とその会員にならされるというような流れだったかなと思っております。

この日本 P T A の流れと言いますのは、戦後できまして G H Q が民主化のために結成を奨励したということでありまして。1 9 4 8 年には小学校の 8 4 % に普及しました。1 9 7 0 年頃になりますと、学校への物的支援が減り、存在意識があまりなくなってきたということで P T A のない新設校も出てきました。そして 2 0 0 0 年に入って、今度はブログや SNS あたりで P T A 批判が出てきております。皆様方も御存じだと思いますけれども、例えば有名どころで言いますれば、タレントの菊池桃子さんあたりが政府会議で全員参加問題を指摘しております。これは皆様方も報道等で見

られたかもしれません。そこでPTA活動の負担軽減の動きが広がりだしましたということであり
ます。

要はこのPTAが保護者のためじゃなくて、本当に子供の成長に必要なかどうかという原点に戻
たときに、いかなもんかなということではないかなと私は理解しました。要は、主役は子供たち
なんです。これから将来を日本を担う子供たちの問題であります。そこで親が、保護者がごたごた
しとってどうなるかという話ですよ。私はPTA活動には給食委員として一度やったことがあります。
この時は私の家内がPTAの役員、その給食委員というものを小学生のとき引き受けてきて
自宅に十数万円かな、現金があったんですよ。これ何だと言ったら給食費を集めていると。自宅に
保管している。何で人のお金をお前持とつとつかというふうな話をしたときに、うちの家内がまだ
全部集まったらんから、JAに入れることができないんだという話を聞きまして、私が乗り出して
行って、全部引き落とし、口座を作ってもらって引き落としにした経緯があります。その時に郵便
貯金であるならば、郵便局であるならば引き落とし金額が10円だったんですね。子ども会で皆様
の了解を得て、年間11回110円使わせてくれという話をしまして、引き落としというシステム
を作りました。またPTAとは違う子ども会というのも地区単位で作ってございまして、そこでも先
人の方々がためられた会費、そういったものがずっと積み重なってきて数十万円あったわけですよ。
結局それをどう使っていいかわからない。どう分配していいかわからない。どうお返ししていいか
わからない。PTAというものに自然に会員にならされて、どういった行動をしていいかわからな
い。学校に小学校の子供さんがおられる親御さんと言ったならば、恐らくそういったシステムのこ
となんか知りませんよね。ですからこういったところは逆に明確にしなければならない所だとい
うことで、子ども会の例えば数十万円集まったものは、皆様方に中学校1年生まで遡って返しまし
た。そういうことをやってきて、繰越しで持つのは10万円というような線引きを作ったりしてき
ました。これは地場のそれこそ地域を守るため子供たちをよりよく育てるために、そういった保護
者ペアレントですね、が一丸となって、そういった学校活動を支えるということをやってきました。
そういったものがPTAと同調しているかなと思った次第であります。

今回の質問におきまして、東京都の小学校PTA協議会が、今年7月に開いた理事会で日Pピラ
ミッドの先端ですね、からの退会を決めました。年1回の全国大会など日Pの事業内容について会
員の声を吸い上げたり交流を深めたりする意図を感じられないということで、協議会を脱退する
ということになったそうであります。これに対して日P、ピラミッドの先端ですけど、コメントがし
っかり東京都の小学校PTAと話ができなかったことが残念だということだったんです。

これを見ても私は疑義を読んで思いました。東京都の小学校PTA協議会と話ができなかったか
らということですが、そもそも魅力のないシステムにみんな飽き飽きしてたんだろーなと。辟易し
てたんだろーなということしか感じられないんですね。これがPTAという組織が役に立たないか
といたら、これって何でもですけど、この議会もですけど、メリット、デメリットあるんで
すよ。これあって当たり前なんですよ。しかしながら、それをデメリットをより良き方向に持つ
ていかなければならないことがずっとなされなかったのではないかなと。そういったことを得てい

ろんな地域で問題視されてきました。そして、我々身近な話になりますけれども、PTAって一体何してるの。役員になることになってどういう意義があるの。みんなのためになるの。子供たちのためになるのという疑義よりも先に、親御さんたちが嫌だと。役員になるのが嫌だという人が多いんですね。ここに特集で組んである中に、PTA活動は大変だと感じる理由の中に、60%を超えるのが役員選出なんです。そしてその後に仕事との両立ができない。不要な業務がある。連絡事項が多いなどずっと続きます。ここに一人の声が書いてありますけれども、嫌がらせをされて赤紙が届いたらしいです。赤紙と言うらしいですよ。そういったあなたは役員に選出されましたというのが。これにおびえていたと。それになったら今度はベルマーク集め。その整理の仕分。平日の日中に20人がかりで2時間をかけてやらなければならないかったと。またヨガ教室にサクラ枠として参加しなければならなかったというようなことが書いてあります。これって恐らく教育長も町長も今は、いろんなところでこういった情報が手に入りますので、知っておられるかと思います。かといって、メリットの話も知っておられるかと思います。今回はデメリットの点について追及しておりますので、この点について危惧する点が、保護者自体がそういった意識の中でPTA活動をやっていると。学校の中にそういった、嫌でたまらんというような方が入り込んでやっていると絶対的に文句が出るんですよ。嫌だと。それを御家庭で子供たちが聞く、子供たちは多感でありますから、それを友達に段々話が膨らんでいく、いじめにつながる。そういったものが非常に怖いんですよ。ですからPTAをより良きものに改革しなければならないという点か、それとも自由に別の組織を作るのかいろんな方策があるかと思います。

この点について、まずは教育長と町長の客観的な意見ですね。大所高所からのPTAについての御意見をまずは伺いたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。永田議員の質問にお答えいたします。

学校PTAにつきましても、学校教育をはじめ町の政策に対しても御意見をいただける貴重な組織であり、保護者と教育現場をつなぐ大きな役割を担っていると考えております。しかしながら、社会環境や家庭環境が著しく変化する昨今では、学校PTAの活動に対し前例踏襲な事業運営や組織体制に対し議員御指摘のように不満や不安を訴える方々の意見も全国的にもみられるようになっております。

そうした中、学校PTA活動は、保護者と教職員が協力して学校運営に携わり、子供たちの成長のために教育環境をサポートする活動です。そのような活動に保護者が快く参加できるよう組織改革に取り組む学校PTAもあるようです。例えば、オンラインを活用し会議や連絡のスリム化や委員制を廃止し、完全ボランティア制を行うなど保護者の負担軽減を図る取組事例が先進事例として把握しております。

町としましては、学校PTAの活動に対し、時代に即した子供を支える活動が行えるよう求めに応じて助言や指導・支援を行うとともに、町の未来を担う子供たちが安全安心に成長できる教育環境の充実に努めていきます。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。永田議員の学校PTAについての御質問にお答えいたします。

学校単位PTAとは、議員も御存じのとおり社会教育法による社会教育関係団体に属する任意加入の団体となります。日本PTA全国協議会などの上部組織に加入することも、学校単位PTAに義務づけられておりませんが、全国の多くの学校単位PTAが、県や国の組織にも加入しており、大津町においても同様でございます。

保護者と教職員により構成される学校単位PTAは、家庭や学校における教育の在り方に関して、相互に理解を深める「架け橋」的な団体であり、児童生徒の健全な成長を図る上で、重要な役割を担う団体となるため、教育委員会としましては、単位PTA等の求めに応じ助言や支援等を行っているところです。

確かに、議員おっしゃるとおり学校単位PTAを取り巻く状況としましては、共働き家族や介護などの様々な事情から「活動する時間がない」など、PTA活動への参加に関する不安や負担を感じる保護者も少なくなく、年度当初の役員選出には苦慮されているとの声も伺っています。

その一方で、PTA役員を経験した保護者からは「同じ年代の子供をもつ保護者同士が交流する機会となった」など地域コミュニティへの参加や、子育てに関する悩みをはじめ様々なことを気軽に話しながら、親としての学びを深める機会にもなるなどの意見も伺っております。

町では11月に、町内全小中学校のPTA役員、学校長、教育委員会が参加しての意見交換会を開催しました。各単位PTAからの教育委員会に対する要望等に対する回答をさせてもらい、後半では、「子供たちが生きる力を育むには」というテーマでワークショップを行いました。

その時の資料は11月18日から12月9日まで役場一階に掲示しておりましたが、各班からの報告におきましては、「学校と保護者、地域のパートナーシップ」や「子供を学校と地域で支えること」など、学校と地域、行政等が連携しながら、愛情を持って、包括的に子供たちに関わることが重要となるなどの意見が多く出されました。子供たちの「成長や学び」のステージは、家庭・学校そして地域であることを考えますと、教育委員会としましては、家庭や地域が、学校教育への理解を深め、目指す子供像を共有しながら相互に連携していく体制は大切であると考えます。

このような体制づくりの要となるのが学校単位PTAですので、一部の保護者に過重な負担がかからず、誰もが自分の都合のつく範囲で主体的に参加できるような体制づくりを模索しながら、従来通りのやり方に固執しない効果的な活動づくりへ転換していくことを、保護者も求めているのではないかと考えます。

町内の学校単位PTAにおきましても、コロナ禍の中、従来のPTA行事や会議などが開催できず、その内容や方法をオンライン等に切り替えて実施したり、あわせて、組織や恒例行事を見直し、役員数を変更したり、役割を分散したりするなど、改革に取り組んでおられると伺っております。

教育委員会としましては、子供たちの日々の成長を願い、保護者と教職員とが、その役割を相互に補完し合うための組織として、今後とも、多くの保護者が活動に共感し参加してもらえるPTA

の体制が構築されますよう、引き続き支援等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

教育長が言われるのは、俗に言う優等生の答えでありまして、そのプラスイメージだけを取る人じゃないのが多くなってきていると私は言いたいですね。例えば、私もいろいろデータを集める中で、SNSでPTAに対する不満、そういった書き込みがたくさん見られます。その中でこれが面白いなと思って拾ったのが、夫が4月からPTA会長に就任しました。子育てに熱心なのはありがたいのですが、PTA活動に合理性を持ち込みすぎて一部のお母さんたちからうわさされたり、ちくちく言われたりします。その時点で何かがここに起こってるんですね。夫いわくPTAをぶっ壊すと夫が意気込んでおりますということで、これは非常におもしろかったのでプリントしてきましたけれども、御主人がPTA会長として4月から半年間で進めてきたことという中で4つありまして、広報紙の廃止、毎月PTAから伝えるべきことなんかないと。毎月広報委員会を開いて今月のネタをどうしようだの、手書きのイラスト書かなきゃだのする必要はないという根拠だそうです。2番目に図書委員の廃止、毎月1、2回集まって何しているのかと思えば、図書館の飾りつけとプランターの花や観葉植物の手入れかよと。お母さんたちが仕事休んでする仕事じゃない。今はもう共働き多いですから役員になったらできる人がやらなきゃ。また図書館というのは、そういったものを求めるんでしょうか。確かにそれもあるなど。3番目が公式の飲み会の廃止。校長が変わるたびに新しい校長先生は、ビールはキリン党なんですってと。キリンの置いてある店で歓迎会やりましょうなんてやる必要なんてないと。ごもっともですよ。4番目が廃止すべき作業や行事の募集、言うならば事業仕分をやりたいというんです。だからぶっ壊すと言いながらも、PTAを廃止しなさいとは言っていない。より良き方向に持っていこうというこの人は頭良いですよ。PTAの役員さんは自分の担当分野で廃止してほしいことがあったら理由付けをして提案してください。理事会で話し合おうじゃないですかと言うんですよ。この人立派な人だろうと思います。そしてまたこれのベストアンサーに選ばれた人がこの人も嫌だったんでしょう。ベストアンサーに投票で選ばれたということで、素晴らしいと、私は今年広報委員会をやって（やらされていますが）内情を知っていますばかばかしいと感じています。フルタイムで働くシングルマザーですが、はっきり言ってPTAなんて暇な主婦が、社会参加したつもりになるためのごっこ遊び。私よくそういったことをがんがんいう人に対して、それは教育ごっこだよねというようなことを言って、あいつはろくなやつじゃないとよく言われます。喜んでますけれども。要するに、こういった意見というのが非常に大切に、結局価値を感じてないんですね。子供の成長に関係ないと言わんばかりなんです。もちろんPTAには、今教育長が言われたようなメリットの面もたくさんあります。ところがそのメリットばかりじゃないということがはっきりしてきたんですよ。それこそペアレントティーチャーアソシエーションが、やっぱり学校のために、子供たちのために、本当に清廉潔白で素晴らしい組織であってほしいがために思うのですが、そこの役員に一生懸命なったりするのはいいんです。ところがそのあまりに、学校教育に関係ないようなことまで持ち込んだりとかするのが、どうも気に入

らないというか、それって必要なと思うんです。例えば町長がやってた読み聞かせあれって私は不必要と思うんですよ、実は。あなたは保護者でも何でもないでしょ。それが学校に行ってやる。それはボランティアかもしれません。それって選挙とか出る人には選挙活動にしか見えないんですね。これは悪くとったらですよ。ところが心優しい町長が行って、子供たちの成長のためにそういった活動をやっていると取っている人がほとんどですよ。私の場合は議員ですから、そういった憎まれ口もたたかんといかんわけですよ。だから学校にそれこそペアレントじゃない人が入り込む、それはPTAとは違うかもしれないけれども、そういった組織を阻止してもらいたい。逆に子供たちは読めるんですから。その中で大津町の有名なオハナシマンがおられますよね。この方もPTA会長とかされました。あの人に悪意とか下心を感じる人はいないと思います。あの方は別格ですよ。あんな格好をして子供たちに、心優しい子供たちに育ててほしいというような気持ちが伝わりますもんね。皆さんに。それと色々な方々が不特定多数の人たちが学校に押しかけて読み聞かせをしたりするのはいかがなものかなど。時間を取らんでくれと。私たちの子供の時間を取ってという保護者からの意見も聞きます。だからここで言っているわけですね。それが全部デメリットに回ったのかなど。これは、私は検証をしたことないですからわからないんですけども、しかしそういった声が、先ほどのSNSとかでもあがってきているということですよ。あがってきているのにベストアンサーなんかもあるわけですから。ということは多くの方々が、ベストアンサーというのも投票で選ばれましたと書いてあります。結局そういった思う人たちもいるってということですね。だから義務教育の場というものは聖域であってほしいわけですよ。これは日本国民の世界に感足る日本人を育てるための感足る基礎的な教育でありますから、これに対して濁してほしくないというのが一番の気持ちですね。だからPTA活動を活発にしてみんなが同調すれば協力するって当たり前じゃないですか。同調されないから文句が出ているわけでしょ。それが例えばさっき言った学校の先生との校長先生が変わればとか、そういったのもいかがなものかなど。実際今日何だったの、PTAの飲み方ですと。歴代のPTAの会長がずらっとおって、その飲み方をやっております。もう保護者じゃなくなったらそれって卒業するんじゃないですかという感じなんですけれども、諸先輩たちの話を聞く場においてはいいかもしれません。ところがやり方はいかがなものかなどということもあります。ですから、そういったPTAに対して苦言を申し上げる人たちも多いということ。をきちんと把握したうえで、今の教育長の1回目の答弁はあるのかなどそういうふうに思うわけです。そういった方々のは無視するんですか。そういった方々に、きちんPTAと話し合っってそういった方をなくすようという行動を起こしましたか。そして理解を深めましたか。

この点について再度質問いたします。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 永田議員の再質問にお答えいたします。

まず最初のほうで紹介いただきましたあるPTA会長様の改革案でございますけれども、大変素晴らしいなと思って聞かせていただきました。様々なPTAの活動がありますが、先ほど紹介がありましたように学校PTAの活動と言いますのは、長い期間の中で割と変わらないまま継承されて

きているものが多いのではないかと感じております。御紹介がありました例えば広報誌の廃止という点ですけれども、この方がやろうとされたのは廃止ですが、大津町におきましても、やはり広報誌の発行というのはなかなか時間がかかりますし、広報委員になられた保護者の方が何回も何回も集まって記事を募集して、そして編集するのは大変だということで、私が学校におりました時も聞いておりました。ただ今大津町におきましては、このような煩雑な作業を業者委託にして、効果的な広報紙の配布につなげておられる学校もあると聞いておりますし、実際、私もその様子を見せていただいたこともあります。

したがって、この会長さんがやられようとしたことは、従来のPTA活動の内容を本当にそれが必要なのかという視点で見直しをしていかれた。そういう部分だと思います。その中で多分やらされていた活動が、様々な改革を得ながら、自分たちが主体的に参加する。そして参加することによってよかったというような声を聞く中で、やりたいというやりがい生まれる活動になっていくのではないかと。そう思います。

したがって、大津町のPTAの活動に関しましても、先ほど少し紹介させていただきましたけれども、そのような従来のやり方を抜本的に見直して、本当に必要な内容に改革していく。それは内容も方法も一緒ですけれども、そういうことを考えているところでございます。そのことは、PTAの役員会の中でもお聞きしております。

また、その次に学校教育に不必要なことを持ち込んでいるのではないかとということに関しましては、PTAの活動と言いますのは、学校教育の支援といった側面が大きいものでございます。したがってPTAの皆さんが学校教育に支援してくださることが、本当に学校教育にたいして必要なことなのか、このことにつきましては、学校側が主体的に判断をしてお願いするべき部分だと思っております。読み聞かせの話が出てきましたけれども、読み聞かせに関しましても、これは学校側が学校の教育活動として必要だと判断し、お手伝い願いたいという発信の下に実施している活動であると思います。そこに参加される方々の個人のことに関しては、私も特別な御意見というのは伺ったことはありませんけれども、受け入れる学校としましては、子供たちに対してしっかりと愛情をもって読み聞かせをいただきたいし、そのような思いで参加していただいていると考えているところでございます。

また、その次に御指摘がありました学校教育に不要な活動が入り込んでいるのではないかとという御指摘でございますけれども、その辺につきましては、今学校の中では学校の学びを日常の暮らしにリンクしていこうということを大事にしております。それは議員も常々私のほうに御指摘をいただきましたように、学校の学びが学校の中だけに閉じているのではないかと。それは将来の子供たちにとって、学びが足が地についたものではないかと御指摘を受けておりました。その方向性から行きますと、今学校が取り組んでいる学びを暮らしとリンクさせるということは、大変大切なことではないかと私も思っているところでございます。その一環としまして、地域の方たちに学校の中に入ってもらって、様々な例えばキャリア教育でのお話をさせていただいたりとか、あるいは学校の活動をお手伝いしていただいたり、そういう必要な活動についてお手伝いをさせていただいていると

ころでございます。

したがって、今の段階で学校教育に不必要な方々が教育活動に入られるという認識は持っておりません。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問します。

認識の違いというのは、私と教育長とあって当たり前です。町長とあって当たり前です。それはいいんですけども、例えば最近で申しますれば、中学校1年生の生徒が自殺したというような事件がありましたよね。それに対して熊本市の教育長が陳謝をされております。防ぐことができなかったのかなということは報告を受けてないとか、報告が遅れたとか一番いけないことなんですよ、これ。これですね、何でそういったことが起こるのかというのは現場に行かないからです。大体教育長が、本当は一月周りで学校単位で教育長の部屋ですというぐらいなからんと現場わかりませんよ。町長もそうですよ。今、長になられたから議員のときと違って情報は部長、課長から聞くわけでしょ。それってひずみが生じますよ。報告というのは、これは実際とちょっと違いますからね。これでみんなが失敗するんです。これはよくいろんな面で覚えてもらったほうがいいです。ただ教育長が自殺に関して命ですよ。命が亡くなったということに対して、聞いてなかったみたいな感じで言われたりとか、そういった非常に腹が立ちます。子供の命が亡くなったんです。その時に子供たちは周りでいろんな通報もやっているわけです。ですから結局機能しなかったんですね。学校の体制というのが。その学校、PTA、そして生徒たちの体制が機能してないんですよ。より良き方向に。ここが問題だと私は思うところであります。

要は、資料をお願いします。3問目ですから、まとめに入りますけれども、このデータを見ていただきたい。子供が大人になったときに自立できるか不安であるという保護者様のデータであります。結局、全体の半数以上が不安であると答えておられる。人間みんな将来は先のことってわからないから不安なんです。ただ子供の成長というのは、やはりこの子が本当に育ってくれるのかというのは絶対付きまといます。これが私思うんですけど、今の学校教育とかPTAも一緒になっての結果だろうと思うんですよ。ここを解消してあげないと。だから次のこれは将来に対してのアンケートで各国のアンケートであります、将来に対しての希望があるかどうかというのが、日本が一番少ないんですよ。これって何の差なんですかね。もう未成年の子供たちですけども、子供の頃から夢や希望が薄いんですね。これって社会でしょうか、それとも学校でしょうか。何でしょうね。こういったところを考えたときに、まとめとしてPTAは不必要かということです。私はPTAのメリットとしては、学校教育というのは指導要領に従って指導していきますよね。これは決められたから義務教育です。民間の私立とかミッションスクールとかとちょっと違うところはあって、公立校というのは特にここを重要視しなければならない。しかしながらその義務教育も各国で違うんですよ。その時にPTAの存在意義というのは、そういった世界に通用する人材、大人になってもらうためのそういった助言を学校に行く。要するに他の国をベンチマークするわけですよ。ベンチマーキングの技術があれば、ほかの国はどうやっているから、うちの国はその国の私が今持ってい

るデータはアメリカ、フランス、ドイツの義務教育について、私は調べた点がありますけれども、ほとんどの3つの国というのは、義務教育の時に職業教育も入っているんです。実は、ですから、先ほど教育長言われましたよね、いろんな社会に出た方々からの御意見を聞いたりとかそういったこともやったりしていますと。それはそれで非常にいい事だと思います。キャリア教育というのは必要なんです。そういった職に対して、学生時代って10代で終わるんですよ。義務教育。それから先が大人の苦労したりする時がずっと長いんですから、ですからほかの国と一緒にうちの国は大丈夫なんですか先生。教育長どうでしょう。ほかの国はカリキュラムの中にそれも入れて卒業後に速やかに即戦力として働けるようにフランスなんかやっていますよ。違うんですよ、もう既に社会です、目標は、ですから、こういったデータを見たときに愕然と私するんです。最後にこれをとっておきましたけれども、最初からデータを出したって意味がわからんかなと思ったんで。結局そういったところをPTAという組織は、多くのいろんな仕事をしたりとかしている有能な方が親御さんでおられるわけでしょう。それを集約して、学校に申し述べてより良い教育にしていかなきゃ。こういった組織がPTAには望まれると私は思うんですよ。これはPTAの方々がすることで、私もう子供は成人してしまっているのだからわかりませんが、そしたらもうこのPTAという架け橋となると存在することによって、より良き教育、それこそ高度人材の問題があがってきますよね。私も前回言いましたけれども、結局そういった人たちは小さい頃から醸成しなきゃできないんです。あとから昨日もリカレント教育とか言われました。それも大切ですけども、その望んで職に打ち込む、自分の収入を増やすという目標でもいいんですよ。そういったものを取り組まなきゃ、今から先は人材不足というのは当たり前に進むと私は考えております。その中でも私が思うのが、こういった形で教育を作り上げていくかということに、PTAの方々はぜひ参加していただきたい。その時に何が必要かと言ったときに、何かいい方法がないかなと私も考えました。その時に浮かんだのが、これはコスト計算の方法ですけども、ABC原価計算という方法があるんです。これはアクティビティーベースコスト、コストイングという意味なんですけれども、活動基準原価計算と申しまして、今、小学生、中学生の時に、この教育をやっておかないと大人になってもっとお金がかかるよと。逆にそれをやらないが故に収入が減るよというような計算の仕方と理解してもらえたらいいです。ですから、今やらなければならないことというものをそれを提言できるのがPTAの役割じゃないかと思う。そしたらこの子たちが将来やっぱり社会の中で、有能な人材であってほしいというならば、逆にフィードバックして今これをやらなければならないという提言ができるのがPTAであってほしいと私は思いますね。そのことによって恐らく社会が、義務教育とある程度つながってくるんですよ。これ非常に大切だと思います。ですから、今岸田政権ですけども、貯蓄から投資へですよ。これって私から言うなら———の世界ですよ。貯蓄を投資しなさい。これって自分だけの人の財産を何て言うことをお前言うんだと言いたいですよ。一生懸命少しずつ積み立てんとお金というのは貯まりませんよね。それをマクロ計算ですよ。ただのどれだけ資産を持っているかというのをそれを投資にまわせば、国がうまい具合社会が回りますよという、マクロ的計算を持ち込んでいるだけで、投資の勉強というと教育長しますか。義務教育で。問題はそこなんですよ。

社会に出て自らしなければならないようなことを一国の総理大臣がいうわけですからこんな世の中になっているんです。ですから、社会と社会を組み込まないという思いです。ですからPTAには頑張ってもらいたいというのはそこだろうと思います。何もちやほやするわけじゃない。やはりそこは厳しくやらんといかん所も出てくると思うんですよ。それができなきゃ、甘やかしは駄目なんですよね。これは私言いましたよね、以前も。ある程度の負荷はいるんだと。その人にあった負荷がいるんだと。いうことをきちんとPTAの方々とそういったものを学校からもPTAに対して、何か社会に対して、そういった学校教育でできることってありませんかという問いもしていいじゃないですか。私がPTAの団体に言うことはできません。恐らく門前払いでしょうから、それはそれでいいんです。私は代弁者ですから誰の代弁でもします。正しいと思うならば。ですから、その点について、最後一言だけPTAのこれからの存在価値というものはどこにあるかっていったらどこでしょうかと。私は社会と通じるそういった架け橋だと私は思いますが、この点について再度質問いたします。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 永田議員のおっしゃるとおりだと私も思います。

PTAの活動が学校教育に最大限の効果をもたらしていただくよう、しっかりと連携をしながら取り組んでいきたいと思えます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。すみません、先ほどの発言の中で不適当な言辞がありましたので、後刻記録を調査の上削除させていただきます。

引き続きお願いします。

○13番（永田和彦議員） 2問目に移ります。2問目は危険な通学路、通学路の安全確保について質問をいたします。

学校教育のことについて申し上げましたので、関連する質問としましてあげております。時代はどんどん変わっていきます。そして町の形も変わっていきます。私が小さい頃と全然道が変わっております。その中で車の量も多くなっております。そういった中から子供たちをどうしても守ってあげたい。そのときに交通事故の発生状況のデータでありますけれども、やっぱり多いのが飛び出し事故なんですよね。小さい子供小学校低学年から、これずらっと流れてますけれども、これってやはりみんなで集団通学しているときにお兄ちゃん、お姉ちゃんが1年生、2年生の子供たちを見守りながらそして通学してますよね。それでも目を離した隙にかいろんな形で交通事故は起きております。スクールゾーンというものもあります。ですから、スクールゾーンというのが抑止力になっているのかなと考えます。しかし、実際には最高速度が30キロに定まっていたとしても、私がデータの中には3分の2ぐらいが30キロ以上で走っているとか、そういったものがあるんですね。私もいろいろデータをしたときに、この辺では菊陽町のハンズマンに隆起したハンプという車が壊れはしないけど、ちょっと盛り上がったところってありますよね。ああいったものを使って、車がスピードが出ないように抑制している。これが非常に効果があるそうなんです。そういったスクールゾーンとかスピードを落としてほしいところにそういったものを設置することによって速度が

抑制されて、みんな車を壊したくないですから、そういったものを体で覚えるんですよね。がつんときたりとかしたら、嫌だと。あすこはと。ちょっとスピードを落とさなきゃとこれものすごい効果があるそうです。それともう一つはライジングボラード、自動的に昇降する車止めのポールだそうです。時間で進入禁止にしてあるところってありますよね。あれでも入ってくる人たちっていたりするんです。そういったところに交通標識だけでは足りない。その時には、ポールを上げて全く通れないようにしてしまうとか。これも効果があるそうです。そして時間がありませんのでそのままいきますけれども、今の時代ですから、AIを使った交通状況の把握、可視化するんですね。をしてどういった対策が必要かというものを検証するらしいです。AIをどうやってして使うかと言えば、映像と音声を収録、交差点に進入する車や横断する歩行者の速度や方向、距離、ブレーキ音などをAIで解析し、危険な箇所や時間帯を割り出すということです。こういったものを実験はどんどんあってあります。現在データを分析をしていくんですね。より良い対策を打っていくということです。このデータにありますように、児童の事故は飛び出しが非常に多いです。ですから、もちろん自分の身は自分で守る。これは今回の広報おおづの一番最後ですかね、に交通指導ボランティアをやっている方が載ってましたよね。あの方が書いていい言葉だなと。「自分の身は自分で守る」書いてありました。これ基礎基本ですね。こういったことは小さい頃から危険を察知して、そこで走り回ったら危ないんだとか。そういったものは覚えさせるべきでしょうね。そしてまた運転する側も、この辺は子供たちが多からという、それも自分を守ることです。ですから、そういったものを駆使して、我々は子供たちを交通事故から守らなくてはならないと思うわけであり。この点について時代にあった、そういった通学路の安全確保につながっているのか質問いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 永田議員の御質問にお答えをいたします。

デジタル技術の進化等については、5Gなどインターネット回線の高速通信化により、様々なことができるようになりました。そうした中、町としても先進技術を使いながら子供たちの安心安全を高めていく必要があると考えております。

先進自治体では、教育DXという形の中で、子供たちと一緒に通学路の安全対策を考えるという取組を行っておりますが、そうしたものに関して先ほど永田議員がおっしゃったとおり先進技術も使いながらしっかりと子供たちの安全圏も高めていく。それを一体的に行っていくことが必要だと町としても考えているところです。またGIGAスクール構想で活用しているタブレットを使って、通学路の危険箇所などを入力し、それを集約してマップの作成を行うなどの取組もあります。これは子供たち自身の安全意識の向上にもつながり、データとしても蓄積されるので、良い取組だと考えております。

これからのDX推進としましては、デジタルデータが蓄積できるような取組やオープンデータの公開、データ連携基盤などの構築などを検討していく必要があると考えております。

また、先進地域では国交省からのデータ提供や自動車メーカーからのデータ購入を起点にビッグ

データを活用した取組を行っていると同様です。早急にそのレベルのビッグデータとまではいきませんが、まずはすぐにできることとして、熊本県警察の交通事故発生状況マップなどを活用してデータに基づく危険エリア把握や対応を進めたいと考えております。

先週は、主に町職員を対象に、5社の企業に8ブースを出展いただきまして、役場内にて大津町DX展示会を開催し、キャッシュレスの総合レジや電子決済システム、ICTを活用した鳥獣対策システム、そして今議会でもあがりまして、ビッグデータの観点からは、EBPMの概念を活用したデータ分析システムなどに多くの職員が触れる機会を得ることができました。今後はそういったビッグデータの活用も含め、全庁的に一定の共通理解の上でDXを進めるための大切な一歩になったと感じております。

急速なデジタル化に対応できるよう、職員についてもデジタル人材育成研修などを定期的に開催し、職員のデジタルリテラシー向上に努めていきたいと考えております。

以上のことを一体的に進めることで、デジタルデータを活用した施策を展開することができると考えており、それが、子供たちの安全や子供たちの未来にもつながっていくと考えております。

今後も、時代の流れを読み取りながら、町のDXを進め、デジタル技術を有効に活用することで、通学路はもちろん、子供たちの安全安心に努めていきます。

一方で永田議員からは、ハンプの件とボールの件もありましたけれども、デジタルだけではなく今まで使われているようなアナログな機能、例えば大津町運動公園の駐車場にはハンプのようなものがございますけれども、道路交通法とも含めてどこまでできるのか。それがあつて逆で事故が起らないようにデータも活用しながらやっていきたいと思つております。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 最後になりますけれども、1問目、2問目も一緒です。きちんとした体制づくりをできなければ、子供たちを死に追いやる、自殺の話をしてしまいましたよね。しまして、その教育長の方々、グループの中で教育を盛り上げる会とか言つて、以前言いましたよね。教育長に知つてますか。ちゃんちゃらおかしいです。私から言うなら。何が教育を盛り上げる会、それとか教育を哲学するとかいう教員の人がおりますけれども、あんたたちは何そんなに曲げてるの。結局子供たちを守つてくれよつて思うんですよ。よく育ててくれよつて。

だから交通事故でも死なせてはいけない。そういった学校環境でもより良き育て方をしていただければならない。最後に言いたいのは、そういったことをひっくるめて学校と子供たちというものを考えたときに、劣悪な状況になっている証拠として教職員が足りなくなつてきていますよね。職場環境が悪いところには誰も就職しません。これが答えですよ。これが結果なんです。そういった結果に至らしたものは誰かということですよ。私が小さい頃は花形だったです。学校の小学校の先生なんていうのは。全く今でも小学校、中学校の先生というのは恩師ですよ。思い出します。ですから、子供たちにすくすく育て、いい人生を歩いていただきたいと思う限りです。ですから、命を守つてください。これ最低限でもお願いになりますけれども、そのためにこの質問をしたつもりですから、真摯に取り組んでいただきたいと思つています。

これで終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後 11 時 10 分より再開します。

午前 11 時 01 分 休憩

△

午前 11 時 10 分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、一般質問されました永田和彦議員の質問の中で、不適切な発言がありましたので、調査もしましたところ、本人とも協議し、削除申出がありましたので、削除することを御報告を申し上げます。

引き続き、一般質問を続けます。三宮美香議員。

○6 番（三宮美香議員） 皆さん、こんにちは。議席番号 6 番、三宮美香が通告に従い質問をさせていただきます。

質問は大きく 2 点です。1 点目地域子ども食堂支援について。今年の 9 月に大津町はとソフトバンクと ICT 活用による住民サービス向上に関する連携協定を締結しました。ICT を活用しデジタルトランスフォーメーションDX を推進することで、住民生活の向上と行政の効率化、業務改善を進めて、大津町における課題解決と SDGs への取組を推進していくということが町ホームページにも書かれています。そこでデジタルの力を有効に活用し、食支援マッチングのプラットフォームができないかという質問です。

例えば、大津町の地域子ども食堂の場合①物質やお金など社会貢献として提供する企業側、②地域子ども食堂を運営する側、③食堂の利用者や情報やつながり、ボランティア活動を求める側の 3 者は、現状ではそれぞれの情報をアナログのやり方ですべてつないでいます。これらの情報をデジタル化し、大津町、例えば福祉課・子育て支援課がハブとなった 1 つのプラットフォームを構築することで、広く住民へ情報提供できる仕組みができ、様々な角度からの住民参加も得られます。また、食堂の運営スピードアップとコスト削減が見込め、大津町の福祉の向上につながると考えます。

補助資料をお願いします。この提案の根拠となるものの一つは、補助資料の 1 の左の図です。この出店は新型コロナウイルス感染症流行化における熊本県子ども食堂等の調査結果として、熊本学園大学吉津教授、京都教育大学田爪教授、熊本県健康福祉部、子ども障害福祉局、子ども家庭福祉課が熊本県下の子ども食堂へアンケートを実施し得られた回答を分析し、2021 年 12 月に報告したものからの抜粋です。

子ども食堂等の活動を実施していく上で、特に課題に感じていることについて自由記述式で回答を求め、それを低次元コーダーというテキスト分析のソフトで分析し、共起ネットワーク図を書かれています。自由記述式で出てきた言葉の出現回数が多いほど、円が大きく関連性が高い言葉が線で結ばれます。そして互いに強く共起している語が、自動的に検出されグループ分けされています。

例えばこちらの大きくした図で見ますと、支援という水色の丸が大きいのは、アンケート回答の中で支援という言葉が多く出ていたということ。支援と資金、支援と活動が線でつながっているの

は関連性が強いということ。そして互いに強く関連している言葉が自動的にグループ分けされできあがったものがこの図だということです。そうして出てきた子ども食堂等の活動上で課題に感じていることは、1 継続した人、物、金の支援。2 家庭、地域、行政との連携と情報共有。3 開催場所の確保という結果でした。1と3については、先日同僚議員が一般質問をしています。2の家庭、地域、行政との連携と情報共有が、熊本県内の子ども食堂を運営されている課題として上がっているということが、プラットフォームを構築するという一つの根拠です。

そして大津町内で活動されている三つの地域子ども食堂の代表者と話をしたときに、プラットフォームができないか。という提案が上がったことが二つ目の根拠です。現在活動されている地域子ども食堂は定期的な活動です。しかし、食材を提供したい方々はそういう活動を知らなかったり、知っていてもどこに連絡したらつながるのかを知らない場合があります。そして、利用したい人も開催日や場所を知らないことがあります。

補助資料2は、熊本市が行っている熊本市子ども食堂応援プロジェクトです。子ども政策室が入りプラットフォームを構築することで子ども食堂の運営をスムーズにしています。補助資料3の左は熊本市のホームページです。応援の方法、食堂の場所、食堂が必要としている支援、支援した方の紹介など必要な情報が入っています。右は夏休みに熊本市から保護者に向けて出された子ども食堂のお知らせプリントです。この子ども食堂一覧や、子ども食堂マップはのぞいてみると、食堂のことを主催者、目的、場所、開催日などなど細かく整理され記載されたものになっています。ホームページは探さないとたどり着けません、こうして外に発信することにより市が連携して必要な家庭に届くように工夫されているのがわかります。

12月8日に、大津町DX展示会が役場3階で開催されました。まずは役場職員に向けた発信ということでしたが、その時にデジタル活用による地域課題の解決に向けた御紹介というパンフレットがありました。このDXを実現するソリューションの住民サービスにフードロス対策ウェブマッチングシステム、食材などを提供したい企業とボランティア活動を行う団体等をマッチングとして、補助資料2で出した熊本市の取組と同じ趣旨の図が書かれていました。もう既に先行事例が熊本市で行われています。ぜひ住民の福祉向上のために進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 三宮議員の地域子ども食堂支援についての質問にお答えいたします。

議員からありましたとおり、先般ソフトバンク社と協定を結びまして、デジタル子供手帳、移動型スマホ教室、プログラミング教室、電子雨量計による防災対策など無償で御提供いただいているところです。こちらに関してはしっかりと実施をしながら、検証しながら次の取組等にもつなげられればと考えているところでございます。

現在、町内では4か所の子ども食堂が運営されておりますが、運営者の方は、全国こども食堂支援センターや熊本県こども食堂ネットワーク等からの情報と食材提供による支援、そして、運営者同士の横のつながりや独自のネットワーク、更に企業等による食料提供等による支援を受けながら、

地域子ども食堂を運営されております。

そして、運営にあたっては、食材等の確保のほか、食材の調理、子供たちとの関わり、学習支援などを行うボランティア、また、活動に賛同いただける企業や団体からの活動資金の支援も不可欠です。そこで、活動への協力や物資面・資金面の支援を行う側からすれば、誰にどう伝えればよいか、課題となります。

一方で子ども食堂を利用したいと思われる方が、子ども食堂開催の情報を素早く得ることができるよう、情報を迅速かつ確実に受け取れる体制づくりも必要となります。

以上のことから、食材等を提供する側、子ども食堂運営側、更に子ども食堂を利用する側の3者にとって、情報が確実に行き渡る仕組みづくりが重要となりますが、議員御提案の、従来のアナログ対応を超えた、デジタル化の時代に応じた仕組みづくりができますと、子ども食堂に対する理解や住民参加、運営の効率化にもつながり、町福祉の向上にもつながると思われまます。

デジタル化につきましては、デジタル庁の発足もあり、全国的に議論され、そのうち行政分野では、住民の皆様の利便性や暮らしやすさの向上をいかに図るべきかが課題であり、大津町においても、現在協議を進めているところです。

一方、議員のおっしゃる、町がハブとなり、子ども食堂での食支援マッチングのプラットフォームを構築することにつきましては、それぞれの子ども食堂運営者の思いを第一に尊重しながら、まずは運営者と町・社会福祉協議会が一体となった協議の場を設定したいと考えております。そして、意見交換の中で出される、子ども食堂運営時の課題事項に対して、町や社協の支援策と役割を見いだしていければと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 伊東健康福祉部福祉課長。

○健康福祉部福祉課長（伊東正道） こんにちは。三宮議員の地域子ども食堂支援について説明をさせていただきます。

町内の子ども食堂運営者は、運営者同士のつながりもありますが、それぞれのネットワークにより活動されております。

町としましても、食材提供などを行う支援者や運営に協力いただくボランティアなどの支援の輪を広げていき、利用を希望する方へ必要な情報を届けられるよう協力したいと考えております。

一方、町がどのような支援を行う必要があるのか、町だけで考えるのでは、運営者にとって必要な支援とかけ離れる恐れもございます。そして、町全体にとって、子ども食堂を通じた地域づくりさらには地域福祉の実現をいかに図るかも、大切な視点となります。

そこで、まずは町内の子ども食堂を実施している4か所の運営者に参加していただける協議の場をつくることを考えております。

その際、地域福祉を支える担い手づくりのためのボランティア活動の推進や地域の皆様が互いに支え合うためのコミュニティーの醸成を進めている大津町社会福祉協議会とも一緒になって、運営者の皆様と運営に対する課題や必要な支援について協議したいと考えております。

また、議員御提案の、町がハブとなつてのプラットフォーム構築でございますが、既存のシステムがないことから、仕組みを構築し、管理していくのであれば、一定の時間と財源を要しますし、運営者ごとに、子ども食堂に対する思いや考え方、事業規模感も異なります。

したがって、子ども食堂の情報伝達のシステムとして、どのような内容と規模感のプラットフォームが必要なのか、既存のSNSを活用できないか、誰がどうシステム管理を行っていくかも含めまして、まずは各運営者の思いを協議の場に出し合うことがスタートではと考えておりますので、その際、DX推進アドバイザーにも助言を求めるなどの支援も行ってまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問です。

私の説明がちょっと言葉が足りずにきちんと伝わっていなかったようなので、もう一度お伝えしますが、返答の中に代表者の気持ち、思いを第一に尊重しながら進めていくというようなお話でしたが、実際に代表者と話を聞いたときにプラットフォームができないかという提案があったと私は伝えました。

それから先ほどから熊本市の情報提供をしていますが、いつも社協さんのお話をされるんですね。もちろん地域福祉に貢献をされているので、とても協力的な組織だとは思いますが、どうしても聞いていると社協に丸投げをしようと思っているのではないかなと思いが頭をよぎってしまいます。できるだけ役場が介入をしていただいて、進めていただきたいという気持ちでこの話をしましたので、その2点について回答をお願いします。

○議長（桐原則雄） 伊東健康福祉部福祉課長。

○健康福祉部福祉課長（伊東正道） 三宮議員から御質問いただきました、先ほどの私のほうで説明させていただきました運営者の方を第一に尊重しながらという点と、あとは社協に丸投げするのではないかという役場が中心となってということでございますので、説明させていただきたいと思えます。

まず、こちら私どもとしましては、子ども食堂というのは最終的な目的は、地域の皆様の居場所づくり、そして地域福祉の実現ということで考えております。一方で主体としてされているのは各子ども食堂の皆様でございますので、皆様の御意見、御意向というのが私どもとしては第一じゃないかと考えているところでございます。

その上で今回のプラットフォームづくりにおきましても、各皆様のプラットフォームができないかという思いは、議員お話のように出ているということでございますので、その中でどう皆様方の思いもお伺いしながら、そしてより良い地域子ども食堂が実現していくか。その中で町としてどういうふうに支援とか役割を担っていけるかというのを考えていきたいというところで説明をさせていただいてございます。

そして社協の役割についてでございますが、今回社協につきましても、社会福祉法にも基づきまして地域福祉の実現、また生活困窮者の方への対応ということが社会福祉協議会の大きな柱となっております。その中で今回の地域子ども食堂におきましても、地域づくりの推進というところは、

やはり社協の役割というところもございますので、より現場のことを知っている団体でもございますので、私どもとしましては地域の皆様の声をいかに聞かせていただいて、それを全体の施策として繁栄していけるのかというのが大事とっておりますので、社協にも丸投げということではなくて一緒になって皆様方と意見交換をしながら、よりよい地域福祉の姿ができればというところで考えているところでございます。

その点につきましては、私どもも話の中で丁寧に説明をさせていただきながら進めていければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再度質問いたします。

前向きな回答をいただいていると思っておりますが、最初の答弁で協議の場をつくるとおっしゃいました。要はいつ頃、どのような形で協議の場をつくろうと思っていられるのかをお答えください。

○議 長（桐原則雄） 伊東健康福祉部福祉課長。

○健康福祉部福祉課長（伊東正道） 三宮議員の質問について説明させていただきます。

協議の場につきましては、私どもも関係する皆様とお話しする中で伺っているところがございますので、この点につきましては、すぐにでも動き始めまして場の設定、今年度以内、12月までにまず準備、会議の場はさせていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の再々質問にお答えをいたします。

協議の場につきましては、先ほどお話課長からありましたとおり、すぐにでも先方に投げかけをさせていただきたいと思っております。そこに加えて最初の再質問のところも補足させていただきますと、事業主体の話もありましたけれども、複数事業主体あると思いますので、そういったところも踏まえていきたいと思っております。また役場が介入する、しないという社協の関わりの件に関してなんですけれども、一つはフードパントリー等も社協さんと連携しながら、また町もしっかり入りながら、そして町が結んでいる郵便局と連携しながらやっておりますので、そういった相乗効果を出しながらやっていきたいと思っております。

一方でソフトバンクさんのお話もありましたけれども、ソフトバンクさんも限られた人員の中でやっておられますので、どこまでお願いできるかというのは再度協議が必要と考えております。また、町の中の整理としましては先般業務量調査の結果提示させていただきましたけれども、もちろん福祉にしる、子育てにしる、いろいろなことに役場が介入することでより良くできるのは本当に望むべき姿だと思いますけれども、最少の経費で最大の効果というところの資金だけではなく、人手の面を踏まえても、しっかりとバランスを取りながら、その中で最大限地域の方とどのように連携すれば役場としてもしっかりとほかの業務も回しながら、地元子供たちもを応援しながらできるかを整理したいと思っております。そのためにまずは協議の場を設けて話していきたいと思っております。

す。

以上です。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） より良き形で大津町のスタイルが出来上がるといいと思っています。

では次の質問に移ります。

資料をお願いします。質問2、駅周辺の整備とそこから波及するまちづくりについて。12月3日付の熊日新聞に空港アクセス鉄道について肥後大津ルートに決定と掲載され町民の大津町の今後に対する期待が高まっています。

補助資料4、TSMC進出や来年の熊本空港新規オープン、南阿蘇鉄道の接続、東海大学農学部への移転などを見越しての駅周辺整備計画は、このタイミングを外せないという判断だと思いますが、長年の懸案事項であったものがいくつかあります。駅を挟んだ南北への道路や、ほとんど活用されていないビルなどです。まずそれが解決される、解決できる、解決すると考えているのでしょうか。

補助資料5です。第6次振興総合計画の中の基本構想4生活環境基盤の課題に住民が利用しやすい生活道路、橋梁の整備補修とあり、中心市街地は、JR豊肥線で南北に分断されており、町中心地全体の交通連絡連携機能強化を図る上での課題となっており、施策の方針の安心安全な生活道路の形成というところにも記載がありました。

令和4年9月記載の大津町アンケート調査結果の17、18ページに、あなたが考えるまちづくりのアイデアやこれからのまちづくりで重要だと思うことがあれば御記入くださいという問いに対する回答を記入件数の多い順に出してみました。道路や大津駅周辺のことについて記載のあったものを赤字にしてみました。アンケートでも関心の高さが伺えます。大津町で生まれ育ち今も住んでいる方、近隣自治体から転居してきて数年経過された方、最近県外から転居されてきた方に駅周辺の活用について話を伺うと、ほとんどの方が駅周辺の空き店舗や周辺道路のことを不安視されていました。いくつか挙げると、なぜ観光客や地元住民が使いやすい利便性の高い場所をつくらないのか。駅周辺の道路についても狭く一般車両の離合が難しい箇所もある。安心安全な環境づくりをしてほしい。駅や駅前が寂れていると町自体も同じイメージになり人が来なくなると思うなどです。大津町の今後を左右するという意味でも町民が注視しています。今回、駅周辺整備計画業務委託をする上で、町としての考え方を町民にもはっきりと知らせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 三宮議員の御質問にお答えいたします。

現在、大津町は、TSMCや関連企業の進出を始め、来年春の阿蘇くまもと空港の全面リニューアルや東海大学臨空校舎の開校、そして来年夏の南阿蘇鉄道の肥後大津駅乗り入れなど、町を取り巻く社会情勢の大きな変化を受け、町全体のビジョン、まちづくりについて、改めて考えるタイミングを迎えております。

また、12月2日の熊本県議会12月定例会の冒頭、蒲島知事が、JR豊肥本線と熊本空港を結

ぶ県の空港アクセス鉄道計画に関して、「肥後大津ルート」とすることとしたと正式に表明され、肥後大津駅周辺の状況は大きく変化するものと考えられます。

町では、平成31年3月に大津町都市計画マスタープランの改定、令和3年1月に県の大津都市計画区域マスタープランの改定、令和4年3月に第6次大津町振興総合計画（後期基本計画）を策定し、様々な事業に取り組んできました。

また、大津町振興総合計画の後期基本計画においては、「肥後大津駅周辺における回遊可能性のあるにぎわいを生む空間整備」を、町の活力を支える機能性の高いまちづくりの事業として位置づけており、町民の皆様からは、5月から6月にかけて行った町づくり懇談会や、まちづくりアンケートでも、駅周辺整備に期待する御意見や御質問が多く挙がっていたのは議員御指摘のとおりです。

今回の業務はそうした動きも踏まえてのものとなりますが、具体的にどの建物をどうするという話の前段階の整理として、肥後大津駅周辺エリアに求められる機能や、駅周辺の魅力あるエリア創出のためのゾーニングなど、駅周辺整備の方向性を定めるためのものです。

そこでビジョンを描いた上で、その後は、この基本構想に基づき、次は基本計画を策定し、実現可能性も踏まえて肥後大津駅周辺整備の具体的な整備手法、事業を定め、様々な事業に着手していく手順となります。

議員御質問の、懸案事項という点につきましては、現在、熊本県が計画している空港アクセス鉄道の動向に影響を受ける事項でもあると考えますので、県ともしっかりと連携しながら、町の玄関口として、また、交通結節点としての町の優位性の強化に向けて、肥後大津駅の在り方や駅を中心としたまちづくりを検討していきたいと考えております。

また、「肥後大津駅周辺まちづくり基本構想検討等業務委託」では、大津町の現況やまちづくりの課題を整理し、肥後大津駅を中心とした魅力あるエリア創出について、学識経験者や地域の方々にも参画いただく懇談会等を実施し、肥後大津駅の将来像を地域とともに描き、その実現化に向けた施策や今後のスケジュールを明確化し、町民の皆様へお示ししたいと考えております。

これからも、地域の皆様の御意見を伺いながら、官民連携及び地域との協働なども視野に入れ、数十年先をも見据え、駅周辺地域が活性化し、かつ、持続可能な魅力あふれる駅周辺整備を行っていきたくと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 皆様、こんにちは。私のほうからは三宮議員の御質問について、「肥後大津駅周辺まちづくり基本構想検討等業務委託」について説明いたします。

今回の業務は、先ほど町長が申し上げたとおり大津町の現況や環境の変化を検証した上で、学識経験者や地域の皆様からの御意見等も伺いながら、肥後大津駅周辺エリアに求められる機能や魅力あるエリア創出のためのゾーニングなど、駅周辺整備の方向性を定め、その後は、基本計画に基づいて、肥後大津駅周辺整備の具体的な事業に着手していくこととなります。

基本構想策定の具体的な進め方ですが、まずは、上位計画である大津町振興総合計画及び大津町

都市計画マスタープランを基に、社会情勢の変化を含めた現状把握・分析を行い、庁内関係各課において課題や関連事業の整理を行います。

次に、地域住民の代表の方にも参画していただく懇談会を実施し、肥後大津駅周辺に求められる役割や機能を検討・整理します。その上で、駅周辺の方向性、ビジョン、基本方針等を定め、将来の土地利用の検討や都市施設の機能や配置、いわゆるゾーニングを行います。この基本構想は、地域住民の方々と共有し、その後の基本計画において、実現化に向けた事業を検討していく予定です。

このような中で、これまでも課題であった駅の橋上化や南北を結ぶ道路の整備などの都市計画事業についても、方向性を示すことができればと考えております。

また、今回策定する基本構想については、熊本県の空港アクセス鉄道整備計画にも関係することから、熊本県と意見交換や情報共有を行いながら進めることとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再質問です。

今の答弁だと、今の段階では前段階の話で、方向性を定めるものであるもので具体的な所の話はまだできないという回答であったと思いますが、大津町に住んで税金を払っている人、生活をしている方々の御意見はとても貴重で大切にしないといけないと思っています。課長の説明の中で懇談会をこれからも町の方々と実施し進めていくということでしたが、毎回出席をして思うんですが、参加者が少ない。その中で皆さんからの意見を集めながら、それを盛り込みながら進めていくことができるのでしょうか。

それについて回答をお願いします。

○議長（桐原則雄） 村山都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（村山龍一） 三宮議員の再質問について御説明いたします。

今回の地区別懇談会については、本地区に求められる将来図を検討するための基礎資料となります。地区の代表者の方々に参加を募り、地区別懇談会を開催するつもりでございます。特に駅周辺については、商店街やそのほかに商工会あたりの皆様がございますので、そういった方の意見を聞きながら懇談会を駅周辺を特に集中して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 質問は終わります。

○議長（桐原則雄） 以上で、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。傍聴の皆さんありがとうございました。

午前11時45分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 委員会審査報告

令和4年第8回大津町議会定例会会議録

令和4年第8回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和4年12月14日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元 気 3番 時松 智 弘 4番 西川 秀 貢 5番 大塚 益 雄 6番 三宮 美 香 7番 山部 良 二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和 久 10番 佐藤 真 二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典 光 13番 永田 和 彦 14番 津田 桂 伸 15番 荒木 俊 彦 16番 桐原 則 雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒木 啓 一 書 記 府内 淳 貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>金田 英 樹</td> <td>会計管理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>中井 雄 一 郎</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>佐方 美 紀</td> <td>総務部総務課主幹 兼 行 政 係 長</td> <td>吉 良 元 子</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>藤本 聖 二</td> <td>兼 法 制 執 務 係 長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 部 長</td> <td>木村 欣 也</td> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>田 邊 嵩 博</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部福祉課長</td> <td>伊 東 正 道</td> <td>教 育 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>産 業 振 興 部 次 長</td> <td>白 石 浩 範</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>百 田 止 水</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長 選挙管理委員会書記</td> <td>村 山 博 徳</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>梅 田 博 隆</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>大 塚 昌 憲</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	金田 英 樹	会計管理 者 兼 会 計 課 長	中井 雄 一 郎	副 町 長	佐方 美 紀	総務部総務課主幹 兼 行 政 係 長	吉 良 元 子	総 務 部 長	藤本 聖 二	兼 法 制 執 務 係 長		住 民 生 活 部 長	木村 欣 也	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博	健康福祉部福祉課長	伊 東 正 道	教 育 長	吉 良 智 恵 美	産 業 振 興 部 次 長	白 石 浩 範	教 育 部 長	羽 熊 幸 治	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	教 育 部 次 長	百 田 止 水	総 務 部 総 務 課 長 選挙管理委員会書記	村 山 博 徳	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆	総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲		
町 長	金田 英 樹	会計管理 者 兼 会 計 課 長	中井 雄 一 郎																																		
副 町 長	佐方 美 紀	総務部総務課主幹 兼 行 政 係 長	吉 良 元 子																																		
総 務 部 長	藤本 聖 二	兼 法 制 執 務 係 長																																			
住 民 生 活 部 長	木村 欣 也	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博																																		
健康福祉部福祉課長	伊 東 正 道	教 育 長	吉 良 智 恵 美																																		
産 業 振 興 部 次 長	白 石 浩 範	教 育 部 長	羽 熊 幸 治																																		
都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	教 育 部 次 長	百 田 止 水																																		
総 務 部 総 務 課 長 選挙管理委員会書記	村 山 博 徳	農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 田 博 隆																																		
総 務 部 財 政 課 長	大 塚 昌 憲																																				

会 議 に 付 し た 事 件

発委第 1 号	学校教職員の配置の充足を求める意見書の提出について
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 令和 4 年 1 2 月 1 4 日 (水) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決
- 日程第 4 発委第 1 号 学校教職員の配置の充足を求める意見書の提出について
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄) 皆様、おはようございます。本日の会議を開きます。

なお、田上産業振興部長及び坂本健康福祉部長より欠席の届けがっておりますので、報告します。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄) 日程第 1 諸般の報告をします。

なお、本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

永田和彦経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 (永田和彦) ただいまから、経済建設常任委員会に令和 4 年 1 2 月 5 日におきまして付託されました案件につきまして、議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 7 2 号、議案第 7 5 号関連、議案第 7 7 号、議案第 7 8 号、議案第 7 9 号の 5 件であります。

当委員会は、委員会室 4 0 3 号において、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行います。

した。

それでは、審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容につきまして、その概要と結果、意見につきまして報告いたします。

まず、議案第72号、大津町下水道事業受益者負担金審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

都市整備部下水道課では、委員より、今回の条例改正は、下水道料金改定のスケジュールの一部なのかとの問いに、執行部より、経営状況も含め、受益者負担金、分担金、使用料等をどのように定めるかなどの全般的な審議の場を設けるために条例の一部を改正するものと答弁がありました。

議案第72号は、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号関連、令和4年度大津町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

農業委員会ではさしたる質疑はありませんでした。

産業振興部商業観光課では、委員より町民応援団派遣について、これまでと変更した部分はあるのかとの問いに、執行部より、これまでは、議員枠を設け旅費負担なく町職員と同様にはっぴを着用し、町PR活動をしていただいていたのですが、今回からは一般の町民応援団との平等性を鑑み、希望される方は一般枠で申し込んでいただく方式に変更しましたと答弁がありました。

産業振興部企業振興課におきましては、委員より工業団地は、5年目から分譲開始ということだが、今、TSMC関連で他自治体と競争している中、分譲するのが5年後で間に合うのか。早い段階で分譲できるようにしなければ、この好機に乗り遅れていく。スピーディーに進めてほしいとの問いに、執行部より、現在のスケジュールでは、全て順調にいく想定で、5年後の分譲開始を予定しております。確かに他市町村で工業団地整備を進められておりますが、TSMC進出前から工業団地の適地選定などに取りかかれておりました。今、本町では工業団地に空きがない状況の中、民間の土地を紹介しながら企業誘致を進めておりますが、マッチングにも限界が出てきておりますので、今後の将来的な受皿の確保として、本町も工業団地が必要と考え、今回、基本計画の補正予算を上程させていただきました。適地選定についても、通常であれば1年かかるものを半年で完了し、スピード感を持って進めてまいりました。今回、直営で整備していくのも、企業様の期待に応えるような受皿の確保をしっかりとやっていきたいと考えております。

また、候補地として残ったもう1か所については、民間開発も視野に入れて同時進行でやっていきたいと考えておりますと答弁がありました。

また、委員より、今のスケジュールで進めても、現在の大津の地価は高騰しているため、企業側は資本投資が高ければ進出してこない。今後、計画を策定し、うまく進めていくことができるのかとの問いに、執行部より近隣市町村では、TSMCが来る以前から適地調査を進めており、TSMCの公式発表後の整備タイミングが、今回マッチした形になったと思われれます。通常、県や

いくつかの市町村はおおむね5年に1回は適地調査を実施し、工業団地候補地を検討されている場合がございますが、本町は以前、南部工業団地が厳しい状況の時もありましたので、なかなか適地調査自体を行っておりませんでした。そのため、TSMCの進出を受けて、今回適地調査に取りかかったこともあり、確かに後発的対応となってしまいました。半導体の需要は今後益々見込まれており、国策としてシリコンアイランド九州の復活も言われておりますので、この機を逃さず、少しでも早く工業団地を整備し、10年後20年後、この大津町が花開くような取組を行っていきますとありました。

また委員より、団地の開発として、農業や地下水など、環境に影響を与えない開発であることをきちんと説明できないといけない。水問題、農業生産の問題などもしっかりと検討していただきたいとの質疑に執行部より、農業が町の基幹産業の1つである中で、有効活用できる用地も限られており、農振農用地域も検討課題になることは重々承知しております。そのため県の担当課とも協議を重ねているところであります。今後も県と連携を取りながら進めてまいります。

また工業団地整備には、町がしっかりとビジョンを描き、進めていくことが最も重要と考えております。そういった中で、本町が造る工業団地はうまくいく、売れると確信的に感じております。大津町はTSMCから物理的にも近く、幹線道路や空港にも近いという利点があり、中九州横断道路の計画も進んでいることから、交通アクセス面でも利便性が大変良いという環境に恵まれています。また、ソフト面でも企業連という企業同士とのつながりが強いところに魅力を感じている企業も多く、先般、企業振興課で実施した企業向けアンケート結果におきましても、これまで述べてまいりました内容のほかに、行政とのレスポンスがいいという好評価も頂いております。大津町にしかない多くの強みを企業誘致等に生かしながら、整備に関しても全庁的に取り組み、更にスピードアップしてまいりますと答弁がありました。

意見といたしまして、我が町は過去に南部工業団地で痛手を被った。そういった過去の事柄も県の担当者ともしっかりと共有しながら、取り組んでほしいとありました。

都市整備部建設課におきましては、委員より、東海大学のバス転回箇所の1日の利用台数はどの程度あるのかとの問いに、執行部より、1日当たり11便の往復が予定されております。始発7時半から最終21時40分までの利用見込みでありますと答弁がありました。

また委員より、駅利用者等歩行者が多い所でもあるが安全面は確保されているのかとの問いに、執行部より、主な通学者が集中する時間帯は、通勤ラッシュ時と異なる時間帯に設定されております。また、歩行者がすれ違うスペースについても幅員1.4メートルを確保しておりますので、大人同士の離合は可能となっております。

また委員より、照明やカーブミラー等の安全施設整備が必要ではないのかとの問いに、執行部より、大学側にもバスの交通安全徹底等の配慮をお願いしております。照明や防護柵などの安全施設についても運行状況を見ながら相談してまいりますとありました。また委員より、大学側は費用負担しないのかとの問いに、執行部より、まだ確認中ですが、常時2台のバスが停留しているとして、行政財産使用料を月額1台6千円の2台分、1万2千円、年間1万4千円程度の費用負

担で大学と協議を行っておりますとありました。

また委員より、費用負担としては少ないのではないかと。照明等の安全施設設置等の協力を求めているのではないかと。また、かぶとむし公園の西側を通行させるのであれば小さな子供たちへの配慮が必要ではないのかとの問いに、執行部より、大学側と協議して公園及び駅周辺利用者への安全配慮をお願いしておりますとありました。

また委員より、バス転回路設置が住民負担にならないよう、物理経費も含め安全対策や費用負担を大学側に求めていくべきであるとありました。

意見といたしまして、町道杉水中谷線の整備につきましては、当初から今回案で良かったのではないかと。直角線形での輸送車減速はやむを得ない状況であり、利用者にも理解・協力を得ていくべきである。道路整備にすることが工業団地利用者の利便性向上になるだけでなく、町の交通安全向上や収益拡大につなげてほしいとありました。

都市整備部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第75号関連は討論はなく、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号、令和4年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

工業用水道課におきまして、委員より、電気料金の独占禁止法違反で返金があった事例があるが、最近の電気料金の高騰において対応策はないのかとの問いに、執行部より、工業用水道事業の電気料金について、契約元に確認を行いました。現在契約している料金メニューが最適であり、他の契約に変更すると、更に料金が上がる可能性があります。高騰の主な原因は、燃料調整費が今年に入って右肩上がりに上昇していますので、動向を注視しているところだと答弁がありました。

また委員より、電気料金が上がることで工業用水道事業の利益が減少すると思われるが、料金体系の検討はしないのかとの問いに、執行部より、今回は、今までの利益で補填することになります。しかし、電気料金などの固定費の上昇が続くようであれば、料金の見直しを検討していきたいと考えておりますと答弁がありました。

意見といたしまして、料金の値上げまでには達していない状況であっても、工業用水道を利用している企業に対して、電気料金の上昇などの現状を伝える義務はありますので丁寧な説明をお願いしたいとありました。

議案第77号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、令和4年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

都市整備部下水道課におきまして、委員より、公共下水道事業については、電気料金の補正はないのかとの問いに、執行部より、浄化センター等の電気代については、包括的民間委託の中で支

払っていますが、こちらについても、当初の見込みよりも増加しているため、現在、補正も見据えて受託事業者と協議をしておりますとありました。

委員より、汚泥脱水機の機器選定については理解したが、導入する際に競争は働くのかとの問いに、執行部より、処理場関係の機器の導入については、これまでも地方共同法人日本下水道事業団に委託しており、日本下水道事業団側で、計画、設計、入札、工事まで行っております。これまでの入札結果を見ても複数社の応札がありますので、今回も同様となるものと思っておりますとありました。

議案第78号は討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてであります。

都市整備部下水道課におきまして、さしたる質疑はありませんでした。

議案第79号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で経済建設常任委員会の報告を終わります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久） 皆様、おはようございます。ただいまから令和4年12月5日に文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第74号、議案第75号関連、議案第76号の3件であります。

当委員会は、審議に先立って12月6日に関係する2か所の現地調査を行い、その後委員会室402において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下、課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果、意見につきまして報告します。

まず議案第74号、大津町運動公園ほか8施設の指定管理者の指定についてであります。

委員より、保育園等の検討委員会には議員が入っていたが、今回の指定管理者選定委員会には議員が入っていない。町の規定による定めなのかとの問いに、執行部より、大津町公の施設に係る指定管理者選定委員会条例に基づき、外部4名、内部3名、計7名の構成で、内容が多岐にわたるため、外部の有識者として大学教授、税理士、中小企業診断士、弁護士の方、町の執行部から副町長、教育長、総務部長、で構成されていきますとの答弁がありました。

委員より、外部の選定委員は施設の状況を把握されているのか。利用者の意見が反映されていないのではないかとの問いに、執行部より、外部委員の4名は、大学教授が指定管理者制度の専門家、税理士、中小企業診断士、弁護士と、それぞれ専門的な立場で審査をされています。外部委

員のうち3名が町外の委員ですが、ある程度は把握されていると考えていますとの答弁がありました。

委員より、第2回指定管理者選定委員会で1名欠席になっているが、全員出席で選定委員会を行った方が良かったのではないかとの問いに、執行部より、委員長から欠席の説明があり、欠席された委員の方からも後日意見、審査基準の得点もいただきましたので、全員の意見が反映しているものと考えますとの答弁がありました。

委員より、公開審議が原則だと思うが、なぜ非公開審議なのかとの問いに、執行部より、選定委員会の審議については、各団体の保有する個人情報や企業の内部情報に配慮しなければならない事項も含まれているため非公開となりましたとの答弁がありました。

意見として、公開審議の方が良かったのではないかと思うとありました。

委員より、8月26日の現地説明会に参加した企業名は公開できるのかとの問いに、執行部より、公開できないことはありません。なお、現地見学会には9者の参加があり、質問書の提出は4者からありましたとの答弁がありました。

委員より、8月31日までに4者から提出された質問内容は公開できるのかとの問いに、執行部より、質問の内容については、ホームページで公開し、回答を行っていますとの答弁がありました。

委員より、現地説明会に参加した9者中、4者から質問があったのに、その後、応募がなかった理由などは確認しなかったのかとの問いに、執行部より、すべての説明会参加者に確認はできておりませんが、最後まで希望があった参加者に意見を伺ったところ、平日の利活用などについて計画案が描けなかったことや、自主事業を充実させる場合の展開などに対して、基準価格に不安もあり最終的に辞退されたようですとの答弁がありました。

委員より、1者の応募では比較ができないし、競争の原理が働いていないと思うがどう考えるのかとの問いに、執行部より、今回の指定管理の公募は、請負契約ではなく、行政処分という形になります。6月に条例改正、債務負担行為の承認をいただき、その頃から複数の問合せも始まりました。今回の指定管理者の流れとしては、まず公募の期間を約2か月間という期間を十分に確保しました。また、参加資格として、最低限「体育施設等の管理運営の実績があること」を参加要件としていますが、その点は業務開始後の安定した管理運営の確認のためにも必要な要件であり、また、想定している事業者の形態を踏まえると大きく門戸を狭めるものでなく、妥当かつ必要だと考えています。そうした考えから、今回の公募についても1者参加が不可との要項は定めていません。そして8月16日から公募を開始し、8月26日の現地見学会に9者の参加、その後の質問についても4者から提出がありました。もし、現地見学会や質問受付に1者しか参加がなければ競争性の観点から課題が残る可能性も考えられますが、今回は、公募の期間に複数者の参加があっているため、最終的には1者の提出となりましたが、公募締切日まで競合された結果、1者の提出となったものと考えています。そういった経過も踏まえ、公表から申請書の提出期限まで、約2か月間の期間も確保されており、その間に十分競争の原理は働いていたものと考えて

いますとの答弁がありました。

委員より、6月の委員会では、複数の会社から興味を持っていただいているという説明であったので承認をした。9者が現地見学会に参加しているが、施設に魅力がないため1者しか申請がなかったということではないかとの問いに、執行部より、複数の企業・団体から問合せもあり、興味を持っていただいていたことは事実です。1つ理由としては、古い施設もあり修繕費用等が発生することに懸念があったと思います。また、基準価格を提示していますが、サービス向上のための自主事業に対する不安もあったと思いますとの答弁がありました。

委員より、現地見学会が1時間しかないが、十分な見学会が実施できていないのではないかとの問いに、執行部より、現地見学会の当日は、大津町運動公園と総合体育館のみ見学してもらっています。その他の施設については、いつでも見学できるように案内・開放していましたとの答弁がありました。

委員より、指定管理者制度を導入することに対して、職員は勉強しているのかとの問いに、執行部より、平成20年にスポーツ推進審議会より指定管理者制度導入について検討報告がなされ、その後も勉強を重ねてきました。最近では、担当者が鹿児島県の薩摩川内総合運動公園の指定管理者制度を視察に行きました。視察では、指定管理者がどのような業務・活動をされているか学習いたしました。また、昨年度は、熊本県及び益城町の類似スポーツ施設から、指定管理者制度の導入経緯やモニタリングの手法と制度移行への事務処理の話を伺いましたとの答弁がありました。

意見として、関東地区の先進地で学習をしていただきたかったとありました。

委員より、本会議で選定委員会の意見を重視するとあったが、選定委員会の会議録をみると、1団体しか申請がなかったことに対して選定委員から質疑がなかったのか疑問に思う。また、事業者からの質問の内容を見ると、施設の老朽化や修繕費の質問ばかりのように思える。運動公園の芝はとても魅力的だが、それ以上にマイナスの部分が大きいと受け取っているのではないかと受け取るしかない。見直した方が良いのではないかとの問いに、執行部より、事前に選定委員の皆さんには申請書類を配布しています。選定委員さんの声としては、1者だから駄目ではなく、プレゼンテーションによる事業内容が大事であるので、その提案内容を確認し選定を行いたい。ただし選定基準の点数を越えなければ候補者にはならないという御意見がありました。施設の大規模改修については、町の個別施設計画に基づいて、計画的に修繕を行っていきます。指定管理料の修繕費について、過去5年間中、通常よりも高めの積算をしています。最終的に1団体からの申請のみになりましたが、現地見学会及び質問が当初から1者であれば、懸念されるところですが申請書が提出されるまでは、ぎりぎり競争の原理が働いているものと考えますとの答弁がありました。

委員より、基準点が60点のところ81.29点とあるが、基準点より低い委員はいたのかとの問いに、執行部より、審査の全項目において、全ての選定委員は、基準点よりも高い点数で評価をされていますとの答弁がありました。

委員より、130万円未満の修繕について指定管理者が行い、それ以上は町が行うようになっている。新築で施設を渡せば良いが、老朽化が目立つような施設について指定管理者とどのように分担するのか決めているのかとの問いに、執行部より、修繕については、台風・雷などの災害時の特別な場合を除いて、決算ベースで過去5年間の修繕費が高かった年の修繕費で積算していません。別にリスク分担表を作成し、指定管理者が行う修繕、町が行う修繕などを定めています。130万円を超えるような高額な修繕や、施設の老朽化などによる長寿命化や大規模改修については、町の方で計画的に進めていきますとの答弁がありました。

委員より、申請者による提案内容は素晴らしいものだと思うが、これが絵に描いた餅にならないか。モニタリングで悪い結果が出た場合、内容を修正するような仕組みはあるのかとの問いに、執行部より、モニタリングについては、①セルフモニタリング、②行政モニタリング、③学識経験者によるモニタリング、④町民・利用者によるアンケート調査など、4段階のモニタリングを提案されており、指導や指摘があった事項を見直し改善を行いながら、それをデータ化蓄積していくシステムを考えられています。町の公共の施設であり、住民サービスの向上を目的としていますので、町からもしっかりチェックと指導を行っていきますとの答弁がありました。

委員より、提案書には、利用者の意見をしっかりと聞いて応えたいとある。利用者の声が一番と思うので、その声を具体的に反映し、モニタリングも機能させ、計画が画に描いた餅にならないように実施していただきたいとの問いに、執行部より、4つのモニタリングのうち、定期的な利用者によるアンケートや御意見を特に重要視されており、貴重な御意見は財産であると考えられています。ここのチェック体制は町としても、一番重要だと考えており、しっかりとチェックと指導をしていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、最終的に1者しか応募がなかったが、その1者が町のために利用者のためにより良くなれば良いのであり、事業者の提案が選定委員の点数にも反映されていると考えている。現時点では提案書ベースであるが、これが実行されれば、今以上に良くなるのは間違いないと思われる。民間ならではのサービスで、利用者を増やして、収益も増えれば、そこで働く職員もやりがいにつながっていくのではないか。コロナも落ち着いて、良い方向に向かっていけば良いと感じているがどうかとの問いに、執行部より、グループでは、ホスピタリティ研修を計画されており、ルネサンスが国内外で運営する約186類似施設にあげられた意見やクレーム等を本部で集約し、職員研修等に反映させることができる強みがあります。一番の売りとする部分です。町としましても利用者へのサービスの向上と充実を期待しているところですのでとの答弁がありました。

委員より、選定委員会の質疑の中で、株式会社ルネサンス本社から資金支援などがあるかとの問いに、単独での事業で運用していくことを想定しており、資金の支援を行う予定は現時点では考えていないとあるが、自主事業を行っていく中で、現在の利用者との調整をどうするのかとの問いに、執行部より、町の行事や毎年開催されている全国的な規模の大きなイベントを最優先とし、次に既存の町内のスポーツ団体や利用者を優先します。指定管理者では、施設の空き時間に自主事業の展開を考えられています。特にコロナ禍前のトレーニングルームの利用者数まで回復させ

ることを目指し、利用時間の延長やトレーニングルームの一部リニューアルと新しい機器の導入など、サービスの充実を計画されています。また、平日昼間の稼働率が低い時間帯では、シニア層や子育て世代向けの自主事業等も検討されていますとの答弁がありました。

委員より、土日が利用しやすいと思うが、現在の利用者を最優先するのか、それとも調整しながら行うのかとの問いに、執行部より、基本的には既存の利用を優先しながら、スポーツ文化コミッションや観光協会などの関係団体とも連携し、空き時間を有効に活用しながら運用していく予定ですとの答弁がありました。

委員より、選考委員でもある教育長の意見としてはどうかとの問いに、執行部より、選考委員会では、審査基準がありますが、それぞれの審査項目をどのような視点で見ていくのかと共通理解のもとに、審査をさせていただきました。また、事前の資料を読み込みながら、それぞれの立場でどういった質問をするのか準備して臨みました。現地見学会では9者、質問書提出も4者あったため、期待していましたが事業提案書の提出は1者のみでした。しかし、だからこそ、しっかりと吟味させていただきました。それぞれの質問に対し、構成団体の方にも熱心に答弁をいただきました。もちろん、複数者あれば比較もできましたが、平均81.29点あり、しっかりと選定した結果だと思います。運動公園の昼間の利用や、関連施設についての利用についても質問しましたが、民間のノウハウを活用し、よく考えているなど思ったところですよとの答弁がありました。

委員より、本会議で議員から全協に提出された資料が、著作権の問題で利用できず削除されたことがあったが、募集要項には、必要に応じ複写します。町及び選考委員会で利用しますとあるが、どうなのか。提案は素晴らしいと思われるが、町の事務手続がこれで本当にいいのかとの問いに、執行部より、全員協議会での説明資料については、企業の機密性のある情報が含まれていることから、冒頭で課長より説明後に削除させていただき旨を申し上げましたところです。その点については、議会などでの利用についても募集要項の中にきちんと記載すべきところでしたが、曖昧な表現となっていました。企業の方にとっては重要な技術力やノウハウも含まれているため、慎重に進めさせていただいたところです。十分な配慮ができておらず申し訳ありませんでした。今後は、このようなことがないように改善していきますとありました。

意見として、審議するにあたり、十分な説明資料がないと審議できないため、今後はしっかりと準備をお願いしたいとありました。

委員より、全員協議会では2年間検討して進めてきたとあったが、時系列としてはどうだったのかとの問いに、執行部より、大津町運動公園の指定管理については、十数年前から行財政改革の取組の中で協議がされてきました。当時はまだ地元団体のノウハウが足りないのではないかと、また、芝生管理の技術を有した職員がいたため、しばらくは直営で管理することとなりました。しかし、令和2年にその職員が退職することになり、今後の芝の管理をどうするのか、外部委託にするのか、指定管理にするのかなどの検討をすることとなり、令和3年には、庁内での検討を行い、関係団体等に意見を聞きながら、10月と3月にはスポーツ推進審議会に指定管理者制度に対する意見を求め、令和4年3月に大津町議会全員協議会で説明を行いながら令和3年と令和4

年で検討することを進めてきましたとの答弁がありました。

意見として、計画段階から全員協議会で説明をしてもらえれば良かったが、いきなり出されると以前の過程もわからなかったりするため、今後は改善をいただきたいとありました。

委員より、このグループは、図を見ると親受けと下請の関係になるように見えるが、団体の位置づけはどうなっているのかとの問いに、執行部より、今回は5者による対等な関係の共同体という形になります。以前は、法人・公共団体等に限られていましたが、現在は、法人その他の団体として指定管理を受けることができるようになっていきますとの答弁がありました。

委員より、資金管理等業務はどうなるのかとの問いに、執行部よりグループ協定書の中で組織・資金管理方法・管理業務の履行については、構成団体全員による協議・決定となっています。今後、包括協定の中で、更に詳細の協議を行っていきます。グループの代表企業は株式会社ルネサンスとなっており、今後、町との折衝や、指定管理にかかる書類提出、協定の締結等の手続については、代表として株式会社ルネサンスが行いますとの答弁がありました。

委員より、グループを作ることによって、情報共有や情報公開もやりやすいのかとの問いに、執行部よりグループ内の2団体は天津町の団体で、株式会社ルネサンスについても熊本市内に2施設所有していることから、情報を共有することで緊急的な対応や、イベント時の応援なども近いところからすぐに駆け付けることができるような体制も構築していただいていますとの答弁がありました。

委員より、グループは対等な関係とあるが、引継ぎ等はどう予定されているのかとの問いに、執行部より議会での承認をいただきましたら、今後、町と包括協定を結びます。そして4月から指定管理がスタートするため、1月から3月末をめどに準備と事務引継を行っていく予定です。その後も、必要に応じ、町も随時協力していきますとの答弁がありました。

意見として、予約の申請が1か月前からできるため、利用者への周知を徹底していただきたいとありました。

委員より、空き状況の確認や利用予約をオンラインでできるシステムがあるが、そのシステム導入はどう考えているのかとの問いに、執行部より、予約システムにつきましては、現在、庁内の関係する部署と将来的に導入するところで検討を進めていますが、現在利用している予約台帳システムの契約があと1年残っています。株式会社ルネサンスも独自のシステムを持っておられますので、今後、指定管理者とも協議して、町のDX担当部署とも検討し進めていきたいと思えますとの答弁がありました。

委員より、車がないと町運動公園には行けないが、交通の便について何か株式会社ルネサンスで考えはあるのか、町で何か考えがあるのかとの問いに、執行部より、株式会社ルネサンスの方で事前にアンケートを実施され、車を巡回させるなどは資金面で難しいが、地域等の公民館などに出向くアウトリーチ事業を他の自治体で行っており、天津町でも導入を提案されていますとの答弁がありました。

意見として、町でも巡回バスや乗り合いタクシー等の検討を行ってほしいとありました。

委員より、今後、老朽化したスポーツ施設などを改修していかないといけないと思うが、施設改修の計画があるのかとの問いに、執行部より、町では、個別施設計画の中で、天然芝の球技場・競技場、総合体育館の改修などの頭出しをさせていただいています。個別施設計画策定時には、指定管理者についての検討がなかったため、今後は、指定管理者とも協議しながら調整をしていきますとの答弁がありました。

意見として、体育館の冷暖房など、投資的な改修の検討も必要と思われるため、事業計画的などの内容は、早め早めに出していただければ検討しやすいので、指定管理者とも協議しながら、中長期的に十分な検討をお願いしたいとありました。

反対討論として、体育施設の利用向上について、住民サービスやスポーツ実施率の向上などには、民間のノウハウは必要だと思うし、指定管理の方向には賛成する。また、今回の提案書についても素晴らしい提案だと思うが、本年6月委員会時に魅力的な施設であり、数者から興味を示していただいていると説明があったが、8月の見学会には9者が参加し、質問を準備したのが4者、応募は1者であったことに対し、本当に魅力的な施設だったのか、要項は十分だったのか、また、競争の原理が働かず1者の選定が1億3千万円の高額な税金を投入するにあたり、本当に妥当なのか疑義が残る。今後の指定管理導入に向けて、魅力的な施設とすることはもちろん、多数の事業者に手を上げていただくべく、一度フラットに戻し、再検討するのが最適だと考えたとありました。

採決の結果、議案第74号については、可否同数だったため、委員長採決で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号関連、令和4年度大津町一般会計補正予算（第9号）についてであります。健康福祉部福祉課関係では、委員より、生活のしづらさなどに関する調査の調査員報酬の積算に1人の調査員で6日分と記載があるが、実際の調査対象世帯は何件あるのかとの問いに、執行部より、今回の調査対象区域には38世帯あり、そのうち、障害者手帳所持者などに詳細な調査票を配布し、調査することになります。実際には、福祉課職員が調査員の委嘱を受け、勤務時間外に調査を行う予定ですとの答弁がありました。

委員より、勤務時間外に調査しなければならないのかとの問いに、執行部より、通常勤務とは別に報酬が発生しますので、勤務時間外に行うことになるとの答弁がありました。

委員より、調査対象区域はどのような基準で選定されているのかとの問いに、執行部より、国がランダムに選定し、県から通知された調査区域中の世帯が38世帯となっています。市町村の規模により複数の調査区を受け持つ自治体もあります。熊本県下全ての市町村が調査対象となっているわけではなく、5年前は、大津町は調査対象ではありませんでしたとの答弁がありました。

委員より、移動支援事業について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前に戻りつつあるための増額なのかとの問いに、コロナには関係なく、利用者や回数が増えていることによる増額なのかとの問いに、執行部より、今回の増額補正に関しましては、コロナの関係というよりも、移動支援事業の利用者のうち身体介護が必要な方の利用が増加したことによる影響が大きいと考えて

います。身体介護を必要とする方は利用単価が高く、その方々の利用が増えれば給付額への影響が大きくなりますとの答弁がありました。

意見として、サービスを利用することで外出の機会が増えることは良いことであるとありました。

健康福祉部子育て支援課関係では、委員より、大津幼稚園のトイレは、和式と洋式の割合はどれくらいなのかとの問いに、執行部より、和式が2、洋式が3ぐらいの割合です。数年前に、一つを和式から洋式に変更しましたが、まだ和式が残っていますとの答弁がありました。

意見として、家庭ではあまり和式トイレは使わないし、小学校のトイレは壁などもきれいに整備されているので、幼稚園ももう少し前に修理等しておくべきだったのではないかとありました。

委員より、遊技場の天井シーリングファンはずっと使っているのか。清掃頻度はどの程度かとの問いに、執行部より、冷暖房使用時に使っています。清掃は10年ほど実施していません。天井までの高さが五、六メートルあり、職員ではできないため業者をお願いするものですとの答弁がありました。

委員より、なぜ補正予算で計上したのかとの問いに、執行部より、労働安全衛生法に基づく衛生委員会の職場点検において、ファンにほこりが付着しており、健康上良くないため、早急に清掃すべきだとの指摘があり、今回の補正予算で計上していますとの答弁がありました。

委員より、コロナ対策関係の予算で計上できなかったのかとの問いに、執行部より、今回は、清掃作業のため一般財源にて予算計上していますとの答弁がありました。

意見として、今後も定期的に清掃していったほうがよいとありました。

委員より、幼稚園駐車場の車止め設置について、大津保育園にも車止めはなかったかと思うので、ぜひ設置してほしい。また、保育園の場合は車止めとしてタイヤが置いてあるが、逆に危険ではないかとの問いに、執行部より、大津保育園については、現場を確認しますとの答弁がありました。

意見として、課題が出てきた場合は、その園はもちろん、他の園も点検し、計画的に対策をしてほしい。メンテナンスも早めをお願いしたいとありました。

また意見として、保育園・幼稚園は、改善できるところは早めに改善して、安心して子供を預けられるようにしてほしいとありました。

委員より、本会議で質問があった保育補助者雇上事業の件で、1人当たりの金額や研修内容について、再度説明をお願いしたいとありました。執行部より、この事業の目的は、保育士の負担軽減のために、保育所を目指す方を保育補助者として雇用するものです。対象となるのは、保育士資格を有していない方、保育に関する40時間以上の研修を受けた方で、この実習については勤務開始後でも構いません。もしくは、同等の知識を持つと認められる方、子育て支援員研修の保育に関する一定の研修を受講している方です。保育士資格を持っていないことと何らかの研修や実践を受けている方ということになります。業務の内容につきましては、給食の準備や後片づけ、園庭での見守り、制作物の作成補助や掲示、クラス活動時の声掛けなど、保育士の補助業務となっています。補助金の算定方法ですが、園の定員が121人以上か121人未満かで基準額が異

なります。その基準額以内であれば、一つの園当たり何人でも雇用することが可能です。補助金は、町から補助者を雇用している園に対して交付します。補助の負担割合につきましては、国4分の3、県が8分の1、町が8分の1となっており、国4分の3と県8分の1の分を合わせた8分の7が町の歳入として県から入りますので、町の持ち出しは8分の1ということになります。質問いただきました、1人当たりの金額がどれくらいにつきましては、2人雇用しているところや7人雇用しているところ、2時間勤務の方や8時間勤務の方等、園によって異なりますので金額もそれぞれですが、平均するとおよそ1人当たりの金額が100万円前後となっています。雇用形態もそれぞれなので、時給や日給、月給等も園や個人によって異なります。補助基準として1人幾らとは決まっています。次に、研修の中に虐待についての内容があるかということですが、子育て支援員研修のカリキュラムの中には、児童虐待と社会的養護という科目があります。また、適切な保育という意味では、配慮を要する子供なども含めたところで、研修が行われているところだとありました。

委員より、目的の中に保育士の負担軽減とあるが、その辺りは達成できているのかとの問いに、雇用されている園については、保育士の負担軽減に効果があると聞いています。

委員より、本会議の質疑の中で、保育補助者の仕事に保育日誌の記入というものがあり、もし保育士が虐待しているときに保育補助者は保育日誌に事実を書けるのか、きちんと通報できるような対応はあるかとあったが、それについてはどうかとの問いに、執行部より、保育補助者の業務の中に保育日誌を書くことはなく、保育日誌は担任等の保育士が書きます。もし、保育補助者が虐待の現場を目撃した場合はまず園長に報告すること、もし園長に言いづらい場合には、子育て支援課に報告してもらうこととなります。今回の静岡県での事件を受け、町内の全ての保育所等に、園内部で不適切な保育が行われないような研修や、こういったことが不適切な保育であるという共通認識をしていただくこと、何かあったときは園長に報告する体制を整えていただくこと、それでも難しい場合は子育て支援課に連絡いただくことを町から通知していますと答弁がありました。

委員より、公立保育等再編検討委員会の視察研修について、目的等を教えてほしいとの問いに、執行部より、今年度第1回の検討委員会で先進地事例の説明をした際に、写真を用いて口頭で説明しましたが、説明だけではイメージがわきにくいのではないかとということで、今後設置する公立の認定こども園をイメージしやすいよう実際に見ていただき、市の担当部署や園の運営者から直接話を聞くところです。視察先の決定はまだですが、念頭にあるのは佐賀県基山町の基山っ子みらい館です。令和2年度に設置されており、子育て支援センターと公立保育所が併設された多機能な施設ですとの答弁がありました。

委員より、私立保育所の物価高騰対策について、具体的な内容はどうなっているのかとの問いに、執行部より、熊本県が実施する支援事業で、国が定める公的価格等により経営を行う保育施設等について、物価高騰による経費の上昇分を利用者に転嫁できず、安定した保育サービスの提供に支障を来す恐れがあるため、物価高騰に係る光熱水費や燃料費の上昇分の一部を支援するもので

す。現在、県が示しているところでは、利用定員により基準額があり、定員60人以上の保育所等は360万円、定員20人から60人のところで20万円、定員19人以下のところは6万円となっています。対象施設は、保育所、認定こども園、地域型保育所、認可外保育所、私立幼稚園となっており、認可外保育所と私学助成の私立幼稚園については、県が直接補助される予定です。当初、県は負担割合を事業者2分の1、県4分の1、町4分の1としていましたが、この割合を見直すと言われていましたので、基準額にかかる補助について定額なのか上限額のかなど、県の要綱が示されましたら、補助率の見直しを含め、補正予算等に対応していきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、保育園には例えば36万円等の基準額が支払われるのかとの問いに、執行部より、基準額を支払う給付型なのか、上限を36万円として実際に増額した分を補助するのかなどの詳しい制度設計につきましては、県が要綱等を整備されているところですが、今のところは1施設あたりの基準額が示されています。事業者負担がないような形で見直しをされるようなので、県の要綱が示されましたら、改めて対応していきますとの答弁がありました。

委員より、増加した燃料代を既に支払った分に対する補助であるため、園は何に使ってもよいということかとの問いに、執行部より、給付型になるのか、上昇分の実支出分に対しての補助になるのか未定ですが、電気代や燃料代等の高騰分に充てていただくこととなりますとの答弁がありました。

委員より、物価高騰対策事業だが新型コロナウイルス感染症対策費に含まれているのはなぜかとの問いに、執行部より、県が新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応ということで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策支援として事業を行いますので、町も県の方針に沿って事業を実施するためですとの答弁がありました。

委員より、この制度について保育園側は知っているのかとの問いに、執行部より、現時点で県の要綱が示されていないため、具体的な制度については示していませんが、物価高騰による電気代やガス代の補助について県が検討しているところまでは伝えていきますとの答弁がありました。

委員より、10月頃まではコロナ感染者数が減っていたが、近頃感染者も増えてきていると思う。クラスターや複数の園児が感染した場合は園を休園するとか、町としてどういう基準を持っているのかとの問いに、執行部より、現在、町内の保育所等のうち、2園3クラスがクラス閉鎖しています。感染拡大がその保育施設内であっているか、またその可能性があるかといったところで判断しています。日数につきましては、それぞれの状況によりますが、園からの聞き取りや感染状況を基に決めています。1クラスに複数人コロナ陽性者が出ても、それぞれが家庭内感染によるものであって保育施設での感染でなければ、クラス閉鎖等はしていませんとの答弁がありました。

意見として、感染拡大を防止することが一番だが、保育園に預ける親としては休むのは大変困ると聞いている。状況によって対応してもらっているようだが、それについてはよろしくお願ひしたいとありました。

次に、健康福祉部介護保険課関係では、委員より、訪問用自転車保険料について、訪問時に自転車を使用しているようだが、どのように使っているのか。また、役場に自転車は何台あるのかとの問いに、執行部より、自転車はある程度役場周辺に在住する方を訪問する際に使っています。利用頻度は週3回程度で、役場庁舎には介護保険課分1台のみと認識していますとの答弁がありました。

委員より、管理栄養士の代替職員の方も管理栄養士になるのか。また、今回は産前休暇だが、4月以降も産後休暇、育児休業の対応をするのかとの問いに、執行部より、代替職員は管理栄養士を予定しています。産前休暇の職員については、出産後に産後休暇、育児休業を予定していますとの答弁がありました。

委員より、管理栄養士の応募はあるのかとの問いに、執行部より、管理栄養士を養成する大学に情報提供していますが、実際に公募してみないと分からない状況ですとの答弁がありました。

健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室関係では、広報等の印刷費について、補助金の対象とはなるが、既に支出したものに対して予算を計上するのはなぜかとの問いに、執行部より、ワクチン接種につきましては住民の方にできるだけ丁寧な説明をということで周知を行っています。ワクチン接種開始当初に比べると、本年度は3回目の接種、60歳以上の4回目接種、10月以降はオミクロンワクチンの接種、また、小児接種の3回目の追加接種、生後6か月以上の乳幼児の接種と、国からの接種体制整備が次々と示され、内容が非常に複雑になってきており、住民への周知として広報誌並びに生涯学習情報誌でページを割いて掲載しています。詳しい内容はホームページでも周知をしていますが、御年配の方につきましてはホームページではなく、広報誌や生涯学習情報誌での周知が中心となります。昨年に比べますと今年度は行動制限も緩和され、広報誌等での掲載内容も他の情報関係も増えてきていますので、新型コロナのワクチン接種については、国の補助事業に乗せて予算を確保するところです。今後も更に啓発周知の方を徹底していきますとの答弁がありました。

健康福祉部健康保険課関係では、委員より、インフルエンザの感染状況はどのような状況かとの問いに、執行部より、ここ二、三年、マスクや手洗いなどの感染症の予防効果もあり、インフルエンザの感染者数は少ない状況です。昨年は県内でも感染者の報告は数人程度でしたが、今年の11月以降、現時点では県内で累計10人程度の感染者数となっているようですとの答弁がありました。

教育部学校教育課関係では、委員より、護川小学校屋根改修工事については、令和3年3月に策定された個別施設計画には記載されていない事業であるが、個別施設計画に記載した上で、予算に計上すべきではないかとの問いに、執行部より、護川小学校は平成6年に完成し、築28年が経過している状態です。躯体がコンクリート、屋根が木造となっており、地元産の木材が使用されています。細い木材断面の屋根架構に、重量のある陶器瓦葺きとなっていることから、梁のたわみなどが発生し、広範囲で雨漏りをしている状態でした。これまで、屋根の改修のみでは、国庫補助事業に計上できないことから、部分補修などにより対応していましたが、災害時などに瓦

が落下することを防止するための防災機能強化という補助事業であれば活用できることが確認されたため、令和4年度当初予算に設計費を計上し、現在、調査を進めているところです。現時点で個別施設計画への記載はありませんが、今年度、個別施設計画の見直しについて担当部署と協議を行っていますとの答弁がありました。

意見として、個別施設計画に基づいて事業を行うことは大前提だが、有利な補助金が活用でき、雨漏りなど緊急性があるものについては、臨機応変に対応することも必要であるとありました。

委員より、資材費が2割から3割程度、高騰しているということだが、これは、去年から今年にかけてであって、今後も高騰していくのではないかと予測される。事業費の精査を十分に行うようお願いしたいがいかかとの問いに、執行部より、資材費等の高騰については、今後、どの程度上昇するのか、現時点では予測がつかない状況です。現在、実施設計を行っていますので、資材費等の推移については、今後も情報収集に努めていきたいと思いますとの答弁がありました。

委員より、美咲野小学校の特別支援学級増級に係る間仕切り設置工事はどこを行うのかとの問いに、執行部より、特別支援学級の増級に伴い、来年度の教室数が不足することから、1人1台タブレットを導入したことによって、使用頻度が減少したパソコン教室に間仕切り壁等を設置し、教室として使えるよう整備を行う予定ですとの答弁がありました。

教育部学校教育課学校給食センター関係では、委員より、電気料金の値上げは今後も続くと思われるが、今回計上している光熱水費はいつまでの分を想定しているのかとの問いに、執行部より、燃料費等調整額の上昇に伴う電気料金の増額が主な要因で、3月までの見込額で不足分を計上しています。また、今後もこのような傾向が続く場合は、新年度予算においても対応が必要だと考えていますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、総合体育館北側駐車場のどの部分まで修繕を行うのかとの問いに、執行部より、駐車場から園内に入る階段を境に、東に36メートル、西に45メートルの範囲で修繕を行いますとの答弁がありました。

委員より、修繕はどの程度行うのかとの問いに、執行部より、駐車場の段差部分に土留めのブロックで土砂の流出を防ぎ、駐車場部分には車の転落防止として、車止めを設置しますとの答弁がありました。

委員より、総合体育館の照明器具修繕とあるが、9月補正後に壊れたのかとの問いに、執行部より、9月補正後に壊れたものですとの答弁がありました。

委員より、4月からの指定管理に向けて、点検等は行っているのかとの問いに、執行部より、町内の体育施設について不具合がないか点検をしています。老朽化している施設が多いため、全ての施設を直ちに修繕はできませんが、短期的に修繕するもの、中長期的な計画が必要なものに分けて修繕計画を行います。また、指定管理者制度を導入した場合、指定管理者と協議し改善計画を立てて対応していきますとの答弁がありました。

意見として、計画的に修繕をしていれば大規模な修繕は行わなくて済んでいる。今後は、指定管理者と相談をしながら定期的なメンテナンスを心掛けるようにとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第75号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号、令和4年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

特に、質疑はありませんでした。

討論もありませんでした。

採決の結果、議案第76号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。またその他の所管事項として教育部学校教育課よりJLD議会関係について、教育部生涯学習課より歴史文化関係進捗状況についての説明を受けました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時09分 休憩

△

午前11時14分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） ただいまから、令和4年12月5日に、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第73号、議案第75号関連の6件であります。当委員会は審議に先立って12月8日の午前中、財政課所管事業の1か所の現地調査を行い、その後委員会室403において、執行部より説明を求めながら審議を行いました。審議の経過については、お手元に配布の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容についてその概要と結果、意見につきまして、報告をいたします。

まず、議案第68号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第70号、大津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について一括して審議をしました。

委員より、知り合いの高校の教師の方の話であるが、59歳なのに定年延長についての説明がまだされていないという話を聞いた。定年延長に伴い退職金の支給が遅れることによって、住宅ローンの一括返済を予定していた事ができないということであった。退職金の取扱いはどのようなになっているのかとの話であったが、定年延長を導入することによって、職員によってどんな不利益が想定されるか。またそれに対してどのような対応が考えられるかとの質疑に、執行部より職員の方々は、60歳定年ということでライフプランを計画されていると思います。定年が65歳に

なると、退職金をもらう時期が変わることになり、もし、早めの退職金を希望される場合は、一旦退職して定年前再任用短時間勤務を選択するしかなくなりますので、本議会におきましても条例改正が終わりましたら、全職員向けに説明会を実施する計画としておりますとの答弁でした。

委員より、60歳で退職された職員と定年延長により65歳で退職される職員の退職金の額に差があるのかとの質疑に、執行部より退職金については、勤続年数が35年経過で勤続期間における支給率が最大となりますので、60歳時点で35年勤続されている職員は、60歳または65歳でも手当額は同じ額になります。ただ、60歳時点で35年の勤続期間がない場合は、60歳以降の勤務分について手当金が支給されますので有利になりますとの答弁でした。

委員より、上位法の改正で、定年が延長になるということであるが、自治体独自の改正などあるのかとの質疑に、執行部より、例えば市など病院がある自治体は、医師の定年を70歳のように特例定年として定めるところはありますが、本町では、医療機関はありませんので、町の裁量で特例のような規定を定めることはありません。また、周辺市町の菊池市、合志市、菊陽町の人事担当者会議でも、特別な規定することはないと確認をしておりますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第68号及び議案第70号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、職員数の状況分析について、類似団体との比較は、自治体によって会計年度任用職員の任用状況等が違うので、これだけで不足職員数の根拠にはならないと思う。そこで、定時以外の在勤時間で不足職員数を算定しているが、定時以外の在勤時間と時間外勤務はどう違うのかとの質疑に、執行部より、時間外勤務は、所属長の命令により業務を行うことであり、定時以外の在勤時間はタイムカードによる職場への滞在時間になります。特に管理職員は、時間外勤務の概念がないので、実態に近い定時以外の在勤時間で算定をしていますとの答弁でした。

委員より、不足する職員数を、令和3年度の定時以外の在勤時間で算出しており、この中にはサービス残業も含まれていると思うが、条例改正を審議するに当たって、不足する職員数の根拠となる数字でサービス残業を使って良いのかとの質疑に、時間外勤務だけの時間では、実態と大きな乖離が生じるものと思われます。本来であれば、定時の時間で業務が終わらなければ、時間外勤務命令伺いにより、所属長が命令し業務を行うことになり、時間外に勤務を行う場合は、時間外勤務手当を支給しなければなりません。時間外勤務時間と在勤時間の考え方は課題として認識していますので、今後は、所属長による所属職員の業務状況等の管理を徹底し、時間外勤務の適正化・抑制に努めてまいりますとの答弁でした。

意見として、類似団体との比較は非常に細分化されているが、不足する職員数の試算は、定時以外の在勤時間で試算での分析になっている。職員数の多い部署は、時間の積み上げで職員数が不足するという結果になるが、職員数が少ない部署は時間の積み上げが少なくなるため、職員数が不足するという結果にならない場合がある。また、業務量調査の結果で、アウトソーシングの活用や会計年度任用職員への業務配分で業務改善ができるとなっているが、例えば議会事務局はア

ウトソーシングの活用はできないことはないが、実際に実施している自治体はないと思う。その中で、類似団体との比較でマイナス2という数字が出ているということは検討が必要ではないかと思う。また、業務量の多い部署から業務を少し引上げ調整することも必要ではないか。次回、職員定数を見直す時は、職員数が少ない部署にも目を向けたアプローチの仕方の分析を行ってほしいとの意見がございました。

議案第69号について、討論はなく、採決の結果、議案第69号について全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、議案第71号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

特に、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第73号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号関連、令和4年度大津町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

総務部総合政策課関係で、委員より、くまモン活用地域資源創出事業負担金について、6月補正時に計上した負担金の追加分となるが、今年度実施分と翌年度以降の予定など、事業の全体的なプランはできているかとの質疑に、執行部より、本事業は、県のくまモンランド化構想の一部である補助事業で、年度当初、県へ事業計画を提出した段階では、空港ライナーのくまモンラッピング、ビジターセンターの改装、夜間誘客のためのくまモンスポットライト設置による阿蘇くまもと空港駅のくまモンステーション化を考えており、今年度を実施することが難しい部分は、次年度以降、別途国の補助などを活用して整備する予定としていました。担当課として、今年度、まずは空港ライナーのくまモンラッピングとくまモンスポットライトの設置をメインとし、予算次第でビジターセンターの整備を段階的に進める考えでしたが、県のくまモングループとの協議の中で、ビジターセンターがくまモンを感じることができるスポットとして要になる場所であるため、そこに重点を置いて整備をすることになりました。

委員より、ビジターセンターをくまモンスポットに改装するとしているが、駅の待合室としての機能は十分に確保できるのかとの質疑に、執行部より、現在の待合のためのスペースは確保し、観光案内もこれまで通り行う予定で、現在の環境を損なうことなく、くまモンの新しいスポット感を出していきたいと考えていますとの答弁でした。

委員より、くまモンスポットの整備について、今後どのくらいの費用を見込んでいるかとの質疑に、執行部より、3年間ほどの期間で、試算では2千400万円から2千500万円の整備費用を見込んでおり、地方創生交付金やそれに代わる補助金などを活用したいと考えていますとの答弁でした。

委員より、多言語通訳システムでは通訳者とリモートでのやり取りができるビデオ通訳機能があるが、時間や対応言語の制約はあるかとの質疑に、執行部より、ビデオ通訳は1回ごとの通話時間が30分以内であれば何回でも利用可能となっていますが、システムにはランニングコストがかかるため、それに見合った効果があるのか、あるいはAI通訳機で十分対応できるのか、使用しながら見極めていきたいと思っていますとの答弁でした。

次に、総務部財政課関係で、委員より、今回、ふるさと寄附金について、歳入で2億円、歳出で約1億9千万円をそれぞれ増額補正されているが、歳入と歳出のバランスはどうかとの質疑に、執行部より、寄附金収入と返礼品に係る支出については、数か月のタイムラグが生じることが要因で、昨年度寄附受付分に係る返礼品の支出と今年度の寄附受入額のタイムラグにより、歳入と、歳出が同額程度となっていますとの答弁でした。

意見として、委員より、包括支援センターの改修について以前は旧道の空き地を使ったイベントなど結構にぎわっていたが、入り口のツツジの植栽が邪魔で通行する人は歩道がなく危険である。整備するのであればそこまで考えて町民に好評となるような改修は考えていないのかとの質疑に執行部より、今回の回収は貸出しのみしか想定しておりませんので、その発想はありませんでした。また、関係部局と相談したいとの答弁でした。

意見として、一緒に考えてほしいのは、旧包括支援センター横の旧庁舎の駐車場が、もともと新庁舎の検討委員会とかも含めて、あそこは広場的な使い方として商店街と役場の間の空間にしましょうという構想だったと思う。今のところまだ実現できていないので、それと併せて進めてもらえれば良いと思うとの意見がありました。

住民生活部税務課関係で、委員より、住宅用地特例誤りの還付について、全体の件数と還付金額の見込みについて質疑があり、執行部より、件数については筆単位で406件あります。途中、売買などにより所有者の変更があっている場合は、1筆につき3件ほどに分かれる場合もありますが、1筆として計算しています。現在、金額としては約4千400万円の還付が完了し、最終的には約9千万円の還付金額になると見込んでいます。6月補正予算で全体の8割程度の還付金額を計上しており、今後速やかに還付を行うため、今回補正予算を計上するものですとの答弁でした。

委員より、税の担当者が変わって、10年後、20年後に同様の誤りが発生しないのかとの問いに、執行部より、今回の課税誤りについては、引継ぎを十分に行うとともに、評価替えの際に委託業者と連携を密にして、再発防止に努めていきたいと考えていますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第70号関連について全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては当委員会の決定に御賛同いただきますようお願いを申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時40分から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

午前 11 時 32 分 休憩

△

午前 11 時 40 分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久文教厚生常任委員長から訂正の申出がありますので、これを許します。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久） 先ほど報告しました文教厚生常任委員会審議記録の中で議案第 75 号関連、令和 4 年度大津町一般会計補正予算（第 9 号）の健康福祉部子育て支援課関係について私立保育所への物価高騰対策事業補助金利用定員 60 人以上の基準額を 360 万円と申しましたが正しくは 36 万円になりますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（桐原則雄） 以上で各常任委員会委員長の審査報告は終わりました。

荒木俊彦議員。

○15 番（荒木俊彦議員） 動議を提出いたします。

議案第 74 号、大津町運動公園ほか 8 施設の指定管理者の指定についてにつきまして、指定管理の内容等につきまして、なお慎重な審議が求められていると思います。

つきましてこの議案第 74 号を継続審議とし、議員全員による特別委員会の設置を行い、これに付託をして審査することを提案いたします。

○議長（桐原則雄） ただいま荒木俊彦議員から議案第 74 号について全議員で構成する特別委員会を設置し、これに再付託することの動議が提出されました。

この動議に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） この動議は賛成者が多数おられますので、成立しました。

議案第 74 号の継続審査を議題とする動議を議題として、採決を行います。

この採決は電子採決によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第 74 号について全議員で構成する特別委員会を設置し、これに再付託することの動議は可決されました。

議案第 74 号は、全員で構成する特別委員会を設置し、これに再付託することに決定しました。

しばらく休憩します。議会運営委員会の皆さんは、委員会室にお集まりお願いしたいと思います。

午前 11 時 45 分 休憩

△

午後 1 時 00 分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。議案第74号について全議員で構成する特別委員会を設置し、これに再付託し継続審査とすることの動議については、全議員で構成する体育施設指定管理検討特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、本件については、全議員で構成する体育施設指定管理検討特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

引き続き、特別委員会の選任を行います。

お諮りします。

特別委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって全議員を指名したいと思いをします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会は、全議員を選任することに決定しました。

御連絡いたします。委員会条例第9条第1項の規定によって特別委員会を開いて正副委員長の互選をお願いします。特別委員会の会議室を御案内します。会議室は全員協議会室で行いますので、御移動をお願いします。

念のため申し上げます。委員会条例第9条第2項の規定によって委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うことになっていきますので、よろしくお願いを申し上げます。

しばらく休憩します。全協室のほうに移動をお願いします。

午後1時02分 休憩

△

午後1時16分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告します。委員長に荒木俊彦議員、副委員長に山部良二議員に決定しました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。

なお、議案第74号については、特別委員会を設置されましたので、質問についてはこの部分はないようお願いしたいと思います。

それでは質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 文教厚生常任委員長に質疑いたします。

75号だったと思いますけれども、委員長報告の中で幼稚園のトイレの報告があったと思います。和式のトイレがあってそれに対して不用じゃないかなという説明であったかなと思いますけれども、以前、私随分前ですけど、現場で委員会の時に聞いたことあるんですけども、洋式トイレだけではない。いろんなところで和式トイレと出会うときがあるだろうというところで、必要なんだということを聞いた覚えがあるんですよ。ですから、その説明でいきますと取り壊して洋式するとかそうなってきましたれば、和式のトイレを経験したことがない。いろんな所に行ったときにそういったトイレに出くわした時に、それが家庭にもない。ますますそれって必要になるんじゃないかなとそう思われますので、この点についてそこまでの意見しか出なかったのか、それとももう少し意見が出たのかこの点について質疑をいたします。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久） 永田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

すみません、ちょっとこの大津幼稚園のトイレの和式と洋式の件なんですけど、意見でちょうど読んでないところがその部分で、教育の一環で洋式と和式が両方あってもいいのではないかという意見もあってますので、ちょうど読んでないところでした。すみませんでした。

○議長（桐原則雄） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。なお討論は反対をされる議員から発言を許します。討論はありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうは議案第69号ですね、これについて所管の委員会のものですが、委員会のとくと状況が変わりましたので、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

今回の議会では、一般質問の中で何回も財政が厳しいという言葉が出てまいりました。それによって一般質問の中で、こういったことはどうかという提案がこれは無理ですねという答弁がされたこともあったかと思っております。そうしますと職員数というのは直接人件費、それも固定費で長きに渡り影響するものなんですね。そこに財政状況というものが変わっているのであれば、その要素を踏まえて再度検討する余地はあるのではないかということで、これを委員会の審査の時と、同じ条件で議論することはできないだろうという考え方で、69号に関しては反対の討論をしたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 議案第69号について賛成の立場から討論をいたします。

大津町職員が適正な数であるかというところについては、執行部のほうでしっかりと調査をしていただいたと。業務量の調査を踏まえてこれだけの人数が必要ですよという形になっております。

人数については、様々、賛否両論があるところだと思いますが、明らかに人口増加が進むこの大津町においては職員数を増やしていく、そして手厚い行政の力を持って町民の皆様の生活基盤の安定であったりとか、あるいは行政サービスの推進などをやっていただきたいなと思います。

また、今反対の討論の中にありましたが、一般質問の回答において財源が確保できないという理由を元にこの質問をはねのけている例もあるということです。私も一般質問をさせていただいた中で、そういった経済的側面から内容については難しいという回答をいただいておりますが、これについては実行可能な根拠というものをしっかりと整えていくことにより、町の行政というたら財布のところから自分たちが提案する理由、やっていただきたい施策というものを根拠に基づいて説明をする。私も含めてそういう努力が足りなかった部分が否めないのかなと思います。一般質問においてそういった財政処置がなかなか難しいという状況と、今現前町民のためのサービスを行わなければならない、その立場で定員が足りないのではないかという議論を、あまり結びつけるべきではないかと思います。従いまして、本案件については、大津町の職員数の定員数が不足しているという答申の元に提出されたものでありますので、この議案については賛成の立場を表明いたします。

よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第69号について反対の立場から討論いたします。

提案理由というのは、ずっとお聞きして委員会で審議されたということですが、ここでポイントとなることは、行財政改革をきちんとした上で、絶対的な改革を進めてもどうしても人的資源が足りないという根拠に乏しいと私は思っております。事業内容、せっかく町長が変わられて2年近くたとうとしております。そこでやることは、まず行財政改革であり、そのところをきちんとお示しをして、そして議員各位が納得するようなそれって必要だねと言われるような説明まで至ってないと思います。やはり進めるべきは、まず業務のスリム化できるところはスリム化。取捨選択して、事業選択いろいろそういった形で改革を進めた上でということがちょっと弱いかなと。まだまだ改革の余地はあると思います。その上で69号は提案すべき議案ではないかなと理解します。よって69号について反対の立場から討論します。

議員各位の御賛同よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私は議案第69号の職員定数の改正条例について、賛成の立場から討論いたします。

行政におきまして、住民の要望実現の立場から議会議員はいろいろ質問要望をするわけですが、確かに財源がないという返答もよく使われる言葉であります。その場合はどこに財源があるかというのを議会議員側もきちんと示して討議を行う必要があるかと思ひます。

それから定員が二十数人増やすという条例改正になっておりますが、これが条例が通ったから一気に二十数人増やすということではございませんので、徐々に定数以内で職員を増やしていくということ、それから大津町は幸いなことにこれから人口増加が続くであろうということはだれしも否定ができない状況であるかと思えます。そういう意味で職員の皆さんが、サービス残業が増えるような、また管理職であるから際限なく働くような状況を放置しては結果的に良い仕事はできないということにつながるかと思えます。そういう意味で働く立場からしても今回の定数増の条例、改正について賛成をするものであります。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず議案第68号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、大津町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、大津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、大津町廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、大津町下水道事業受益者負担金審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。しばらく休憩します。

午後 1 時 3 3 分 休憩

△

午後 1 時 3 6 分 再開

○議 長（桐原則雄） 会議を開きます。

議案第 7 5 号、令和 4 年度大津町一般会計補正予算（第 9 号）について採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 7 5 号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 6 号、令和 4 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 7 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 7 号、令和 4 年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 7 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 8 号、令和 4 年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長

の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、令和4年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（桐原則雄） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 発委第1号 学校教職員の配置の充足を求める意見書の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第4 発委第1号 学校教職員の配置の充足を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発委第1号提出者、豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（豊瀬和久） 学校教職員の配置の充足を求める意見書につきまして、趣旨説明を行わせていただきます。

まずその案文を拝読いたします。子供たちの教育の場である公立学校を設置運営することは、自治体の使命であり、本町もその環境整備に努めているところです。その環境整備において教職員の配置は、最も重要な事項ですが、これは都道府県等が行うことになっています。文部科学省は、今年1月に教師不足に関する実態調査の結果を公表しましたが、それによればその教職員の不足は全国的な傾向であるようです。しかし、その傾向を都道府県別に見ると、熊本県において特に不足が顕著な状態であることが示されています。本町では、児童生徒の増加が続いており、また特別な支援を要する児童生徒も増え続けています。当然、教職員の必要数も増加しているところですが、ここ数年配置不足が続いており本年も9人が不足、5月1日時点でしている状況です。学校教育において教職員は不可欠な教育環境の根幹であり、その充足は教育環境の整備を担う自治体の責務と考えます。熊本県教育委員会におかれては、その不足解消に向け様々な施策を講じておられるとは拝察しますが、更に一層の対策を講じていただきますよう下記の通り要望します。

1 各市町村・学校に配置基準に基づく配当数を満たす教職員を配置すること。

2 そのため再任用、臨時的任用、非常勤等の教職員の勤務条件や処遇の改善と教職員確保に向け必要な方策を講ずること。

3 教職員の早期退職や病気休職等を抑制するため働き方改革を更に推進するとともに教職員の過大な負担を改善するよう業務を分担する人員を配置すること。

4 厳しい県の財政ではあるが、夢への懸け橋である教育の充実のため必要な財政措置を講ずること。

引き続き、申し上げます。提案理由です。

本町では、人口増加に伴い児童生徒の増加が続いており、また特別な支援を要する児童生徒も増え続けています。当然それにあわせて教職員の必要数も増加しているところでもあります。しかしここ数年配置不足が続いており、本年度も9人が不足、5月1日時点している状況にあります。

学校教育において教職員は不可欠な教育環境の根幹であり、その充足は教育環境の整備を担う自治体の責務と考えます。熊本県教育委員会におかれてはその不足解消に向け様々な施策を講じておられるとは拝察しますが、更に一層の対策を県に求めていくことが必要であると思います。

よってこの意見書を提出させていただきます。

熊本県大津町議会議長桐原則雄、提出先は熊本県教育長白石伸一様、熊本県知事蒲島郁夫様です。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 意見書につきまして、質疑を行います。

不足しているという状況で、職員はみんな県の職員ですから重々承知な上だと、県も承知していると考えられます。要はなぜ不足しているのか、原因というものをちゃんと把握されてこの意見書を出しておられるのかなということです。なぜ不足しているのか。この点について原因が明らかじゃないと、ただ増やせ、増やせと、足りんじゃないかというのであるならば、何か一つ足りないような感じが私しているんですけども、不足している原因というものが重要でありまして、それに対する対策というものだったならわかると思いますが、そこもわからないまま出すのであるのであれば弱いかと思います。

質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

一番の原因は、教師になりたいといってまだ受かっていない教師の浪人の方が少なくなっていることが一つと全体的に受験者数が減っていることが原因だと思われま。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

受験者保留者が多いということですが、なり手不足ということで受験される方も少ないということで、何で少なくなるのかというのが問題でありまして、少なくなった理由を聞いてるんですね。魅力的な職でなくなったということではないんでしょうか。私わかりませんが、その点というのも調べ上げた上で提出していただきたいと思いますので、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。

なり手不足とか魅力がなくなったとか、いろんな理由はあると思うんですけども、一つは意見書の中の対策を求めている要望の中3番にあります、教職員の早期退職や病気休職を抑制するため働き方改革とか、そういうものを更に推進するとともに教職員の過大な負担を改善するよう業務を分担するなどの人員を配置するという。このあたりもなり手不足の要因の一つではないかということで要望をしているところです。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。なお討論は反対をされる議員から発言を許します。討論はありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 反対の立場から討論を行います。

今いろいろ質疑いたしましたけれども、納得には至っていないというところで要するに時代が変わりましたけれども、今から一時期は学校の教職員というのは、花形でなりたくてもなれないというぐらい難しかったんですね。小学校の先生になりたい、中学校の先生になりたいと言っ

る人はたくさんおられました。

ところがこの学校職員の配置の充足を求める意見書は、あくまでも減ったからどやんかせいというふうには聞かなくて、まずなぜ減ったかという原因を追及しなければ改善に向かわないと。これは県も重々承知しているわけですよ。国も承知している。ということは何が悪いかというのは職場環境ですよ。職場環境を改善しない限りは、成り手はいないと思います。それを納得してやられる方はおられるかもしれませんが、職場環境が好ましくないと、ブラックという人まで今は出てきてますよ。学校の先生というのは。一般質問でも言いましたけれども、そういったところを改善しないと、そういった意味で一般質問をしたんですけれども、そういった環境悪化というのが学校の現場で起きているということを私は聞くし、実際そういったものを本当に感じるんですね。ですから、これは意見書として不十分だと思います。まず我々ができること。町営の学校があります。ここの職場環境をきちんと整えることによって、魅力的な職となる。そしたら増えると思います。ですから、この意見書は減ったから増やせというようなぶっきらぼうなものには感じられないのであります。

以上のことにより、この意見書に対して反対の立場から討論をいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私はこの意見書について賛成の立場から討論いたします。

今お話のありましたとおり、確かに学校がブラックだという言い方について、私もかなりの部分で賛同するところではあります。当然、その解消というのはやっていかなければいけない。それはもちろんなんですけれども、この意見書が求めているのは、現に今不足しているものを何とかしなければならないということです。現に今不足しているということは、今子供たちが困っているということなんです。実際に先日私も学校のお話ありましたが、例えば数学において大体数学というのは学力に応じて、少人数指導というものが非常に効果的であるというわけなんですけれども、それをするためには教職員の加配というものがが必要です。しかし、そういう加配がなされていないために少人数指導が実現できておらず学力の格差がますます広がっていくという状況にあります。したがって今いる子供たちをきちんと指導していくために必要な教職員の数というものがこの定数なんです。その定数が不足しているところが問題なのでありまして、当然に学校の労働環境等は改善しなければならない。それは体質改善の話であります。この意見書が求めているのは対症療法です。この対症療法であるところの意見書ということで捉えていただければ、賛成していただけるものと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は電子採決によって行います。発委第1号は、原案のとおり

決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。押し忘れはありませんか。確認してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 諮問第1号から日程第7 諮問第3号まで一括上程、提案理由の説明、質疑、 討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
についてから、日程第7 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつ
いてまで3件を一括して議題とします。

諮問第1号から諮問第3号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を
省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は
委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆さん、こんにちは。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、
一言御礼を申し上げます。本定例会に御提案申し上げました案件につきまして御議決をいただ
き、誠にありがとうございました。

今後とも説明責任をしっかりと果たしながら議員の皆様の御指導、御助言をよろしくお願い申し上
げます。

続きまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推進につき意見を求めることについてでございますが、委員
の松本晴美様が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、再度松本晴美様を人権
擁護委員候補者として推薦したいと思うものです。松本晴美様は、平成29年の1月1日から人
権擁護委員として人権尊重の意識を高めるための活動を熱心に努められております。また大津町
役場に勤務され、町立大津幼稚園園長などを経て退職されております。幼児教育で培われた知識
とこれまでの経験を生かし、人権擁護委員として活発な活動が期待できると考えております。

次に諮問第2号、人権擁護委員候補者の推進につき意見を求めることについてでございますが、
委員の樋口良久様が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、再度樋口良久様を

人権擁護委員の候補者として推薦したいと思うものです。樋口良久様は、平成29年の1月1日から人権擁護委員として人権尊重の意識を高めるための活動を熱心に努められております。また長年、検察庁に勤務され犯罪被害者の支援等に尽力されました。検察庁勤務で培われた経験を生かし、人権擁護委員として活発な活動が期待できると考えております。

次に諮問第3号、人権擁護委員候補者の推進につき意見を求めることについてでございますが、委員のイワオアキノリ様が令和5年3月31日をもって任期満了となられますので、新たに菊池英二様を人権擁護委員の候補者として推薦したいと思うものです。菊池英二様は、大津町役場に勤務され同和対策課、人権啓発課、介護保険課長兼地域包括支援センター長などを経て、退職されました。その経験から人権擁護に関する優れた見識があり相談支援にも精通されていることから、人権擁護委員として活発な活動が期待できると考えております。人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御審議のうえ、御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 質疑を行います。

人のバランスですね。この方一人一人がどうこうというお話ではありません。年齢的に見てもそここの御年齢の方ですし、今言ってしまうと、インターネット上の人権侵害とか、人権の問題というのは特に若い人たちにとってしっかり理解されなければならない状況にあるかと思います。そうした中で、年齢的なバランスが欠けているのではないかというのがまず一つと、もう一つがやはり役場の職員のOBの方、これやむを得ないところがあるのかもしれませんが、もう少しバランスという意味で、ほかの方法が考えられなかったのかということをお尋ねしたいし、もしどうしても今回厳しかったということであれば、次回からどういう努力ができるのかと。そのバランスという意味でですね。少し意見を聞かせていただければと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 年齢のバランスと役場職員ということのお尋ねですけれども、年齢のバランスについては、ほとんど60代以上の方ということで、どうしても職務上いろんな相談業務があるんで、現役世代の方がなかなか難しいという現状もございます。そういった形で今回岩尾さんが任期満了になりますので、新たな役場職員である菊池さんをお願いしております。

ただ、役場の中でもいろいろ人権的な学習もしておりますし、その後退職後も地域の人権に関わるボランティアあたりもされておりますので、そういった地域活動にもしっかり取り組んでおられるということで今回お願いしたところでございます。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 確かに、この方、お一人お一人を見れば優れた見識をお持ちの方である

ということは十分わかるんですよ。最初に言われた、職務上現役世代が厳しいと言われたんですけども、本当にそうかというところをもう少し突っ込んで考えるべきところがあるんじゃないかなと思うところです。これから定年延長という話がありまして、そうすると地域のために仕事をする人材というのがどんどん層が少なくなっていくという危惧もされているところですので、是非現役というか、そうした世代から町の様々な委員に就任していただける方をどうやって探し出していくのかというプランについて考え方について、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 現実的にはなかなか厳しい状況でございますけれども、おっしゃいますように、どういった方たちが現役の中でできるのかということについては十分検討していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 一括上程のこの諮問について質疑をいたします。

今佐藤議員から御指摘がありまして、職歴と役場に務めておったかおらないかという観点だったと思うんですが、町長の公約のところにもちょっとは出てくるかと思いますが、女性の登用というところですね。今回男女比は変わらないまま様々な委員の選考の中にも女性の方の門戸大分増えてきたと思います。人権の問題は様々な要素がありますが、特に働く女性の人権侵害であるとか、ジェンダーの話であるとか、様々な要点が先ほどのデジタル社会における人権侵害のほかにも様々な要件があるのかなと思います。この男女比率は今質問に出てきませんでしたので、こういった登用についてどのような見解があるかお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の質疑にお答えいたします。

佐藤議員の質疑とも重なりますけれども、多様性のところで今回も念頭にあったのが男女比のところと年齢構成のところと正に御指摘のあったバックグラウンドのところですよ。

当初その想定で選定を進めていたところですが、いろいろ交渉する中でなかなか難しいところもありました。そうした中で先ほど佐藤議員から御指摘ございましたけれども、しっかりと改選等ございますので、平時のときからしっかりと育成プラス人探しを進めていくことは大事だと思っておりますので、その辺はしっかりと念頭に入れながら進めていかせていただきます。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。なお討論は反対される議員から発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて採択します。この採決は電子採決によって行います。諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決定されました。

次に諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて採決します。この採決は電子採決によって行います。諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、諮問第2号は原案のとおり適任とすることに決定されました。

次に諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採択します。この採決は電子採決によって行います。諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、諮問第3号は原案のとおり適任とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和4年第8回大津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後2時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月14日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会副議長 坂本 典 光

大津町議会議員 荒木 俊 彦

大津町議会議員 大村 裕一郎